

平成 24 年 9 月

# 定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月10日】

代表質疑

1 中村嘉孝（新和会） 35～47ページ

**議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 決算についての総括・検証について
- 2 実質収支額について
- 3 財政指標について
- 4 市税収入の減少について
- 5 今後の財政運営について

代表質疑

2 竹井道男（市民クラブ） 47～63ページ

**議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 歳入の評価について
  - (1) 歳入全般について
  - (2) 市税について
  - (3) 滞納調書の作成について
  - (4) 地方交付税について
- 2 歳出の評価について
- 3 財政調整基金について

**報告第12号 決算に関する附属書類の提出について**

- 1 主要施策の成果報告書・決算の概要について
  - (1) 総括について
  - (2) 経常収支比率について
- 2 主要施策の成果報告書・主要施策の成果について
  - (1) まちづくり基本条例推進事業について
  - (2) 市税・水道料金コンビニ収納事業について

**議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について**

- 1 医療センター改革プランの総括について
- 2 純損失の計上について
- 3 未収金について

代表質疑

3 伊藤彦太郎（ぽぷら） 63～72ページ

議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 予算との差異について
- 3 今後の財政運営について
- 4 財務書類4表について
- 5 税の滞納への対応について

4 服部孝規（日本共産党） 72～81ページ

議案第71号 工事請負契約の締結について

- 1 13億円もの契約であるのに、随意契約としたのはなぜか

報告第12号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 主要施策の成果報告書における「決算の概要」での平成23年度決算の評価は妥当か

5 森 美和子（公明党） 81～89ページ

議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について

- 1 今回の改正の内容について
- 2 第2条の所掌事務について
- 3 第3条第3項第8号、第9号の追加によって人選はどんな広がりになるのか

議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 市営住宅使用料の未収金について
- (1) 年次別推移と現年滞納の実態について

議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 水道料金の未収金について
- (1) 年次別推移と現年滞納の実態について

議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 医療センター使用料の未収金について
- (1) 年次別推移と現年滞納の実態について

報告第12号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 主要事業の成果報告書について
- (1) 青少年自立支援事業について
- ア 庁内評価は見直しの余地ありとなっているが、どんな課題があったのか
- イ 自立支援については評価されたととらえていいのか
- ウ 今後どうしていくのか

**議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**

- 1 歳入歳出決算に対する市政の経営者としての想いについて
- 2 歳入歳出決算の残高が15億4,934万9,846円で、実質収支額は14億5,818万6,842円であるが、差額について
- 3 予算編成時に財政調整基金等より繰入れて予算編成したが、残高により基金への繰出しについて

**議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について**

- 1 改正内容の要旨について
- 2 市長の諮問により防災会議で審議することになっているが、防災会議の会長を市長が職務することについて
- 3 防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加することについて
- 4 防災会議の定員との関係について

**議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**

- 1 債務負担行為補正で市単橋梁整備事業の追加と野村布気線整備事業の限度額について
- 2 第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費、市税還付金等8,500万円について
- 3 第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、民間保育所補助費269万9千円について
- 4 第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、地域農業支援事業75万円について

**議案第71号 工事請負契約の締結について**

- 1 亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事の契約内容について
- 2 契約の方法が随時契約であることについて
- 3 契約金額が13億830万円であるが、適正な額であるのかについて

**議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について**

- 1 急速充電設備は亀山市に存在するか
- 2 設置場所に関する規定について
- 3 当該設備に火災が生じた場合について
- 4 充電中に車両火災が生じた場合について
- 5 電気自動車と急速充電設備の導入について

**議案第72号 財産の取得について**

- 1 新ポンプ車のメーカーと古いポンプ車の使用期間について
- 2 新ポンプ車の性能について

### 3 新ポンプ車の戦力と人員の有効活用について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月11日】

1 鈴木達夫（ぽぶら） 111～120ページ

### 議案第71号 工事請負契約の締結について

- 1 契約内容について
  - (1) CO<sub>2</sub>3%削減について
  - (2) ライフサイクルコストについて
  - (3) ランニングコストについて
  - (4) 入札方法について
  - (5) 契約によるゴミ行政の取り組みについて

2 福沢美由紀（日本共産党） 120～127ページ

### 議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 徴収経費の84万9千円の内容について

### 議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 民生費、社会福祉総務費、繰出金のうち、国民健康保険事業分に不用額が約1億4千万円も出た理由について

### 議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 約1億5千万円の黒字決算になった要因について

3 櫻井清蔵（ぽぶら） 128～135ページ

### 議案第72号 財産の取得について

- 1 指名審査会の意向を知りたい
- 2 入札結果調書の内容について、仮契約時における市長としての見解、判断を知りたい
- 3 入札結果調書によると指名競争入札において13社の内3社が「無効」と判断されているが判断の基準を知りたい
- 4 入札結果調書に予定価格の明示があるが、当初予算と最低価格があると考えられるが、「歩切り」についての確認をしたい

### 議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 積み立ての目的について
- 2 活用の基準について
- 3 平成23年度決算による建設改良積立金2億9,319万9,969円の今後の活用について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月11日】

1 大井捷夫（新和会） 139～150ページ

### 亀山市行財政改革大綱の見直しについて

- 1 行政改革推進委員会へ諮問し審議されたが、その経過及び内容について
- 2 公債費負担率の目標数値について及び今後の見通しについて
- 3 経常収支比率について及び今後の財政確保の取り組みについて

### 観光振興について

- 1 観光振興施策の取り組み状況について
- 2 外国からの誘客に向けた取り組みについて
- 3 攻めの施策展開が必要と考えるが、その取り組みについて
- 4 関ロジ・道の駅の再生について

### 市長4年目の集大成の年に当たり、その総括と今後の取り組みについて

- 1 23年度決算から見た行政評価と任期5カ月を残すことになったが、今期の総仕上げへの決意と抱負について
- 2 3つの基本理念に基づくマニフェスト「新生・亀山モデル～7つのカタチ～」の成果と達成度について

2 宮村和典（市民クラブ） 150～161ページ

### キラリまちづくりトークについて

- 1 改めて趣旨を問う
- 2 今年も7月より市内14カ所で開催したが、各地域の要望の回答時期を問う

### 亀山市が結んでいる災害時における応援協定について

- 1 協定の意義を問う
- 2 全体でいくつ結んでいるのか（単独自治体、自治体間、市内の団体など）
- 3 災害時における応援協定はいくつか
- 4 直近では単独自治体と2件協定を結んだが、その目的は何か
- 5 相互応援の趣旨からどのような形での応援を期待するのか問う

### 地域公共交通について

- 1 現在の路線の種類を問う
- 2 年間費用を問う
- 3 現状での市民満足度（利用での）を問う
- 4 現在の施策と次の施策への転換を問う
- 5 課題の解決策を問う

3 伊藤彦太郎（ぼぷら） 161～171ページ

**民間保育所整備事業について**

- 1 6月15日の事業者決定に至るまでの経過について
- 2 市が要求した仕様および応募事業者からの提案内容について
- 3 決定の根拠について

**国民宿舎関ロジ・道の駅関宿の指定管理者選定について**

- 1 応募者からの聴き取りは公開するのか

4 服部孝規（日本共産党） 171～183ページ

**多額の補助金で企業誘致する施策の廃止を求めることについて**

- 1 45億円の奨励金を決め、平成16年1月から稼働したシャープ亀山工場が6年目に第一工場の生産設備を勝手に中国の企業に売却し、9年目の今年には「亀山工場の別会社化」の報道もされている。多額の補助金で企業を誘致するという施策は破綻したと考えるがどうか

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月12日】

1 森 美和子（公明党） 186～196ページ

### 生きがいを持てる福祉の展開について

- 1 障害者優先調達推進法について
  - (1) この法律の概要について
  - (2) 当市が果たす役割について
- 2 新たな認知症対策について
- 3 おもいやり駐車場の適正利用について

### 違法ドラッグについて

- 1 社会問題となっている「脱法ハーブ」について
  - (1) 市内の状況について
  - (2) 教育現場での対応について
  - (3) 市民への周知について

2 尾崎邦洋（緑風会） 196～204ページ

### 各種計画推進について

- 1 推進体制の現状について
- 2 平成23年度亀山市一般廃棄物処理基本計画成果報告書について

### いじめ問題について

- 1 現状について
- 2 今後の取り組みについて

3 中村嘉孝（新和会） 204～214ページ

### 次世代育成支援対策推進法について

- 1 亀山市子育て応援プランについて（亀山市次世代育成支援行動計画）
  - (1) 事業の総括と検証について
  - (2) 後期計画の事業について
- 2 特定事業主行動計画について
- 3 一般事業主行動計画について

### 放課後児童健全育成事業（学童保育）について

- 1 市内の少人数学童保育の状況について
- 2 小規模な放課後児童クラブに係る特別交付税制度について
- 3 特別交付金の活用について

4 国への要望（法改正、制度改正等）について

4 竹井道男（市民クラブ） 214～229ページ

**亀山市行財政改革大綱見直し案について**

1 政策Ⅲ 財政改革の推進について

- (1) 数値目標の必要性について
- (2) 行財政体質の革新について
- (3) 事業見直しの基準となる事務事業評価の拡大について

**いじめ問題への対応について**

- 1 亀山市の現況について
- 2 いじめ問題対応マニュアルについて
- 3 こども総合センターの支援について

**亀山市地域医療再構築プランについて**

1 基本戦略2 市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制について

- (1) 自治体病院のあり方について
- (2) 看護師の確保について
- (3) 地方公営企業法全部適用の検討について

2 基本戦略3 健康文化・亀山モデルの創造について

- (1) 医療センターにおける検診事業のあり方について

5 鈴木達夫（ぽぷら） 229～241ページ

**亀山市行財政改革大綱の見直し案について**

- 1 実施計画について
- 2 見直し案について
  - (1) 削除された事業について
  - (2) 新たに加わった事業について
  - (3) 引き続き継続する事業について
- 3 今後の行財政改革について

6 福沢美由紀（日本共産党） 241～251ページ

**市内にある河川整備について**

- 1 河川整備の経過・現状・課題について

**中学校給食に関するアンケート調査結果について**

- 1 内容とその評価について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【9月13日】

1 高島 真（緑風会） 254～265ページ

### 防災について

- 1 亀山市防災マップについて
- 2 白い小箱運動について
- 3 備蓄倉庫について

### 白鳥の湯について

- 1 災害時対応について
- 2 今後の展望について

### 奨学金制度について

- 1 市の奨学金制度のあり方について

### 市長マニフェストについて

- 1 現時点の進捗度、達成度、今後の計画について
- 2 公約出来なかった項目について

2 中崎孝彦（新和会） 265～272ページ

### 障がい者の自立支援について

- 1 障害者自立支援法に基づく施設への移行に伴い制度はどう変わったのか、また施設現場に何らかの変化は生じたのか
- 2 障がい者の一般就労に向けてどのような取り組みをしてきたのか、また今後、新たな取り組みを考えているのか
- 3 障がい者福祉の推進体制の機能強化について具体的にどのような支援を考えているのか

3 櫻井清蔵（ぽぶら） 272～283ページ

### 東日本大震災における震災ガレキについて

- 1 今後の対応についての見解を知りたい

### 人権条例の制定について

- 1 先の議会において、条例制定については、今年度中に制定するとのことであったが、今日までの行政における協議の内容について知りたい

### 空き家対策について

- 1 市長としての認識を知りたい
- 2 市内全域、及び閑宿伝統的建造物群保存地区における空き家の取り組みについて市長の認識を知りたい（管理を放棄されている空き家物件等）

#### 固定資産税納付通知書について

- 1 平成24年度納税通知書に対する市民からの異議申し立てにおける市の対応について
  - (1) 過徴収金の返還について
  - (2) 市広報によりこの事案を市民に周知し、確認を施す必要があると考えるが、市長として指示を何故行わないかを知りたい

#### 選択と集中について

- 1 理念を知りたい
- 2 市長に求められるのは、社会情勢の変化に即応できる決断と実行ではないのか

4 前田 稔（緑風会） 283～295ページ

#### 亀山市行財政改革大綱について

- 1 平成23年2月に策定されてなぜ今改定するのかについて
- 2 行財政改革大綱、中期財政見通し、総合計画後期基本計画の関連と位置づけについて

#### レディネステストについて

- 1 現状について
- 2 課題・問題点について
- 3 今後の取り組みについて

#### 小学校校庭の芝生化について

- 1 芝生化された学校の評価について
- 2 今後の取り組みについて

#### 木崎の鳥居周辺の整備について

- 1 駐車場の看板について
- 2 木製案内板について
- 3 道路敷きを仕切っているのはなぜか
- 4 今後の取り組みについて

5 坊野洋昭（緑風会） 295～306ページ

#### 飛灰再資源化事業について

- 1 ゴミ収集量と飛灰発生量について
- 2 最終処分場での保管について
- 3 再資源化の内容について
- 4 掘り起こし処分の進捗度について
- 5 分別収集は必要か

#### 地籍調査事業について

- 1 進捗度を問う
- 2 基準点の設置について
- 3 地籍調査推進委員について

- 4 都市部官民境界基本調査について
- 5 庁内評価に有効性、投資効果に見直しの余地ありとあるがどの様な見直しか
- 6 目的は市民に理解されているか

6 豊田恵理 306～315ページ

#### 空き家情報バンク制度について

- 1 空き家情報バンク制度の目的と現状について
- 2 制度（システム）の詳細について
- 3 制度のPR方法について

平成24年8月30日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成24年8月30日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について
- 第 6 議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について
- 第 7 議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について
- 第 8 議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 9 議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 10 議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第64号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 20 議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 21 議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 22 議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 第 23 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第 24 議案第72号 財産の取得について
- 第 25 報告第12号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 26 報告第13号 健全化判断比率の報告について
- 第 27 報告第14号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 28 報告第15号 亀山市工業用水事業会計資金不足比率の報告について

- 第 29 報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について  
 第 30 報告第17号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について  
 第 31 報告第18号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について  
 第 32 報告第19号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について  
 第 33 報告第20号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	最 所 一 子 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	三 谷 久 夫 君
上 下 水 道 部 長	高 士 和 也 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君

監 査 委 員 落 合 弘 明 君                      監査委員事務局長 栗 田 恵 吾 君  
選挙管理委員会  
事 務 局 長                      井 上 友 市 君

---

●事務局職員

事 務 局 長 浦 野 光 雄                      書                      記 松 村                      大  
書                      記 山 川 美 香

---

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから平成24年9月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。  
日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書6件が提出されており、印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、

3 番 尾 崎 邦 洋 議 員

1 4 番 宮 崎 勝 郎 議 員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願います。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方にお願います。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの29日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの29日間と決定いたしました。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

平成24年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国においては高齢化の進展による社会保障費の増大が見込まれる中、今月10日の参議院本会議において、安定財源を確保するための消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連8法案が可決されました。これにより、現行5%の消費税率は、平成26年4月に8%、また平成27年10月には10%と2段階で引き上げられることとなります。

こうした動きは、本市の地域経済や行財政運営にも大きく影響してまいりますので、関連分野を中心に慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

一方、本市におきましては、今後5年間のまちづくり施策の基本となる後期基本計画がスタートいたし、その初年度として、第1次実施計画に位置づける主要事業を中心に、施策推進につながる事務事業の着実な進捗を図っているところであります。

こうした中で、各種施策の推進には、市政の透明性を高め、市民と行政との協働によるまちづくりをさらに進めていく必要があります。こうした考え方のもと、亀山市自治会連合会及び亀山市地区コミュニティ連絡協議会のご協力を得つつ、先月から市内14カ所において「キラリまちづくりトーク（地域編）」を開催いたし、地域の方々との対話を積極的に進めております。既に600名を超える市民の方々にご参加をいただき、後期基本計画の施策方向に対する理解を深めていただくとともに、防災や防犯、地域福祉、道路整備など、幅広い分野における地域課題への対応策について、率直なご意見やご提言をお聞かせいただきました。

市といたしましても、これら各地域からの貴重なご意見等につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

また、先月15日には、昨年度に引き続き県と市町の地域づくり連携・協働協議会（地域会議）のトップ会議として、鈴木知事との1対1対談が開催され、防災力の強化や効果的な道路ネットワークの充実など、4つの地域課題について意見交換を行いました。また、来る11月17日には、同じくトップ会議として、知事、津市長、鈴鹿市長とのサミット会議が開催される予定であります。今後も、こうした県及び隣接市との対話の機会を捉えながら、広域的な視点からの連携・協働の関係を深めてまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、日本企業のグローバル化が進む中、国内経済の減速と円高の進展などにより、市内企業においても厳しい局面を迎えているところではありますが、立地企業等においては、さまざまな経営努力がなされていることから、今後とも、地域の雇用及び活力の維持に向け、健全な事業活動が展開されるものと期待をいたしております。

また、白木町及び小川町における株式会社鴻池組所有地への株式会社豊田自動織機による試験施設の建設計画につきましては、周辺自治会への説明会を経て、現在、環境アセスメントの準備が進められております。長きにわたり開発計画が進まなかった未利用地への優良企業による立地計画で

あり、将来の発展的展開や地域社会、学校教育への波及効果も期待されることから、市といたしましても、当該計画の実現に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、農林業の振興につきましては、このたび、新規就農者として2名の方が三重県就農計画の認定を受け、国の経営体育成支援事業や新規就農総合支援事業、また市の農業者育成支援事業を活用して農業経営を開始されることになりました。市といたしましては、今後も新規就農に係る支援制度のPRを行いながら、地域の農業の新たな担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

次いで、都市づくりの推進のうち、JR亀山駅周辺の再生につきましては、今月11日に地域住民の方々、亀山商工会議所、市で構成する亀山駅周辺まちづくり協議会が新たに発足されましたので、今後は、当協議会を中心に地域の方々とともに、具体的なまちづくりに向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、来る10月14日には、4回目となります亀山“駅”サイティングまつりが開催される予定ですので、このイベントを通じ、亀山駅周辺のにぎわいづくりやまちづくりに向けたさらなる地域の盛り上がりを期待いたしております。

次に、住環境の向上のうち、地震対策・木造住宅補強事業につきましては、昨年度、耐震設計に係る補助限度額の引き上げを行うとともに、耐震補強工事と同時に行う住宅リフォーム工事について、県とともに補助制度を充実してまいりました。この効果から、本年度上半期において、既に耐震診断、耐震補強設計など全ての区分で昨年度実績に近い申し込みがありますことから、こうした市民のニーズに的確に答えるべく、本議会に当事業に係る関係経費の予算補正を提案させていただいております。

次に、道路網の整備のうち、市道野村布気線につきましては、未買収用地に係る用地交渉を進めてまいりました結果、このほど関係土地の1事業所と用地契約を締結することができましたので、引き続き、残る用地の取得に鋭意努力をいたしております。こうした中で、土地所有者に対しご理解いただけるよう交渉を進めておりますが、万一の不調に備えて、土地収用法による用地取得についても準備を行ってまいりたいと考えておりますので、本年度において、当該道路の事業認可を県に対し申請いたしたく、本議会に関係経費の予算補正を提案させていただいております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、築30年を経過し老朽化が進むとともに、施設が手狭となった神辺地区コミュニティセンターについて、さらなるコミュニティ活動や交流等の拠点施設としての建てかえを行うべく、建設場所や規模、必要な設備を初め、地域の発展や安心・安全な地域づくりを盛り込んだビジョンの策定など、よりよい地域づくりのため、現在、地域の方々と議論を重ねているところであります。

なお、建築に当たりましては、地域材を活用できる仕組みを構築し、今後の公共施設建設へ生かしてまいりたいと考えております。

また、地区コミュニティの拠点でもある関文化交流センターにつきましては、施設利用者の利便性を向上させるため、エレベーターの設置、トイレの洋式化等の改修工事に向け、既に実施設計を完了いたしましたので、安全に十分配慮しつつ工事を進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、市民活動団体の自立や活動の活性化を促進するため、地域通貨を用いて市民一人一人が市民活動を応援できる

仕組みについて、市民参加型の委員会を7回開催し、その骨格についての協議を進めました。引き続き本制度の確立に向け、詳細な事項も含め、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次いで、人権の尊重のうち、人権条例の整備に向けた取り組みにつきましては、先月、第1回人権施策推進委員会を開催し、人権に対する現状と課題等について協議を行うとともに、各種団体から人権に対する課題等について、意見聞き取りを行いました。今後は、各種団体との意見交換を継続させつつ、当委員会での協議を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、今月7日から2日間、第8回健康都市連合日本支部総会及び大会が神奈川県大和市で開催されました。大会には、既に地域において健康づくり活動に取り組まれる市民団体の代表など8人の方にもご参加いただき、実際に健康都市の理念や他都市の取り組みに触れていただきました。今後も、健康都市間のネットワークを生かすとともに、市民団体や地区コミュニティのご協力を得ながら、人に優しい健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、ごみ溶融処理施設につきましては、30年間稼働できる施設としての長寿命化を図るべく、主要な設備・機器の老朽更新を行うとともに、あわせて二酸化炭素排出量の削減に資する改良工事に着手してまいります。そのため、基幹的設備の改良工事に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案させていただきます。

次いで、防災力の強化につきましては、危機管理体制の充実に向け、大規模災害時における遠隔自治体との都市間ネットワークを強化するため、先月10日に青森県五所川原市と災害時相互応援協定を締結いたしました。この協定締結により、単独自治体との協定が岡山県高梁市に次いで2件目、自治体間の協定が12件目となりました。今後は、大規模災害の発生に備え、相互連携を図ってまいりたいと考えております。

また、来月30日には、東野公園を主会場として、総合防災訓練を実施いたします。この訓練は、住民主導型の訓練として、いつ起こるかわからない地震災害に対し、市民お一人お一人が速やかに対応できるよう、地域特性に応じた避難行動や応急救護等を学んでいただくものとして展開いたします。この訓練を通じて、地域における防災力の向上につなげてまいりたいと考えております。

一方、消防力の充実・強化であります。北東分署の建設計画につきましては、その事業を合理的かつ適正に進めていくための基本計画を策定するとともに、分署の建設候補地を長明寺町字笠松地内とすることを決定し、既に地域住民のご理解とご協力を得るなど着実に推進しているところであります。

また、緊急時の対応や地域の安心・安全を確保するために欠かせない消防団につきましては、平素から計画的な訓練に励み、先月8日の市消防操法大会では、全ての分団が磨いた技術を発揮され、同月21日の県消防操法大会では、本市の代表として出場した第4分団、川崎地区でございますが、高い評価を受けたところであります。

一方、救急体制の強化といたしまして、来月の救急の日及び救急医療週間に呼応する行事を活用し、現場に居合わせた人による応急手当の実施率を高めるための広報啓発を行うとともに、救急車の適正利用についても粘り強く呼びかけてまいります。

ところで、消防・防災意識の啓発であります。本年4月発足の少年消防クラブの活動として、県消防学校への入校体験などを通じて、16名の子供たちに命と暮らしを守ることの大切さや、規律、防災マナーについて指導いたしております。また、今月18日開催の消防フェスタにおきましても、小学生を含む多くの市民の方々に消防施設の見学や放水などの体験を通じて、消防救急業務に対する理解を深めていただいたところであります。

こうした取り組みは、将来の消防・防災を担う人材の育成や市民力の向上につなげていくためにも大きな意義があることから、今後も市民に浸透していくような取り組みを企画していくことといたしております。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

障がい者の社会参加の促進のうち、障がい者に対する虐待の防止につきましては、これまで障害者自立支援法に基づき必要な援助を行ってまいりましたが、本年10月1日には、障がい者に対する虐待の禁止等を規定する障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、虐待に係る立入調査など適切な措置を講じることができることとなります。そのため、虐待の未然防止につなげられるよう、制度の趣旨や虐待の通報窓口などの周知及び啓発の準備を行うとともに、虐待への対応について関係機関との協議を進めているところであります。

一方、身体に障がいのある方や妊産婦の方など、歩行が困難な方の外出を支援するため、本年10月1日から、利用証の交付により駐車区画を利用しやすくする「三重おもいやり駐車場利用証制度」が新たな県制度として実施されることとなりました。当制度に基づき、市も利用証の交付申請窓口となりますことから、制度の導入に向けた準備を進めているところであります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、民間保育所整備事業につきましては、市内保育所の慢性的な定員超過の課題を解消し保育環境の向上を図るため、去る6月に新たな保育所の整備を行う事業予定者を選定し、現在、当事業予定者において、来年4月の開園に向け、関係機関への届け出など諸準備が進められているところであります。

次に、文化芸術の振興のうち、かめやま文化年事業につきましては、本事業の周知を図り、地域文化の掘り起こしなどを行うため、市民活動関係者等によるワークショップを4回開催いたしました。今後は、文化年準備会を設立し、事業計画づくりに取り組んでまいります。

次いで、まちづくり観光の推進のうち、まちづくり観光推進事業につきましては、シティプロモーションの取り組みとして、このたび、インターネットを活用し、関宿の魅力を美しい映像と音楽で制作した動画の配信を開始いたしました。今後は、さらに2本の動画の制作に取り組むとともに、本動画の2次利用として、大都市圏の駅構内に設置されている液晶ディスプレイを利用した情報発信も行ってまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

自立した行政経営の推進のうち、行財政改革の推進につきましては、後期基本計画及び中期財政見通しの策定を踏まえた中で、亀山市行財政改革大綱の見直しを行うため、亀山市行政改革推進委員会に見直し案を諮問し、3回にわたる審議を経て、今月17日に答申を受けましたので、来月3日からパブリックコメントを実施してまいります。

一方、国民宿舎関ロジ及び道の駅関宿につきましては、指定管理者制度の導入に向け、先月、

亀山市指定管理者選定委員会を開催し、公募要領、仕様書、選定日程等の審査を終了しましたので、今月6日から指定管理者の公募を開始いたしました。今月20日、21日の両日には、現場説明会を開催し、関ロッジに10者、道の駅関宿に4者がそれぞれ参加をいただいております。なお、公募参加表明の締め切りは、関ロッジが本日、道の駅関宿が明日までとなっておりますので、その結果を踏まえつつ、指定管理者候補者の選定に向け、順次取り組みを進めてまいります。

ところで、旧亀山斎場の解体工事につきましては、本年11月に解体工事に着工すべく、現在、実施設計を進めているところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月21日から8月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

#### ○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成24年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、大津や茨城等でのいじめを苦にした自殺により亡くなられた中学生に対しまして、謹んで哀悼の意をささげたいと存じます。教育委員会といたしましては、連日マスコミで取り上げられ、社会の大きな問題になっていることを認識し、この事案を真摯に受けとめながら、学校現場における子供たちの人間関係の検証や、いじめ対応の見直し等を進めているところであります。

次に、教育に関する国や県の情勢であります。先月、文部科学省の東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議より防災教育等の基本的な考え方を取りまとめた最終報告が発表されました。このことを受けまして、各学校に対して、防災教育の指導時間の確保や非常時の防災管理、組織活動の体制整備の充実等について周知したところです。

また、県教育委員会からは、みえ県民力ビジョンや三重県教育ビジョンに沿って、先月、学力向上県民運動の取り組み要請依頼がありました。学校の教育力向上はもちろん、家庭や地域と一層連携協力した取り組みを進めていこうというものです。

本市といたしましても、後期基本計画や亀山市学校教育ビジョンを着実に進めるべく、親学の推進や家庭教育力の向上に向けた取り組みを計画的に行ってまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、この夏も猛暑に見舞われましたが、児童生徒の健康保持については、熱中症や食中毒等の注意報・警報発令時の対応等の注意喚起をしてまいりました。猛暑で体調を崩す子供たちもいまし

たが、大きな事故報告もなく、地域の皆様、市民の皆様に支えられた夏休み生活が送れましたことを深く感謝申し上げます。

次に、子供たちの交通安全対策について、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁からの依頼もあり、例年の通学路に関するPTA改善要望箇所だけでなく、各学校が通学路における危険箇所を洗い出し、教育委員会に報告するよう指示をいたしました。

その報告を受けまして、今月、小学校区85カ所、幼稚園と中学校区で22カ所、合わせて107カ所について、警察や道路管理者等の方々との合同現場確認を行ったところです。現在は、その安全対策について、検討協議を行っているところであります。

次いで、先月、市内3中学校の1年生及びその保護者を対象として、現在の中学校給食の検証、並びに今後の中学校給食運営の参考とする目的で、中学校給食の実施に関するアンケート調査を行いました。デリバリー給食を注文していない理由として、「家族が弁当をつくってくれるから」という生徒が最も多く、保護者の方々につきましても、「他の家族の分をつくるから」という回答が一番多いことがわかりました。また、生徒のデリバリー給食に対する満足度は高かったものの、保護者の方々におかれましては、給食の提供方法について意見が分かれる状況でありました。

今後におきましては、今回の調査結果をもとに可能な限り改善に努めながら、後期基本計画期間中に、中学校給食のあり方について方向性を定めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、先月に開催されました鈴亀地区中学校総合体育大会の結果でございますが、団体の部で中部中学校ソフトボール部が、また亀山中学校の剣道部男子・女子、中部中学校の剣道部女子が県大会出場を果たしました。それぞれ健闘いたしました。残念ながら入賞には至りませんでした。

個人の部では、陸上・剣道・柔道・体操・新体操・水泳・相撲の7種目で9名が県大会に出場し、そのうち4名が東海大会に出場しました。

東海大会におきましては、亀山中学校1名が水泳の種目で13位に、また中部中学校1名が体操の種目で14位に入りました。各大会での皆さんの健闘をたたえとともに、今後も生徒が練習の成果を発揮し活躍できるよう支援してまいります。

次に、生徒指導に関することについてでございます。

冒頭にも述べましたいじめ事案を重く受けとめ、教育委員会では今月20日に、いじめ問題対応マニュアルを作成し、各校で活用できるよう配付いたしました。また、来月初めには、文部科学省による各小・中学校におけるいじめの問題に関する実態把握、並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査を実施します。加えて、学校における組織的な指導体制を整備するとともに、教育委員会においては、いじめ相談窓口を設置し、その対応に当たっているところです。今後も、子供たちが安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

次に、子供たちの学力についてでございます。

平成22年度から「学習規律の徹底」「授業改善」「学習習慣の確立」の3本柱に沿って、「わかる・できる授業の創造、確かな学力」の定着に向けた取り組みを行っているところです。しかしながら、3年間のレディネステストを通して、本市の国語、算数・数学のテストの平均点は、全国平均に達していないという結果でありました。これらの結果を真摯に受けとめ、校内研修の充実や外部講師による模範授業の実施等、丁寧に積み重ねていくことを通して、落ちついた学習環境のも

と、わかりやすい授業を行えるよう教職員研修のさらなる充実を図ってまいります。

また、後期基本計画や学校教育ビジョンに沿い、学校・家庭・地域が一体となって、子供の学習習慣の確立や家庭教育力向上を図るため、小学校就学前幼児を持つ保護者を対象に就学準備講座等の開催を進めてまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、空調機整備事業であります。本事業は平成21年度から各学校のサマースクール対応教室及び特別支援教室への空調機の設置を進めてまいりましたが、未設置でありました小学校7校につきまして設置工事が完了いたしました。これにより、全小学校の特別支援教室とサマースクール対応教室への空調機が整備されたところであります。

次に、井田川小学校教室増設事業であります。現在グラウンドへの大階段工事と躯体工事に向けた基礎工事などを行っております。

また、亀山東幼稚園進入路等整備事業であります。進入路の擁壁の設置及び幼稚園の駐車場の整備工事を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、公民館活動につきましては、中央公民館及び各地区コミュニティセンターにおきまして、本年度、36の文化・教養講座を開催しております。講座の中で、特に応募が多かった内容については、同じ講座をもう1講座設けて対応させていただいたところです。今後も、講座の内容を検討しながら、市民の皆様の学習機会を提供してまいります。

次に、青少年健全育成関係でございます。

今月17日から20日までの間、亀山市青少年育成市民会議との共催により、本年で4年目となりますサマーキャンプ3泊4日を開催しました。これは、亀山っ子市民宣言の具現化に向けて、さまざまな自然体験や生活体験をする実践活動であります。本年度は、13名の青年リーダーに加えて、新たに中学生のサブリーダー4名の育成を図ったところであります。この体験を通して、リーダーとしての自覚と自信につながったものと考えております。

続きまして図書館についてでございます。

夏休み期間中には、小・中・高校生など、多くの利用者でにぎわったところです。図書館では、坂本和紙や戦争と平和のパネル展を実施するとともに夏休みの課題図書や自由研究・工作コーナー等を設置し、子供たちの自由研究や宿題解決の手助けとなるよう努めたところです。

また、オリンピック関係の書籍コーナーを設け、ロンドンオリンピック観戦の参考にさせていただきました。今後も図書館サービスの充実を図りながら利用促進に努めてまいります。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

---

（午前10時50分 再開）

## ○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第53号から日程第33、報告第20号までの29件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第53号亀山市防災会議条例の一部改正についてでございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律により、都道府県及び市町村の防災会議の所掌事務の見直し等が行われたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、亀山市防災会議の所掌事務に、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及びその重要事項に関し、市長に意見を述べることを追加いたします。

また、所掌事務のうち「災害時における情報の収集」は、災害対策基本法において災害対策本部の所掌事務とされたため、これを削ります。

次に、都道府県防災会議に準じ、亀山市防災会議の委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加するとともに、地域防災計画の実施を推進するに当たり、より多様な主体の意見を反映するため、「市長が防災上特に必要と認め委嘱する者」を追加いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第54号亀山市災害対策本部条例の一部改正についてでございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律により、市町村災害対策本部の規定が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市町村災害対策本部について、新たに災害対策基本法第23条の2として、都道府県災害対策本部の規定と別に規定されたため、引用している条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第55号亀山市暴力団排除条例の一部改正についてでございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、都道府県暴力追放運動推進センターを規定するため、本条例で引用している暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2が第32条の3に繰り下げられることに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日といたします。

次に、議案第56号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められていること等から、対象火気設備等

の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が行われ、対象火気設備等の対象に電気自動車の急速充電設備が追加されました。このことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めることに伴い、急速充電設備を変電設備から除外いたします。

次に、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めます。

次に、新たに条を加えることに伴う条項の整備を行います。

なお、施行日は平成24年12月1日とし、施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備につきましては、適用しないことといたします。

続きまして、議案第57号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は4億9,448万7,000円を追加し、補正後の予算総額は216億8,700万7,000円といたしております。

まず、債務負担行為の補正でございますが、市単橋梁整備事業を追加し、野村布気線整備事業については、限度額の変更を計上いたしました。

続いて、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、木造住宅耐震補強に対する補助金を増額計上するほか、法人市民税の過年度還付金を増額計上いたしました。

民生費では、補助基準の変更等による民間保育所補助費の増額や、障がい児保育のための経費を増額計上いたし、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い繰出金を増額するほか、新規青年就農者の支援を行う青年就農給付金を計上いたしました。

土木費では、合併特例事業である野村布気線整備事業費を増額計上するほか、橋梁の耐震性照査に係る経費を計上いたし、教育費では、学校支援地域推進事業に要する経費などを増額計上いたしました。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、調定見込みにより法人市民税を減額し、固定資産税を増額計上いたしました。

また、国庫支出金は緊急消防援助隊活動費負担金や社会資本整備総合交付金を、県支出金では耐震化補強事業補助金、認可外保育施設運営支援事業費補助金、新規就農者総合支援事業費補助金などを計上いたしました。

そのほか、市債は野村布気線整備事業債を増額いたし、補正財源として前年度繰越金を計上いたしました。

次に、議案第58号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、補正後の予算総額を44億334万9,000円といたしております。

主な補正内容は、三重県国民健康保険団体連合会への業務委託に係る経費を計上いたしております。

次に、議案第59号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億5,500万円を減額し、補正後の予算総額を7億8,870万円といたしております。

主な補正内容は、処理施設維持管理費の増額のほか、昼生地区整備事業における補助事業費の決定に伴い減額するものでございます。

次に、議案第60号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正額は歳入歳出それぞれ6,069万5,000円を減額し、補正後の予算総額を15億510万5,000円といたしております。

主な補正内容は、補助事業費の決定に伴い減額するほか、消費税を増額いたすものでございます。

次に、議案第61号平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、収益的収入を159万円増額し、補正後の予定額を11億5,299万円とし、また資本的収入を2,491万円増額し、補正後の予定額を1億1,981万円に、資本的支出を50万円増額し、補正後の予定額を6億3,870万円といたしております。

主な補正内容は、資本的収入において、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う工事負担金を増額いたすものでございます。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、並びに水道事業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額205億6,514万4,586円に対し、歳出総額は190億1,579万4,740円となり、歳入歳出差引額は15億4,934万9,846円の黒字となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、9,116万3,004円を差し引きました実質収支額は、14億5,818万6,842円となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により7億5,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第63号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額43億6,769万7,056円に対しまして、歳出総額は42億1,478万6,876円となり、歳入歳出差引額は1億5,291万180円の黒字となっております。

次に、議案第64号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億4,574万1,271円に対しまして、歳出総額は7億4,453万9,744円となり、歳入歳出差引額は120万1,527円の黒字となっております。

次に、議案第65号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億22万6,701円に対しまして、歳出総額は6億8,766万3,092円となり、歳入歳出差引額は1,256万3,609円の黒字となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、23万7,850円を差し引きました実質収支額は1,232万5,759円となっております。

次に、議案第66号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額14億1,177万8,815円に対しまして、歳出総額は13億5,715万5,061円となり、歳入歳出差引額5,462万3,754円の黒字となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2,570万9,844円を差し引きました

た実質収支額は2,891万3,910円となっております。

以上が、平成23年度の一般会計、並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

続いて、議案第67号平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は11億6,335万3,870円、同支出は11億270万7,274円で、消費税を差し引いた当年度純利益は4,663万7,971円となり、前年度繰越利益剰余金2,839万32円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は7,502万8,003円となっております。

資本的収入は5,599万6,965円、同支出は4億4,859万2,574円で、収支差し引きで不足する額3億9,259万5,609円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金7,502万8,003円のうち、500万円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものいたします。

次に、議案第68号平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は7,104万6,084円、同支出は5,595万2,100円で、消費税を差し引いた当年度純利益は1,509万3,984円となり、前年度繰越利益剰余金1,404万1,631円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は2,913万5,615円となっております。

資本的収入はなく、同支出は5,225万7,037円となっており、収支差し引きで不足する額については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金2,913万5,615円のうち、200万円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものいたします。

次に、議案第69号平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は16億6,050万1,388円、同支出は16億9,342万788円で、消費税を差し引いた当年度純損失は3,237万8,012円となり、前年度繰越欠損金5,606万1,438円と合わせて、当年度未処理欠損金は8,843万9,450円となっております。

資本的収入は3,105万4,000円、同支出は5億135万4,964円となっており、収支差し引きで不足する額4億7,030万964円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、議案第70号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は1億3,769万567円、同支出は1億5,615万2,838円で、消費税を差し引いた当年度純損失は1,865万6,346円となり、前年度繰越欠損金2,288万9,430円と合わせて、当年度未処理欠損金は4,154万5,776円となりました。

資本的収入はなく、同支出は407万5,575円となっており、収支差し引きで不足する額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第71号工事請負契約の締結についてでございますが、ごみ溶融処理施設長寿命化事業に伴う亀山市総合環境センター溶融施設基幹の設備改良工事について、平成24年8月10日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約で、契約の金額は13億830万円、契約の相手方は福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社、代表取締役社長 俵 洋一でございます。

次に、議案第72号財産の取得についてでございますが、亀山消防署に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防力の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車CD-I型の取得について、平成24年8月10日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は3,051万3,880円、契約の相手方は四日市市朝日町1番4号、サン・インターナショナル株式会社、代表取締役 山手幹郎でございます。

続きまして、報告第12号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第13号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をご報告するものでございます。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指数はなしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示し、3.7%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため指数はなしとなっております。

このように、平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化及び財政健全化の両基準に対して、十分に余裕を持った指数となっております。

次に、報告第14号から報告第19号の資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率をご報告するものでございます。

平成23年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を示しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしでございます。

次に、報告第20号専決処分の報告についてでございますが、市内能褒野町地内において発生し

た、市道管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成24年7月9日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は28万4,550円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成24年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

安田副市長。

#### ○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今期議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、市単橋梁整備事業といたしまして、東名阪自動車道にかかる青木橋、伊勢自動車道にかかる上原北橋の耐震補強詳細設計に要する経費について、平成25年度における債務負担行為の限度額を1,500万円と定めるものであります。

また、野村布気線整備事業につきましては、橋梁工事の年度別工事費を見直し、平成25年度における債務負担行為の限度額を3億6,800万円に変更をいたすものでございます。

次に、第3表 地方債補正につきましては、道路整備事業におきまして、野村布気線道路整備事業債、合併特例債でございますが、3億1,230万円の増額により、補正後の限度額を18億4,400万円に変更をいたすものでございます。

次に、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら順次ご説明をいたします。

15ページをお開きください。

総務費の上段、木造住宅補強事業5,975万6,000円につきましては、耐震診断、耐震補強、補強計画、除却事業について、当初見込みより多くの助成要望に応えるため、事業費の増額を行うものでございます。なお、財源といたしまして、歳入予算において国及び県からの補助金を計上いたしております。

中段の市税還付金等、過年度税過納還付金8,500万円につきましては、3月期決算の確定申告の状況から、法人市民税の還付金等を増額計上いたすものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

民生費中段の民間保育所補助費、延長保育促進事業費補助金89万4,000円、特定保育事業費補助金54万円につきましては、延長保育の時間拡大及び特定保育事業の利用者増による補助基準額の変更に伴い、増額計上いたすものでございます。

また、認可外保育施設運営支援事業費補助金126万5,000円につきましては、待機児童の解消を目的に、新たに民間の認可外保育施設に対し運営支援を行う経費を計上いたしました。

次の障がい児支援事業87万3,000円につきましては、神辺保育園での障がい児保育に伴い、園内の段差解消や備品購入の経費について計上するものでございます。いずれも県補助金を財源と

しております。

下段の農林水産業費、農業集落排水事業の繰出金715万3,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、その財源として増額するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

上段の地域農業支援事業、青年就農給付金75万円につきましては、経営が不安定な青年就農者に対し、就農直後の所得を補償する給付金が国から給付される制度であり、1名半期分を計上いたしました。なお、財源として、歳入予算において県費補助金を同額計上いたしております。

下段の土木費、野村布気線整備事業3億2,920万1,000円につきましては、現在、用地取得に向けて交渉を進めておりますが、万一の不調に備えて土地収用法による収用手続きを進めるに当たり、当該用地に係る用地購入費及び補償費の予算措置が必要であることから、補正計上をするものでございます。

また、工事請負費につきましては、橋梁工事の年度別工事費の見直しにより本年度分の減額を行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

上段の市単橋梁整備事業、設計等委託料700万円につきましては、東名阪自動車道にかかる青木橋、伊勢自動車道にかかる上原北橋の耐震性照査を本年度中に着手する必要がありますことから、その経費を補正計上いたすものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

教育費上段の一般事業、修繕料85万円につきましては、関宿東の追分の木製案内板が毀損されましたので、既存の部材を利用して復旧を行う経費を補正計上いたすものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

教育費、学校支援地域推進事業48万6,000円につきましては、地域コーディネーターの報償費など、事業に要する経費を増額計上いたしております。なお、財源といたしまして、歳入予算におきまして国庫支出金及び県支出金を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

上段の市税でございますが、市民税の法人税割2億7,500万円の減額は、市内の事業所の3月期決算の確定申告に伴い決算額が確定したことにより、当初予算に比して減収が見込まれますので減額するものであり、固定資産税の償却資産5,500万円につきましては、事業所等からの申告状況により増額をいたすものでございます。

下段の国庫支出金、緊急消防援助隊活動費負担金310万1,000円は、昨年の東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動に対する国庫負担金を計上いたし、社会資本整備総合交付金881万4,000円につきましては、木造住宅補強事業の事業費増額に伴う国庫補助金の増額計上をいたすものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

中段の県支出金、耐震化促進事業費補助金122万5,000円、耐震化補強事業補助金2,120万円につきましては、木造住宅補強事業の事業費増額に伴う県補助金の増額でございます。

その他、認可外保育施設運営支援事業費補助金94万8,000円、新規就農者総合支援事業費

補助金75万円など、県支出金につきましては、今回の歳出補正に伴う財源としてそれぞれ計上いたしましたのでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の繰越金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金3億6,260万6,000円を計上いたしました。

中段の諸収入では、上水道工事費負担金50万円は、野村布気線整備事業に係る水道事業会計からの舗装復旧負担金を計上いたしております。

下段の市債につきましては、野村布気線整備事業債（合併特例債）として3億1,230万円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計（第1号）についてご説明を申し上げます。

37ページをお開きください。

徴収経費84万9,000円でございますが、本年度から、三重県国民健康保険団体連合会が共同収納コールセンターを設置いたしましたことから、電話催告業務を国保連合会に委託する経費を計上するものでございます。なお、財源として、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

40ページをお開きください。

第2表 地方債補正につきましては、昼生地区農業集落排水整備事業の事業費減額にあわせて地方債8,880万円を減額し、補正後の限度額を1億6,350万円に変更いたすものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

上段の事業費の処理施設維持管理費730万円につきましては、5地区の農業集落排水処理場におきまして、経年劣化による機器類の修繕が必要となりまして増額計上するものでございます。

下段の建設改良費の施設整備事業につきましては、昼生地区における補助事業費の決定によりまして、処理施設建設に係る工事請負費を減額するほか、水道管移設補償費の増額など事業精査を行い、2億6,250万円を減額するものでございます。

戻りまして、45ページをお願いいたします。

歳入につきましては、補助事業費の決定を受けまして県補助金1億4,745万円を減額するほか、各費目におきまして精査を行い、それぞれ補正を行うものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

50ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正につきましては、公共下水道事業について、事業費の減額にあわせて地方債1,840万円を減額し、補正後の限度額を2億8,700万円に変更いたすものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

上段の事業費、一般管理費230万5,000円につきましては、流域下水道事業に係る消費税修正申告による追加納付額等を計上するものでございます。

下段の建設改良費の施設整備事業につきましては、補助事業費の決定にあわせ、下水管渠布設工事など工事請負費を減額するほか、事業精査を行いまして6,300万円を減額するものでございます。

戻りまして、55ページをお願いいたします。

歳入につきましては、補助事業費の決定を受けまして国庫補助金4,150万円を減額するほか、各費目におきまして精査を行い、それぞれ補正を行うものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

61ページをお開きください。

収益的収入につきましては、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う事務費159万円を増額するものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う工事負担金2,491万円を増額するものでございます。

資本的支出の負担金50万円は、野村布気線整備事業による舗装復旧工事の水道負担金を計上いたしたものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成23年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成23年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

片岡会計管理者。

#### ○会計管理者（片岡久範君登壇）

それでは、議案第62号から議案第66号までの平成23年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

先ほど、市長から提案理由の説明がございましたが、私からは歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況を説明いたします。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の36、37ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計の主なものでございますが、第1款市税は、22年度に比べ、約5億7,700万円の減収となっております。調定額126億9,869万7,586円、収入済額117億6,389万4,146円、不納欠損額3,067万553円、収入未済額9億413万2,887円で、調定額に対します収納率は92.6%となっております。

市税の主な税目の収納率でございますが、市民税は90.9%、固定資産税は94.9%、軽自動車税は84.9%、都市計画税は94.9%となっております。

次に、40、41ページをごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は14億3,268万2,000円でございます。

次に、46、47ページをごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は16億9,368万7,210円となっております。

次に、52、53ページをごらんください。

第15款県支出金の収入済額は10億6,241万2,784円となっております。

次に、62、63ページをごらんください。

第18款繰入金の収入済額は10億2,303万3,695円で、主なものは、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、64、65ページをごらんください。

第19款繰越金の収入済額は6億958万1,820円で、備考欄に記載のとおり、前年度繰越金が主なものでございます。

次に、70、71ページをごらんください。

第21款市債の収入済額は9億1,260万円でございます。主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め、和賀白川線整備事業に伴います合併特例債などでございます。

ページ下段の歳入合計は、予算現額200億2,877万6,865円に対しまして、調定額は215億9,498万1,954円、収入済額は205億6,514万4,586円でございます。また、不納欠損額は3,067万553円、収入未済額は9億9,916万6,815円となった次第でございます。

続きまして、一般会計の歳出につきまして、主要事業の中から主なものに絞って説明させていただきます。

まず、第2款総務費でございますが、99ページ中ほどをごらんいただきたいと存じます。

地区コミュニティセンター充実事業は、川崎地区コミュニティセンターの用地購入費、建設工事費と、井田川南地区コミュニティセンターの用地購入に要した経費等で、1億5,102万4,425円の支出となっております。

103ページをごらんいただきたいと存じます。

行政事務システム管理費の住民情報系システム事業で7,908万1,363円、内部情報系システム事業で6,191万6,073円などが主なものでございます。

次に、第3款民生費でございます。135ページ中ほどをごらんください。

待機児童緊急対策施設事業は、施設整備に要した経費等で4,401万6,691円、繰越明許費の民間保育所整備事業は川崎愛児園への施設整備に対する補助金で1億195万円、137ページ上段の小中学生医療費無料化事業で9,785万6,017円が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。153ページをごらんください。

妊婦健康診査支援事業で3,819万5,020円、155ページ中段の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業で2,772万1,071円、ヒブワクチン予防接種費用助成事業で1,910万405円、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業で3,040万4,521円、167ページ下段のストックヤード整備事業で5,809万3,470円などが主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございます。177ページ中ほどをごらんください。

鳥獣被害緊急総合対策事業は、坂本地区の侵入防止柵設置に要した経費で2,709万6,300円、183ページ下段の森林環境創造事業は、環境林整備に要した経費2,125万5,680円が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございます。187ページ上段をごらんください。

新地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行等に要した経費1億964万2,106円、191ページ下段のふるさと雇用再生特別基金事業のまちづくり観光推進事業1,041万8,100円などが主なものでございます。

次に、第8款土木費でございます。201ページ下段をごらんください。

合併特例事業、和賀白川線整備事業で3億7,040万5,960円、野村布気線整備事業で、次ページの事故繰越分を含め、3,072万4,526円、205ページ中段の社会資本整備総合交付金事業、耐震化補強事業で6,658万9,950円、207ページ下段の井田川駅前整備事業で1億4,066万3,596円、215ページ下段の緊急地域経済対策事業、住宅リフォーム助成事業で577万1,700円などが主なものでございます。

次に、第9款消防費でございます。223ページ中ほどをごらんください。

衛星系防災行政無線更新整備事業で、負担金692万円などが主なものでございます。

次に、第10款教育費でございます。229ページをごらんください。

個の学び支援事業は、介助員等を配置した経費で、小学校費4,723万6,234円、235ページの中学校費1,820万499円、241ページの幼稚園費で1,270万7,899円、249ページ中ほどの歴史的環境形成事業の亀山城周辺保存整備事業で、事故繰越を含め、7,710万3,015円などが主なものでございます。

次に、第11款公債費でございます。277ページ中ほどをごらんください。

元金償還金が24億598万2,797円、利子償還金が3億363万4,233円になっております。

次に、第12款諸支出金でございます。

財政調整基金ほか9基金への積立金で1億1,538万9,674円になっております。

282ページ、283ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額200億2,877万6,865円に対しまして、支出済額190億1,579万4,740円、繰越明許費3億9,836万2,053円、不用額6億1,462万72円となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、286、287ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は9億6,027万8,745円、不納欠損額は1,076万8,500円、収入未済額は5億7,804万6,375円で、調定額に対します収納率は61.9%となっております。

288ページ、289ページ中ほどの第3款国庫支出金の収入済額は8億8,943万1,515円、290、291ページ中ほどの第6款前期高齢者交付金の収入済額は12億2,170万1,909円、第7款共同事業交付金の収入済額は4億5,120万3,447円、第8款繰入金は一般会計の繰入金で、2億3,238万9,066円でございます。

294、295ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額42億7,677万2,000円に対しまして、調定額49億5,651万1,931円、収入済額43億6,769万7,056円、不納欠損額1,076万8,500円、収入未済額は5億7,804万6,375円となっております。

一方、歳出でございますが、298、299ページ中ほどをごらんいただきたいと存じます。

本特別会計の支出の大半を占めます第2款保険給付費の支出済額は29億9,127万2,348円、302ページ上段の後期高齢者支援金等の支出済額は4億9,529万5,300円、304ページ中ほどの共同事業拠出金の支出済額は3億7,337万7,906円となっております。

308、309ページ下段の歳出合計は、予算現額42億7,677万2,000円に対しまして、支出済額42億1,478万6,876円、不用額は6,198万5,124円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

312、313ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億7,793万7,310円、不納欠損額は69万7,284円、収入未済額は418万6,344円で、調定額に対します収納率は98.2%となっております。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は4億4,391万6,186円でございます。

これらを含めました歳入合計額は、下段でございますが、予算現額7億5,092万8,000円、調定額7億5,062万4,899円、収入済額7億4,574万1,271円、不納欠損額69万7,284円、収入未済額418万6,344円でございます。

一方、歳出でございますが、314、315ページ下段をごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めておりまして、その支出済額は7億1,090万5,260円でございます。

歳出の合計は、316、317ページ下段でございますとおり、予算現額7億5,092万8,000円に対しまして、支出済額7億4,453万9,744円、不用額は638万8,256円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

320、321ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は施設使用料などで、収入済額は8,859万6,320円、不納欠損額は26万2,100円、収入未済額は100万6,140円で、調定額に対します収納率は98.5%となっております。

第3款県支出金の収入済額は1億2,253万5,000円で、収入未済額は繰越明許に伴う未収入特定財源6,470万円となっております。

第5款の繰入金は一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は2億8,508万円でございます。

これらを含めました歳入合計は、322、323ページ下段でございますが、予算現額8億3,880万4,000円に対しまして、調定額7億6,619万4,941円、収入済額7億22万6,701円、不納欠損額26万2,100円、収入未済額6,570万6,140円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、325ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費1億6,019万5,843円、327ページ下段の昼生地区整備事業に要した経費3億85万384円が主なものでございます。

これらを含めました歳出合計は、328、329ページ下段でございます。予算現額8億3,880万4,000円に対しまして、支出済額は6億8,766万3,092円、繰越明許費は1億3,

099万4,850円、不用額は2,014万6,058円でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計でございます。

332、333ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、収入済額5,909万4,447円、不納欠損額58万8,206円、収入未済額1,738万4,326円で、調定額に対します収納率は76.6%となっております。

第2款使用料及び手数料で第1目公共下水道使用料は、収入済額3億1,377万139円、不納欠損額は2万3,910円、収入未済額は1,182万7,167円で、調定額に対します収納率は96.3%となっております。

第3款国庫支出金の収入済額は2億3,940万5,000円、収入未済額は繰越明許に伴う未収入特定財源1億2,445万円で、これらを含めました歳入合計は、334、335ページ下段にございますとおり、予算現額16億5,722万7,000円に対しまして、調定額15億6,605万2,424円、収入済額14億1,177万8,815円、不納欠損額61万2,116円、収入未済額は1億5,366万1,493円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費は、341ページ上段の施設整備事業で、井田川・能褒野中継ポンプ場整備事業に要した経費2億3,001万4,000円が主なものでございます。

ページ下段の歳出合計は、予算現額16億5,722万7,000円に対しまして、支出済額は13億5,715万5,061円、繰越明許費2億6,865万9,844円、不用額は3,141万2,095円となっております。

以上、簡単でございますが、平成23年度亀山市一般会計及び各特別会計決算についてご説明申し上げます。よろしくご審議いただきたいと存じます。

なお、344ページから348ページにかけまして、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。各会計、黒字決算となっております。

また、本決算の附属書類として、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料を提出させていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと存じます。

**○議長（小坂直親君）**

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

**○議長（小坂直親君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部長に平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算についての補足説明を求めます。

高土上下水道部長。

**○上下水道部長（高土和也君登壇）**

議案第67号平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を

申し上げます。

平成23年度亀山市水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入における第1款水道事業収益の決算額は11億6,335万3,870円となっております。

第1項営業収益の決算額は11億6,152万8,627円で、その大半が給水収益となっております。

第2項営業外収益の決算額は182万5,243円で、主なものは水道事業の施設を工業用水事業が一部利用することに対する使用料となっております。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額11億270万7,274円となっております。

第1項営業費用の決算額は9億9,188万9,656円で、主なものとして県企業庁への受水費や水道施設の維持管理などに要した費用でございます。

第2項営業外費用の決算額は1億603万5,242円で、主に企業債利息及び消費税でございます。

第3項特別損失の決算額478万2,376円で、主なものとして平成22年度の自家用電気工作物保安業務委託に要した費用と、平成20年度の不納欠損による過年度損益修正損と過年度の水道料金還付金でございます。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的収入の決算額は5,599万6,965円となっております。

第2項工事負担金の決算額は4,864万3,815円で、主なものは公共下水道事業や農業集落排水事業に伴う配水管移設や舗装の工事負担金でございます。

第3項の負担金の決算額735万3,150円は消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は4億4,859万2,574円で、第1項建設改良費の決算額2億7,617万8,388円で、主なものは各水源地の取水ポンプ・送水ポンプ取りかえ工事、みどり町地内配水管改良工事、農業集落排水事業及び公共下水道事業に伴う配水管改良工事であります。

第2項企業債償還金の決算額は1億7,241万4,186円となっております。

以上、資本的収入が資本的支出額に不足する額3億9,259万5,609円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたしております。

次に、5ページでございますが、平成23年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における状況を示しているもので、この経理期間における純利益は、下から3行目にありますが、4,663万7,971円となっております。

次に、6ページの平成23年度亀山市水道事業剰余金計算書でございますが、地方公営企業法の改正に伴いまして、昨年度と書式が変わっております。

資本金については、前年度末残高12億4,231万7,831円に建設改良積立金から692万2,159円を組み入れまして、12億4,923万9,990円となっております。

次に、借入資本金でございますが、28億2,424万725円から企業債の償還金1億7,241万4,186円を差し引きまして、26億5,182万6,539円となっております。

剰余金のうち、資本剰余金の工事負担金につきましては、54億9,420万7,727円に工事負担金の受入金として4,864万3,815円を加えまして、55億4,285万1,542円となっております。

その他資本金剰余金は、3億3,260万4,118円に他会計からの負担金735万3,150円を加えまして、3億3,995万7,268円となり、資本剰余金合計といたしまして69億2,357万9,166円となっております。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金につきましては前年度末残高1億797万6,311円に積立金2,000万円を行い1億2,797万6,311円に、建設改良積立金は2億2,012万2,128円に5,000万円を積み立て2億7,012万2,128円となり、そこから自己資本金へ692万2,159円組み入れましたので、当年度末残高は2億6,319万9,969円となっております。

当年度末処分利益剰余金は、前年度末残高9,839万32円から減債積立金2,000万円と建設積立金5,000万円を積み立てておりますことから、処分後の残高は2,839万32円に、それに本年度の純利益4,663万7,971円を加えまして当年度末残高は7,502万8,003円となり、利益剰余金合計は4億6,620万4,283円となりまして、資本金合計として112億9,084万9,978円となっております。

次に下の表でございますが、未処分利益剰余金の処分については、平成23年度決算から地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要となっております。

平成23年度亀山市水道事業剰余金処分計算書につきましては、未処分利益剰余金7,502万8,003円のうち、減債積立金に500万円を建設改良積立金に3,000万円それぞれ積み立てを行い、今後の施設更新時に運用してまいりたく提案するものでございます。これにより、翌年度繰越利益剰余金は4,002万8,003円となっております。

次に、8ページの平成23年度亀山市水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産のうち、有形固定資産合計額は104億7,285万1,249円となっております。また、無形固定資産は88万1,300円で、固定資産額合計は104億7,373万2,549円となっております。これらの明細につきましては、決算書の23、24ページに記載いたしております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で、合計額は9億8,664万3,360円でございます。

3の繰延勘定は826万6,400円で、以上、資産の部を合計いたしますと114億6,864万2,309円となっております。

一方、9ページの負債の部につきましては、4の固定負債が合計は3,802万7,782円で、5の流動負債は、未払金、前受金及びその他流動負債で、合計額は1億3,976万4,549円であり、負債合計額といたしまして1億7,779万2,331円となっております。

次に、資本の部における自己資本金と借入資本金合計額は39億106万6,529円でございます。なお、企業債の明細書につきましては、決算書の25ページから30ページに記載いたして

おります。

また、剰余金合計額は、資本剰余金と利益剰余金とを合わせまして73億8,978万3,449円でありますので、資本合計といたしまして112億9,084万9,978円となります。

以上、負債と資本の合計額は、114億6,864万2,309円となり、8ページの資産合計額と一致いたしております。

以上、議案第67号平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第68号平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

平成23年度亀山市工業用水道事業会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は7,104万6,084円となっております。

次に、収益的支出につきましては、第1款の工業用水道事業費用の決算額は5,595万2,100円となっております。

第1項の営業費用の決算額は4,495万5,351円で、これは水道施設の維持管理などに要した経費でございます。

第2項営業外費用の決算額は1,099万6,749円で、その内訳は企業債利息及び借入金利息でございます。

次に、3ページ、4ページの資本的支出でございますが、建設改良事業は行っておりませんことから、第1項企業債償還金のみとなっております。決算額は5,225万7,037円といたしております。その結果、資本的収入額ゼロに対して資本的支出額に不足する額5,225万7,037円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、5ページの平成23年度亀山市工業用水道事業損益計算書につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における損益の状況を示しており、この経理期間における純利益、下から3行目に記載してございますが、1,509万3,984円となっております。これにより、これまでの利益剰余金に加えた当年度末処分利益剰余金は2,913万5,615円となっております。

次に、6ページの平成23年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、これも地方公営企業法の改正に伴いまして、昨年度と書式が変わっておるところでございます。

借入資本金でございますが、前年度末残高6億454万9,934円から企業債の償還金5,225万7,037円を差し引きまして、5億5,229万2,897円となっております。

7ページの剰余金のうち、利益剰余金でございますが、減債積立金につきましては、前年度末残高1,200万円に積立金200万円を行い1,400万円に、建設改良積立金は3,000万円に1,000万円積み立てて4,000万円となっております。

当年度末処分利益剰余金は、前年度末残高2,604万1,631円から減債積立金200万円と建設改良積立金1,000万円を積み立てておりますことから、処分後の残高は1,404万1,631円、それに当年度の純利益1,509万3,984円を加えまして当年度末残高は2,913万5,615円となり、利益剰余金合計は8,313万5,615円となりまして、資本金合計として

8億8,367万6,460円となっております。

次に、下の表でございますが、平成23年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書でございますが、先ほどの水道事業と同じく剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金2,913万5,615円のうち、減債積立金に200万円を、建設改良積立金に1,000万円それぞれ積み立てを行い、今後の施設更新時に運用してまいりたいと提案するものでございます。こうしたことから、翌年度繰越利益剰余金は1,713万5,615円といたしております。

次に、8ページの平成23年度亀山市工業用水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

まず、資産の部、1固定資産についてですが、有形固定資産の合計額は7億1,297万521円となっております。固定資産の明細につきましては、決算書の17、18ページに記載いたしております。

2の流動資産につきましては、現金預金及び未収金などの合計金額で、1億7,537万9,548円でございます。

以上、資産合計といたしまして、8億8,835万69円となっております。

一方、9ページの負債の部につきましては、3の固定負債は、退職給与引当金が155万円で、4の流動負債は未払金及びその他流動負債の合計額は312万3,609円となり、負債額合計といたしましては467万3,609円となっております。

次に、5の資本金合計は5億5,229万2,897円でございます。借入資本金の企業債など明細につきましては、決算書の17、18ページに記載いたしております。

6の剰余金は資本剰余金の合計2億4,824万7,948円と利益剰余金の合計8,313万5,615円で、剰余金合計といたしまして3億3,138万3,563円となり、資本合計は8億8,367万6,460円といたしております。以上、負債と資本の合計額は8億8,835万69円となり、資産合計と一致いたしております。

以上、議案第68号平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小坂直親君）**

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成23年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

**○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）**

議案第69号平成23年度亀山市病院事業会計決算につきまして補足説明をさせていただきます。

平成23年度亀山市病院事業会計決算書、1、2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款病院事業収益決算額は16億6,050万1,388円で、その内訳は、第1項の入院・外来等の医業収益決算額13億6,947万4,533円と、第2項の他会計負担金や補助金等の医業外収益決算額の2億8,951万4,617円及び第3項の特別利益は過年度損益修正益の151万2,238円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款病院事業費用決算額は16億9,342万788円で、その内訳は、第1項医業費用として、給与、材料、施設維持管理費、管理経費等の決算額が16億3,607万271円と、第2項医業外費用として、企業債支払利息等の決算額は5,540万8,687円、第3項の特別損失は長期貸付金返還免除金及び過年度損益修正損で、決算額が194万1,830円となっております。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入決算額は、第1項の出資金の3,105万4,000円で、企業債償還金に対する他会計出資金でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款資本的支出決算額は5億135万4,964円で、第1項建設改良費は、生体情報モニターや透析用監視装置などの診療用機器の更新及び屋上改修工事などで、1億5,413万4,964円でございます。

第2項企業債償還金は4,658万1,000円で、第3項の投資の決算額3億63万9,000円は、国債の2億9,955万9,000円と看護師の修学資金貸付金の108万円でございます。

収支いたしますと4億7,030万964円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、5ページの平成23年度亀山市病院事業損益計算書についてご説明申し上げます。ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は13億6,743万3,739円で、これに対しまして2の医業費用が16億1,888万5,399円となり、差し引きいたしました医業収支は2億5,145万1,660円の医業損失となります。

一方、3の医業外収益は2億8,904万5,631円で、4の医業外費用が6,954万2,391円でございますので、医業外収支におきましては2億1,950万3,240円の利益となっております。したがって、医業外利益と医療損失を差し引きいたしました3,194万8,420円が経常損失となりまして、そこに特別利益と特別損失の差し引き42万9,592円の損失を算入いたしますと、平成23年度の純損失は3,237万8,012円となり、これに前年度繰越欠損金の5,606万1,438円を合わせますと、当年度未処理欠損金は8,843万9,450円となっております。

続きまして、6ページの平成23年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんいただきたいと存じます。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還金元金の3分の2を補填いただく他会計出資金3,105万4,000円を加えて、33億4,941万5,782円となり、借入資本金は政府債の残高でございますが、当年度4,658万1,000円を償還したことにより、4億8,516万5,224円となっております。

次の資本剰余金につきましては、当年度は変動はございませんでした。

次に、利益剰余金でございますが、前年度末残高が5,606万1,438円のマイナスで、本年度3,237万8,012円のマイナスを加えて、当年度末残高が8,843万9,450円のマイナスとなり、資本合計は37億6,998万7,001円でございます。

続きまして、平成23年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、未処理欠損金が8,

843万9,450円となっております。

最後に、7、8ページの平成23年度亀山市病院事業貸借対照表でございますが、まず資産の部では、1の固定資産は、土地、建物、構築物、器械備品等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産及び長期貸付金と投資有価証券の投資で、合わせまして27億5,226万3,646円となっております。

2の流動資産につきましては、現金預金、未収金、有価証券、薬品・診療材料の貯蔵品等で、合計11億6,555万7,915円となっております。

3の繰延勘定につきましては、4条予算の建設改良費に係る控除対象外消費税額869万9,839円でございます。

以上、資産合計は39億2,652万1,400円となっております。

続きまして、8ページの負債の部でございますが、4の固定負債の引当金については、残高はございません。

5の流動負債は、未払金及びその他流動負債と合わせて1億5,653万4,399円となっております。

次に、資本の部でございますが、6の資本金は、自己資本金と企業債による借入資本金を合わせた38億3,458万1,006円となっており、7の剰余金は、資本剰余金2,384万5,445円と欠損金が8,843万9,450円で、合計がマイナス6,459万4,005円となり、資本の合計は37億6,998万7,001円となっております。したがって、負債資本の合計は39億2,652万1,400円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第69号平成23年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、9ページ以降の附属書類もあわせて、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（小坂直親君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

次に、関支所長に平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算についての補足説明を求めます。

稲垣関支所長。

#### ○関支所長（稲垣勝也君登壇）

議案第70号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の補足説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、まず収入につきましては、第1款宿舎事業収益1億3,769万567円の決算額になっており、その内訳といたしましては、第1項営業収益1億3,143万9,174円で、その主なものは宿舎の利用収入でございます。

また、第2項営業外収益625万1,393円で、その主なものはテナント業者の賃貸料などの雑収入でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款宿舎事業費用1億5,615万2,838円の決算額になっており、その内訳といたしましては、第1項営業費用1億5,293万1,838円で、国民宿舎及び道の駅の維持管理などの運営に要した経費でございます。

第2項営業外費用322万1,000円につきましては消費税でございます。

次に、決算書4、5ページの資本金収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、資本的収入につきましては、平成23年度の収入はございません。

資本的支出につきましては、第1款資本的支出決算額407万5,575円で、第1項建設改良費の資産購入によるものでございます。

このことから、資本的収入が資本的支出に不足する額407万5,575円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19万4,075円、並びに過年度分損益勘定留保資金388万1,500円で補填しております。

次に、決算書の6ページをお開きください。

平成23年度亀山市国民宿舎事業損益計算書につきましては、宿舎事業と道の駅事業をあわせて損益を記載してございます。

それぞれの事業損益計算書は、決算書の22、23ページに参考資料として記載してありますことから、ごらんいただきたいと存じます。

なお、6ページの損益計算書から9ページの貸借対照表までは、消費税抜きの記載となっております。

それでは、平成23年度亀山市国民宿舎事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

1の営業収益につきましては、宿舎利用に伴う宿泊使用料、食事料などの利用収益、売店収益及びその他営業収益、並びに道の駅営業収益の合計1億2,518万367円となっております。これに対しまして、2の営業費用は、宿舎経営費、減価償却費、道の駅経営費の合計1億4,979万509円となっております。これにより、営業収益から営業費用を差し引きました営業収支は2,461万142円の営業損失となっております。

次に、営業外収益は、宿舎及び道の駅の雑収益の595万3,796円となり、これにより当年度純損失は1,865万6,346円となり、前年度繰越欠損金2,288万9,430円を合わせた当年度未処理欠損金は4,154万5,776円となりました。

次に、7ページの平成23年度亀山市国民宿舎事業剰余金計算書につきましてご説明申し上げます。

上段の表中、最下段の当年度末残高として、自己資本金として2億1,947万2,457円と、剰余金のうち資本剰余金合計1億1,831万5,170円と、利益剰余金としての建設改良積立金8,002万4,736円、未処理欠損金前年度分2,288万9,430円に当年度変動額1,865万6,346円を合わせた4,154万5,776円が当年度未処理欠損金となり、利益剰余金合計3,847万8,960円となります。以上、資本合計として3億7,626万6,587円となっております。

また、下表、平成23年度亀山市国民宿舎事業欠損金処理計算書につきましては、当年度末未処理欠損金4,154万5,776円を当年度処理として次年度に繰り越すことから、繰越欠損金として同額を処理するものでございます。

次に、8ページの平成23年度亀山市国民宿舎事業貸借対照表でございますが、まず資産の部、1の固定資産でございますが、有形・無形固定資産及び投資の固定資産合計といたしまして2億4,681万9,346円となっております。

次に、2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品など、これらの合計1億5,301万27円となっており、以上のことから、資産合計といたしましては3億9,982万9,373円となつて

おります。

次に、9ページの負債の部でございますが、3の固定負債、退職給与引当金857万4,000円、4の流動負債合計1,498万2,786円となり、これらの負債合計は2,356万2,786円となっております。

次に、資本の部でございますが、5の資本金、自己資本金は2億1,947万2,457円となっており、6の剰余金につきましては、資本剰余金、利益剰余金合わせて1億5,679万4,130円となっております。

したがって、資本合計3億7,626万6,587円となり、以上、負債と資本の合計といたしましては3億9,982万9,373円となり、8ページの資産合計と合致しております。

以上、議案第70号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小坂直親君）**

関支所長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明31日から9月9日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ご異議なしと認めます。

したがって、明31日から9月9日までの10日間は休会することに決しました。

次の会議は9月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時40分 散会）

平成24年9月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成24年9月10日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について

議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について

議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について

議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

報告第12号 決算に関する附属書類の提出について

報告第13号 健全化判断比率の報告について

報告第14号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第17号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第18号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第19号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について  
報告第20号 専決処分の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（21名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君
9番	岡本 公 秀 君	10番	坊野 洋 昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕 一 君
13番	中村 嘉 孝 君	14番	宮崎 勝 郎 君
15番	片岡 武 男 君	16番	宮村 和 典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝 規 君
20番	竹井 道 男 君	21番	大井 捷 夫 君
22番	櫻井 清 蔵 君		

---

●欠席議員（1名）

19番 小坂 直 親 君

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	最 所 一 子 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	三 谷 久 夫 君
上 下 水 道 部 長	高 士 和 也 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

選挙管理委員会  
事務局 長

井上友市君

---

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 松村 大  
書 記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○副議長(片岡武男君)

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。議案質疑の通告者をお願いいたします。質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものであり、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 中村嘉孝議員。

○13番(中村嘉孝君登壇)

おはようございます。

13番 中村でございます。久しぶりのトップバッターで3年目ぶりぐらいですけど、頑張ります。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定ということで、大きく5点ほどお尋ねしたいと思います。

決算についての総括・検証ということでございます。1番目。

先ごろ、内閣府が先月発表いたしました4月から6月期の国内総生産の速報、いわゆるGDPでございますが、その値といいますのが、設備投資やら公共投資などの増加によりまして、前年度比0.3%の増、年率に換算いたしますと1.4%増となり、数字的には上昇しているものの、一方では、自治体財政というのは厳しさを増して、平成24年度普通交付税大綱によると、不交付団体は4団体減りまして、現在55団体で、平成19年度の188団体から5年連続の減少といったことになっております。

そういった理由といいますのは、当然税収が伸び悩む一方、生活保護費等の社会保障関係費がふえているといったことが要因とされおるところでございます。

そういった中で、地方財政は、来年度以降もかなり厳しさが続くということが見込まれるところでございます。

そういった中、当亀山市におきましては、昨年は総合計画の前期基本計画の最終年度に当たり、いろいろ事業が展開されてきたところでございますが、自主財源の減少、義務的経費の増等々行政経営の転換期とも言われ、大変厳しい状況でございます。

それでお尋ねしたいと思うんですが、市長は、この23年度決算をどのように総括・検証されましたか、お伺いたします。

○副議長（片岡武男君）

13番 中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中村議員のご質問にお答えをいたします。

平成23年度の決算の総括をというお尋ねでございます。この平成23年度は、私自身、市長就任3年目に当たりまして、マニフェストに掲げます政策項目を仕上げることに意を用いながら、今ご指摘をいただきました総合計画の前期基本計画期間の最終年度として、第2次実施計画に掲げた事業に全力で取り組むとともに、行政サービスに対する市民満足度の向上に欠かせない施策・事業の着実な推進に鋭意取り組んでまいったところでございます。

その結果でございますが、一般会計決算につきましては、平成20年度をピークに3年連続で減少することとなりましたが、計画に位置づけました各種施策はおおむね計画どおりの進捗を図り、順調に平成23年度決算を締めることができたと考えております。

また、歳入の根幹をなす市税収入につきましては、3年連続の減少となりましたものの、地方交付税の増収に加え、歳出全般にわたり経費の削減に努めたことなどから、実質収支は前年度を上回る約14億6,000万円の黒字となったところでございます。

このほか、基金総額は約109億2,000万円となり、減少いたしましたけれども、プライマリーバランスも6年連続で黒字を維持いたしまして、市債の現在高は約184億円と、3年連続で着実に減少しましたことから、本市財政の健全化は、一定程度確保できているものというふうと考えております。

しかしながら、市税収入の減少などによりまして、7年ぶりに普通交付税の交付団体に転じるとともに、財政構造指標を見ますと、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などの指数が確実に財政構造の硬直化を示しつつありまして、この平成23年度決算を踏まえ、今回見直しを行います行財政改革大綱に掲げます、歳出構造の刷新、歳入改革の推進による行財政体質の革新を図り、引き続き財政健全化に向けたたゆまぬ努力が必要であると、このように感じておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

財政指標についても、もう関連してお話されたということで、おおむね事業が達成された、そのように理解いたしました。

次に、大きく2点目でございますが、実質収支ということで、先ほど市長もちょっとお触れになったんですが、この実質収支額については、一般会計歳入約205億円、歳出が約190億円ということで、市政全般にわたって諸施策の推進が図られて、先ほど言われたとおり、おおむね当初の目的は達成されたということではありますが、実質収支額14億6,000万円ですね。これは、やはり大き過ぎる感がいたします。この財源を活用して、さまざまな市民の要望に応えることができなかったのか、その辺のところ危惧があるわけでございますが、そこで、この14億の実質収支額、これが残ったといたしますか、出た数字の要因でございますが、これについてお伺いいたしたいと思っております。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

実質収支額の要因というご質問でございますけれども、平成23年度におきましては、井田川駅前や待機児童館の整備、また川崎地区のコミュニティセンター整備などのハード事業や、医療費無料化などの子ども支援施策、各種予防接種の助成事業などのソフト事業におきましても、着実に実施をいたしまして、福祉や教育施策の充実を図ってまいりました。

また、緊急経済対策としての住宅リフォーム助成事業など、さまざまな市民要望にも応えることができたというふうに考えてございます。

こんな中で、実質収支額14億6,000万円の要因でございますが、歳出におきまして、こうした事業実施をした結果としての不用額が約6億1,000万円でございます。一方、歳入におきましては、予算に比しまして市税で法人市民税の増収などで3億8,000万円の増、地方交付税で特別交付税の増収で4億5,000万円などによりまして、約14億6,000万円の实質収支額となったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

ふえた原因というのが、不用額もあるんですが、交付税とその税金の増ということで理解いたしました。その中で、この実質収支額が14億6,000万円となっておるわけでございますが、単年度収支と実質単年度収支の状況について、お尋ねいたしたいと思っております。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の単年度収支につきましては、先ほど実質収支額14億6,000万円から、前年度の実質収支約10億8,000万円を除きました額、約3億8,000万円となっております。

また、単年度収支の中には、実質的な黒字要素であります財政調整基金への積み立てや、逆に赤字要素であります基金からの繰入金が含まれることから、これらが措置されなかった場合の収支が実質単年度収支でございまして、約1億5,000万円の赤字となったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

それでは、次に行きまして公会計の関係ですか、公会計、自治体の会計ですね。公会計と企業会計とは、当然相違点というのがあるわけでございます。特に、企業会計、一般会計とは、それが顕著であります。国や地方自治体は予算主義でありまして、企業は決算を重視しておるというのでございますが、企業の決算では中間決算もありまして、期中でも現金の流れが認識できて、またバランスシートも毎月提出されておると、そういったことでございます。

自治体の決算の時期でございますけど、どこでも9月で決算をしておるわけですが、9月決算では大変遅過ぎる感があると私は思います。これからの自治体決算というのは、決算なくして予算なしと、そういった立場で取り組むことが重要でありまして、これまでの予算なくして決算なしのスタンスというのはもう古くなっているんじゃないかと、そのように考えるところでございます。こういったことにつきまして、ちょっとご見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算と決算、いずれも重視する必要があるというふうに考えてございますが、特に決算におきましては、事業を実施したことで、どのような成果があったかといった検証が重要な要素と存じておりまして、それをいかに次年度の予算編成に結びつけていくか、これが重要であるというふうに認識をいたしてございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

先ほど部長が言われましたように次年度の予算に反映していくと、そのために必要ということでしたら、なおさらやはり、なかなか9月決算を早くするということは、全国の市町村でやっておるもんでできないと思うんですけど、中には決算を早めているところもあるようなこともちらっと聞いております。ちょっと僕もはっきりしたことがわからないんですが、とにかく翌年の予算に反映するためには、できるだけ早く決算して締めて、でないと9月ではなかなか予算に反映できないということでお伺いしたところでございます。

次に、3点目の大きな財政指標についてということでお尋ねします。

これは、先ほど市長も財政指標のことを少し触れられましたんですが、財政指標というのは大変重要な決算分析のツールということでございます。いろんなものがございまして。特に、今は財政健全化比率、これが重立ったものになってきたわけでございますけど、この財政指標に基づいてその財政がどんだけあるかということがわかりますので、今回はこれにつきまして、5ないし6点ぐらいお尋ねしたいと思います。

今回の決算の財政分析指標を見ますと、財政力指数は平成21年度をピークに下降しております。

当年度1.12、単年度指数では、前年度が1.05で、それが当年度0.97と、そのようになっていて、久しぶりに、これも先ほど触れられました7年ぶりに普通交付税の交付団体に転じておると、そういった状況でございます。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率といたしますが、前年度が85.2%に比べ、3.4ポイント増加した88.6%。望ましいとされております70%を超えてしまっている状況でございます。年々この比率が上昇傾向にありまして、投資的な事業や新規の事業の余力が徐々になくなっていく状況と、そのように考えるところでございます。

そこでお尋ねしたいんですが、財政力指数と経常収支比率についてご所見をお伺いいたします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成20年度をピークとしまして、市税収入の減少などによりまして、財政力指数につきましては、平成17年度以降、22年度まで財政力指数が1を超えまして、普通交付税の不交付団体でございましたが、平成23年度は0.970、本年度24年度でございますけれども、24年度が0.976となりまして、交付団体へ転じることとなってまいりました。

また、経常収支比率につきましては、平成20年度の69.8%から年々上昇をいたしてございまして、22年度が85.2%、23年度が88.6%となっております。財政力指数、この経常収支比率とも、財政構造の硬直化を示しつつあるというふうに認識をいたしてございます。

こういったことから、今回見直しを行っております行政改革大綱に掲げた取り組みを着実に進めまして、財政の硬直化を抑止していくことが重要であると認識を強く感じているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

年々上がっているということでございます。この財政力指数と経常収支比率というのは、これからも徐々に悪化していくと想定するものか、それとも今後数年先の見通しでございますけど、こういった調子でどんどん減っていくといたしますか、こういった状況になっていくのか。ある程度予測されてみえるのであれば、わかる範囲で結構ですが、お尋ねしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今後の見通しでございますが、財政力指数につきましては、中期財政見通しでもお示しをいたしましたように、市税収入の増加は厳しい状況でありますので、指数としましては右肩下がり推移をしていくものというふうに考えてございます。

また、経常収支比率につきましては、財政力指数と同様に、市税収入の減少に加えまして、比率の上昇要因の一つとなります公債費の償還のピークでございますが、25年度になってございますが、25年度を迎えることで上昇が見込まれますが、経常収支比率の目標数値でもございます85%以下といったものを目指しまして、財政運営を進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

企業誘致でもよっぽどそういったことが進んでこない限りは、なかなか数値がよくなるということとはできないと思います。

次に、公債費負担比率、公債費の一般財源に占める割合の話でございますが、前年度が14.1%に比べて、0.7ポイント増加した14.8%で、10%超えないことがこれも望ましいと言われている中、15%の警戒ラインに近づいている現状でございます。財政状況が徐々に後退しているところでございますが、このことについてもどんな見解を持ってみえるか、お伺いいたします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

公債費負担比率につきましては、平成22年度が14.1%、23年度が14.8%と年々上昇をいたしておりますが、この指数に対しましては、一般財源の確保を図るとともに、減債基金を活用することで、公債費の負担比率15%以下といったものに抑えるように努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

減債基金を活用していくといった答弁でございましたけど、減債基金も財調もずうっとあるわけではございませんし、ここ4年間ぐらいは何とか安定していけると思うんですけど、それからが問題だと思いますんで、その辺のところを慎重に、行財政改革大綱といいますか、見直しをきちっとしていただきまして、やはりこういった基金は枯渇しないように今から努力していただきたいと、そのように頼みます。

これに関しまして、公債費に関連して、起債制限比率につきましても、どのような見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

起債制限比率でございますが、この比率につきましては、平成18年度から地方債の許可制度が協議制度に移行したことに伴いまして、従来の起債許可制限比率に変わって、実質公債費比率で判断をされることとなっております。23年度の実質公債費比率につきましては3.7%でございまして、国が定める早期財政健全化基準でございます25%を現在のところ大幅に下回っているといった状況でございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

確かに、その公債費比率というのは厳しい面もございますけど、起債制限比率というのは確かに20%、15、30と、そこまで行くにはまだほど遠いほど、亀山市の場合は余裕があるといったらおかしいんですけど、これにつきましては大丈夫だと思います。

次に、義務的経費でございますけど、前年度より6.5ポイント増加して、約92億円となっております。人件費やら扶助費、交際費が主なものでございますが、任意に削減できない硬直性の強い経費でございます、このウエイトが高くなっております。これは、どこの自治体でも確かに減っていくというのは難しい話でもございますし、亀山市も徐々に高くなっているのが現状でございますけど、これにつきましては見解をお伺いいたします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

義務的経費につきましては、歳出のうち、人件費、扶助費、公債費といいます極めて硬直性が高い経費でございます、平成23年度は約92億円と、前年比で約5億6,000万円増加をいたしております。この増加要因につきましては、子ども手当などの扶助費で約2億円、公債費で約3億4,000万円の増となったところでございます。議員ご所見の義務的経費につきましては、支出が義務づけられて、任意に削減ができない経費ということでございまして、財政構造の硬直化を招く大きな要因であると認識をいたしておりますので、起債の抑制などによりまして、こういった経費の圧縮を図っていききたいというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

なかなか義務的経費を圧縮するというのは非常に難しい話だと、その辺はわかっております。しかしながら、年々これがふえていくと厳しいという状況で、これが極端にふえますと、財政的にも弾力性がなくなる可能性も高いし、注意が必要だと、そのように考えております。ひとつよろしくをお願いします。

次に、これも財政指標の中のものでございますけど、いろいろ添付資料として毎回決算のときにはいろんな資料が提出されているところでございます。例えば、基金運用の明細書とか、決算カード、決算カードにつきましては、あんまりにも字が小さいので、なかなか僕らは少し老眼で見にくいので、できたらA4にさせていただきたいと、これは別に拡大したらええことですので、今後あれですが大変読みにくいと。

そのほかに、財務書類の4表等が、ほかにもたくさんあるんですが、提出されている中、特にこの財務4表につきましては、総務省の指導もあったせいか、このところ連結決算の連結財務4表も作成されておまして、数年前より、かなりこの財務4表につきましては充実してきたと、その辺のところは大変評価させていただきたい、そのように思っておるところでございます。

こういった大きな指標の中で、財政健全化比率というのがございます。このごろは、この財政健全化比率が、これを特に重点的にこういった数値を大事にするということになってきたわけですが、この財政健全化法というのが2007年の6月に成立いたしましたして、一部の条項を除いて2009年4月1日から施行されたと、それで4つの指標があるわけですが、そのうちの1つが実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と、4つ目が将来負担比率と、この4つがあるわけですが、そのうちの1つが一定基準以上になれば、早期是正団体となりまして、財政健全化計画の策定と、いろいろな措置が義務づけられるわけですが、

亀山市は、今のところ4つともクリアしているので、今のところ大丈夫だとも思いますが、その中でも、今回、実質公債費負担比率が数字的には良好でございます。しかしながら、前年度と比較いたしましたして、わずかではありますが0.6ポイント上昇している状況ですが、この0.6ポイントの上昇につきまして、この理由をお尋ねいたします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

実質公債費比率が増加した理由でございますけれども、先ほどご答弁をさせていただきましたように、平成23年度の実質公債費比率は3.7%ということで、前年度の3.1%から0.6ポイント増加をいたしておりますが、国の早期財政健全化基準25%に対しては大幅に下回っておるということで、その理由でございますが、まずは市税収入の減少に伴います標準財政規模の減少といったことが大きな要因となっているというふうに考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

数字は、あくまでもどんと低いので、税収が減ったということで理解させていただきました。

この4つの指標の中で、将来負担比率について、当市は当然マイナスマークといいますが、これでクリアしておるわけですが、この指標は他の3つの指標とは異なっておりまして、当該年度の収支状況やら、公債費負担度だとか、個々の公債費負担度等ではなくて、文字どおり将来の負担の度合いをあらわしたものでございます。個々の要素の検証が必要であるところでございます。例えば、病院とか、いろいろな一般会計の繰入金とか、等々いろいろございます。そういったことも鑑みながら、数値の出ない健全な亀山市、健全といいますが、そういった自治体も多いわけですが、この将来負担比率につきましては、やはりこれから今後数年先のことも鑑みながら、そういった数値のマイナスの自治体でありまして、シミュレーションとしてそういった数字を出してみえる市町村もあると聞いております。将来的に、こういったシミュレーションはできないのか、それともやろうと思ったら可能であるのか、それについてお尋ねします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

将来負担比率につきましては、一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源

を控除いたしました将来負担見込み額の標準財政規模に対する比率でございますけれども、算出をいたしますと、平成23年度におきましては、私どもの基金などの充当可能財源のほうが多いため、マイナス51.7%と、指標なしとなっております。将来負担比率の国が定める早期財政健全化基準350%でございますけれども、これと比べますと大幅に下回っておるということでございまして、将来にわたって詳細なシミュレーションといったことは、現時点ではつくれるのはつくれるというふうには考えておりますけれども、現時点では考えてございませんが、構成要素の分析については進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

上限といたしますか、350%ということで、全国平均が100ぐらいだと聞いておるところでございますけど、確かに、今亀山市はほとんどマイナスでクリアしておるわけでございますけど、ずっとそれが永久に続くわけではございませんし、ある程度そういうつくることが可能でしたら、お時間があれば、そういうこともしておけば、将来のためにいいんじゃないかと思いましたので、質問させていただきました。

それでは次に、大きく4つ目でございますけど、市税収入の減少ということでございます。

市税収入の減少ということは、先ほどからいろいろ部長もお触れになっております。歳入決算額の自主財源を見ますと、約144億円でございます。歳入決算額のこれが7割を占めて、前年度に比べまして約10億円減少している状況でございます。特に、自主財源の根幹をなす市税につきましては、収入が約117億円と、前年度に比べると約5億円落ち込んでおります。中でも、固定資産税は約8億円、11%と大きく減少している状況でございます。このことについて、見解をお伺いいたします。

○副議長（片岡武男君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

おはようございます。

平成23年度市税収入全体の決算額は、約117億6,300万円。前年度は約123億4,100万円と、その差は議員が言われるように約5億7,800万円の減となりました。

その主な要因は、個人市民税につきましては、景気悪化の影響により、高所得層が減少をし、想定した以上に個人所得が上向かず、納税義務者が約143人減少しており、対前年度比較は1.4%、約3,500万円減少し、約24億1,400万円となりました。

一方、法人市民税につきましては、リーマンショック以降続いた経済情勢の急激な悪化も、業種によっては上向き傾向にあり、その他製造業など一部事業所で業績向上が見受けられたため大幅な増となり、対前年度比較は29.5%、約2億7,200万円増加し、約11億9,400万円となりました。

また、固定資産税のうち償却資産につきましては、当該税収の約8割強を占めております主要な事業所25社の状況から見ますと、一部事業所で設備投資は見られるものの、現有資産の減価償却

が大きく上回り、大幅な減収となり、対前年度比較は21.7%、約8億6,000万円減収し、土地・家屋を含めた固定資産税全体では11%、約8億4,500万円減少し、約68億5,900万円となったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

聞くところによりますと、法人市民税ですか、かなり29.5%ふえたということで、これはこういった不況の中で2億もふえたということは、ありがたいことだと思います。こんなにふえておるとは僕も思いませんでした。今後も法人市民税がふえるとええなあとは考えておるところでございます。

先ほど、いろいろお触れになりましたんですけど、固定資産税の償却部分というのは減っていくに決まっておりますが、これがこれから先もどんどん償却分につきましては、恐らく減っていく状況だと思いますけど、これについてどのように予測されているか、わかる範囲で結構ですが、お尋ねいたします。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成24年度の市税収入、見込みにつきましては、全体で申しますと、主要な税目のうち、個人市民税につきましては、税制改正に伴う扶養控除の廃止等により、増収分が見込まれ、景気悪化の影響による個人所得の減少分と合わせると、現段階ではございますが、予算計上しております約24億3,540万円の税収の確保はできるものと予測をいたしております。

また、法人市民税につきましては、当該予算作成時と比較すると、3月期決算の確定申告に伴い、主要な事業所50社の決算額が確定したことにより、2億7,500万円の減額補正を計上したところではありますが、全ての事業所の決算状況の把握はできておりませんことから、現段階では、なお流動的な面がございます。

議員が言われる固定資産税のうち、約40%を占める償却資産におきましては、設備投資等に伴う増額はあるものの、既存の減価償却がそれを上回ることとなり、当初予算作成時と比較すると、ほぼ申告が確定しておりますことから、予算計上しております税収の確保はできるものと見込んでおります。

以上のことから、現段階ではございますが、市税収入全体といたしましては、23年度決算額約117億円に対して、固定資産税の償却資産、法人市民税を中心に大幅な減少をするものと認識をいたしておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

大幅な減少ということで、今後大変だと思います。これから、常に市内の企業の業績やら、設備投資、経営状況の動向とか、いろいろそういったところを注視しながら、今後十分な対応を願いた

いというところでございますが、税金をふやすための方策がいい知恵でもございましたら、確かに難しいとは思いますが、何かそういうことがあればお伺いいたしたいと思っております。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

税金をふやす方策ということで、当然調定額につきましては、税改正、税の何らかの新しいものがない限り調定額というのは変わりませんので、滞納をされておる額に対して精いっぱい努力をして、滞納額を減少させるというのが現段階では考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

確かに、税金をふやすのはおたくの分野じゃないと思っております。企画とかそういった方面かもわかりません。なかなか、それは企業誘致等々いろいろ極端にふやすには大変難しい問題だと思っております。次に行きます。

次に、最後の5番でございますが、今後の財政運営ということで、いろいろ、るる、いろんなご答弁もあったわけでございます。6月議会におきましても、行財政改革大綱の見直しということで質問もさせていただきました。その際、ご答弁の中で、現在、部長級での行政改革管理委員会における検証を見直し、そしてまた市長を委員長とする行政改革統括管理委員会、庁内組織ということでございますが、組織されまして、財政改革や職員の意識改革、官と民との役割の分担とかを論点にして議論してみますと、そのように聞いておるところでございます。そうして、今月の広報の中でも、行財政改革大綱の見直しの関してのパブリックコメントのあれが入ってございまして、拝見させていただきました。

こういった中、2点ほどお尋ねしたいと思っております。

以前、これも質問させていただきましたんですが、行財政改革の一環として、基金の運用管理ということで提案と申しますか、質問させていただいたところでございます。その際に、亀山市もいずればこういった基金の活用ということで、そういった活用指針をつくっていかねばならないと。12月ぐらいをめどに策定していきたいと、そのようなご答弁でございましたが、進捗状況はどうでございますか、お尋ねいたします。

○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

基金の活用指針の策定でございますけれども、平成25年度、来年度の予算編成に活用できるように、12月をめどに現在策定をすべく、先進事例の研究等、諸準備を進めているといった状況でございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ひとつよろしく申し上げます。

それと、今後の財政運営のために、数値目標として、公債費負担比率を15%以下、経常収支比率を85%以下、また財調では、残高を20億円以上に維持するといった数値目標を目標にやっていくということでしたが、今回の決算状況を鑑みましても、この数値目標でそのままいられるのか、それについてお尋ねします。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

数値目標の考え方でございますが、経常収支比率につきましては85%以下の維持、公債費負担比率につきましては15%以下、財政調整基金の残高については20億円以上の維持といった、この3つの方針については変わりはなく、今回の行財政改革大綱の見直し案においても記載をいたしたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

この数値目標は変わらず、今回の決算を見てもこの数字でいくと、そのように理解させていただきました。

これまで、いろいろ述べたとおり、歳入では市税収入が減少している一方、歳出では、扶助費、公債費などの義務的経費が増加の傾向にございます。財政運営は一層厳しさを増してくると想定されるところでございます。また、行政運営の転換期を迎えているということと、今後の財政運営は行革も一層中心にしなければならぬと、これは部長も先ほど何度も言われてみえます。こういった状況を踏まえながら、確かに行財政改革の一層の改革ということはお聞きしておるわけですが、全体的に含めまして、どんな財政運営をしていくつもりなのか、具体的に伺いますか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

どちらでも、まとめてください。

○副議長（片岡武男君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の行財政運営についてまとめてというお尋ねでございます。

平成21年度に、ある意味従来の流れから潮目が変わり始めたと、そういう中で、この3年半、ある意味その環境変化にしっかり対応できて、持続可能な行財政運営ができるようにと、こういう思いで展開をしてまいったところでございます。今、部長答弁させていただいた23年度の決算の中でも、ご案内のように、大変、今後中長期的に見ますと不透明であり、厳しい流れの中に入っております。したがって、今回行財政改革大綱で、3月の議会でのご議論も踏まえて、総合計画の中にも数値目標として、いわゆる硬直化を避けるがために、85%の経常収支比率を死守すると、この概念をその中に組み込ませていただいたところでございます。いずれにいたしましても、分権時代にふさわしい行財政運営を、今後しっかりさらに前へ進めていくという思いは危機感を持って臨んでまいらなくてはならないと思っておりますし、今回お示しをしております行革大綱の具体

的な取り組みにつきまして、今後一層の努力を引き続きしてまいらなければならないと思っております。ただ、国の状況は非常に動いております、社会保障と税の改革等々の流れの今後の地方行政にかかわる影響というのもまだまだ不透明でございますけれども、そういう中であっても、亀山市は亀山市として、この持続可能な健全な行財政運営をしっかりと構築していくと、強靱なものをつくり上げていくということは最大のテーマであろうというふうに思っております、私も努力いたしてまいりますし、議会の皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

○副議長（片岡武男君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

確かに、今回の23年度決算はそんなに、健全といいますか、今の状況はかなりいい状態、そのようには思うんですが、これから先が大変だと思いますので、今後一層の努力をしていただきたい。今後は、後期基本計画に基づきまして、市民生活に密着した各種の行政サービスを安定的に提供できるような方法、計画的かつ、ある程度は余裕を持った財政運営をやっていっていただきたいと、今後は行革大綱の見直しと、行政改革を一層推進し、限られた財源を有効に活用して、持続可能な自治体経営を目指して、これは先ほど市長がご答弁されたとおりでございます。

さらなる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

13番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前10時59分 再開）

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして、平成23年度決算に対しまして、市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁につきましても、よろしく願いをいたします。

最初に、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、大きく3点質疑をさせていただきます。

今回の質疑では、財源、予算執行について、中期財政見通しが出ておりますので、この差異について確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、歳入の評価ということで4点質疑をさせていただきますが、1点目に、歳入全般についてお尋ねをいたします。

平成23年2月の策定、要するに今出ているものが新しいものとする、旧の中期財政見通しでは、歳入では182億円、財政調整基金をこれは含んでおりませんので、計画では14億近い財政

調整基金を投入するということが、財政見通しでは196億円ぐらいの予算規模になっております。

ただ、この決算では収入済額205億円、財政見通しとの格差が9億円近くになっているということ。それから、財政調整基金の繰り入れも、当初、現の23年決算では9億、約10億入れるというものが、最終は5億ということで、計画の14億とは大幅にまたこれも狂ってきたと。市債発行も18億円近い計画を立てておりましたが、決算では9億円、半減していると。

23年度、ある意味行財政改革大綱に基づく、実質的には最初の年というふうになるわけですが、もう既に計画とのこのような違いをどのように分析されているか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

20番 竹井議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度決算額と、22年3月作成の中期財政見通しとの比較でございますけれども、まず歳入歳出両面にわたりまして差が生じておりますが、基本的に中期財政見通しは当初予算ベースであるのに対して、決算額は前年度からの繰越事業費や不用額などを加除した額ということで、決算ベースといったことで、歳入歳出において差が生じてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

平成23年度におきます一般会計の歳入決算額につきましては、205億6,500万円となっております。中期財政見通しの財政調整基金繰入額を合わせました歳入見込み額と比較しますと、9億3,500万円の差が生じているところでございます。この差につきましては、市税のほうで9億7,300万円及び地方交付税6億9,000万円の増、一方で市債9億2,900万円の減が主なものとなっております。

その内容としまして、市税につきましては、景気の悪化に伴う法人市民税の落ち込みが想定していたほどに至らなかったこと。また、新たな設備投資により、償却資産全体の減収が抑えられたことなどが要因と考えてございます。また、地方交付税につきましては、算定方式の変更に伴いまして、合併算定がえによる旧関町分でございますが、こちらのほうが想定より多く交付されたこと及び特別交付税の追加交付があったことによりまして、増となっているところでございます。

一方、市債につきましては、野村布気線整備事業などの事業進捗に変更が生じたことや、臨時財政対策債の借入れを抑制したといったことで9億2,900万円の減額となりまして、こういった内容が、中期財政見通しと決算額との差になったものというふうに認識をいたしてございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

中期財政見通しは当初ベース、それで私が今尋ねようとしているのは決算ベースと。それでは、当初にしろ決算にしろ、当初はそのままいけば決算ですので、やっぱりそういうやり方をされると、また次の24年度、また違う質問をしなきゃいけないようになるわけですけど、当初これぐらいの規模だろうと思ったものが決算で変わったと、これをまず比較しておかないと、何が要因だったのか、そういう意味では比較的23年度は市税も予測よりは多かった。それと、臨時財政が減るとお

っしやいましたが、その分は関町分として現金でもらっているはずですので、そこは差し引きゼロと考えれば、市税がよかったというふうなことになるかと思えますんで、歳出はちょっと聞いておりませんので、そういう意味では24年も新しい中期財政見通しを立てられているんですが、こういう差異について、やっぱりきちっと私はある意味報告すべきではないかなと考えておりますが、その辺の考え方を確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本年の2月にお示しをさせていただきました中期財政見通し、24年度から5年分をお示しをさせていただきます。24年度につきましては、本年度当初予算ベースで整合させていただいておりますけれども、既に24年度におきましても補正等で総額も変わってきてございますので、翌年度以降、いろんなそういった差異につきましては、何か資料を考えさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、差異分析少し手がけてもいいようなことでしたので、お願いをしたいと思います。

次に、2点目に、市税についてお尋ねをいたします。

これも、先ほど中村議員からもご質問ございましたが、私も差異ということでお尋ねをしたいと思います。

これも、中期財政見通しでは、地方税は約108億円、決算117億円ということで、約9億円、10億円近い増になったと、22年度の比較で見れば、市税全体は約6億落ちましたけれども、市民税が2億4,000万円ふえましたが、固定資産税は8億4,000万円減ったと。市民税の内訳を見ても、個人のほうは3,400万円の減、法人市民税は2億7,000万円の増と、税によってばらつきはあるんですが、中期財政見通しで立てた約108億円という数字と、今回決算額の117億円、10億円近い差が出たことについてはどう評価されているのか、確認をしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成23年度、市税収入全体の決算額は約117億6,300万円、平成22年3月提出の中期財政見通しは約107億9,100万円と、その差は約9億7,200万円の増となっております。

その主な要因は、個人市民税につきましては、景気悪化の影響により、高所得者層の減少や、想定していた以上に個人所得が上向かず、納税義務者が減少しており、約1億8,800万円の減少となりました。法人市民税につきましては、雇用・所得環境の悪化や、消費低迷などから、ほぼ横ばいと見込んでおりましたが、製造業など一部事業所で業績向上が見られ、約6億2,500万円の増加となっております。

一方、固定資産税のうち償却資産につきましては、現有資産の減価償却の減少分を予測し見込みましたが、液晶関連及び自動車製造業等の一部事業所において、予想以上の設備投資が見られたこ

と、またそれらに牽引されてリース資産の増加があったことから、約4億5,600万円の増加となったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市税全体の増の部分は今確認させていただくと、予想よりは企業活動がよかったというふうなことになるかと思えます。そういう意味では、法人市民税、または償却資産も多かったということが大きな要因というふうに今確認をさせていただきました。

ただ、法人市民税も先ほど答弁がありましたが、ことしも既に2億円の補正をして6億円に減ってくる。ということは、23年度がやっぱり相当好調であったが、24年は相当厳しい状況になってくると。そういう意味では、私は液晶産業や既存企業を分けて、きちっと法人税の行方や固定資産税も分けて調整するようなことは必要じゃないかなと思います。特に、液晶関係、多く世間でも騒がれておりますけれども、どういうふうになるのか、やはり常に予算決算の中で注視しておくべきじゃないかと。ただ、私、1点、中期財政見通しとの比較ですので、26年度では100億円を切るというふうな試算になっております。幾ら当初ベースといえどもほとんど変化ありませんので、そうすると今117億という大変高い結果になりましたが、この23年度につくったものの資料の中から、やはり年々落ちていくような予測になってくるのか。この23年決算から見ても、やっぱり100億円を切るような水準に税収は下がっていくのかどうか、23年の決算を見ての見解をお尋ねしたいと思えます。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

23年度の経済情勢は、復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されておりましたが、円高や海外経済の低迷、雇用情勢の悪化懸念が依然として残っており、今後もしばらくはよくなるということは言いがたい状況でございます。このような情勢の中、市税収入全体の前年度決算比較でございますが、4.7%、約5億7,800万円減収し、約117億6,300万円となりました。

先ほど、中村議員にもご答弁をさせていただきましたが、主要な税目の中で、増収となりましたのは法人市民税で、リーマンショック以降続いた経済情勢の急激な悪化も、業種によっては上向き傾向であり、その他製造業など、一部事業所で業績向上が見受けられたため、大幅な増となり、対前年度比較は約2億7,200万円増加し、約11億9,400万円となったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと、お尋ねした質問と答弁がずれてはいますけれども、ほかの質問があるんで、予算決算委員会でもう一度、この100億円を切ることになるのかどうか、改めて確認をしたいと思えます。

次に、滞納調書についてお尋ねをしたいと思えます。

一般会計決算では、当年度分の滞納調書の報告をされております。これは、昨年の決算委員会で

も指摘をいたしました。合併以前では、5カ年分が年度別の滞納調書ということで示されておりました。単年度だけだと、去年、おととしと、確かに決算書を並べれば比較はできるんですが、やはり5年分ぐらい報告することによって滞納状況も明確になる。そのことによって、また滞納への議論も私は進むのではないかと考えますが、年度別の税の滞納調書の作成についてどのようにお考えか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成17年9月に開催をされました決算特別委員会におきまして、合併後の平成16年度決算の審査が行われました。決算の添付資料につきましては、旧市町において相違がありましたので、旧亀山市で添付しておりました税別・年度別滞納額調書にかえて、旧市町の共通した資料として現在の当該年度の税別滞納額調書を添付いたしました。これにより、平成16年度決算以降、税別滞納額調書を添付いたし、現在に至っております。なお、滞納状況の複数年度比較につきましては、今後の滞納整理における目標値の設定など、滞納市税に対する取り組みにおいて重要であると考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

まあ、出すような出さないような答弁でしたが、これも決算でもう一度質問させていただきますが、やはり5年間きっちり出して、その変化を私たちが見ながら、滞納状況がどうなっているんだということの議論の参考にさせていただきたいと思いますので、改めてそこでもう一度確認をさせていただきます。

次に、4点目に地方交付税についてお尋ねをいたします。

当初予算では約8億円で、補正後が9億8,000万円ということで、収入済額では14億まで膨れました。補正の後の4億5,000万円については、監査委員の審査意見書を見ますと、特別交付税の措置だというふうなことが書いてございました。ちょっと予算書を見ておりましたが、当初予算では、特別交付税は全く組んでありませんし、3月の補正まででも予算が組んでいなかったように考えますが、なぜ最終的にこのような特別交付税の措置になったのか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の地方交付税の予算額につきましては、当初予算におきまして、普通交付税を6億2,900万円、特別交付税を2億円と見込みまして、合計8億2,900万円を計上させていただきました。その後、12月定例会の補正予算の時点におきましては、東日本大震災の影響から、被災地以外の自治体に対しての特別交付税が例年どおりに交付されるのか、全く不透明な状況でもありましたので、既に交付が確定をしておりました普通交付税、こちらが9億7,154万7,000円、これと特別交付税946万2,000円の合計額、補正後の予算額9億8,100万9,000

円として計上いたしたところでございます。その後、特別交付税といたしまして、12月及び3月に合計でほぼ昨年と同額の4億5,167万3,000円が交付をされましたので、この額が予算に対しての差額となったものでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと、私のほうが勘違いありましたが、当初2億組んであったということで、12月にはそれを一気に下げて、最終的にはいただいたということになるんですが、これは、ちょっともう一度確認しますが、東日本大震災で組めなかったものが、最終的には国のほうから措置をされたということでいいのかどうか、もう一度。これが、4億なければ相当また大変なことで、税収減になりましたので、もう一度確認をしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

特別交付税につきましては、普通交付税で算入がされない、災害等の経費に充てるために、特に東日本大震災につきましては、被災地に多く配分をされるといったことも言われておりまして、12月時点では、私どもへの配分がどのようになるのかといったことで非常に不透明であったということで、計上しなかったといったところでございます。ただ、結果といたしまして、3月のほうで4億5,000万円ほど、前年と同額が交付されたといったことが差になったものというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

次に、大きな2点目、歳出の評価についてお尋ねをいたします。

歳出の執行というのをどうやって確認しようかなと思いましたが、不用額で一度確認をしようかなということで今回質問させていただきます。

成果報告書には、不用額については速やかに予算の減額に努めたと。歳出については、適切な予算措置及び事業の執行管理に努めるということで、これまでの多くの議員の方からの答弁にも、不用額については発生と同時に補正を組むんだということが、いつも答弁がされております。しかし、結果的には不用額が6億円というものを計上いたしました。これは、額・率とも22年度よりは大きな数字になっているというふうに思います。不用額に関する説明書というのをいただいておりますが、これも記載事項の条件としては、執行率が90%以下かつ100万円以上と、orじゃありませんので、かつということになる。ということは、90%を超えたものは、どれだけ額があっても載らないということになりますので、この合計が約2億円。ですから、報告にある数字が2億円ということは、差し引き4億円近い数字、35%だけを報告されておりますので、あと内容については全く私たちにはわからない、そんな状況でございますが、この23年度の不用額については、どのように分析をされておられるのか、まず確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

歳出におけます事業完了後の不用額につきましては、速やかな予算の減額補正に努めることといたしております。23年度の一般会計の不用額につきましては、決算書のとおりでございますが、総額で6億1,462万円となっております。この中で、執行率が90%以下かつ100万円以上のものにつきましては、不用額に関する説明書にお示ししたとおり約2億円でございますが、主なものとしたしましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の不用額1億3,978万円でございます。また、条件以外の不用額につきましては、総額で4億1,000万円となっているところでございますが、その主なものにつきましては、人件費のうち退職手当、需用費、扶助費、予備費などでございます。

また、歳出決算額に対する不用額の率から見ますと、平成22年度が2.5%。23年度につきましては3.2%といったことでございますけれども、23年度特殊な要因でありました国保の繰り出し1億4,000万円ほどございますが、こちらを除きますと2.5%ということで、22年度とほぼ同程度となるわけでございますが、従来から言っておりました数%は不用額ということを申し上げておりましたけれども、それよりも低くなってきておるといった状況でございます。事業完了後の不用額の速やかな予算の減額補正といったものが、こういった結果につながっているのかなというふうに考えています。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

国保の分を除くと、ほぼ昨年同等くらいと、率としてはですが、そうやっておっしゃいました。

ただ、私がなぜこんな質問をするかということ、不用額、国保のほうは1億に入っていますので、4億近くあると。ということは、ほとんどの数字が私たちにはわからない。決算書を見て、一々割り算をして、これが多い少ないというふうにやれば、できないことはないかもしれませんが、基本的にはわかりづらいと。ただ、お金が今後なくなっていくんだというときに、どこにメスを入れるという話になってくると、これだけきっちり補正を組んでも5億出てくるというのは、やはりもうちょっとメスの入れ方もあるのではないかなということでこの質問をさせていただきました。

未報告分の詳細についてということで、2回目聞こうと思っておりましたが、ある程度の数字、人件費や扶助費や需用費ということでしたので、これはまた改めて決算の段階でも確認をさせていただきたいと思いますが、ただ標準的経費や政策的経費というのをよく言いますが、この辺での不用額の違いがあるのかどうか、この1点だけ確認させていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

標準的経費と政策的経費の違いでございますが、政策的経費につきましては、ほとんどが補正で減額補正を行っておりますので、標準的経費のほうは不用額が多いというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、次に大きな3点目、財政調整基金についてお尋ねをいたします。

これも、中期財政見通しでは、23年度末の財政調整基金残高が約19億円、5億削減をしたとして24億円の計画になっておりました。決算では45億4,000万、規定による繰り入れも、これは実際入りませんが、現実にはこれも入ってきますので、7億ありますので実質52億8,000万ぐらいのベースになってきたと。中期財政見通しとの差額も28億円近くなりましたが、この辺の中期財政見通しと28億円という差になったことについて、どのように分析をされているのか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財政調整基金につきましては、平成23年度末で45億3,900万円となっております、23年度歳計剰余金積立額、7億5,000万円でございますが、これを含めると52億約9,000万円となっております。この差額28億7,000万円につきましては、先ほどもご答弁を申し上げておりますが、市税や地方交付税などの歳入が見込みを上回ったことによりまして、基金からの繰り入れが減少したこと。このほか、平成22年度の剰余金積み立て5億5,000万円、本年度の剰余金積み立て7億5,000万円によるものと考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

見込みよりも入りが多かった、それから財調の繰り入れが少なかった、さらに入りが多かったんで財調に積み立てたということになるんですが、財政改革の中には歳入構造の刷新や歳出向上とあるんですけど、別にそのことじゃなくて、単純に言えば市税がふえたから、こういうふうにふえたということでもいいのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、市税や地方交付税、特に特別交付税でございますけれども、こちらの交付が多かったといったことで、こういった差が生じたといったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは次に、報告第12号決算に関する附属書類の提出について、大きく2点質疑をさせていただきます。

最初に、主要施策の成果報告書、この中の決算の概要について、2点お尋ねをいたします。

まず、総括についてお尋ねをいたしたいと思います。

平成21年度の決算から一般会計の総括を報告いただいております。22年度からは外部評価委

員会からの外部評価結果も記載をされ、一般会計全般が少し報告化されるようになりました。非常に前向きな取り組みもしていただきました。

総括を読みますと、23年度は交付団体に転じると見込まれる市財政運営の大きな変換点を迎えた。その中で、中・長期的な展望に立った予算編成に取り組んだというふうに報告がされております。この23年度の決算の総括、この変換点を迎える時期に当たっての23年度の決算をどのように総括をされたのか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の決算の評価でございますけれども、決算の概要を総括に記述をさせていただいております。厳しくなることが予想されます財政状況にあっても、前期基本計画期間の最終年度として、第2次実施計画に掲げたさまざまなハード施策やソフト施策に取り組みまして、おおむね計画どおりの進捗と、所期の目的を達成することができたというふうに考えてございます。

実質収支につきましても、14億6,000万の黒字、また市債の現残高につきましても184億円と、3年連続で減少させたといったことで、本市の財政の健全化につきましては、一定程度確保ができたと考えているところでございます。

ただ、普通交付税の交付団体に転じたといったことや、経常収支比率、財政構造指標が非常に硬直化を示しつつありますので、こういったことを十分に注意しながら、今後行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

前期基本計画の最後の年度ということで、ほぼ目的は達成したということではございましたが、大きな転換点になるんだというふうなことが書いてあるわけです。結果的には財政収支というのは比較的良かったというふうになります。ただ外部評価もここ2カ年続いております。少しこれを読みますと、健全に運営したとか、厳しく事業の適正な展開や健全な財政運営を行ったということではございましたが、こういう厳しく転換点に変じるこの23年度の決算、もう少し厳しい指摘はなかったのかどうか。それから、もし指摘があった場合、どのようにそれを展開されていくのか、その点について確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

外部評価委員会を所管しておりますのが企画部でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

この外部行政評価外部評価委員会につきましては、主に主要事業に対する庁内評価結果、合わせて概要でございますが、総合計画の推進の観点から検証いただいておりますというふうなことでございまして、今お手元にある資料をもとに総括については議論をしていただいたというふうなことでございまして、ご意見としては、個別の評価のほうのご意見はありましたけれども、先ほどの概要に

つきましては、このようなご意見で他の意見はございませんでした。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これ以上の評価は特になかったということでしたので、私はもっと厳しいのがあるのかなと思って聞かせていただきましたが、なかったということで確認をさせていただきます。

次に、経常収支比率についてお尋ねをします。

これも先ほど質問がありましたが、23年度の経常収支比率は88.6%となりまして、22年度より3.4ポイント上回りました。年々これはふえてきております。この3.4ポイント上昇した理由について、まず確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の経常収支比率につきましては88.6%でございまして、前年度比3.4ポイントの上昇となっているところでございます。この経常収支比率が上昇した理由といたしましては、まず歳入のほうで市税が減収となったと、前年度比約5億6,000万円でございます。これと、臨時財政対策債の借り入れ抑制といったことで、当初の予算に比しまして3億4,000万円ほど借り入れを控えたといったことによるものでございます。

一方、歳出におきましては、人件費、これにつきましては議員共済の負担金もございましたし、例えば維持補修費などの経常経費の増によるものと考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

決算の資料で見ると、経常一般財源というのもあって、それを見るとほとんど変わっていないんですね22、23年。確かに経常経費を見ると、その中から使うほうですね、今度。入れるほうは、ほぼ変化なかったような気がするんですが、使う側はたしか4億円ほどふえているんです。ということは、これは確かに割り算ですので、収入がふえれば当然比率が下がる。でも、年々ふえているというのは、収入が減るというふうにおっしゃっているんですよね。特に、一番大きいのは市税ですので、たしか公債費も片一方入っているはずですから、これも減れば減るわけですけど、経費が減らない限りは絶対減らないんですよね。ふえればいいんですけど、減るとおっしゃっているわけだから、入りのほうが。そうなると、やはりこの辺に、さっき言いました不用額と一緒に、どうメスを入れていくのかとやらないと、これ85というような数字になっているが、これはもう一度一般質問でも同じ質問をしますので、もう一度議論しますけれども、やはりもう少しこの辺についても、成り行きで85じゃなくて、なぜそうなるんだというふうなことは、もう少しきっちり今後も私は報告してほしいと、ちょっとほかの時間もありますので、理由についてはわかりましたので、改めてまたこれも予算決算委員会で確認させていただきます。

次に、大きな2点目、主要施策の成果報告書の主要施策の成果の中から2点お尋ねをいたします。

1点目に、まちづくり基本条例推進事業についてお尋ねをします。

議会でも、条例制定後に議会改革推進会議を設置して、さまざまな見直しも取り組んでおります。当然、まちづくり基本条例でも同様の亀山市まちづくり基本条例推進委員会が設置をされて、取り組まれております。これは、制定のときにも議論させていただきました。

24年2月にこの検討結果が報告をされ、その内容も見せていただきました。今回の検討テーマ、どのような基準で選定をされたのか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回の議論のテーマはどのような基準でというようなことですが、このまちづくり基本条例の前提となりますものにつきましては、考える会で100回における熱心な検討が取りまとめられたところでございます。この中で、既にホームページ等でも策定経過については公表しているところでございますが、特にまちづくりの仕組みの中で、子供、協働支援する機能の拡充、監査機能の充実、コンプライアンス委員会、住民投票といった5点については、大事な項目というようなことで、やはり個別に議論をしてほしいというふうなこともございまして、こういったところを受けまして、推進委員会で議論させていただいたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

考える会の中から、5項目について残ったんで議論をしたということですが、私はちょっとクレームをつけるような質疑になりますが、まちづくり基本条例は最初のときは理念条例であったと。ですから、市民の協働や参加の原則、市民尊重の原則などからの視点でまちづくりをどう進めていくのか、私はそういうものを検証する委員会だろうというふうに考えておりました。

ところが、実質的には、1例を挙げれば、特に監査の方向性については、結構細かく書いてありますが、私は監査委員という制度の中で進める議論であって、そのテーマをなぜ監査委員のほうにぶつかなかつたんだろうかと、それが非常に不思議でならないんです。監査委員という制度は、独立した機関になっていて、そのことをこの委員会が手が差し伸べられるということになると、監査委員から頼まれれば別にしても、まちづくり基本条例の中の監査制度まで、果たしてこれ議論を踏み込めるのかどうか、裏返して行けば、議会の参画もありますので、じゃあ議会のところまでその議論が入ってくるのかどうか、そういう懸念を持つわけです。そういう意味では、理念条例としてなったこの条例に対して、この推進委員会が持つ機能というものをもう一度改めて、何をこの委員会がしようとするのか、今回のこの細かな議論を進めていこうとするのか、あくまでも理念による市民との協働や参画、それから市民尊重の原則、そういうものがまちづくりの中に反映されているのかどうか、そういうものを検証する委員会なのか、改めて確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、まちづくり基本条例の推進委員会につきましては、第20条で規定をしておりますので、その中で、特に先ほど申し上げましたのは、第2項第1号のこの条例に基づくまちづくりの推進に

関する具体的な方法というような部分の中で、検証いたしたいというようなことでございましたので、この条例に基づいて検証をさせていただいたというようなことでございます。

先ほど、議員申されましたとおり、この委員会の中では、第10条から第18条までの協働の原則から、歴史尊重及び文化振興の原則まで、9の原則がございますので、それぞれ施策、あるいは事業でこの原則に沿って行っているかということを検証するというようなことでございます。

今後につきましては、総合計画の位置づけが地方自治法の中で位置づけがなくなりましたので、まちづくり基本条例の中で位置づけるべきか、あるいは地域コミュニティーの扱いというようなことについてもこういったことを議論すると、そういった大きな方向の中で議論するというようなことで、委員会の中ではそういった意見も出ておるところでございます。

**○副議長（片岡武男君）**

竹井議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

今回は、考える会の積み残しがあったということで検証したということですけど、私はちょっと趣旨がずれているような気がするんですね。そのためには、いつも部長がおっしゃっております施策評価みたいなものがあったり、事業に関しては事業評価がある、そういう中でやっぱり議論したものを、この委員会が例えばそこに参画や協働や、市民尊重の視点があるのかどうかと、私はやるというふうに、たしか前の制定のときの議論でそんなような議論をしたような記憶があるんです。それからいくと、ちょっと驚いたわけですけども、やはりもうちょっと大きな視点で、私はこの辺についてはちょっと意見は申し述べられませんが、ちょっと私は今回のやり方については余りよろしくないというふうなことを言って、次に入らせていただきます。

次に、同じく主要施策の成果の中から、市税・水道のコンビニ収納事業についてお尋ねをいたします。

23年10月から市税・水道料金2本立てでコンビニ収納が開始をされました。これまで、私も含めて何人かの方からも導入の提言もございました。成果報告を読みますと、利用者増があったと報告をされておりますが、今回導入されて、どのようなまず評価をされているのか、確認をさせていただきます。

**○副議長（片岡武男君）**

梅本市民部長。

**○市民部長（梅本公宏君登壇）**

評価でございますけれども、議員がおっしゃるように予定より増加をいたしております。

収納状況につきましては、時間別に見ますと、金融機関営業時間内で1,150件、時間外で1,335件の利用がございました。また、金額別で見ますと83%が3万円までの納付となっており、休日の利用は全体の23%でございました。このように24時間いつでも納付できることで、納税者の利便性の向上が図られ、県外でも金融機関を限定せずに、全国で4万5,000店舗以上のコンビニで納付できることから、未納者の対応においても事務処理上も非常にスムーズな対応ができるものと思っております。

**○副議長（片岡武男君）**

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

水道料金のコンビニ収納は、平成23年10月から開始をいたしまして、23年度末、半年間でございますが、8,154件のご利用がございました。これは、納付書による納付の約半数で、全使用者の7%の方がコンビニでのお支払いとなっております。当初、予測の約3倍に当たると、多くの方がご利用をいただきました。これは、休日・夜間の時間帯や、県外への転出者などに、納付機会が多様化したことで、住民サービスの向上につながったものと考えております。

水道開始の依頼電話をいただきましたときには、口座振替を推奨しておりますが、口座振替手続完了までの期間、支払い窓口としてコンビニ収納を周知いたしました結果と受けとめておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市税、水道、両方とも利用件数が伸びたという報告でございました。ただ1点、課題のところに反省点・課題点のところに、特に水道については、収納率の向上が見られないので、検証が難しかったと、これはちょっと別にしても、コンビニ収納の割合がふえると費用が増加するというふうなことも書いてありました。確かに、これはまともに書けばそうなのかもしれませんが、先ほど部長がおっしゃいましたように、やはりいざやってみると、特に水道は3,000件の目標が8,000件ということで2.5倍程度ふえた。そういうことからいけば、口座振替はたしか80から85ぐらいありますので、ほとんどそこにはいかないところを窓口かコンビニで納付されるというふうなことになると思うんですね。

そうなりますと、3月の市債権管理の条例のときにも、水道は1,000万ぐらいの未収があるというふうなことも報告があって、やはり収納機会をふやすということは、やっぱり将来の未収を減らすということにもつながってくると。確かに1件当たりの費用は発生するかもしれませんが、1,060万ずつうっと寝かしておいても利子は発生するわけじゃありませんので、そうやって考えれば、私はもう少しこの辺は、書き方はこう書いてしまったのかもしれませんが、やはりもう少し進めていくべきじゃないかと考えますが、特に水道のほうはそういう見解でしたので、改めて今後の方向性を確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

コンビニ納付の件数が、当初予測を大きく上回ったと、これは納付いただく方に利便性が広く認識されていることと存じます。今後もコンビニ収納を含め、ご利用いただく方に適した納付方法の選択をご案内し、滞納とならないよう、期限内納付にさせていただきますよう努めてまいります。

また、平成24年度末においては、督促状、催告書の発送件数の推移など、滞納整理費用等の検証もして、評価してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは最後に、議案第69号平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について、大きく3点質問いたします。

最初に医療センター改革プランの総括についてお尋ねをいたします。

23年度は公立病院改革プランの最終年度の年となりました。この改革プランは、多く累積赤字を抱えている公立病院に経営改善を求めるものということで、3年程度で黒字化を達成することなどを目的として、亀山市も取り組みを進めております。ちょうど、この23年度が経営効率化3カ年の完了でございますので、改革プラン取り組みについてどのように評価をされているのか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

平成21年3月に医療センター改革プランを策定し、平成21年度より経営効率化などに取り組んでおるところでございます。その中で、財務に係る数値目標といたしまして、経常収支比率100%に対し、平成23年度改革プランの実施結果といたしまして98.1%、職員給与比率、数値目標51.9%に対しまして55.3%、60床運用による病床利用率数値目標90%の54床稼働に対しまして、98%の58.8床の稼働、平均在院日数数値目標20日に対しまして18.7日、医業収支比率数値目標88%に対しまして87.7%、年延べ入院患者数数値目標1万9,710人に対しまして2万1,504人、年延べ外来患者数数値目標3万2,670人に対しまして2万9,600人、実透析患者数数値目標79人に対しまして75人となっており、一部目標達成には至っておりませんが、平成21年度から平成22年度、平成23年度と、着実に前年度実績を上回り、改革プランに近づいておりますことから、着実な成果を上げつつあると評価しているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

3カ年の数字を今報告いただきまして、ほぼ計画に近い数字でいっているということでございました。この公立病院改革プランは、再編ネットワークとか、経営形態見直しというものもあるんですが、これは亀山市は取り組まないということにしておりますので、経営効率化だけですから、23年で終わることになります。そうなりますと、まだ黒字化までは行っていない状況ですので、あとのプランはどうやって中・長期的に取り組むんだと。地域医療再構築プランで取り組むことになるのか、また改めて中・長期的な経営計画を組んでいくのか。この24年3月の予算質疑も質問させていただきましたが、余り明確でなかったような気がしますが、この経営効率化が取り組みが終わる段階で、今後中・長期的な経営方針を組んでいくのかどうか、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほども申し上げましたように、医療センター改革プランの取り組みといたしましては、着実な成果を上げておるものと認識しておるところでございます。

平成23年12月15日に開催いたしました医療センター方向性検討委員会におきましても、改革プランに掲げております数値目標達成に向けて、平成24年度以降についても、その遂行に努力されたいと報告をいただいております。また、改革プランの具体的取り組みとして、平成22年2月に策定いたしました亀山市地域医療再構築プランにおきましても、病院経営の健全化に向けた病院改革プランの着実な推進のための具体的取り組みが掲げられており、これらの取り組みを進めることにより、医療センターの経営健全化と、救急医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

基本的に、今の3カ年取り組んだ延長線で行くみたいなことになると思いますので、これはまた次の質問とも絡みますので、次に入らせていただきます。

比較的順調という中で、2点目、純損失の計上についてお尋ねをいたします。

純損失につきましては、22年度5,600万、このときは寄附講座もないという状況でしたので、大変経営的には厳しかったんであろうと思います。23年度は、6月から三重大学の寄附講座も開設をされて、経営環境は好転をしたというふうに考えますが、そういう中でも純損失が3,200万程度計上して、2カ年連続となりました。確かに、寄附講座の開設については、外来・入院ともふえておりますので、市民への医療サービスという点では効果があったというふうに思いますが、今回、財政的な面から、寄附講座の開設の効果等について確認をしたいと思います。

まず、23年度純損失を計上した背景について、確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

平成23年度決算につきましては、三重大学との地域医療学講座の開設により、平成22年度と比較いたしますと、入院や外来等の患者数の増加によりまして、医業収益で1億6,774万円の増加となっております。これに伴う薬品や診療材料等の支出も増加し、医業費用も1億4,190万円の増加となっており、収支差益は大きくは伸びていない状況でございます。

そのような中で、改革プランに基づき、赤字補填として一般会計からの補助金を2億円以内とする経営改善に取り組んでいるところでございますが、結果といたしまして3,238万円の純損失を計上することとなっております。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

要は、医業収益ということですね。当然6月から寄附講座がされて、収入もふえたけれども、当然費用も出ますので、これは差し引きの効果としては余り多くなかったかなというようなことでしたが、予算と決算を見ますと、外来収益では8,900万円、結局予算に達しなかったと。そういう意味では、予算設定の段階で少しこれは寄附講座の効果というものを大きく評価したのかなという気はしますが、医業収支で見ますと、23年度2億5,000万円の赤字、22年度が2

億7,000万、ですから差引2,500万円ぐらいの改善効果はあったというふうになるわけですが、黒字に至るところまでは行かなかったと。寄附講座の医業収支の改善影響というものを、改めて確認をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほども申し上げましたが、寄附講座の医業収支の改善については、非常に大きな効果があるものと考えておるところでございます。特に、入院・外来等の患者数が非常に大きく伸びておることと、それに伴う収益が、医業収益としまして1億6,774万円増加しております。しかし、これも先ほど申し上げましたが、薬品や診療材料の支出も約1億4,000万円と増加しておることから、収支差益は大きくは伸びていないということでございますが、病院事業の目的といたします診療の充実・拡大、これができたことは大きな成果であると考えておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回の切り口は、お金をもうけたのかどうかですので、申しわけないですが、大きな評価までには行かなかったのかなあとということだと思います。

それでもう1点、今、局長からも答弁がありました、負担金と補助金の関係ですね。これも3月に質問させていただきましたが、23年、22年ともに2億7,500万、これ一般会計の資本的じゃなくて収益的収支のほうですね、2億7,000万円。ところが、他会計負担金は23年は2,000万の増になっております。これは、MR機器を入れたことによる減価償却分が他会計負担金として放り込まれていたと。その分、補助金は逆に1億9,000万近いものから、一気に1億7,000万、2,000万ぐらいカットしたと、差し引き2億7,000万という数字はカバーをしていると。そうなりますと、24年度もCT装置を買っておりますので、またこの減価償却費、仮に他会計負担金でまたこれも補填するとなると、じゃあ2億7,000万もキープしようとする、また補助金はカットになると。今の状況で3,000万近い純損失が出ておりますので、そうすると24年もまた出るんじゃないかなと懸念もありますが、この純損失の水準、どれくらいまで続けていかれる気なのか。毎年3,000万あれば3年で1億ですけれども、どの辺まで続けていかれるのか。寄附講座も開設して、経営環境は好転したと言えどもそういう状況にある中で、やはり少し私は線引きも要るんじゃないかと思いますが、考え方を確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

純損失でございますが、平成21年度より医療センター改革プランを達成するために策定いたしました再構築プランの具体的な取り組みを進めることによりまして、平成21年度から平成22年度、平成23年度と、各年度の純損失は減少してきておるところでございます。今後におきましても、再構築プランの具体的な取り組みを進めることにより、病院経営の健全化を図り、純損失をなくしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと残り時間が二十何秒になりましたので、最後の質問にさせていただきます。

最後に3点目に、未収金についてお尋ねをいたします。

未収金も21、22、23と、年々これも増加しております。寄附講座で患者が増加すれば、やはり未収金もふえるのかなというような印象を持っておりますが、この年々増加していくことの背景について確認をして、質疑を終わらせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

時間は来ておりますけれども、伊藤局長、答弁願います。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

未収金につきましては、大体年度ごとに100万円前後の未収金がございます。これにつきましては、支払い困難な方等がお見えになることから発生しております。特に、平成23年度につきましては、診療の拡大等により、若干例年よりふえたというふうに考えておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

20番 竹井議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回は総括ということで、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をさせていただきます。朝から2名の議員さんからいろいろとこれについては質疑がなされたところでありますけれども、私も同じような形ではありますけれども、まずこの決算の評価についてということでお聞かせ願いたいと思います。

この決算につきましては、予算を編成されたころ、たしか後期基本計画の策定を前にしまして少し様子見の雰囲気のおとなし目の予算だったような、そんな個人的には印象を受けておりました。前年度の平成22年度につきましては、櫻井市長が「身の丈に合った」という言葉を示されまして、肥大がみであった財政規模を少し抑えにかかったような印象を持っておりましたが、23年度はその身の丈に合ったという言葉こそは余り使われてはなかったと思いますけれども、その身の丈に合った市政を引き継いでいたはずであったというふうに思っております。

そこで、朝からもいろんな評価を聞かれていましたけれども、特に平成22年度に比べたときにその流れの中でどのくらい達成できているのか、23年度も22年度との流れの中で身の丈に合ったというような、その辺がどれくらい実現されているのかというのを、この決算を見て、その辺の

評価をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

23年度決算の総括でございますけれども、先ほども中村議員、竹井議員にもお答えをさせていただいたとおりでございます。23年度の予算編成に当たりましては、歳入に見合った歳出といったことで徹底することを基本姿勢としながら、暮らしの質の向上を最優先とした施策に力を注いできたところでございます。

また、23年度予算の執行に当たりましては、第1次総合計画の前期基本計画の最終年度といったこともございまして、計画の施策の実現に向けまして実施計画に掲げた事業に全力で取り組んで、行政サービスに対する市民満足度の向上に努めたところでもございます。また、市税収入が減少する中でも、経費の削減、基金の活用もさせていただきまして、効率的で健全な財政運営に努めたというふうに考えてございます。こうした取り組みによりまして、第2次の最終の実施計画に基づく各種施策につきましても、おおむね計画どおりに進捗を図りまして、例えば井田川駅前の整備だとか、待機児童館の緊急対策施設の整備といったハード事業だとか、寄附講座といったソフト施策にも着実に事業を実施をさせていただきまして、順調に23年度の決算を閉めることができたというふうに考えているところでもございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

基本的には朝からの答弁どおりに、おおむね健全、順調というようなこと、歳入に見合った歳出というような形で言われていたわけではありますけれども、確かに主要事業の成果報告にもありましたけれども、「中・長期的な視野」という言葉がそこには使われておりまして、その辺も含めて財政運営がなされていたとは思っておりますし、その点は私個人の感覚とすると非常に評価しているのではないのかなというふうに思っております。

ただ、そういう意味ではある意味余り特徴がなかった分、今後の財政運営において持続可能、身の丈というような考え、これの中の今後を考える上での23年度というのは22年度以上に大きな一つの指標となってくると思うんですね。ただ、その中で非常に気になっているのが、予算との差異というのがかなり発生していることです。朝からも竹井議員とかが言われていましたけれども、当初予算ではトータルで200億弱、198億8,500万であったのが、いろいろと補正を重ねるうちに5億くらいふえていきまして、200億2,800万になっていた。それが決算してみたら、当初の200億弱よりも10億近い190億、繰り越しの額を差引いても6億という不用額が出ている。なぜこのような差異が発生してきたのかと。不用額の話ではありますけれども、朝からもいろいろと言われましたけど、もう一度この6億の不用額がどの辺にあるのか、改めて確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

23年度決算におけます予算現額は208億2,878万円で、支出済額が190億1,579万円、差が10億ほど出たわけでございますけれども、この内訳でございますけれども、事業が完了しなかったといったことで、次年度のほうへ繰り越しをした事業が約4億円ございますので、残りの6億1,000万円といったものが不用額となったものでございます。繰り越す事業につきましては、野村布気線整備事業等々で4億円でございます。また、不用額につきましては、先ほどもご答弁をさせていただいておりますように、国民健康保険事業特別会計への繰出金だとか、退職手当、子ども手当給付費など歳出の決算額が見込みにくい経費につきまして、どうしても不用額として残るといったことになっておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

いろいろと細かい話も多少言っていたとは思いますが。今回、決して不用額が多過ぎるじゃないか、けしからんということではなくて、不要な出費を抑えるという意味では私も大賛成ですし、かなり努力もされているんやろうなというふうに思います。

ただ、今までの中・長期の財政見通しと、その辺の話を言われるときに、どうしてもその予算規模がまず先に立ってしまう形にありまして、先ほど子ども手当の話がありました。これは基本的に国から来るお金を、トンネルやないですけども、そういうふうな部分もある。市だけではどうしようもない部分というのもあります。特に最近の予算規模が大きかった一番の理由は、合併の後ということで非常に特例債事業が多かったと。特例的に予算規模が当然肥大もするし、公債費も増大すると。そのことを思えば、予算規模というのは一つの指標とはなってくるけれども、実際、その辺経常的に発生する義務的経費の状況を見据えていくようなこともしていかなければならないと。もちろんそれはされてはおると思うんですけども、ただ、きょうも朝から、経常的経費がかなり大きく揺らいと、その辺の話でしたもんで、その辺予算規模も非常に大事な指標ではあるんですけども、予算だけではなくて、そういった別の意味からもうちょっと見ていただきたいというふうに感じましたので、特にその辺を指摘させていただきました。

そんな中で、次の3番目の今後の財政運営について、その辺の話をちょっと聞かせていただきたいんですけども、現在、日本において財政運営というのが大きな分岐点がきつと来ると思っております。それは何かといいますと、消費税の増税問題が今起こっているということです。恐らく市の財政運営においても、物件費とかはもちろんのこと、指定管理料とか委託料とか、こういうものに対しても影響が出てくるのではないのかなと思われま。この消費税の増税自体は、社会保障の財源、その辺の一体改革ということでもんで、福祉関係ですね、扶助費とかその辺の社会福祉の観点においては、やはり財政的な裏づけにもなってくるのではないのかと思うんですけども、このような状況の中で、先ほど今回の決算というのが身の丈とか、持続可能と言われるようになってくる中での一つの大きな指標になってくると思われま。今回の23年度の決算を見た上で、この消費税の増税が市の今後の財政運営にどのように影響を与えるのか、何か現時点でのご所見があればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

消費税の影響でございますけれども、平成26年4月に8%、27年10月には10%となります消費税引き上げに伴います市財政への影響につきましては、工事請負費とか委託料などさまざまな歳出予算に影響が出るものと考えておるところでございますけれども、一方で、地方消費税交付金といったものや地方交付税などの歳入につきましても増額となりますことから、現時点では財政運営に対して大きな影響はないのかなというふうに考えているところでもございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

現時点では、出るのも多くなるけれども、入ってくるのも多くなるのかなというような感じだと思っておりますけれども、そういう意味で影響はないということでありました。ただ、当市のように高齢化率も非常に進んで、どちらかといえば社会的な弱者の方が多いような市にとっては、やはりこの税と社会保障の一体改革ということであれば、本来だったらメリットが多いはずなんだろうというふうに思います。ただ、その中で、特に市の歳出のほうでの影響として非常に気になってくるのが、先ほどもちらちらと言いましたけれども、指定管理料というものです。たしか根底にあるのは民間のノウハウとか、民間の活力を利用してということで、とにかく直営でやるよりもコストが安いということが大きなメリットであったと思いますけれども、消費税が増税されていくとすると、その増税分がどういふふうに影響してくるのかというのがあります。市の職員の人件費に対しては消費税はかかりませんが、指定管理料にはかかってくると思うと、例えば2,000万円の指定管理料であれば、消費税が10%になれば、5%で100万円も余分にかかるわけです。100万円もあればパートの方が1人ぐらい雇えると、こんな形になると思っておりますけれども。そうすると、民間の運営というメリットが公にとってはなくなってくると、こんなことも考えなければならぬのかなと思っておりますけれども、そういうふうな指定管理、人件費という部分でどういふふうな影響が出てくるんだろうかというのが一つ気になるんですが、その点何か見解がございましたら、ちょっと聞かせていただければと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

消費税の改正によります指定管理者制度への影響ということでございますけれども、消費税の影響につきましては、指定管理料全体の中の人件費分が、今言われたように負担増になるというふうに考えてございます。直営による管理よりは、民間事業者のノウハウといったものを生かすことによりまして、利用者の増加を図ることもできますし、住民サービスの向上につながるということや、経費の節減等によります効率的・効果的な運営が期待できるといったことで、人件費分の負担増以上の経費の削減が図れるということを考えているところでもございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

その辺で一応ほかのメリットもあるんやというようなことでありましたけれども、実は私がよく一緒に活動させてもうてる名張の市議会議員さんから、実は指摘されたことをそのまま使わせてもらったんですけれども、今回話として。特に名張とかになりますと、指定管理料も億ぐらいのものがあると。その億の5%も出れば、もはや指定管理のメリットはないというようなこと言われてたりして、そういうこともありましたので、亀山ではそれは当てはまらないというのかもしれませんが、今後そういう話も、指定管理そのもののあり方というのが言われている中で、その辺も考慮に入れていくべきではないのかなというふうに感じましたので、この点、若干指摘させていただきました。

それでは、続きまして4番目の財務書類4表についてということで質疑をさせていただきます。

市の財政の中で、一応貸借対照表とか損益計算書という民間レベルでの会計処理の視点も入れていただいているわけですが、こういうふうな見方も必要だなと考えておる一人ではありますけれども、この中で一つ、減価償却費というものが記述されております。私も民間におる人間ですし、決算とかもある程度自分でもやっておりますので、この辺の減価償却という考え方が行政の財政運営においては、民間にとってはわかりやすいし、非常に重要な項目だというふうに考えておるんですけれども、この減価償却費なんですけれども、連結とか単独とか、そういうことで書かれておるみたいなんですけれども、施設ごとの減価償却の状況は把握されているんでしょうか。その点を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財務書類4表につきましては、現金主義、単式簿記によりますこれまでの自治体の会計制度に発生主義、複式簿記といった企業会計的な要素を取り入れまして、資産・負債などの情報だとか、減価償却費などの見えにくいコストを把握いたしまして、自治体の財政状況をよりわかりやすくするとともに、他市との比較だとか、職員のコスト意識を高めるといったことで毎年作成をいたしておるところでございます。

ご質問の減価償却費につきましては、財務書類4表の中の行政コスト計算書の中で、それぞれ目的別に減価償却費を記載しておりますけれども、ご質問の個々の施設の減価償却額といったことは把握をいたしていないといったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

個々については特に把握はしておらないということで確認させていただきましたけれども、今回この話をさせていただいた背景として、行政上のコストとして経常経費とか言わせてもらいましたけれども、その中に建設費用とか、初期投資の費用というのは、あくまでも感覚的なんですけれども、含まれていないのではないのかなという気がしましたもので、特に今回、例えば溶融処理施設

の長寿命化という話があります。この長寿命化の前に、この溶融処理施設というのは20年ぐらい耐用年数があるという話がよく出回っていました。私も実はその認識を持っておったんですけども、それが実は15年とかいう話も出てきたりしまして、15年しかもたんのか、いやもっともたせることも可能ですけれども、またコストがかかってくるかもしれませんとか、いろんな話が出てはおったんですけども、これは、実際減価償却とか固定資産という意味からすると、償却期間が残っているはずなのに、実は5年短かかったとすれば、5年間分が除却分ということになってしまっていて、例えばこの溶融処理施設のことを思えば、78億という投資額の4分の1の期間の除却額が出るとなると、単純に考えて20億ぐらいの損失が出てしまうわけなんですよね。そういうふうな話もありますので、それこそ収支という意味からすれば重要な案件になってくるわけです。ただ、それが長寿命化と、非常にええことをするんやというような意識のほうが高く、もちろんライフサイクルコストという概念を導入してもらって、独自にその辺のコストをしっかりと見ているんやということは言ってもうたんですけども、全般的な中での流れとしてはちょっとわかりにくかったというか、感覚的にあくまでもその辺がわからなかった部分もありましたので。

実は、行政という性格上、世代間の公平さとか、その辺を思うと、実際減価償却すると内部留保というのが発生してくるので、その辺の扱いもありますというふうに聞き取りの中で広森部長にも言われたんですけども、その辺も考えますと、実は減価償却という考え方を実現しておるというか、それのかわりとなるものは公債費ですね。借金を分担して、最初にお金を借りて、それを分けていっておる。その公債費が減価償却に結構似ておるものやと、そんな感じもするんですけども。そうすると、例えば教育費の中の公債費がどれぐらいやという考え方もしていかなあかんのかなというふうにも思ったりもします。

ちょっと話を戻しますけれども、どちらにしても個々の施設の償却状況を把握しておくことは、その施設をつくったことによる費用対効果とか、その辺も見ていく上では非常に重要になってくるのではないかと思われるので、民間でいえば、減価償却を管理している固定資産台帳というのがあるんですけども、そういう固定資産台帳のようなものを行政としても管理していてもいいのではないかというふうに思うんですけど、その辺の考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

固定資産台帳につきましては、水道などの企業会計では整備済みというふうに聞いております。また、企業会計化を予定しております農業集落排水事業だとか、公共下水道事業では、現在作成中でございます。一般会計につきましては、企業会計化といったことはございませんので、直接減価償却費を把握する必要はないというふうに考えておりますけれども、財務書類4表への活用といったことも考えられますので、公共施設白書といったご提言もいただいておりますので、その研究過程の中で他市の状況等を見ながら研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、最後に税の滞納についてということで質疑をさせていただきたいと思います。

今回、税の滞納につきましてもいろいろと資料も出ております。朝の中村議員への答弁の中で、税の滞納を減らしていくこと、これが一つの税収入の確保という意味では取り組めることやというふうに梅本部長がおっしゃっていましたが、まずこの税別の滞納ですね、これに対しまして具体的に何か、どういうふうなやり方で進めていかれるのか、その辺具体的な対応策があれば、一度確認させていただきたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

滞納繰越の収納率は預金差し押さえの成果や、差し押さえ物件の公売などで高額滞納が解消した場合など徴収率も大きく変わってまいりますので、基本的には前年の当初の予算額をもって目標と計上をいたしております。平成24年度の予算、滞納市税徴収見込みでございますけれども、市民税ほか各税合わせまして、当初7,580万円を計上いたしました。なお、平成23年度決算での滞納市税の収納額は1億269万6,106円ございました。毎年、決算では当初の予算額を超えた収納をいたしておりますが、預金差し押さえの状況や公売により高額な滞納整理ができた場合など徴収実績にはその年によって増減があるということで考えております。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

状況は聞かせていただいたんですけども、あくまでも中村議員への答弁に対してその辺を上げているということでしたもので、何か方策があるのかということでお聞きしたんですけども、その辺の方策という意味であるのでしょうか。その辺もう一度確認させていただきたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

方策といいますと、まず滞納処分と。それから、それに至るまでは督促、催告等々でお知らせをして、窓口で直接納税相談を受けて、当然処分の前には自主納付というのが中心でお話をさせていただいて、少しでもそういった形で自主納付ができる形の体制をとってございます。最終的にはそういった督促にも、催告にも何ら反応をされないという場合には、最終の通知をしながら滞納処分というような方向で進めております。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

特に目新しいことをするというよりも、今までの従来やってきたことをしっかりと、そういうふうな形なのかなあというふうに認識をさせていただきました。確かに現場の方は現場の方で本当に頑張っていらっしゃると思いますし、その辺に取り組んでいただいているとは思いますが、そんな中で、今回も税別滞納額調書ということで上がってきている内容、徴収猶予分という

のもあるんですけれども、1万5,854件で、税額が9億に上ると。ちなみに、国民健康保険税というのも3万2,567件あって、税額が5億7,000万、こんな額が出ておりますけれども、この辺の滞納額につきまして、さっき言われたような手段によってどれぐらい徴収が見込めるのか、現時点での見込みがあればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、滞納繰越というのはいろいろケースがございます、その年に差し押さえてあった物件が公売なんかで交付要求で入ってきたりとか、新たに不動産を競売をしたとか、預金の調査をして高額なものが入ってというようなことで、毎年そういった状況が変わってまいります。したがって、先ほどもご答弁を申し上げたように、当初予算の中で今年度、昨年の予算の率を、24年度については7,580万円計上して、実績23年度の決算では1億269万円ほど徴収をしたということで、予算よりは徴収率が上がっているという状況でございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

非常に頑張っておられるというのが本当にわかります。そんな中で、特に固定資産税について注目してお聞きしたいと思うんですけれども、この滞納額の調書とか、不納欠損額の調書とかも見せてもらっていますと、固定資産税の件数と都市計画税の件数が両方とも一致しています。滞納があるのは、あくまでも都市計画区域内だけであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

都市計画税と固定資産税の一致している状況で表には載せさせていただいておるんですけれども、これにつきましては、地方税法の702条の8第4項の規定によりまして、固定資産税、都市計画税については合わせて1枚の納付書を作成して、収納した段階で調定割合、これは案分でございますけれども、それで収納消し込みを行っておるというようなことでございます。したがって、全てではございません。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、都市計画区域外の土地には当然都市計画税自体がかかっていないわけなんですけれども、その土地に対する固定資産税を滞納されている方は都市計画税というのは納付しなくてもいいにかかわらず、この件数には載せられておるということでもよろしいでしょうか。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほども申しましたように、地方税法702条の8第4項の規定によりまして、表に徴収後のものについては案分でやるということですので、都市計画外のところについては、個々の税額では個別にはご通知はさせてもうてますけれども、こうやって集計した表については案分して表示をさせていただいておるということでございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

済みません、知らなかった事実がこんなところで発覚するとは思いませんでしたけれども、その辺の話を聞かせてもらったのは、実際、どれぐらい具体的に把握されているんやろうかというのが、もちろん現場ではちゃんと把握がされておると思うんですけども、固定資産税というのを上げさせてもらったのは、ほかの住民税とかと違って、固定資産税というのは、特に不動産とかなんですけれども、やはり現物が基本的に残っておるということなんですね、これも感覚としてですけども。住民税とかやったら、本人がいなければどうしようもないんですけども、例えば土地であれば固定資産税がある、その固定資産税の担保みたいなのがそこに存在しておるというふうに、手続上はいろいろあるかもわかりませんが、一般の人間の感覚からすると、そういうものが存在しておるということやと思うんですわ。そんな中で、固定資産税の滞納件数3,061件となっていますけれども、例えば3年分を滞納していると、3件として1人がまたカウントされてしまうということですので、特に実態をきちっと把握させていただきたいという意味で、3,000件あるんやけれども、実際は何人の方が固定資産税については滞納されているのかということですね。中でも特に気になるのが、そこにおられるんやったらまだいいんですけど、努力されているんやと言われましたけれども、職員がどれだけ努力してもそこで所在不明になってしまって、言ってみれば、言い方悪いですけど夜逃げとかそんな話で、住民票はそこにあるけれども、どこに行ったかわからんと言われては、もう努力のしようがないわけですね。そうすると、先ほど言われたような督促とかを乗り越えて競売とかそんな話になってくると思うんですけども、それを進めていく上で、その状況把握の上で、特に連絡がとれなくなってしまった人、そういう人が一体何人ぐらいいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず3,061件ですけども、人数であらわすと約1,070人ほどでございます。それと、土地はあるものの、所在不明の件数でございますけれども、24年度の当初の納付書発送をさせてもらった数が、固定資産税でございますけれども2万1,596件郵送でさせていただきました。そのうち19件が戻ってきたと。それで調査をして、公示送達というような手法で、これは法律で定められた方法なんですけど、そういった形で届いたとみなすというような形で処理をさせていただいたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

大体1,100人ぐらいが滞納されていて、中でも20件ぐらいは所在不明になってしまっていると。この方々についてはどうしようもないかなという話なのかなと思っております。先ほどもちらっと触れましたけれども、やはりそうなってくると非常に気になるのは、正直言います、滞納をされていても、実際不動産を持っていても、そこに住んでいて収入がないという世帯に対して、家屋を売り払ってでも払えとかそういうものではないとは思いますが、本当にその場になくて、こちらとしてはどうしようもない、そういう案件からクリアしていかなければならないのではないのかというふうに思っております。なぜこうやって言わせていただくかといいますと、この後一般質問とかありますけれども、空地・空き家とかいう話も、その対策を言われる議員さんもうらっしゃるかと思うんですけれども、空地とか空き家とか、非常にふえつつあると。今後、そういう所在がわからなくなってしまったということに関しては、特にどうしようもなくなってくる。そうなってくると、先ほど競売とか言われましたけれども、実際に競売を行うにしても、それが経費的に合うかどうかでも、競売処理とかそういう処理をしないこともあり得るということでした。今後、市内でそういうふうなわけのわからんと言ったらあれですけれども、いわくつきとか、所有者がどうなってしまうのかかわらんというようになってしまうと、宙ぶらりんみたいな土地というのをつくっておくというのは、税制上の問題以外にまちづくりの上でもやはり問題になってくるのではないのかというふうに感じましたので、その辺もきちっと、単に経費だけではなくて、把握して処理をしていっていただきたいというふうに思っております。

ちょっと最後の方は意見になりましたけれども、今回の滞納とか、特に不納欠損とかを見てみますと、処理はなされてはおるんですけれども、実際の収納とかは本当にきちっと、県の組織とも連携合っているというのは前々から聞いていますし、大丈夫やろうとは思ってはおるんですけれども、収納以外の部分の土地の管理とか、家屋の管理という意味でも、固定資産税とか都市計画税を持っておる市の立場というのは非常に重要になってくるというふうに感じましたので、この点を指摘させていただきました。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時41分 休憩）

---

（午後 1時51分 再開）

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第71号工事請負契約の締結についてであります。この工事は、総合環境センターの

ごみ処理施設である溶融施設基幹的設備改良工事で、施設の主要な設備、機械機器の老朽更新による延命化工事を実施するとともに、地球温暖化防止に配慮したごみ処理施設として、二酸化炭素排出量3%以上の削減を目的とした改良工事だということでもあります。

そして、この契約は、稼働以降、施設の運転、維持管理を行ってきた日鉄環境プラントソリューションズに3年間、合計で13億円で随意契約するというものであります。随意契約というのは、一般競争入札や指名競争入札などとは違って、競争によらず、発注者が特定の相手方を任意に選び、契約を締結する方法であります。市民目線からすれば、3年間の合計とはいえ13億円もの契約をこうした随意契約とすることに疑問を抱く人も多いと思います。

そこで、まずこの契約を随意契約とするということをどこで決めたのか、お聞きしたいと思えます。

**○副議長（片岡武男君）**

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

**○環境・産業部長（国分 純君登壇）**

随意契約にしたのはどこでというご質問でございますが、当然担当部で起案をして、指名審査会にお諮りして決定をしたというところでございます。

**○副議長（片岡武男君）**

服部議員。

**○18番（服部孝規君登壇）**

指名審査会で決められたということだけとりあえず答弁をいただければよかったです。

ほかの自治体のこういう随意契約の場合には、ガイドラインとか、それから適用に当たっての累計というようなものを示すような基準が設けられています。例えばこういう場合に随意契約を適用する、契約例としてはこういうものが該当するんだというようなものが示されております。例えば、これは一つの例として滋賀県ですけれども、性質または目的が競争入札に適しないものということで、例えば特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代がえし得る者がいない場合ということで、契約例が実際に挙げられています。随意契約というのはあくまでも例外的なもので、厳格に適用しようという姿勢がこういう形であらわれているんだろうというふうに思います。

そこで一つお聞きしたいのは、指名審査会にかかる契約額の基準があるのかどうか。それからもう一つは、他の自治体のような、今例で示しましたけれども、ガイドラインであるとか、累計であるとかいうような基準があるのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

**○副議長（片岡武男君）**

答弁を求めます。

笠井総務部参事。

**○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）**

当市における指名審査会は、毎月1回運営させていただいておりますけれども、各案件、工事については500万円とか、業務委託につきましては100万円以上とかいうような形で個々の項目について金額を定めて指名審査会の対象とするということにさせていただいております。また、あわ

せて随意契約の場合におきましても、額が少なくなりますから、その金額を定めて運用させていただいております。随意契約の工事につきましては130万円という形で対処させていただいております。

ガイドラインにつきましては、この基準があるだけで、運用としての決まりというか、マニュアルとか、その方向性を示す書き物というのは、現在のところはございません。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もう少し随意契約というもののわかりやすいものをつくるべきであろうというふうに思います。先ほども言いましたように、一般競争入札とか指名競争入札と違って、競争せずに相手方を特定してしまうという性格のものですから、それは厳格に適用すべきだろうと。そのためにはこういう基準のものだということを示すものを持つべきだろうというふうに私は思います。これはぜひ、つくっていただきたいというふうに思いますが、こういうものをつくるというお考えはありませんか。

○副議長（片岡武男君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。現在の随契にかかわる庁内的な手続の中でのチェックの仕組みとか、あるいはそれを起案していく過程で当然さまざまな角度からのチェック項目が必要であるというふうに思っております。ただ、今ご指摘のようなそれらを全体的に明確にルール化していくようなガイドラインについて、その必要性がどうだということでございますので、当然そのような仕組みをしっかりと明確にしていくと、そしてそれに基づいて運用していくと、従来も自治法並びに会計規則によって運用させていただいておるわけでございますけれども、ある意味そういう全体的な仕組みを明確化するというにつきましては検討していく必要があらうかというふうに思っております。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひそういう仕組みを明確化するような、我々議員も、見ていろんなことがわかるようなものをぜひつくっていただきたいと思います。

次に、議案の資料によると、今回の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によるものだということなんですけれども、この規定というのはどんな内容の条項なのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

その契約の性質や目的を達するためにやむを得ない場合、相手方を決定することが競争入札にはふさわしくないと、適当ではないというような場合は随意契約にできるという条項でございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

地方自治法の解説なんかを読むと、随意契約というのは、先ほども言ったように、一般競争入札とか指名競争入札と違って、相手を特定するということです。これは契約方法としても個別具体的に例外的なものだと、そういうような解説がされています。今言われたように、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に「その性質または目的が競争入札に適しないもの」という場合に該当するんだろうというふうに説明を聞いておりますけれども、今回の契約にこの言葉を当てはめるとすれば、どんな説明になるのかお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市の溶融炉は、メーカー独自の特許や技術蓄積に基づいて設計・施工された施設でありまして、今回の工事は、その技術を知り得ない者に施工させることに有利性がないこと。また、メーカー独自の特許技術を活用した老朽更新や、新技術の導入により改良を実施するものでありまして、その性質や目的を満足するためには、競争入札により契約の相手方を決定することが適当ではないということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づいて随意契約をいたすものでございます。

また、契約の相手方であります日鉄環境プラントソリューションズは、施設建設時の設計内容や操業維持管理の状況を熟知しておりまして、競争入札では得られない信用、技術、経験を持ち合わせている唯一の相手方であるというふうに判断をいたしているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私の持ち時間が限られていますので、今言われた中で、例えば本当に随意契約しかできないのかどうかということですね。例えば随意契約じゃなくして、一般競争入札とかそういう形をとって、新日鉄以外の企業がやった場合にどんなふぐあいが起こるのか、このあたりの問題もきちっと検討すべきだろうと私は思います。そういうことも含めて検討されるべきだろうなあというふうに思います。

もう1つの大きな問題として、額の問題がありますね、13億という金額の問題です。どうしてもこういう随意契約となると、競争がないということで、割高な価格で契約するというおそれが出てくるのではないかということをおもうわけです。地方自治法だとか、地方財政法を見ますと、随意契約といえども最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。これは当然通っているわけでありまして、割高な価格で契約することまでは許容していないというふうに私は思います。そこで、この金額が妥当かどうかということを検証する必要があるのではないかなあというふうに思います。

まず1点目に、資料を見ますと、予定価格というのが書かれております。12億5,000万、それから見積もりが、1回目、2回目とあって、2回目の見積金額でこの予定価格を下回って、1

2億4,600万円で決定をしたというふうに書かれております。まず、この予定価格は誰が決められたのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

予定価格につきましては、金額に応じた形で、誰がつくるかということは決められています。本案件については、市長に書いていただきました。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

市長が予定価格を決められたということでありまして、一般的な建設工事ということであれば、いわゆる建設物価などというようなものがあって、設計金額を市が積算するという、その中でそれを見ながら市長が予定価格を決めるということは理解できるわけですが、今回そういう資料があったのかどうか、そういうことについて市長にお尋ねをしたいと思います。どんな資料、根拠をもって予定価格を決められたのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず今回の議案の予定価格でございますけれども、先ほど本市の溶融施設の特徴、あるいは専門性の考え方について部長からお話をさせていただきましたが、いわゆるメーカー独自の特許、技術、蓄積に基づいて設計施工されておりますので、一般的な土木建築工事のように、設計積算基準となる設計単価表や歩がかりなどが無いという状況でございます。したがって、価格の算出に当たりましては、請負予定者であります日鉄環境プラントソリューションズ株式会社に参考見積書を提出させ、算出をさせていただきます。その上で、専門知識のない市職員がその価格の妥当性についてどのように考えるかと、こういう次の問題がございますので、そういう中で、私どもはその価格の妥当性の確認につきまして、長寿命化計画策定段階から、各設備・機器の工事内容、概算価格を確認してまいりました。さらには、発注仕様書を作成する段階で、先ほどの日鉄環境プラントソリューションズに提出をさせましたより詳細な参考資料をもとに、特にその主要な電気計装設備の制御システム（DCS）でありますとか、制御盤（PLC）につきまして、第三者機関であります専門コンサルタント会社に委託をいたしまして、価格の精査をさせていただいたという経過でございます。

さらに本年4月から、民間施設におきまして設備保守メンテナンス業務、工事設計との経験を有する非常勤職員を任用いたしてまいりましたが、この非常勤職員によりまして、本工事における価格、これは工事費、材料費の妥当性につきまして庁内におきまして検証いたしてまいりました。これらを総合的に判断させていただいて、いわゆる事業者による参考見積もり、それからこれを基礎に置きまして聞き取り、第三者機関での金額の精査、過去の同類工事などの比較などを行って、可能な限りその額の妥当性につきまして検証した上で、総合的に予定価格を作成させていただいたという経過でございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

第三者機関でやられたということは今初めて聞きました。こういう専門的な分野の問題について、市長初め市の職員が専門的な知識を持っていないですね、これは別に失礼な言い方ではなくして、そういう問題であろうかと思えます。それはそれなりの専門的な知識を持った人の知恵をかりるということですね。それをやらざるを得ないだろうと。でないと、我々議員だって、13億というような契約が出ていますけど、これが妥当かどうかということを議論するにも、我々が見てもそういう専門的な知見を活用した議論をせざるを得ないというふうに私は思っています。だから、そういうことをきちっとやった上で数字を出すというのは、こういう場合にはどうしても必要ではなかったのかというふうに思います。

例えばこの溶融炉設備であるとか、燃焼設備であるとか、排ガス処理設備であるとか、いろいろ設備の区分がありますけれども、これについて全てにわたって専門的な知見を持った人たちがちゃんと金額を検証したのかどうか、全体の金額ではなくして、個々のこういう設備ごとにそれぞれの専門家に意見を求めて、この金額が妥当かどうかということをやられたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

個々の施設につきましては、メーカーの独自の特殊技術というものがありますので、チェックにも限界がございます。そんな中で、今言いました電気計装設備について第三者機関、また今まで経験がある非常勤職員が、工事費とか材料費のそれぞれの項目ごとにチェックをしたというところでございまして、議員ご所見の設備ごとの価格として適正かどうかというのは、そこまでは専門性の関係から市ではできないという部分もございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、この問題、金額が大きいですし、随意契約という性格もありますので、ぜひこの辺はきちっと検証し、議論もし、決めていく必要があるのではないかとということだけ申し上げて、委員会でも議論になると思えますので、次の問題に入っていきたいと思えます。

次は、報告第12号決算に関する附属種類のうちで主要施策の成果報告書の中の決算の概要についてお伺いしたいと思います。

いつも申し上げていますが、決算を評価する場合、予算に対してきちっと使われたかどうかということも大事なポイントです。この点については、これまでの議員さんがいろいろ指摘もされておりますが、私は、ある意味もっと大事なことはその予算を使ってやった施策が本当に市民サービスや生活の向上、福祉の増進に役立ったのかどうか、このことの評価をきちっとする必要がある、検証する必要があるのではないかと。極端に言うと、100%予算を執行したけれども、予想していたような効果が全然あらわれなかったという事業だってあり得るだろうというふうに思

うわけです。だから、100%使ったから決算はオーケーだよという話にはならないだろうと。その中で幾つか決算の概要を見ながら質疑をしたいと思うんですけども、去年の3月議会を思い出すと、この予算案というのは、まず財政改革ということで、向こう4年間、予算総額を毎年5億円ずつ削減しなければならないということが強調されました。4年間で20億削減しなければならないと。ところが、このときの質疑でも言いましたけれども、中身を見ると、どうも5億円削減したとは思えないような、そんな中身でした。そうこうしているうちに、ことしの3月予算議会の中で出されてきた中期財政見通しの中には、この5億円の削減とか、身の丈に合った予算規模という言葉がもうなくなってしまいました。5億円の削減というのはもう既に方針からも消えています。こういう経過があるわけですね。ところが、この決算の概要を読むと、中・長期的な展望に立った予算編成に取り組みましたと書いてあるだけで、その後のことが全く書かれていないんですね。たった1年であれほど強調していた5億円の削減とか、身の丈に合った予算規模ということがなくなってしまっているという、こういう大きな見直しをしながら、そのことについての反省が全く触れられていない。これは私は問題だろうというふうに思います。その点についての反省があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の予算編成に当たりましては、中期財政見通しによる厳しさを増す財政状況を踏まえまして、財政改革の初年度といったことで、標準予算額5%、約2億円の削減目標額の設定を行いまして、事業の見直しや決算ベースの予算要求など、各部署が一事業、一工夫などによりまして経費の削減に努めたところでございます。また、選択と集中によりまして財源の圧縮を図ったことで予算編成を行ったところでございます。

一方で、市税収入が減少する中にあるには、基金の有効活用といったものを図りまして、市民負担を強いることなく、市民サービスの向上に努めたといったところでございます。また、効率的な執行に努めまして、実質収支の増加、財政調整基金の確保、市債残高の減少といったことで、財政の健全化は一定程度確保できたのではないかなというふうに考えておりまして、総じて順調な決算であったというようなことを考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

総務部長、それが私は問題やと言うているんですよ。さっき言ったように、当初予算のときに打ち出した5億円の削減であるとか、身の丈に合った予算、これがもう1年で消えてしまったんですよ。決算をするときには、当然この中・長期的な財政見通しに立ってこの予算を組んだんだと。私が書くんなら、ところが、これが見直しをせざるを得ないような状況になって、こういう5億円の削減であるとか、それから身の丈に合った予算規模ということであらわすというのか、そういう方針はもう見直しをしたんだよということが出てこなきゃならんと思うんですよ。ところが、あなたの話を聞いていると、全てよかったという話ししかないわけですよ。あたかも全く何も変化していないような言い方なんですけれども、前から言っていますけど、行政が自分の都合のいい部分だけ

を切り出してこういうものを書くというんじゃなくして、やっぱり自分の分析をしながら、反省すべき部分は反省部分として触れるという姿勢がないと、決算というのは私は本物やないというふうに思います。それはまた予算決算委員会でもやりたいと思いますけれども、時間の都合で次に進んでいきたいと思います。

もう1つ、暮らしの質の向上を最優先とした施策に力を注ぎというふうに書かれています。これは市長がずうっと言われていることですが、具体的に暮らしの質が向上したと言える施策があるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

暮らしの質の向上を最優先とした施策でございますけれども、健康医療、次世代育成、教育環境に関する施策のほかに、これまで培われてきました文化を継承、発展させ、魅力ある新しい文化の創造により、心の豊かさや幸福を実感できるような施策が考えられるところでございます。主な事業といたしましては、井田川駅前や川崎地区コミュニティセンターの整備のほか、教育施設や児童福祉施設の整備など、市民生活にかかわる基盤整備の充実を図るとともに、福祉医療費助成事業、少人数教育推進事業、民間活用市営住宅事業、亀山文化年に向けた取り組みなどのソフト施策についても着実に実施をしたところでございます。

また、補正予算ではございましたが、選択と集中の考え方によりまして、緊急経済対策として住宅リフォーム助成事業を実施したといったところで、市民の暮らしの質を高めることができたと感じているところでもございます。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は違うんですね。市民の暮らしの質を上げる、心の豊かさだとかそういういろんな施策をやって、そういう成果もあるんだろうと思いますけれども、やはり今一番求められているのは、この間の格差が物すごい拡大をした。強い者はより強く、弱い者はより弱くということで、非常に弱者対策、低所得者対策という、ここに力を入れなきゃならんというような状況が生まれてきているんじゃないかと、これは全国的ですけれども、私は思っております。これを具体的に裏づけるという意味で、決算の資料でずうっと見てみましたが、市民生活の実態をあらわす数字として幾つかあるんですけれども、例えば個人市民税の滞納額が、22年度は5,359件で、約3億2,200万円、これが23年度には5,876件、3億4,500万円、2,300万円ほど個人市民税の滞納がふえている。市税全体でも22年度と比較すると1,171件の4,600万円ほど滞納額が増加をしている。また、国保税の滞納額は、現年度については、22年度より少し減少しておりますけれども、収納率は22年度よりさらに1.6%下がって、62%になっております。滞納繰越分を含めた滞納額全体の額としては、22年度が5,976件の約5億3,200万円、23年度は4,311件増加し6,407件、約5億7,800万円となって、これも4,500万円ほど滞納額が増加をしている。さらに保育料については、22年度より56万円増、市営住宅の使用料も22年度より50万円増、それぞれ滞納額が増加している。こういう実態が決算の資料にあらわれているわ

けであります。私はこういう数字を見ると、市民生活が本当に大変になっている、ここのところをあらわしている数字だろうというふうに思います。そのためにどう質を高くするのか、暮らしの質を高めるのかということ施策としてやるべきではなかったのか。ここのところが十分やられていないからこういう数字になってきているのではないかなと私は思います。

例えば一例を挙げれば、減免をもう少し充実させられないのか。こういうことも、再三いろんな場面で私は言ってきました。この1年でそんなことに取り組みましたというケースはありません。減免規定が変わったということもありません。だから、市民生活を見た中で、この格差が広がって、本当に大変な世代がふえている。今までだったら払えていた税金であるとか、そういうものが払えなくなっている。こういう状態が生まれているという、そこに対して目を向けて、どういう施策が要するのかということが、私は暮らしの質を高める、向上させるという施策だと思うんですけども、そんなふうな理解ではないんですか。市長、最後に見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに基礎自治体であります亀山市が、後期基本計画に入りましたけれども、前期では約四百数十本の事務事業を運営しながら、多様な5万人市民のさまざまなニーズに全体最適にこたえていくと、こういう中で努力をさせていただきました。今、議員がご指摘をいただきました何点かにつきまして、確かに個別の案件を一つだけクリアできれば、ある個人の方の生活の質が高まるかということとはなかなか縦割りの行政の中でそのことだけで解決し得るものではないというふうに思っております。可能な限りさまざまな事業を適切に組み合わせ、亀山市民の多様な、重層的な市民生活の中で可能なことをなし得ていくと、このことに尽きようかと思っております。できることは努力をいたしてまいったところでございます。

一方で、国保の話でありますとか、いわゆるこういう経済状況の中での所得の問題につきまして「格差」とご指摘をいただきました。その部分について、確かに今度は日本全体の国政における、今回、社会保障と税の一体改革の関連法が成立をいたしましたけれども、社会保障にかかわる所得の再分配について、当然個々の各基礎自治体ができる部分とそれだけでは完結し得ない、そういう関連の中に現実の日常の市民生活や地方自治の行政が動いておると、これはもう議員ご承知のとおりであろうと思っております。

一方で、23年度の予算に限って申し上げれば、例えば子ども手当が新たに創設を国においてされた。亀山市としては12億給付をいただいておりますが、12億分の事業がぼんと市の行政に乗ったわけですね。しかし、その扱いについてもっと違うアプローチも選択肢としてあるかといえ、ない中で地方自治体は動いていくということでございます。したがって、暮らしの質という観点で申し上げれば、私どもといたしましても、個別の事業を縦割りで考えるだけでなく、重層的な市民生活を少し施策全体でカバーしていけるような体制について、課題はございますが、さらにその精度を上げていく必要があると思っておりますし、所得の再分配につきましては、国の責務というのは非常に大きいと思っておりますので、その点につきましては、また別の観点からのアプローチが必要であろうというふうに考えておるところであります。

○副議長（片岡武男君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

残りは予算決算委員会でやらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第53号亀山市防災会議条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

まず、今回の改正の内容についてお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

7番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

亀山市防災会議条例の一部改正は、本年6月27日公布の災害対策基本法の一部改正により、都道府県及び市町村の防災会議の所掌事務やその組織について見直しが行われたため、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容は、防災会議の所掌事務として、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、並びにその重要事項に関し市長に意見を述べることを追加しまして、これまでの所掌事務であった災害時における情報の収集は災害対策本部の所掌事務とされ、防災会議条例から削除いたしております。また、防災会議の組織は、災害対策基本法第15条、都道府県防災会議の組織において、多様な主体の意見を反映するため、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者が追加されたことにより、法において県に準ずるとした規定によりまして、亀山市防災会議条例に追加するとともに、さらに市長が防災上特に必要と認め委嘱する者を追加したものでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

改正内容について確認させていただきました。

次に、第2条の所掌事務についてお伺ひしたいと思います。今回の改正で、今局長がおっしゃったように、災害時における情報の収集が災害対策本部の所掌事務となったということを確認させていただきました。そうしますと、防災会議で行うことは、地域防災計画の策定だけになるのか、お伺ひしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今回の改正におきまして、防災会議の所掌事務でございますが、これまで防災会議の所掌事務で

あった災害時における情報収集は、災害対策基本法において災害対策本部の所掌事務となりましたことから、防災会議においてはこれまでの所掌事務である地域防災計画の作成やその実施、推進と、今回の改正により市長の諮問による重要事項の審議となります。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

東日本大震災の後に、この地域防災計画は見直しをされました。もう会議は開かれないのか、また、開催されるならどれぐらいの頻度で開催をされるのか。今、局長がおっしゃったその重要項目というのはどういったことを言うのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災会議の開催状況でございますけれども、本年は4月初旬に防災会議を開催させていただいております。これからでございますけれども、国において、また県において防災計画の見直しがされてございます。これを受けまして、市は今後その状況を見ながらの開催になろうかというふうに思っております。

重要項目でございますが、個別には今回の改正の中で市長の諮問する重要事項ということで、県のほう、国のほうにお尋ねをさせていただいておりますが、地域ごとの特性に応じた防災に関する取り組みを幅広くこういう会議で議論をしていくというような、これも抽象的でございますが、そのような形での事柄が重要事項として取り上げさせていただくような形になると思っております。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次に、第3条第3項第8号、第9号の追加によって、人選はどんな広がりになるのかについてお伺いしたいと思います。6月議会の一般質問で、防災会議に充て職でなく、女性の登用をしていただきたいというふうに質問をしましたが、そのときの局長の答弁では明確な回答は得られなかったもので、今回お聞きをしたいと思っておりますが、この条例改正によって、充て職以外で女性の登用の道が開かれたと理解をされているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

今回の改正により、今後、防災会議の委員の人選に当たってまいります。防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について通知がありますことから、女性の参画の拡大を考慮していかなければならないと考えております。例えば看護師協会とか、民生委員・児童委員、婦人会、社会福祉協議会、こういうようなところなどへの委嘱が可能になろうというふうに考えております。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

女性の道が開かれたということではいいかなと思うんですが、今局長がおっしゃったその女性団体、いろいろあるかと思いますが、男女共同参画の視点を持った方、それときちっと防災に対する視点を持った方でないと、ただ女性やから入れるということにはならないのかなあとしますので、その点もよろしくお伺いしたいと思います。

また、第8号、第9号で、幅広く委員に登用されるとありますが、この第8号、第9号を追加することによってどんなことが期待できるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

多様な主体からの意見を反映するとしました法改正でありますし、条例改正でもありますため、地域の課題がさらに地域防災計画に反映され、その実施や推進が図られるものと期待しているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

第1号から第7号を見ましても、大体公の人たちが入って、人選としてはされておりますので、こういったさまざまな分野の方が防災計画の審議をする中に入っていただくということは、すごく期待もされますし、また先ほど局長がおっしゃった県の改正を受けて見直しもされていくのであれば、そこにまた女性が入っていただくことを期待したいと思います。

次に移ります。

議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目の決算の評価についてお伺いしようと思いましたが、朝からずうっとこの決算の評価についてはいろいろと各議員がお聞きになりました。先ほどの伊藤議員の質問に対しても大体同じような答弁でしたというふうに伊藤議員もおっしゃっていましたので、今回は聞かないようにします。

次に移ります。

この議案第62号の質問と第67号、第69号の質問が同じことを質問しますので、3つまとめて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

未収金についてお伺いします。第62号の一般会計に関しては市営住宅の使用料について、第67号の水道事業につきましては水道料金について、第69号に関しましては医療センター使用料について、それぞれ各5年間ほどの年次推移と、23年度決算ではありませんが、現年滞納の実態についてお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅使用料の滞納額でございますが、平成23年度につきましては4,404万5,991円の調定額に対しまして3,805万9,999円の収入がございまして、収入未済額、いわゆる滞納額は598万5,992円でございます。なお、補足いたしますと、この滞納額につきましては、

平成23年度分家賃の滞納に限らず、それ以前の年度の家賃の滞納分も全て含んでいるものがございます。

滞納額の過去5年間の各年度における累計額の推移を見てみますと、平成19年度が426万7,256円、平成20年度が437万8,522円、平成21年度が510万10円、平成22年度が549万1,704円でございます。また、これに伴って収納率につきましても毎年度少しずつ低下をしているのが現状でございます。

現年度の現在の状況でございますけれども、収納率をみますと、平成24年度分の家賃につきましては、昨年度の同時期とほぼ同じ収納率となっております。平成23年度分までの滞納家賃につきましては、先般、滞納者の保証人に対しまして督促を行ったことなどから、一定の効果が見られ、昨年と比べますと収納率は向上しているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

高士上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

それでは、水道料金の未収金につきまして、平成23年度決算におきましては8,032万7,235円計上いたしております。内訳といたしまして、平成22年度までの未収金が830万8,642円と、平成23年度未収金7,201万8,593円となっております。これは平成23年度の3月分の水道料金6,255万円を含んでおります。実質額といたしましては、それを差し引きますと約1,800万円となり、その後、4月以降でございますが、順次収納いたしまして、現在では残高も約半分程度となっております。また、決算時点における過年度分の未収金の過去5年間の各年度における累計額の推移を見ますと、平成19年度決算時、これは平成18年でまでですけれども、251万1,744円、平成20年度301万5,781円、平成21年度355万612円、平成22年度399万2,763円と、おおむね50万円ずつ程度増加しておるとというのが現状でございます。また、現状の収納率、23年度につきましては99.61%となっておりますが、平成19年度は最終的にここまでの率というところで、本来100%のところ、過去5年前は99.93%ということでございますので、約0.3ポイントの間では上げておるといったところでございます。以上でございます。

○副議長（片岡武男君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターでございますが、開院から平成23年度までの未収金残額の累計1,956万円でございます。現在までの年次別でございますが、現在残高ということで私のほうは申し上げたいと思いますが、平成19年度、現在残っておりますのが29件、70万8,242円でございます。平成20年度につきましては34件、54万2,120円、平成21年度、69件、66万122円、平成22年度、105件で146万6,846円、平成23年度につきましては401件、501万6,199円でございます。なお、平成23年度分につきましては、レセプト請求の関係でございます。3月分が翌月に回るということで全てではございませんが、おおむね未収のほうへ回るということで、決算時点では401件で501万円となっておりますが、現時点ではそれぞれ

半分程度に減少しているところでございます。

未納への対応についてでございますが、台帳を作成するなど督促に努め、新たな発生の抑制に努め、さらには未収金の回収に努めておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

それぞれ発表していただきましてありがとうございました。確実に毎年ふえているという状況がわかりました。今回この未収金に関してお聞きしたのは、3月議会で私債権の管理に関する条例が亀山市では制定をされました。そのときの宮崎議員の質疑の中で、2月末の状況でしたが、市営住宅で約450万円、水道料金で1,060万円、医療センターで約1,500万円の滞納があるということをお聞きしました。決算資料で、住宅に関しては収入未済額に載っておりましたが、水道と医療センターに関しては見えてこない。この年次別推移の状況ぐらいは議会に示していただく必要があると思います。なぜならば、この私債権の条例の第8条に、今回放棄が載ったんですよね。そうすると、放棄してしまうことができるということですので、きちっと払われていた市民の人たちに対して説明責任も私たちはしていかなければいけませんので、きちっとこういうことを知る必要があるんじゃないかと思ひまして、質疑をさせていただきました。

もう1点、台帳の整理、それから分類ですよね。死亡しているのか、支払い能力がありながら滞納をしているのか、また行方不明なのか等、その分類と督促についての取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅の使用料の債権管理台帳の整備についてでございますけれども、これは債権者の氏名、金額が一覧でわかるようなシステムで管理はいたしております。また、平成23年度決算における滞納者の状況、滞納の種類でございますけれども、滞納者は33人で、うち現在入居中の方が24人、訴訟等により退去済みの方が9人でございます。退去済みの方の中には、県外へ転出し連絡がとれない者が2人、死亡し親族等も見つからなかった者が1人となっております。なお、退去済みの方の滞納額が合計で417万円ございまして、滞納額全体の約7割を占めている状態でございます。

それから督促についてでございますが、滞納者に対しましては月に2回の夜間の臨戸訪問や、電話あるいは本人及び連帯保証人に対して文書を送付するなどしまして、支払いを促しておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

債権管理台帳につきましては、先ほど建設部がお答えしましたように、氏名、金額等が一覧でわかるシステムで管理をしておるところでございます。それと、未納者の方がどういう状況かといったところでございますが、納付書につきましては毎月1日に各個人のところへ送っておるわけでござ

ざいますが、それ以降、連絡等がつかないといった方々が約7割おります。順序を申しますと、まず毎月20日が検針日でございます、4月1日に納付書を送付いたします。25日が納付期限となっております、3月分ですと、5月10日に督促状を送付させていただいております。そして、一月あけて7月10日に催告状と。その段階で停水予告書といったものを送付させていただいておるわけでございますが、短期間で転出される方につきましては、納付書を送った段階で文書的に返事がございませんので、その段階で終わっておるといったところもあろうかと思っております。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターの未納につきましては、現時点で平成23年度までの未納者358人でございます。そのうち既にお亡くなりになってみえる方が53人、転出・転居が45人でございます。358名のうち分納等の誓約書を確認しておるのが55件ございます。あるいは、この中で現在も通院されておみえになる方が6人おみえになります。それぞれ個別台帳をつくるシステムを利用しておりますのと、現年についてはリスト対応で対応させていただいております。特に力を入れておりますのは、新たな発生の抑制ということで、いろんな制度、高額医療になった場合の限度額適用認定などの制度説明などに努めて、新たな発生の抑制に特に力を入れておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

高士部長より答弁の訂正を求められておりますので、許可します。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

済みません、1点訂正をお願いしたいと思います。先ほど検針日を、3月時点でいいますと3月20日と答えさせていただいたんですけども、毎月1日から22日の間で検針をしておりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

1点、水道の関連で分類について答弁がなかったように思いますが、抜けていたらまたお答えしていただきたいと思っております。

最後に未収金についてなんですが、あとほかにどんなものがあるのか、また先ほど少し触れましたが、年次別推移の状況等を今後議会にお示しをいただけるのかを、最後にお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市全体に関することですので、私のほうよりお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど答弁をさせていただきました市営住宅使用料、水道料金、医療センター使用料以外に未収となっている主なものといたしましては、市税や国保税のほか農業集落排水施設使用料、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道使用料、保育所保護者負担金、住宅新築資金等貸付金などがござ

います。

それと、年度別の調書でございますけれども、これにつきましては市税を含めまして、来年度より少し工夫をさせていただいて、提出ができるように検討していきたいというふうに考えてございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

先ほど午前中の竹井議員の質疑の中では、年次別推移の状況のお答えがなかったように思いましたので聞かせていただきました。来年度から出していただけるということですので、ただ、大事なことはこの結果をもとに未収にならない対応をどうとっていくのかということが非常に大事になってくると思いますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

それでは最後に、もう時間がありませんので、報告第12号決算に関する附属書類の提出についてお伺いをしたいと思います。

主要事業の成果報告書の中の青少年自立支援事業についてお伺いしたいと思います。庁内評価は見直しの余地ありとなっておりますが、どんな課題があったのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

青少年自立支援事業は、ニートや引きこもりの人の相談支援業務、地域防犯パトロール隊への補助業務、地域体験活動交流補助業務の3つの業務で構成されているところでございます。今回、庁内評価で見直しの余地ありとした点は、地域体験活動交流補助業務について見直す必要があったからでございます。地域体験活動交流補助業務は、平成21年度から青少年の健全育成のために、体験交流活動を行った小学校の地域行事に対して補助金を交付してまいりました。昨年度においては、亀山西小学校、昼生小学校のふれあい行事に、神辺小学校の文化祭に、亀山南小学校の30周年記念式典に対して補助を行ってきたところでございます。しかし、毎年同じ学校への補助が続き、事業に広がりが見られませんでした。また、よく似た目的で実施をしている特色ある学校づくり推進事業がありました。そこで、事業を見直し、特色ある学校づくり推進事業と整理統合する必要を感じたことから、見直しの余地ありとしたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

確認をさせていただきました。24年度予算のときに、予算決算委員会で私もこの自立支援事業についてお伺いしたんですが、青少年の自立に対する議論をその場で少しさせていただいて、私としては課題があるんじゃないかと思っていたんですが、ニートや引きこもりの自立支援の部分に関しては評価されたかと捉えていいのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ニートや引きこもりの人たちへの自立支援につきましては、青少年総合支援センターに配置しております2名の支援員、心理カウンセラーが電話や面談による相談業務を中心に行っているところであります。平成23年度においては、相談延べ件数が582件であり、不登校、引きこもり、就労に関する相談が多くを占めているところであります。また、ほかにもニートや引きこもりなどの人々への業務内容であります。ユースアドバイザーの協力を得ながら、コミュニケーションスキル向上のための調理実習や老人保健施設でのボランティア体験、職場見学、就労体験等を実施しているところであります。その結果、平成23年度に支援した17名に対し7名が他の機関へつなぐことなどで支援が終了し、10名が継続支援となっているところであります。ニートや引きこもりの人々に対しては粘り強い対応が必要であり、平成21年度からの業務開始以来、継続した活動を実施しているところであり、一定の成果が出ていると考えておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

一定の成果が出ているというふうにお伺いをいたしました。もう時間がありませんので、ここで議論できませんが、このニートや引きこもりの問題というのはもっとも根が深く、その表面だけ、今の自立支援事業の中でつながっている部分だけでは到底解決ができないような課題もあるかと思いますが、一定の評価というはお聞きしましたが、今後どのようにされていくのか、もしご所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

上田次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

年々引きこもりやニート等の若者は増加していて、全国調査から考えますと、亀山市内で約250人程度の人がいるものと考えておるところであります。このことから、今後も青少年の自立支援の業務はとても重要なことだと考えています。しかしながら、亀山市内のどこにどんな状態にいるのかなどその実態をつかむことは非常に難しく、現在、青少年総合支援センターへ来所していただいているのは全体のごく一部であると考えておるところでございます。そこで、ニートや引きこもりなどで悩みを抱え、支援を求める若者や保護者が青少年総合支援センターでの相談につながるよう、センターの存在や業務について周知を図るとともに、民生委員や地域の方々から情報を得ながら来所を促し、相談につながるようより一層進めていくことを考えておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

亀山市で約250人ぐらいいらっしゃるんじゃないかというふうにお聞きしました。秋田県のほうで小さな町ですけど、3,900人の人口の町に100人の引きこもり者が、これは全部個別で訪問をしたそうです。そうしたら100人出てきたということでした。その数字に愕然として、そこからその引きこもり者に対してまちおこしに取り組んでいこうということで、いろんな対応をされているところもあるとお聞きしましたので、ぜひいろんな方向から亀山市も対策をとっていた

だきたいとお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

高士部長より答弁が漏れていたということですので、答弁を許可します。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

再三申しわけございません。水道の分類につきまして答弁が漏れておったということでございますので、分類につきましては、督促状など催告書で宛所不明ということで返送となって返ってきます。ですから、それが主な大きな理由であると。それと死亡等につきましては、なかなかご家族の方等からも申し出等がございませんので、そこら辺はちょっとわからないといったところでございます。

○副議長（片岡武男君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時01分 休憩）

---

（午後 3時12分 再開）

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎勝郎でございます。緑風会を代表いたしまして、4議案について質疑をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、3点ほどお尋ねいたします。これにつきましては、平成22年10月12日で、市長から各部に平成23年度亀山市行政経営方針について、予算編成に当たりましての方針について出されております。ちょっと読ませていただきますと、景気低迷化が長期化するなど市を取り巻く環境が厳しさを増す中であって、本年度においては身の丈に合った財政規模への転換点とする市政運営に努めるという中で、重点方針として中期戦略の構築、第2次実施計画の推進、市民力・地域力を発揮できる環境づくり、希望と信頼の市政の実現という4つの重点方針を出されました。当初予算198億8,500万円が編成されました。その後、平成23年度1年間を通じまして最終的に平成23年度の決算の歳入205億6,514万4,586円に対して、歳出合計190億1,579万4,740円で決算しております。その中で、まずこの歳入歳出決算に対する市政の経営者である市長の思いをお聞かせ願ひたいということです。市長につきましては、行政の経営者としての立場から思いをお聞かせ願ひたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

この平成23年度決算に対して、行政の経営者としての思いはいかがかというご趣旨でございました。このたびの平成23年度の行政経営に当たりましては、先ほどご紹介いただきましたけれども、昨年の10月に予算編成に当たりまして亀山市の行政経営方針を定めたところでございます。これの背景は、平成21年度以降の厳しさを増す財政状況にある中で、持続可能な自治体を目指した行政経営が組織としての使命であること。その中で、第1次総合計画の基本構想に定める目指すまちの姿の実現のための施策推進を図るため、4つの重点方針を定めたところでございます。

先ほどご紹介いただきました、1つ、地域戦略の策定、2つに、第2次実施計画の前半の最終年度ということで、これの推進、3つ目に、市民力・地域力を発揮できる環境づくり、4つ目に、希望と信頼の市政の実現と、この4点を掲げたところでございます。

こうした中で、平成23年度、ちょうど3月の議会で議会として議決をいただきましたが、今後、亀山市の中期戦略となります後期基本計画の策定について、部長級から若手職員に至る全庁的な議論を積み上げて、総合計画審議会委員の皆さんへの諮問とかご議論、答申を経て、この後期基本計画が策定できたところでございます。

一方で、財政運営の面におきましては、大変厳しい局面ではございましたけれども、財政調整基金を有効に活用しながらさまざまな事業を着実に展開いたしまして、午前中もお話をさせていただきましたが、実質収支で黒字で抑えられるなど、おおむね順調に市政の展開ができたこと、順調な決算を迎えることができたものというふうに考えております。一方で、政策的なことではございますが、前期基本計画におきまして集大成の年度でもございましたので、これをしっかり完遂をするということも、さらに長年の懸案課題でございました井田川駅前の整備事業でありますとか、三重大学との連携強化で亀山地域医療学講座の支援事業など、これは第2次実施計画に掲げた事業でございますが、これを着実に進めることができたところでございます。こうした中で、全般的に行政経営方針に基づく23年度の行政経営は一定の成果を生み出すことができたこと、このように考えておるところでございます。

#### ○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

#### ○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いは主に聞かせていただきました。努力をされたというのは受けとめたわけでございます。しかし、その中で黒字になったという部分、実質、差引残高が15億数千万という中で、私はこの実質黒字になった部分も含めまして、行政に対して市民サービスがもっとできなかったんかというのが一つ思いがございます。

その点、2点目に入りますが、この残高15億5,000万円と、実質収支額としては14億5,858万円というような数字が出ております。この9,116万円余りの数字の差についてお尋ねいたしたいと思っております。特に市民サービスに満足されておるのかという調査をしておるのかどうかというのも一つ確認したいと思っております。

#### ○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

#### ○総務部長（広森 繁君登壇）

歳入歳出決算差し引きの差というところでございますけれども、経常収支のほうが約15億5,

000万円、実質収支が14億6,000万円ということで、その差額が約9,100万ほどございますけれども、これにつきましては23年度から24年度へ繰り越す事業の一般財源の額でございます。主な繰越事業の内容でございますけれども、野村布気線整備事業費、また亀山城周辺保存整備事業費、また災害復旧事業費などを平成24年度へ繰り越すものでございます。それと、実質収支が14億6,000万ということで、ほかの市民サービスにというようなご質問でございます。23年度の予算の執行にありましては、市民福祉の向上に努めまして、さまざまな行政需要に的確に対応したというふうに考えてございます。安心・安全、健康福祉、生活基盤、教育といった市民生活に係る継続事業においては、サービスの質を低下させることなく実施をするとともに、新たな新規事業といたしましても、寄附講座、待機児童対策のほか民間の市営住宅の賃貸事業、鳥獣被害緊急総合対策事業といったさまざまな新規事業も実施いたしまして、市民福祉の向上が図れたというふうに考えているところでございます。その結果として14億6,000万の実質収支になったというふうに考えているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市民満足度につきましても満足されておるというふうに当局は考えられておるということで理解いたします。

次に3点目ですが、予算編成時に財政調整基金と、予算額として5億3,200万ほど繰り入れて予算編成されておりました。決算における残高から基金への繰り出しはどうされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度の当初予算におきましては、財政調整基金の繰入金を9億9,450万円で計上しておりましたが、平成22年度決算によります前年度繰越金や市税収入の増額補正などによりまして、最終的に財政調整基金からの繰り入れは5億3,200万円となりまして、23年度末残高は、22年度決算剰余金5億5,000万円を含めまして45億4,000万円となったところでございます。また、23年度決算でございますけれども、実質収支額は14億6,000万円となりましたので、地方自治法233条の2の規定によりまして、実質収支額の2分の1以上の額7億5,000万円を財政調整基金へ積み立てをいたしましたものでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後の財源確保のためにもそのようにお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いします。

続きまして、次に議案第53号亀山市防災会議条例の一部改正について4点ほどお尋ねしたいと思っております。先ほど森議員も質疑をされましたが、この部分で多少重なる部分もございましてお許し願いたいと思っております。

まず1点目でございますが、今回の条例の改正の要旨をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほども森議員へご答弁申し上げましたが、災害対策基本法の改正に伴い、亀山市防災会議条例に規定する当会議の所掌事務及び組織について改正を行うものでございます。所掌事務につきましては、これまで災害時における情報収集をつかさどるとした事務を、災害対策本部の事務として同法において整理されたことから、同条例から削除し、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することを、諮問の受けた重要事項に関し市長に意見を述べるのが追加されます。また、組織においては、多様な主体の意見を地域防災計画に反映できるよう、新たに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加するものでございます。なお、法改正とは別にさまざまな分野から意見をいただきたいとの思いで、第9号、市長が防災上特に必要と認め委嘱する者を追加したところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

内容をお聞かせ願いました。その中で、この防災会議が市長の諮問によりまして防災会議で審議することとなっておりますということですが、防災会議の会長は市長が職務することになっております。この絡みにつきましては、同じ市長という職が諮問し、審議する会長を市長がするというので、役職名は異なってくると思いますが、そこらの点はいかがなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災会議の会長であります市長のほうから諮問を受けるということの中でご質問をいただきました。消防庁に確認をいたしましたところ、行政機関の長である市長が、附属機関の防災会議に市長が会長を務めます防災会議に諮問しても差し支えないというふうに解されておりました、このような構図は国におけます中央防災会議や都道府県の防災会議も同様にそのような形であります。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それは、例えば災害対策基本法で定めておるといことはございませんか。確認したいと思いません。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

災害対策基本法におきまして、国の中央防災会議の会長は内閣総理大臣でございます。それと同じ災害対策基本法において、都道府県の防災会議につきましても、会長を県知事としまして、今回の改正の中で県知事が県の防災会議に諮問をするというふうな形で規定を、今回されております。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

次に3点目です。昨年の東日本大震災、さらには最近では東南海の大地震、先般も南海トラフの大地震が発生した場合、32万1,000人の死者が出るというような国の想定が出ました。防災について非常に機運の高い、また意識が高くなった時点におきまして、今回の改正で防災会議の委員に自主防災組織を構成する者または学識経験者のうちから市長が委嘱する者が追加されました。これはどのような人なのか。私から考えますと、例えば自主防災隊の役員さんとか、防災アドバイザーの方々とか、いろいろ私は思っておりますが、確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

今回の改正における学識経験のある者として、大学教授等の研究者のほかボランティアなどのNPOや女性・高齢者・障がい者団体などの代表者などを想定しております。また、議員のご紹介のありました防災の専門知識をお持ちの防災コーディネーターなどの方々もこの部分に含まれ、広い分野での人選に当たってまいりたいというふうに思っております。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

学識のある方の中でも大学の先生とかいろいろございますが、この地域の防災会議でございますので、やはり地域の防災コーディネーター、そういう方々も一度一考されたいかがというふうに提案しておきます。

それから、この方々を追加ということになっております。定員は現在28人だと思っておりますが、この追加される中で、定員の増は改正がないと思っておりますが、いかがですか。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

現在の亀山市防災会議の定員は、亀山市防災会議条例において、議員申されますとおり28名以内と規定されております。現在委嘱しております委員は、条例第3条第1項第1号の指定地方行政機関から3名、第2号の三重県知事の部内の職員から3名、第3号、三重県警察から1名、第4号、市長の部内の職員から1名、第5号及び第6号、教育長及び消防長2名と、第7号、指定公共機関及び指定地方公共機関から7名、計19名に委嘱または任命しております。

このため、本改正において組織の区分を追加いたしましても、先ほどの28名以内の中で19名現在委嘱・任命しておりますが、定員までに至らないと見込んでおるために定員のほうの改正は行わなかったということでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

そうなりますと、19人の現在実員ということでございますね。28名の定員で実員が19名、今までの条例は定数と実員と全く合わない数字ですやん、これ。今までから考えておくべきではないのか。今、この改正時期にある程度は実員に合わせた定数に改正するべきではないのか、確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

実人数に合わせた条例改正をとということでございますが、実際、現在の段階では28名以内で19名ということで、その差もあります。今後、今回の改正に伴いまして人選等を進めてまいります。今後、東日本大震災等かなりの被害の中で、地域防災計画を見直していく必要のある中で、今回の目的でもありますいろんな分野の方々を委員にということで、こちら辺につきましては、今後の検討にさせていただきたいと、人選、人数等も含めまして検討させていただきたいというふうに思います。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今後、ちょうど幅があるので何名かは市長が委嘱できるものというふうに理解しておきます。そういう部分から、今後もこの行政については検討を重ねていただいて、安全・安心のまちづくりに励んでいただきたいなど、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に議案第57号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、4点ほどお尋ねいたします。

まず1点目ですが、債務負担行為補正で、市単橋梁整備事業の追加と野村布気線整備事業の限度額についての内容をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市単橋梁整備事業につきましては、ことしの6月に策定をいたしました亀山市橋梁耐震化補強事業計画において、緊急輸送道路である東名阪自動車道及び伊勢自動車道をまたぐ青木橋及び上原北橋の2橋を優先的に整備することとなりました。また、同時期に策定した橋梁長寿命化計画におきまして、平成26年度に青木橋の対策工事を実施する計画としておりまして、耐震補強と長寿命化の工事をあわせて完了するために必要となる調査費用と設計費用に関する補正予算の計上をお願いするものでございます。

具体的には、今年度の調査費用として700万円の増額補正と、平成25年度に支払いを行う設計費用として1,500万円の債務負担行為を計上するものでございます。

続きましては、野村布気線の整備事業につきましては、主に用地購入費と補償費の補正をお願いしておりまして、用地取得につきましては、今年度を最終年度と考え、現在、残る土地所有者に対して鋭意用地交渉を継続し、協力をお願いいたしておりますが、なかなか合意いただくのは難しい

状況でございます。このような状況であることから、このたび野村布気線を都市計画法第59条第1項に基づく都市計画道路事業として認可を受けるため、三重県に申請手続を進めており、これに伴う予算を確保するため、3億2,920万1,000円の補正をお願いするものでございます。事業認可をいただいた後は、残る土地所有者に野村布気線が亀山市にとって重要な幹線道路であることを改めてご説明し、用地協力をいただけるよう交渉を続けていく所存でございます。

この債務負担行為限度額の2億1,000万の増額につきましては、今年度から来年度にかけて計画している橋梁の下部工と橋梁上部工の工事に必要となる来年度予算を確保するために計上いたしましたものでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これについては、もう数年前からの取り組みでございます。せっぱ詰まった補正だなというふうには私も解釈しておりますが、今までからも根強い関係者に説得に当たっていただいたら、もっと早くいかなかったのかなあというふうに思っておりますが、最終の中での補正ということで、そこらの点もよろしくお願ひしたいと思っております。

それから2点目でございますが、第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費、市税還付金等8,500万円が計上されておりますが、どのようなものか、お聞かせ願ひたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

増額する理由は何かということでお尋ねがございました。平成24年度市税還付金等の当初予算でございますが、還付金の主要税目である法人市民税につきましては、全国的に景気は緩やかに持ち直していると伝えられておりましたことから、予定申告により納付されている法人市民税の還付金を昨年度と同程度と見込みました。また、個人市民税及び固定資産税につきましては、過去の実績数値から見込みまして、合わせまして4,600万円を計上したところでございます。経済はリーマンショック以降続いた急激な悪化も業種によっては回復の傾向がみられましたが、円高進行、タイの洪水等の影響により、先行き不透明な状況となっております。このような環境のもと、主要事業所の3月期決算の確定申告に伴いまして、決算額が確定したところで、法人市民税収が大幅な減少となっております。そのことから、地方税法に基づいて納付されました予定納税等に係る法人市民税の還付金及び還付加算金が見込まれますことから、今回8,500万円を増額計上いたしましたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

説明である程度わかりました。この中で、特に還付の補いをされておるといことですね。これは利息等を含めた金額であるのか、確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

還付加算金を含んでおります。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の民間保育所補助費269万9,000円はどのような事業なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回補正をお願いしております民間保育所補助費の内容でございますが、延長保育事業に係るもの、特定保育事業及び認可外保育施設の3つの事業に関するもので、いずれも国や県の補助事業でございます。

まず、延長保育促進事業費89万4,000円の増でございますが、これに関しましては亀山愛児園での延長保育の利用者がふえたことに伴いまして増額をお願いするものでございます。

また、特定保育事業54万円の増でございますが、この事業は、週二、三日程度のパートタイム勤務など一定程度継続して保育を必要とする場合に利用する保育事業でございます。野登ルンビニ園で実施をいただいております。今年度当初予算で予定しておりました利用者数を超える見込みとなりましたことから、その分の増額補正をお願いするものでございます。

3点目の認可外保育施設に対します運営支援事業補助金126万5,000円でございますが、今回新たに補助制度を設け、保育所に入所できない待機児童を受け入れている認可外保育施設、これは市内上野町のちびっこかめやま園でございますが、こちらに対しまして運営費を補助しようとするものでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

亀山愛児園、さらには野登ルンビニ園と聞かせていただきましたが、最後の認可外の事業についての待機児童対策ということで、今ちょっと園名が聞き取れなかったんですが、再度確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回予定をいたしておりますのは、市内上野町のちびっこかめやま園でございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

上野町のちびっこかめやま園ということで、この園には保育されておる児童数は何名おられるのか。さらに他にこういうような園があるのかなのか、確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この園で現在保育をしていただいている児童数は把握しておりませんが、今回の補助事業の対象となります児童につきましては、現在では月単位でカウントしますが、毎月お1人の児童を預かっていただいております。その児童といたしますのも、対象となる児童は0歳から2歳児の待機児童で、各月の児童数に応じて月単位で、0歳児につきましては1人当たり3万7,000円、1・2歳児が2万900円ということで、それぞれに区分けをしておりますので、それぞれ1名ということで、今言った金額を基準額として支出を予定しているものでございます。

それから、認可外保育施設でございますが、ほかには予定している保育所はございません。なお、職員の福利厚生ということで、それを目的として保育を実施する事業所内の保育施設、こういった施設はございますが、これは補助の対象外でございます。

先ほどの答弁でちょっとわかりにくかったかと思っておりますので、もう一度今回対象とします子供の人数についてご答弁をさせていただきますと、現在、実績では乳児に該当するお子さんがお1人、それから1・2歳児に該当するお子さんがお1人でございます。それに加えて、今後の入所児童数の増加分も考慮して予算立てをいたしたところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

再度確認したいと思えます。ちびっこかめやま園については12万6,000円の補助ですか。そこで、今聞かせていただきました2名、乳児1名、1歳から2歳が1名、月3万7,000円がトータル12万6,000円がいいのか、確認したいと思えます。

○副議長（片岡武男君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

1回目にご答弁を申し上げましたが、総額として126万5,000円を予定いたしております。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

126万というと、乳児2人で今後、これから先に、あと半年ぐらいある中で126万になるんですかな。確認です。

○副議長（片岡武男君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

入所児童の数は先ほどご説明をさせていただきましたが、先ほどの答弁で、今後の入所予定が見込まれる方も含めてということでご答弁をさせていただきました。今現在は、1名ずつのご利用でございしますが、今後ふえていくということも想定をいたしまして、乳児につきましては24名、24名といたしますのは、一月ごとの人数を積算いたしますので、平均して年間を通すと2名ずつとい

うこととなりますし、1・2歳児につきましては年間を通して18人、12カ月で18人という試算のもとに積算をしまして、126万5,000円ということでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ここで数字の計算をして時間を使っておると、あとの時間がないので、委員会で一度確認していただくように、私の会派の委員にもお願いしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、第3目農業振興費、地域農業支援事業75万円についてお尋ねしたいと思ひます。これはどのような事業なのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○副議長（片岡武男君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この事業の主な概要でございますが、この青年就農給付金は本年度から開始されます国の新規事業でありまして、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的といたしたものでございます。給付対象者は、市内に住所を有する者または主たる圃場を有する者で、就農時の年齢が45歳未満の就農者となっているところでございます。また、給付金につきましては、1人当たり年間150万円を限度として、最長5年間給付するものでありまして、財源については100%国費となっております。なお、本年度につきましては、該当となる対象者が1名というところでありまして、下半期の半年分の75万円の給付を予定いたしておるところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

国のメニューであるので、それはいいとして、これはまた確認をお願いしたいと思ひますが、国に対してこれは継続していく事業なのか。例えば二、三年で終える事業なのか、例えば3年をめぐるといふ話であれば、今後、亀山市は市単でやっていくのかどうか、確認したいと思ひます。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

国が現在のところ示しておりますのは5年間給付するというところでございますので、5年間は継続するであろうというふうに考えるところでございます。もう1つの質問といたしまして、もし国が途中でやめたり、予算が不足したりというような場合でございますが、こういった場合につきましては、そういう情報を亀山市のほうがかみ次第、この事業自体が国費100%の事業でありますことから、国において責任を持って支給をしていただくということで、国や県へ強く要望をいたしてまいるというところでございますが、またそのほかに、市には多くのメニューを今そろえてございまして、例えば農業者育成支援事業補助金、また地域特産品発掘等事業費補助金などもございまして、これらの活用もあわせて積極的に農業者の支援をしてまいるというふうに考えてい

るところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

以前もこういう農業者の支援については、農業大学のようなところに就学するための支援もするということがございました。また、担い手等いろいろな農業施策に対しての政策もされております。これからも農業の推進という中でも、十分図っていただきたいなあというふうに思っております。

それでは、時間が余りございませんので、次に議案第71号工事請負契約の締結についてお尋ねしたいと思います。

先ほど服部議員がこの件につきまして質疑されましたので、重複する部分があるかと思いますが、まず亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事の契約内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

契約内容でございますが、本市の溶融施設は、平成12年4月に稼働以来12年が経過しております。耐用年数がおおむね10年から15年であります。主要な設備・機器は老朽化が進んでおるところでございます。今回の工事で基幹となる設備機器の更新改良を行うことで施設の延命化を図り、30年間稼働できる施設にしようというふうに考えているところでございます。このような中で、平成23年3月に策定いたしました溶融施設長寿命化計画に基づきまして、今年度から3カ年の継続事業として、溶融施設基幹的設備改良工事を契約金額13億830万円で、日鉄環境プラントソリューションズと随意契約により契約を締結するというものでございます。

主な工事の内容といたしましては、溶融炉燃焼室の耐火物の改良、炉底耐火物の超断熱強化、下段送風加熱装置の設置、電気計装設備の改良などが主なものでございます。これらの改良工事を実施いたしまして、施設の延命化を図るとともに、コークス・灯油の使用料の削減、また発電電力量の増加により、溶融施設から排出されます二酸化炭素を3%以上削減させるという性能を求める工事となっているところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

内容は、今聞かせていただいたとおりでございますが、それでは2番目と3番目とも関連して入っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、契約の方法は随意契約となっております。金額は13億830万円でございますが、これについて、先ほど服部議員からも質疑の中で確認はある程度されておりますが、再度確認したいと思います。この契約方法につきましては、この提案は環境・産業部が出されておりますが、随意契約に至った中としては、指名審査会、契約担当のほうでの議論はされておるだろうというふうには推測するわけでございますが、その点、確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

先ほど服部議員からもご質問がございましたんですけど、今回の亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事につきましては、亀山市請負工事業者等指名審査会規程第2条第1項第2号に定める設計金額500万円以上の工事の請負及び第3号に定めます契約予定金額が130万円以上を超える随意契約に該当するため、指名審査会において相手方の選定及び契約の条件につきまして7月31日に審査を行ったところでございます。指名審査会では、廃棄物対策室より、工事の概要、各年度における工事計画及び随意契約となり得る理由及び当市と同様に溶融施設の改良工事を既に先行をしております他市の契約状況等を詳細に聴取いたしました。聴取をした内容を吟味し、各委員で十分検討した結果、本工事を遂行できる業者は、当市溶融施設の運転維持管理業務を主要業務として新日鐵株式会社から分社化された日鉄環境プラントソリューションズ株式会社が唯一の業者であると判断し、随意契約は妥当との審査判断をしたところでございます。

具体的な随契の内容の個々の技術的な問題については、国分部長のほうからご答弁をさせていただきます。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

随意契約に至った経緯、またその理由について詳細にご説明をさせていただきます。契約の性質、目的を満足するために、競争入札より契約の相手方を決定することが適当でないことから、随意契約により契約を締結するという経緯がございますが、その随意契約の理由につきましては、3つ主な要因がございます。まず1点目といたしましては、施設建設時の設計内容を熟知していることとございまして、溶融施設はメーカー独自の技術で設計をされ、その独自技術はメーカーの特許となっているところでございます。例えば例を挙げますと、溶融炉の耐火物の摩耗状況により、どのような方法で補修、更新をすべきかといったようなことは、その技術を知り得ない他業者では判断することができず、施工することは困難であるというのが一つでございます。また、2点目でございますが、ごみ処理施設の操業状況を熟知していることとでございます。ごみピットに投入されるごみの量やごみ質は日々変化をしており、ごみの在庫状況を把握し、適切な時期に工事を実施するという工程管理というものが必要となっております。また、3点目は、維持管理・補修の状況を熟知しておると。操業を継続していることで、刻々と設備の摩耗状況や劣化状況も変化をしていく中、工事を実施する時期に最適な状態での施工をするためには、工程や施工内容をリアルタイムで修正することが必要となってまいります。これらの状況を判断する専門的技術やその蓄積、ノウハウを持たない者は適切な施工ができず、性能を確保することが困難というような3つの事柄から、本工事の性質、目的を達成する上で、競争入札では得られない信用、技術、経験を持ち合わせ、唯一的確に契約を履行できるのは日鉄環境プラントソリューションズしかないという判断をいたしましたため、同社と随契をいたすというところでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

業者の指定については十分わかりました。特に運転をやりながらやっていかなければならないという理由を強く感じたわけでございます。しかし、この契約については13億830万という金額でございますので、これが適正であったのかどうかというのは、私は余りにも独占すぎると、ややもすると設計仕様を担当部のほうでやられたと思うんですが、先ほど服部議員のときにコンサルに出されたということですが、そこらから見積もりもとられておる。日鉄環境プラントソリューションズからの部分、それは適正な価格であるのかどうかを確認したい。最初に見積もりをとっておるはずで。その金額をお示し願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

見積書の徴収でございますが、亀山市の溶融施設のメーカーの独自の特許や技術蓄積に基づいて設計をされておりますので、一般的な土木建築工事のような設計積算基準となる設計単価表や歩がかりといったものがございませんことから、設計価格の算出に当たりましては、議員ご所見のように、請負予定者であります日鉄環境プラントソリューションズから参考見積もりを聴取して算出をいたしておるところでございます。そんな中で、設計額になりますと、この参考見積もりとの価格という形になりますので、数字的にはお示しをさせていただくことができないところでございます。申しわけございません。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

確認を再度したいです。その設計金額は言えないということでございますので、私はもうそれ以上は聞きませんが、13億830万でないことだけはもう一度確認したいと思います。

○副議長（片岡武男君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

13億830万円は仮契約額でございますので、設計価格とは相違するものでございます。

○副議長（片岡武男君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、私は適正な金額だなあというふうに受けとめさせていただきますが、これからこういう契約を経て工事をしていく中では、そういう部分は金額は金額として、その工事の監理については十分やっていただきたいなあというふうに思っておりますし、職員についても、我々産業建設委員会でもその施設を見せていただいたら、職員が非常に熟知されておるという市もでございますので、今後そういうふうなほうにも努力を願いまして、工事監理をしていただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（片岡武男君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 4時07分 休憩)

---

(午後 4時17分 再開)

○副議長（片岡武男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、通告に従い、まず最初、議案第56号の亀山市火災予防条例の一部改正について質問を行います。

亀山市におきましては、私もあちこち走っていますが、現在、亀山市を走っておる自動車はほとんどがガソリン車で、ほかに大きな車はディーゼルとか、ハイブリッドも最近大分ふえてきたなあという感じがしておるわけですが、私、あいにくのところ正真正銘の電気自動車を見たことがないんですよね、亀山市内においては。まだちょっと使い勝手が悪いから余り出ていないんじゃないかと思うんですけども、だけど、それは今の話であって、将来はその電気自動車の性能がだんだんとよくなると、値段も下がると。そうすると、今以上の普及があるであろうということが当然想像できることであります。

こういったことを見越して、今回のこの火災予防条例というのは、電気自動車用の急速充電設備に関する条例が新しく提案されるといいますか、書き込まれるわけです。このことに関して幾つか質問を行いたいと思いますが、まず最初に、本条例に規定されている急速充電設備は、現在のところ亀山市に存在するののかということに関してお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

9番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

急速充電設備は亀山市に存在するののかということでございます。亀山市内には急速充電設備はございません。また、県内の状況としましては13施設に設置されておりますが、その内訳としましては、電気自動車販売店が10施設、会員登録性のものが東名阪自動車道御在所サービスエリアの上り及び下り線に各1施設ずつ設置されているほか、電力会社が1施設ございます。なお、急速充電設備は電気自動車普及のためのインフラ整備の一環として全国的に増加傾向にあり、三重県内においても徐々に増加していくことが予想されます。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

今回提案されている条例文では、設備の構造及び安全装置に関して細かく規定されておりますけれども、その文章の中には設置場所に関する規定は別条で規定されておるのだと思いますが、それは具体的に書いてなかったです。どういった場所は好ましくないとか、そういうことですが、その設置場所に関する規定はどういうふうになっているのか、そのことに関してお伺いをいたしました。

いと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

設置場所に関する規定でございますが、急速充電設備の設置場所につきましては、建物から何メートル放さなければならないといった規制はありません。なお、具体的な規定につきましては、火災予防条例第17条第1項第2号が準用されており、プロパンガス貯蔵庫の付近など可燃性ガスが滞留するおそれのない場所に設けることとなっております。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、もしも該当する設備に火災が生じた場合、火災が生じて消すということですが、こういった設備ですから、充電設備ということだけのことで、かなり高電圧も流れておるし、水をかけるのも甚だちゅうちょするところではありますが、こういった設備が火災を起こしたら、最適の消火方法はどうすべきかと。うかつに水をかけていいのかと、そのことに関してお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

急速充電設備は、異常時の電気の遮断、機器の停止等安全対策がとられているため、出火危険も低くなっております。また、不燃性の筐体で覆われている等の構造上の特性により、高い安全性を有しております。万が一急速充電設備が火災になった場合は、電気火災に対応した消火活動として、粉末消火器で消火することとなっております。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

こういった設備が今はないと思いますが、将来何かのはずみで火が出ると、そういうときは粉末消火、要するに昔はABC消火器とかいろいろありましたけれども、そういった消火器を使ってやってくれと、そういうことですね。また、ついでに伺いますが、当設備において当然自動車を充電するために存在するわけやから、自動車のほうが充電中に火を出すと、そういう場合のほうが危険性は高いと思うんですけども、電気自動車の蓄電池というのは普通の車のバッテリーとはかなり桁が違うということで、パワーも大きいし、そういった場合の車両の消火作業は普通の自動車火災、亀山市は結構名阪も抱えていますし、車両火災が多いんですけども、現在車両火災というとガソリンの車が多いで、ガソリントankは瞬間的に爆発して燃えてしまうと、後はそれほど長いことだったら燃えるもんじゃないんですけど、こういう蓄電池に関してはなかなか扱いにくい面があるかと思うんですけども、この電気自動車自体が火災を起こした場合にはどのように消火作業をする、その注意点と伺いますか、それもお伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

電気自動車火災における消火方法といたしまして、当然電気火災に対応できる粉末消火器の使用が有効とされております。また、電気自動車はリチウムイオンバッテリーを搭載した構造を主流としており、このリチウムイオンバッテリーの電解液が漏れ出した場合は、大量の水による希釈が有効とされていることから、この特性に合わせた大量の水の放水による消火が有効とされているところでございます。これについては、電気自動車販売店にも確認したところでございます。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

大量の水で消すと電気自動車も消火は可能であると。大量の水といいますと、やはり消防車が出やんことには納まらんというような形になると思うんですが、これから先の話ですけれども、こういった新しい技術の採用をされた車両というものを十分と、一般市民に対しても、下手にさわるなとか、なまじっかな水をかけるなとか、そういうことも周知徹底させやなあかんことかと思えます。

そこで、今現在は電気自動車も亀山市にはほとんど走っていないということですから、亀山市内ではこういった電気自動車関係の事故は極めてまれではあると思うんですけれども、何したところで、火災が起きようが、交通事故が起きようが、消防としては対処方法はきちっと確認をしておいてほしいと思えます。

また、亀山市もこういった条例を前もって早手回しに出す以上は、先々のことを聞きますが、炭酸ガスの排出量がゼロというのが電気自動車のええところでありまして、環境を守ると言いますか、また市民への啓発を図るとか、そういった意味も加えて、たとえ一台でも公用車として導入をしようとか、電気自動車用の今回の条例に記入してある急速充電設備を市の施設のどこか1カ所に設置して一般市民に対する普及を図るといいますか、せっかく条例をつくる以上はそういった気持ちがないのか、それとも近いうちそういうことはやりたいなあと思っているのか、そこに関してお伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（片岡武男君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず電気自動車を公用車として購入する考えがあるかについてでございますけれども、ISOの取り組みにおけます公用車の管理事業の運用手順書によりまして、市の公用車につきましては、可能な限り低公害車やハイブリッド車への転換を図っているところでございます。電気自動車につきましても、環境に与える影響が少ないことに加えまして、緊急時の非常用電源としての活用の可能性といったことも示唆をされておまして、今後ますますの普及が期待されるところでございます。一方で、インシャルコストが割高であることや走行可能の距離の問題、または充電設備が少ないなどの課題も指摘されているところでございますので、今後、電気自動車の導入につきましては、私ども共用車の買い換え時期において、そういった課題を一度検討して、導入に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、急速充電設備を市のほうで設置をするといったことでございますけれども、現在、市内に

は急速充電設備はございませんが、今後の電気自動車の普及に伴いまして急速に整備されていくものと考えてございます。新聞報道によりますと、2020年までに全国で現在の1,300カ所から4,000カ所にふやすとの報道もございました。また同時に、従来無償で充電サービスを提供されてきたところを有料に切りかえて事業として展開されるとの報道もございます。そういったことから、まずは民間事業者による整備というふうと考えてございまして、現状では市での設置は考えてございませんが、今後の市場の動向を注視してまいりたいというふうと考えております。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

急速充電設備の市としての導入は民に任すというような答弁ですけれども、官が最初に先例を切ったほうが普及の後押しになると思っております。こういった条例を上げる以上はそういったことも将来考えておかなあかんし、また消防におきましては、革新的な技術がこれからどんどん出てくると、そういったものの事故に対する対処方法もまた考えなあかんということで、消防関係におきましては、こういう技術革新に後れをとることなく対処能力を高めていただきたいと、この場をかりてお願い申し上げます。

これで最初の質問を終わります。

続きまして、議案第72号の財産の取得について、これに関して質問を行います。

火災が起きると最初に出動するのは消防のポンプ車で、ポンプ車もいろんな車があるわけですが、車両自体に水を積んでおるポンプ車というのもありまして、そういった車は現場に到着しますと、水利といいますか、水に捉われずに早速消火にかかる、これは非常に大きな利点ですね。この点は私たち消防団が所有しているポンプ積載車という車と大きく違う点であります。そのために、火災の初期消火に大きな威力を発揮するわけでございますが、今回の議案第72号財産の取得について、このポンプ車の購入に関して幾つか質問を行いたいと思います。

まず、今回購入予定のポンプ車は、メーカーはどこで、それと交代でなくポンプ車は購入してから何年間使用していたか、そのことに関してお聞きしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

まずポンプ車のメーカーは、仮契約をしておりますサン・インターナショナル株式会社から長野ポンプ株式会社製であると聴取をしております。この長野ポンプ株式会社につきましては、平成19年度当消防本部においてポンプ車1台の納入実績があり、また、昨年度は全国で55台の消防自動車の納入実績があると聞いております。

次に、今回更新しますポンプ車の使用年数は、平成4年度に購入しており、ことしで20年目となります。消防自動車の更新につきましては、各車両の使用年数及び走行距離、さらには県下消防本部の車両更新年数を加味した上で更新計画を策定し、適切な時期に更新を行っております。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

20年も使っているということですね。20年もたったら、その間は10年一昔どころか、今は5年一昔と言うぐらいですので、次々と新しい技術が採用されてきていると思うんですけども、今回購入予定の新しい車両は、古い車両と比べてどのぐらい性能とか新しい技術が盛り込まれているか、そのことに関して伺いをいたしたいと思います。例えば水槽が乗っかっておるのやったら、その水槽の容量とか、水を吸い上げる吸管とか、ホースの取り扱い、また照明に関すること、また現場での職員の作業のやりやすさ、そういったことに関してどのぐらい改良点があるとか、進歩しているか、具体的にお示し願いたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

現行のポンプ車と新ポンプ車の性能の比較でございますが、通称ポンプ車と呼んでおりますCD-I型消防ポンプ自動車は、比較的小型の消防自動車になります。これまで同車両には水槽は積載しておりませんでした。今回700リットルの水槽を設けたことによって、ぼやなど小規模な火災であれば、狭い道路であっても近くまで進入し、水利がなくてもタンク保有水での消火が可能となります。

次に、ポンプの操作性にあっては、自動揚水停止装置、自動調圧装置を設け、機関員の操作を容易にするとともに、コックの開閉状況及び揚水・放水の状況を一目で確認できるディスプレイ、計器に異常がある場合の警報表示や警報音の安全機能を有しており、誤操作を防止する構造となっております。さらにサイドプル方式の自動巻き取り式吸管、電動アシストつきホースカーを導入し、現行のポンプ車では全て手動に頼っていたものを電動化することによって隊員の負荷を軽減し、より迅速な消防活動を可能にするものとなっております。このような消防自動車の更新にあっては、活動の安全性、迅速性、効果性の3点に重点を置いた仕様としたものでございます。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

私どもの経験から言っても、消防の消火作業というのは、案外と人海戦術みたいな面があるんですよ。何せ頭数がおらななかなか仕事が進まない、そういう面が確かにあります。今回の新しい消防車で、700リッターの水を積んでおると、ドラム缶3本ちょいですね。これはやはり大きいですね。我々消防団の車というのは、水利がまず要るから、まず水のはたにとめると。それがまず来ますんでね、なかなか手間がかかるんですよ。現場のはたに横づけなんてできないから、水がなかったら話にならない。だけど、そういった点では非常に力強く感じております。

また、ホースカーなんかも電動式のホースカーということは、昔、うちの分団にもホースカーというか、リヤカーにホースを乗っけたものですけども、ホースが300メートルぐらい乗っかっておると重たいんですよ。それを引っ張っていくんですけど、平たん路やったら何とか行けるけれども、上り坂でそんなリヤカーを引っ張るとなってくると、2人がかりですわ。だけど、それが1人でできるとか、その結果として、その浮いた人員にまた別のことをやっていただけると。そういった点で非常に人員の有効利用という点に関しては非常にすばらしいことだと思います。

そこで、そういった省力・省人、省人まではいかんですね、一つの車両に乗っておる人数はたし

か規定されていますから、そういった設備が入ったからといって、消防車に乗る消防隊員の数を減らすことはできないと思いますが、そういった装置を使うことによって消火能率が上がると、消火作業も早くなると思って、かなりの戦力アップにはなると思うんですけども、そのことに関する消防当局の認識というものはいかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（片岡武男君）

早川次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

人的負担につきましては、さきに述べました新ポンプ車の性能によって大幅に軽減されるものと考えております。具体的には、サイドプル方式の自動巻き取り式吸管の導入によって、これまで2名以上で行っていた吸管取り出し操作が1名で行うことが可能になります。また、電動アシストつきホースカーの導入では、上り坂であっても少人数で長距離をホース延長することが可能になります。このようにして得られます人的資源の活用につきましては、人員が不足がちになります消火の最前線にいち早く隊員を投入することで、効果的な消火活動、迅速な人命救助に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（片岡武男君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

こういう最新の設備でそういった職員を有効にいろいろとやっていただけるというのは非常にありがたいですね。というのはなぜかというと、我々消防団も昔と違いまして、勤め人の方がふえてきたんですね、どこでもそうですけど。そういった方は昼間の普通の日になかなか出てこられない。自営業とか、農業とか、そういった人が減っておるということで、その動員力が落ちつつあるのは、これは明らかなことであります。そういうことですので、こういったことを採用してできるだけ有効に、以前みたいにふんだんに人海戦術で使うわけにいかんから、そういったことをやっていただくのは非常に心強いことであります。

何分、消防なんかの使う車両というのは、いろんな車両がありますが、大体特殊車両というやつで、値段が高いというのは事実ですね。だけど、高いからやめとこうとか、もっと安く値切って、そんなことやって性能の低いものを買っては意味がない。そういうことですから、必要なものは手当てをしていただくということは非常にありがたいことです。だけれども、こういう高価なものを買う以上は、市民の方々に消防に対する理解を深めていただく努力もしなければならぬと私は考えております。

ことしも消防フェスタというのが行われまして、お子さんとか、お父さん、お母さん方も多数来ていただいたことだと思いますが、来年も消防フェスタを行うと思いますので、これから入る予定の指揮車が入りますね。また、この新しいポンプ車、こういった車を市民の方に見ていただいて、理解をいただくと。こんだけ一生懸命やっていると、皆さんの安全はお任せください、そういうふうなことを来年も盛大にやっていただくことを私の意見として申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長（片岡武男君）

9番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りいたします。まだ質疑は終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(片岡武男君)

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時45分 散会)

平成24年9月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成24年9月11日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について

議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について

議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について

議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

報告第12号 決算に関する附属書類の提出について

報告第13号 健全化判断比率の報告について

報告第14号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第17号 亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について

報告第18号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第19号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第20号 専決処分の報告について

第 2 請願の委員会付託

第 3 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君

監査委員 落合弘明君 監査委員事務局長 栗田恵吾君  
選挙管理委員会 井上友市君  
事務局 局長

---

●事務局職員

事務局 局長 浦野光雄 書記 松村大  
書記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

障がい者スポーツの祭典、ロンドンパラリンピックが終幕をしました。地元お隣の伊藤智也選手、4種目に挑戦をされ、見事3つの銀メダルを獲得されました。お祝いと敬意を申し上げます。あわせて彼は、試合が終わるたびに名言を残しました。その中の1つ、「王者は負ける責任がある」と。私はその言葉を聞きまして、オリンピックの水泳、北島選手が果敢なレースで若手を引っ張ったその風景とダブって、いたく感動を覚えたところでございます。

そんなことを言っていますと時間が足りませんので、早速通告により質疑をさせていただきます。議案第71号工事請負契約についてという質問でございます。

今回の工事請負契約は、平成23年3月に提出されました、いわゆる熔融炉の長寿命化計画に基づき、平成12年から稼働しております熔融炉を30年間に延命するよう、3年にわたり基幹改良や大規模工事を行うと。あわせて、国の指針であります二酸化炭素排出量を3%削減を目的とすると、こんな事業と認識しておりますけれども、通告によりまして質問をしますけれども、まずこの議案については、亀山市議会においても本年度当初予算において第1期工事分、24年の分3億8,940万を予算として認め、今回仮契約、全体契約予算が13億840万ですか、この予算の仮契約ということでございますけれども、私はこの質疑に当たっては、発注仕様書をもとに幾つかについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、CO<sub>2</sub>3%を削減ということでございますけれども、当然これは温暖化対策事業で3%以上を削減しなさいという制約の中で、市の試算によりまして3.1%の数字が上げられています。3%以上に対して3.1%、大丈夫なのかなあという思いがします。この数字が控え目な数字なのか、あるいはいっぱいいっぱいかという質問は愚問でございますので、端的にこの目標が達成できない場合、当然これ補助対象外になると考えますが、この場合はどこが責任をとるか。発注者の亀

山市なのか、あるいは工事請負業者でございます日鉄環境プラントソリューションズなのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

責任でございますが、発注仕様書におきまして、本工事の性能保証事項といたしまして二酸化炭素排出量を3%以上削減することがまず記載をしてございまして、これに基づきまして業者は工事の設計施工を行うこととなりますが、仮に性能が達成されなかった場合は、請負業者の責任において性能が達成されるまで改良をしなければならないという形になっております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

3%削減が達成できない場合は、請負業者の責任であるということが仕様書に書かれているという確認をしました。

それでは、これ3年にわたって行う工事なんですけれども、正式引き渡しはいつか。それから、3%削減できたかできないかの検査をいつするのか、お答え願います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、確認の時期でございますが、本工事の整備項目が全て完了をした段階で運転管理のデータを解析いたして、工事着工前のコークス、灯油の使用量、購入電力量と比較いたしまして、二酸化炭素排出量に換算して達成状況を評価するものでございます。これによりまして、削減率が3%以上であることを確認した段階で工事完成を認定いたし、正式に引き渡しを受けるというふうになってございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

保証期間について質問をします。

瑕疵担保の期間、特に基本性能は何年かという質問をさせていただきます。当然このCO<sub>2</sub>3%削減についても基本性能に値をしますので、今のお答えですと26年度に完了すれば、当然これはCO<sub>2</sub>3%も基本性能と思いますけれども、この瑕疵担保の期間が何年かお示しをいただきと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

本工事に起因いたします原因で二酸化炭素排出量が3%以上削減をされていなければ、保証事項

といたしまして、10年間の瑕疵担保が適用をされるところでございます。このため、改良工事完了後も、毎年定期的に二酸化炭素排出量の削減率の確認を行ってまいるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきます。この工事が26年度末に終了を迎え、引き渡しをすると。その後10年間もCO<sub>2</sub>3%削減についても、随時10年間は瑕疵担保がついているということでもよろしゅうございますか。はい、わかりました。

それでは、次の質問です。

両者の間に、いわゆる亀山市と日鉄環境プラントソリューションズの間、仮に瑕疵担保責任等において紛争が起きた場合、これは仲介等についてしっかりと契約ができていないか、お答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

万が一、そういった疑義等が生じた場合においても対応できるように、契約書等に整理をいたしてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今、CO<sub>2</sub>削減の項をもろもろ質問をさせていただきました。

実は、全て発注仕様書の中に書き込まれたことを、あえて質問させていただきました。亀山市が情報の透明性・公開性を原則という中で、議会に示すこの契約が、なぜこの発注仕様書を提出されなかったか。非常にこれは、この案件だけでなくさまざまな契約行為とか、あるいは事業の内容についても、仕様書等は議会に示せということを何度も私だけでなく他の議員も申し添えているというような思いがします。

なぜこの仕様書が提出されなかったか、お答えを願いたいと思います。何かふぐあいでもあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今回の議案につきまして、ご審議をいただくために資料というのをつくらせていただいて、ご提出のほうをさせていただいてございますが、発注仕様、仕様の内容まではその資料には必要ないかなというような形の中で判断をさせていただいて、添付はさせていただいていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

亀山市の入札契約制度改革プロジェクトの中での提言の一つに、透明性や公平性の確保のため情報公開の促進を図る、13億840万の大きな契約締結行為の中で、契約に関しては、説明はありましたけれども、我々に見せられたのは両者に交わされた契約書1枚なんです。やはりこれだけ大きい事業、とりわけ大きい事業については仕様書も確実につけてやる、これは総務部なのか、法制執務室なんですけれども、この辺は、我々に示す資料あたりは、しっかりとしたガイドラインとか規定とかは整備は早急にしていただきたい。これは議案質疑になじまないでこの辺で終わりますけれども、これは大きな反省として捉えていただきたい。

それからもう1つ、CO<sub>2</sub>の関係でちょっと気になることがありますので、質問させていただきたいと思います。

計画書の中では、いわゆる交付金を活用せずに市が起債を起こして一般財源からこの事業を行う場合は、下段送風加熱装置と低流量バーナーの設置は8,200万かかるんですけれども、これはなしという項があるんです。見方として非常に短絡的な見方かもしれませんが、国の交付金をいただくためにあえて余分に事業を膨らませたというような市民目線というのは生まれると思うんです。自分たちの事業でやる、いわゆる起債を起こして市が単独でやる場合は、今言った2つのものは事業を行わずに、交付金があるからこの事業を加えるんだと、8,200万。この理由をどう説明するか、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成21年6月の産業建設委員会におきまして、溶融施設中間改修の概要というのをお示しさせていただきまして、予定をしております改修内容について、まずご説明のほうをさせていただいたところでございます。

この時点におきましては、国の循環型社会形成推進交付金制度には、交付対象となる事業がございませんと市単独工事費で実施をいたすという予定でございましたことから、老朽更新や改修による機能・性能回復を主な目的とした工事内容というふうになっておりました。しかしながら、市では亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画を策定しておりまして、市域での取り組みを進めており、これを受けて亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画に基づきまして、市施設におきましても二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいることもありまして、溶融施設のさらなる二酸化炭素排出削減に向けた検討を進めてまいったというところでございます。

その後、平成22年の4月に交付対象事業といたしまして、地球温暖化対策に配慮した基幹的設備の改良事業が追加をされたということもありまして、この交付金を活用することで、地球温暖化対策に加えまして市の一般財源の持ち出しも抑えることが可能となりますことから、長寿命化計画に反映いたし、新たに二酸化炭素排出削減に寄与する改良工事を追加したというところでございます。これによりまして、交付金を活用せず実施する場合と比較いたしまして、市の負担が、計画段階の金額でありますけれども、約2億9,000万円減額できるということになったところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

説明をもう少し、僕も頭の整理をしておりますけれども、この下段送風加熱装置というのはコークスの使用をかなり削減できたり、あるいは低流量バーナー、これは灯油ですね。いわゆる炉がダイオキシンのために常に800度でたいてにやいかんから、常に安定させるということで、かなりコストダウンにも寄与できるような私は判断をしていますけれども、この辺についてはまた後ほど聞かせていただきます。時間がございませんので。

2番目の項に移らせていただきます。

今回の工事請負契約発注仕様書の中で、基本方針の1番目においてライフサイクルコストの低減がうたわれています。ライフサイクルコストの低減、短く簡単に説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

熔融炉の耐用年数といいますのは一般的に約20年と、一般ごみ処理施設として20年の耐用年数と考えておりますけれども、その20年の中で20年ごとに建てかえを行う場合と、それを今回のように長寿命化で延命化をして、30年にして建てかえを行ったときの比較として、30年の延命化したほうがコストが非常に安いというようなことがライフサイクルコストの低減ということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

熔融施設の耐用年数は一般に20年であるというようなご答弁ですけれども、これはごみの焼却方法、亀山市はシャフト式の熔融炉ということですね。それから、熔融炉でなくて焼却方法もあつたり、あるいは熔融炉の中にあってもストーカ方式とか流動床方式とかいろいろあると思うんです。だから、その焼却方式いかにかわらず、これは20年ということなんでしょうか。

それからもう1つ、この20年しかもたない、耐用年数は20年というのは、我々に、あるいは市民の方にいつ発信をしていただいたんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず耐用年数でございますが、廃棄物の処理施設におきます設備機器類は、高温・多湿・腐食ガスの発生等苛酷な条件下に加え、機械的摩耗も著しい状況下で稼働することが多いために、施設全体の耐用年数は一般的に20年と言われているところでございます。

亀山市の熔融炉におきましても、当初の建築時の基本設計図書に主要な設備機器は10年から15年、その他の機器類は最長でも20年というように記載がありまして、施設全体の耐用年数は20年程度と想定をいたしていたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私は、方式のいかんにかかわらず20年かという質問と、あるいはこのことを市民にいつアナウンスしてくれたかという質問をしたつもりです。ちょっと答弁がちぐはぐだと私は思いますけれども、時間がないので次に移ります。

一般的に20年しかもたないものを30年にもたせると。そういうふうに言われても、1回、このごみ溶融炉施設は維持管理するだけで年間幾らかかるんだということを、いわゆる運転にかかる燃料とか、あるいは運転委託料、電気代を除いて、いわゆる存在するだけ、維持管理するだけで幾らかかるかという試算をお示し願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

年間の維持管理費でございますが、燃料費、電気代、人件費などを除きますと、平成24年度から平成41年度までの18年間の基幹的設備改良工事費、定期整備費、非定期整備費、大規模整備費の合計額で約63億8,700万円と。平均いたしますと、年間で約3億5,500万円程度の整備費が必要になってくるというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

どうも計算が違うといひますか、お示しをいただいた資料と数字がかなり違うんですね。60年間で316億5,400万かかる。30年延命したとき60年で316億と、割る60をしますと年間5億2,760万です。これ資料の中にありますよ、見てください。30年と60年の差で60年間。つまり、年間、維持管理するだけで、ちょっと待ってください。これ数字合わせましょうか。ちょっと確認してください。時間とめてください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

失礼しました。先ほど私がお答弁させていただいたのは、燃料費とか電気代等を除いてというご説明をさせていただきまして、この中には新設の工事費、それからランニング等が入っていない数字でお答弁のほうをさせていただいてございます。ただ、今お手元に、新設を入れた、またランニングを入れた数字のほうを持ち備えておりませんので、後日ご答弁をさせていただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

数字が違っていたらしようがないんですけども、これは、私はいただいた資料の中で、60年間で316億かかるという資料をいただいています。年間5億2,760万でございますので、後ほど確認を願ひたいと思ひます。

それでは、3番目に行きます。

ランニングコストについて質問をしますけれども、発注仕様書、計画条件1番の基本方針の2項、

施設の省エネルギー化、維持管理の低減を図ることが記載されていますが、具体的にどうい  
う低減を図ろうともくろんでいるか、お示しを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

具体的には、例えば溶融設備におきましては、炉底の耐火物の超断熱強化や下段送風加熱装置の  
設置によりましてコークスの使用量の削減、また燃焼室におきましては、低流量バーナーの設置に  
よりまして灯油の使用量の削減、また排ガス処理施設におきましては、高耐熱ろ布の採用などで発  
電量の増加等を行いまして、年間で約470万円程度の削減を目指すと、効果が見込まれるという  
ところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

13億830万かけて、ランニングコストを下げるんだという基本目標の中で、四百数十万とい  
う数字が果たしてランニングコストの低減になるのでしょうか。

例えば、運転委託が2億600万ぐらいかかっているんですね。それから、燃料・光熱費は大体  
2億円ぐらいかかっているんです。それから収集・総務、これは別なんですけれども、いわゆる維  
持管理をする部分が目標の中で省エネルギー化、あるいは維持管理の低減を上げて、その目標数値  
が470万でいいんですか。それから、470万とどこかに記載がございませうか。ちょっとその辺  
をお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

手元にその470万円を記載した資料というのを持ち備えておりませんが、これは内部において  
積算をしたというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この契約行為によって、運転管理の委託料が幾ら少なくなるとか、あるいは人を減らせるとか、  
あるいは保守点検とか、修理代が年間幾らぐらい減らせるのか、燃料費はどうか、光熱費はど  
うなのか、この辺の具体的な数字を上げてランニングコストの低減を目指すということにならない  
と、ここの項目のランニングコスト、発注仕様書の基本方針の第2項施設の省エネルギー化、維持  
管理の低減、これは全く目標といいますか、目指すべき姿じゃないと思うんです。この辺、どう思  
うのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

長寿命化計画におきまして、この長寿命化の設備改修工事をやった後の年数におきまして、整備

費がどれぐらいになるという形のは明確に積算をしてございまして、今後の整備の根拠にという形で整理をしてございます。

しかしながら、先ほどご答弁させていただきましたように、毎年の維持費が幾らになるというのはお示しをさせていただいておりませんが、積算をしたところ470万円のランニングコストの低減になるというところでございますので、これを上回る効果が出るように取り組んでまいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この辺は非常に甘いという感想を述べて、あとは委員会のほうにお任せをしたいと思います。

4番目の入札方法についてということでございます。昨日、議案質疑の中で何人かの方が質問し、お答えをいただきました。その中で二、三確認をさせてください。

服部議員のほうからは随意契約、これだけの大きな金額が随意契約でいいのかということなんですけれども、市の答弁の中に、今の随意契約については金額の範囲は定めているけれども、運用についてのガイドラインはないと、これは早急に整備するという答弁に受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

昨日、ガイドラインの作成という形で、他の市町においても県においてもガイドラインをつくっておる場合はございます。当市においては決まりだけを決めておるという状況がありますもので、早急にガイドラインの作成に向けて進めていきたいと、このように思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

昨日の答弁で初めて聞かされました。第三者機関において、いわゆる制御盤関係ですね、DCS、PLC、これについては専門的知見の立場から精査をしたという答弁がございました。この第三者機関とはどこか。あるいは第三者機関にかかった費用はお幾らか。どこの会計項目から捻出したか。

もう1つは、その第三者機関に精査をしていただいて、この見積もりの低減にどう生かされたかということをお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

第三者機関につきましては、SECというコンサルタント会社でございまして、それから費用は、今明確には持ち備えておりませんが、50万円以下であったというふうに記憶をしております。

それから、この予算でございしますが、こちらにつきましては当初は予算の中には反映はしてございません。議会のほうからもさまざまなチェックにつきまますご意見をいただきまして、市といたし

ましても、当初予算であります13億2,000万の工事費の中から流用いたしまして、取り扱ったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、確認だけさせていただきます。

宮崎議員の質問の中で、同様他市の契約状況を精査したということでございます。どこの町か、あるいはその精査をして、どのぐらい削減に働いたかということをお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

1つは多治見市と、もう1つは高知県の施設であったと思いますが、そちらの施設と比較をいたしました。幡多広域という高知県の組合でございます。そちらにつきまして契約額、そちらのプラントの契約額と比較をいたしましたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この項のまとめとして、随意契約であればこそ、やはり競争性や公正性を明確に担保すると。私はどのぐらいこの辺を担保するために担当者が汗をかいてくれたのかなあということを知りたかったです。

きのうの質問の中で、我々が見えていない汗をかいていただいた姿も見たいと思います。随意契約、私は一定の理解をしておりますけれども、やはりもろもろの質問の中で、これは本当に発注者の実力が問われる。競争性も公平性も発注者の実力があればおおむね担保できるという感想をもって、この項は、意見で申しわけないんですけれども、終わります。

5番目の項に入ります。

この契約をもって、今後のごみ行政の取り組みということで確認させていただきます。ライフサイクルコストでも触れたとおり、20年ぐらいの寿命がある溶融炉を仮に30年に延命しても、亀山市が新たに施設が欲しい時期はいつなのか。また、それをつくるために基本設計とか基本構想、あるいは実施計画、何年前ごろから準備をしなければいけないんですか。この契約をもってして新たなものが生まれると。この見通しについて、何年ぐらいかということをお示し願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今回の長寿命化の整備工事が終わった後、これはそもそも何年までもつかということになりますけれども、平成41年まで、長寿命化をした場合耐用可能であるというふうになります。したがって、それ以降につきましては再び長寿命化ということも考えられますが、再びの長寿命化になりますと、施設そのものが対応することができないという形になりますので、やはりその後は、新たな施設を建設しなければならないというふうになるかと思っております。

そのためにも何年前からというご質問でございますが、明確にはお答えはできませんが、少なくとも10年前には、調査からそういった計画に入らなくてはならないのではないかとというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

平成41年、42年には新施設だと、十三、四年後ですよ。これが10年計画期間をやれば、もうあと五、六年から計画を始めていかなきゃいけない。その意味においては、今の時点においても今まで12年間稼働してきて、今新しい契約を締結して、今の溶融炉に対するさまざまな課題というのも明らかになっていると思うんです。高コスト体質とか、あるいはごみ減量になかなかつなげていけない。あるいは歳入に対して無頓着であるとか、規模は適切かとか、だからこれを次のステップにつなげる。今の時点でもたくさん課題がありますので、ぜひつなげて、低コストで、しかも市民が安心して使用できるごみの施設、溶融炉とは言いませんけれども、さまざまな角度から見詰め直していただきたいと思います。意見を申し上げておきます。終わります。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。よろしくお願ひします。

きょうは、通告のとおり国保会計について3点お伺ひします。

まず1点目、議案第58号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、この中に徴収経費の84万9,000円というものが上がっているわけですが、国保税の滞納者に対して電話での督促をするというようなことをお伺ひしたんですけれども、もう少し詳しい内容を説明願ひたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

業務の内容でございますけれども、今回補正計上をしております賦課徴収費の委託料84万9,000円につきましては、電話催告業務の委託料でございます。今年度新規事業として三重県国民健康保険団体連合会が実施をすることから、国民健康保険税の現年収納率の向上に向けた1つの方法として業務委託をしようとするものでございます。したがって、現年分を主といたしまして新たに発生する未納分につきましては、電話により納付勧奨をいたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

昨年度の決算を今しておりますけれども、収納率を拝見しまして、全体になると少し下がるわけですが、現年課税分については若干微増というか、収納率も微増で踏みとどまった感がある

わけなんですけれども、なぜこの今の時期に補正で上がってくるのかということと、そういう状況での必要性をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成23年度の亀山市国民健康保険税の現年分の収納率でございますが、議員が言われるように88.58%で、前年度から0.31ポイント上昇をいたしております。三重県下14市の収納率状況では11番目となっておりますので、本事業を一つの手法として、収納率向上に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

はい、わかりました。

滞納というのにもいろいろあると思うんですけれども、先ほども現年の分とか、今までの分の繰り越しもあると思うんですけれども、今回の場合、滞納というのはどういうものがある中のどれを対象にしていくかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

滞納繰り越しでございますけれども、各年度の未納となった税の分を翌年度以降に繰り越すもので、時効等の関係もございまして、原則古い順に収納をいたしております。このことから、収納に努めておりますが、どうしても新しい課税された現年分が残ってしまい、これが次年度に積み重なって、毎年増加をしていっておるといような状況でございまして、対象者につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきました現年分を中心に対象といたしたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

現年の滞納者でもいろいろあると思うんです。この84万9,000円という金額の積算根拠といますか、何件分ぐらいを見ておられるのかということも含めて、現年分のどういう方に対してこの電話をと考えておられるのかをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

対象につきましては先ほどもご答弁をさせていただいたんですけど、現年分を中心にとということで、先ほども現年分の新たな未納者を対象としており、うっかりと納付を忘れてしまった方を中心に、早期に電話で納付勧奨をするものでございます。

また、対象件数は3,000件を予定いたしております、未納者の件数に応じて実施回数を2

回、または3回行うことを予定いたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

滞納全体の中の一部として3,000件、それも今まで滞納したことのない方で、新たに上げられた方で、きつとうっかりと忘れられた方を対象にされるということですね。そういう方には今まで働きかけをしたことがなかったのかどうかの確認を1つお聞きしたいのと、この電話をかけるというやり方が効果があるのか、費用対効果について、他市の実績なども含めてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今までの対策ということで、督促状及び催告状等によって窓口へ来られた場合、そういった状況も含め、個別にお話も聞きながら努めておるという状況でございます。

それと、費用対効果ということでございますけれども、本事業の費用対効果につきましては、既に全国では栃木県が平成19年度から実施をしております、実施市町の成果として、平成23年度、現年分の収納率が1%程度上昇したとお聞きしておりますので、本市におきましても一定の効果が見込めるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

一定の効果を期待しての施策だということなんですけれども、いろいろこの市税にしても何にしてもそうですけれども、徴収を委託しますと、私どもやっぱり相談を受けることが多々ありまして、ほかの市町の議員たちとも情報交換をしていますと、やはり市の職員から督促ということ働きかけを受けるよりも大分厳しいやり方であるというような相談が結構あるんですけれども、今回、新しい、うっかりと忘れた方中心であるということで、そういうことはないのかなあとも思いますけれども、そういうことがないようにという思いも含めて今回これをお聞きしております。電話もどういう内容でされるのかとか、かえってこじれることがないようにちゃんとしていただけるのかということを、ちょっと最後に確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

業務内容でございますけれども、国保連合会が委託をするオペレーター、専門の業者でございます、国保連合会がその勧奨する内容等々については納付の勧奨実施マニュアルを作成して、十分にうっかり忘れとか、そういった方々に親切、そういった形で丁寧な勧奨ということで聞いておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

はい、わかりました。

次の質問に移りたいと思います。

議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、これは次の国保会計の議案についても連動していますが、一つ一つ伺っていききたいと思います。

民生費、社会福祉総務費、繰出金のうち、国民健康保険事業分に不用額が約1億4,000万出ております。これについては23年度の3月定例会で増額補正がされて、議決されたものだと思うんですけども、これがなぜ不用となってきたのか、ご説明を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成23年度亀山市一般会計の民生費、社会福祉総務費、繰出金、国民健康保険事業1億3,977万7,934円の不用額となった要因でございますけれども、3月に増額補正を行った、これは議員が先ほど述べられたとおりでございます。国民健康保険事業特別会計への一般会計からの法定外繰り入れ、これが1億3,594万5,000円を行わなかったことによるものでございます。

国民健康保険事業特別会計の予算編成の考え方といたしまして、歳出の約70%を占める保険給付費の状況をもとに、その財源として税収入や国・県からの交付金等を見込んで予算編成をいたしております。

平成23年度における保険給付費につきましては、11月診療分までインフルエンザ等の影響により前年比で8.21%と例年より2%程度増加していることから、3月議会に増額補正をいたしたものでございます。

一方、歳入においては、国・県等からの交付金の交付時期が県に確認しても不確定であり、平成23年度中に交付が見込めないとのことで、3月議会に減額補正をいたし、保険給付費に充当できる財源として法定外の繰入金を増額補正いたしております。しかしながら、国・県等から療養給付費等負担金や財政調整交付金を追加交付する旨の連絡がございまして、追加交付金として約1億8,200万円が交付をされております。

また、歳出の保険給付費につきましては、インフルエンザ等の終息により最終的には7.47%となり、予算執行率においても98.9%と、ほぼ予算どおり執行できたものと考えておるところでございます。

以上のことから、平成23年度の国民健康保険事業特別会計が黒字決算となったため、一般会計からの法定外繰り入れをしなかったことにより不用となった次第でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

こういうケースは私も余り聞いたことがないなと思ったんですけども、来ないと思っていたけれども国からの交付金が思わず来たと。それで、ただ来ただけじゃなくて、その額も多かったと。それによってということなんですけれども、そういうことというのはよくあることなんですかということと、それやったらほかの市町も同じように急にこういうことになって、会計が大変なことに

なっている。不用という形で亀山市は処理をしていますけれども、いろんな処理の仕方は市町によって違うんだと思うんですけれども、どこでもこれはあったことなのか、亀山市だけがその情報を聞き誤った、見誤ったということではないのかどうかということだけ、一つ確認させていただきたいと思います。

それから、この繰り入れについては、3月補正でやむを得ない補正だろうということで議会が議決したわけなんですけれども、例えば、これは一旦国保会計に入れるという考え方もあろうと思えますけれども、今お聞きしていると国からどうも来るらしいということで、入れずにそのまま様子を見ていたような感じなんですけれども、議決されたんやから一旦国保会計に入れるという考え方もあると思うんですね。そういう考え方はなかったのかどうかという2点をお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

梅本市民部長。

**○市民部長（梅本公宏君登壇）**

1点目でございますけれども、他市の状況もどうだったんだというようなことでございますけれども、お聞きしているところによりますと亀山市と同様な扱いというようなことでお聞きはしております。

それと、もう1つの議決をされておる繰入金について、なぜ入れなかったのかというようなご質問でございますけれども、法定外繰入金は事業運営、これ国保の運営でございますけれども、不足となる財源として暫定的に一般会計から繰り入れるものでございまして、決算の状況を見て判断をしたというようなことで、今回は黒字決算となっていたことから繰り入れをしなかったというものでございます。

**○議長（小坂直親君）**

福沢議員。

**○6番（福沢美由紀君登壇）**

そうお答えになるとは思いましたけれども、考え方だと思うんですけれども、今後景気がすぐよくなるという兆しがあるわけでもなし、また一般会計も黒字ですし、この亀山市の国保会計の基金というのが、本当に全国の国保の勉強会なんかで聞いても、皆さんびっくりされるような少ない基金で運営しているというようなことも考えますと、一旦国保会計に入れるという考えもあるのかなと思えますが、これは見解の相違だと思えますので、次の質問に移りたいと思います。

要するに3月の増額補正を結局しなかったんだけれども、しなかったにもかかわらず決算で約1億5,000万円の黒字が出ているということなんですね。これについて、一体どういうことなのかということをお伺いしたいんですけれども、その前にまず、この23年度の決算は21年度、22年度と保険税も値上げして、そしてその次の年なんですね。今回のこの決算を一体どういうふうに検証して評価したのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

梅本市民部長。

**○市民部長（梅本公宏君登壇）**

決算について黒字決算であったということで、現状については無職世帯、医療費、減免等、まず

平成23年度の国民健康保険事業の現状として被保険者数は1万900人で、前年より132人増加をしております。そのうち60歳から74歳までの被保険者の方が5,825人で、全体の53.7%を占めておるといふこととでございます。その中でも、今回の黒字の第一のことといふのは、予想以上に国・県等からの交付金が入ってきたといふことと、それから先ほどもご答弁を申し上げましたように、70%を占める保険給付費が少し抑えられたといふような2つの要因によつて、最終的には黒字の決算になったといふものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

全体の、今回の決算の検証評価といふものが非常に簡単だったんですけども、もう少し膨らませて、全体の決算がもしあればお伺いしたいのと、歳出における保険給付費についてはほぼ予算どおり、先ほども九十何%とかいふことで見込みどおりであったといふことですが、22年度なんかは本当に保険給付費のほうで不用が出たりしてましたんで、きちんと見込んでいただいたのかなあと思いましたけれども、先ほど不用額のことと言いました、約1億4,000万の不用額が出たことと、この今回の1億5,000万円の黒字といふのが表裏一体の額であつて、たくさんお金が国から来たから今回も黒字だといふ解釈でいいわけですねといふことの確認をさせていただきたいと思ひます。

今回たくさん、国からこの保険給付費についても、療養給付費の負担金やら財政調整交付金も県の方も来たわけですけども、こんなにたくさん来たといふのが今回限りのことなのか、今後も何年とか続くことなのかといふこともお伺いしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

決算のこととでございますけれども、先ほどもご答弁させていただいたように被保険者数は先ほど述べたとおりでございます。

また、無職世帯については、平成23年度の状況は未定ではございますが、平成22年度三重県の国保加入世帯では43.4%となつており、低所得者を多く抱える国保の特徴的な構造等をあらわしておつておつております。1人当たりの調定額は9万3,863円で、前年度とほぼ同額となつております。

また、地方税法によるリストラ等による65歳未満の方に対して税の軽減を行つており、226人が対象となつております。

医療費の状況ですが、1人当たりの医療費額は32万9,017円となつており、前年度より2万1,886円、率で6.9%増加をしている状況でございます。

疾病の早期発見、早期治療のための特定健診の受診者は2,649人、前年度より363人、受診率で32.6%増加をしております。

以上が国保の決算におつての現状といふこととでございます。

それと、来年も引き続きこついった交付金、一定額の交付金は交付をされるとは考へておりますけれども、今回みたいな状況といふのは医療給付費に対しての交付金でございますので、その辺

はまだ不透明な部分がございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

医療給付費に対する交付金なんですけれども、それが今回上乗せみたいなのがあったんですよね、例年じゃない。その部分が今後どうなんですかということをお伺いしたのは、亀山市が医療給付費がどれだけになるかということとは不透明ですけれども、国としての出し方としてどうですかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

上乗せという考えではなしに、そういった費用、何月までの期間の医療費の状況を見て、今後どういった医療費の状況になるかということを含めた中で交付決定をされるということでございますので、特別な交付の部分が上乗せというようなものではないと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

上乗せがないとすると非常におかしい話になってくるんですけども、例年どおりの交付であれば、増額補正なしで、さらに1億5,000万円の黒字ということはあり得ないのでないかと思うんですけども、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

失礼をしました。ちょっと私のほうが勘違いをいたしておりまして、今回特別に国のほうから一定の係数による配分がございました。それについては、今回は3,700万円ほどあったわけでございます。配分については毎年医療の状況に応じて交付はされるんですけども、今後については未定と。国の状況によって判断をされるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回、特別にそういう係数をかけた上乗せがあったということだけでも、来年度についてはわからないということなんですね。

今回の黒字となりました1億5,000万円の今後の扱いについて、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今後、この扱いも含めてということでございますけれども、平成23年度は歳入超過により黒字

決算となつてはございますが、本年度にはこの国等からの交付金の精算による返還も予想されておりますことから、依然として厳しい財政状況であると認識はいたしております。

したがいまして、収納率の向上や医療費の抑制に向けた取り組みをさらに強化をしておりますが、歳出の約70%の保険給付費に対応できる財源を確保することから、事業費全体におけるシミュレーションも実施をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

その1億5,000万円黒字が出たわけですけれども、国保の会計の処理の仕方としても後から後から何か処理をしなくちゃいけなかったり、返還しなくちゃいけなかったりするんだらうとは思いますが、今回は、例えば直ちに基金に入れて、それを出して使ったり運用するのか、それとも、前に1回一般会計に返すみたいなことがありましたんで、この1億5,000万というお金をどういう扱いにするんですかということをお伺いしたんですけど、もう1回ご答弁願えないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

黒字となった1億5,322万3,128円につきましては、先ほども言いました最終精算がありますので、その精算後、平成24年度予算に補正計上いたす予定といたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

要するに精算をした後、先のことですけれども黒字が出たので、いろいろこれからも少しは精算があると。精算した後もきちんと国保会計の中に残しておく、それが基金に積むのかどういう形にするのかわかりませんが、国保として使うということでもいいんですね。ちょっと最後にご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほど来からご説明をしておりますけれども、精算がございまして、その残った分については24年度の予算に計上する予定であります。

その後については24年度の事業もございまして、その結果を見て、基金へ繰り入れるかというのはその段階において決定をしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

(午前 11 時 21 分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの鈴木達夫議員の質問に対して答弁漏れがありますので、答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどは失礼いたしました。

鈴木議員のご質問の中でライフサイクルコストについてご答弁申し上げましたが、私がお答弁をさせていただいたのは、平成 24 年から平成 41 年に係るライフサイクルコスト、なおかつ新たな建設費を含まない形の中でご答弁をさせていただきましたが、鈴木議員がご質問されたように、平成 12 年から平成 71 年までの 60 年間の建設費も含んだライフサイクルコストになりますと、鈴木議員ご指摘のとおり、年間で 5 億 2,750 万円というものでありましたので、訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

○議長（小坂直親君）

次に、22 番 櫻井清蔵議員。

○22 番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、早速質疑をさせていただきます。

理事者側に申し上げたいと思います。答弁については、市民の皆さんが十分理解できるような答弁をしていただきたいことを申し添えて入らせていただきたいと思います。

議案第 67 号平成 23 年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてお伺いしたいと思います。

まず、積立金の目的についてどのように考えてみえるのか。これは、地方公営企業法施行令第 3 条 2 項及び地方公営企業法第 24 条 4 項によって定められた基金積み立てだと思いますけれども、その目的についてお聞かせ願いたいと思います。簡潔にお願いします。

○議長（小坂直親君）

22 番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

今議会で提案しております平成 23 年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、地方公営企業がそれぞれの経営判断に基づき、利益の処分は、条例または議会の議決により行うものと改正されました。

平成 23 年度の亀山市水道事業未処分利益剰余金 7,502 万 8,003 円のうち、3,000 万円を建設改良積立金に積み立て、水道施設の建設、または改良工事等を行うための財源として翌年度の収益を考慮して積み立てる積立金であり、議会の議決を経て積み立てるものであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22 番（櫻井清蔵君登壇）

今も言われたように水道施設の建設、主にこれを目的とするということですか。

次に活用基準について、今の水道施設の建設について積み立てておると。本市において亀山市水道ビジョン水道整備年次計画及び平成23年度実績についての書類があります。その中には、第1次計画、平成23年から25年、第2次は26年から28年、第3次は29年から31年の計画が、このビジョンがあります。このビジョンの中に明記されておるのは、主に老朽管の更新、ポンプ場の改良、それから耐震等々の記述が平成31年までである。ここに新設に対する、市民に安定供給する。平等に納税義務を市民の皆さんに課せられておる中でこのことで、市民は平等に水道を利用できるという、先ほども述べられたように、水道施設の建設に、この目的基金をやられるということですが、その活用の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高士上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

基金、剰余金の活用の考え方でございますが、平成23年度に策定いたしました水道ビジョンにおきまして、先ほど議員申されますように、平成23年度から平成31年度までの9カ年を3カ年ずつに分け、水源地整備事業、浄水施設整備事業、送配水施設整備事業、中央監視設備更新事業、設備更新事業と、大きく5つの事業について整備する計画が掲げられております。

23年度から25年度の第1次実施計画におきましては、まず石綿管の布設がえをおおむね完了させ、あわせて老朽管更新、耐震管路整備、また第3水源地のポンプ設備の更新を初め、関第2水源地は、他水源からの導水を検討した中で機械・電気・計装設備の更新工事を行うとともに、坂下浄水場の水質対策として取水施設の改良を行うと計画されております。

この事業を推進していくために、年間約4億円の投資が必要となっております。この財源につきましては、過年度・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額や当年度損益勘定留保資金、それと今回提案させていただいております建設改良積立金を補填財源として活用してまいりたいと。そうしたことから、水道水の安定供給に資してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、今、高士部長から詳細について、ちょっといろいろ説明していただいたんですけども、市長にお伺いしたいと思います。

過去にいろんな事例があるんですけども、水道事業についての先行投資及び地域開発における投資事業についての考え方ですね。やはり市民は、生活において平等に権利を取得せんならん。その中で、確かにこのいろんなビジョンの中で4億円のお金が要するという中で、こういうような積み立て改良金があるんですけども、今現在、23年度の決算において2億9,319万9,969円の基金があるんですけども、確かにこのビジョン計画によると4億円の支出があるんですけども、基本的に市民に平等に水道を供給する義務は市としてあると思うんですけども、この基金活用について、確かにこのビジョンに基づくと、いろんなポンプ場とか、老朽管の布設がえとか、いろんなことを述べられたんですけども、やはりまだ市民の皆さんの中で、地域で水道を必要とする地域、また今後、水道管を埋設することによって住みよい亀山市、また住みたくなる亀山市とい

う市長のビジョンの中で、この基金の活用を今のビジョンに基づいた中でやられるのか。それとも、亀山で住んでみたい、住みたくなるという、やっぱり環境整備のために基金活用ということは市長は考えてみえないのか、一遍市長に聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

少し質問の趣旨が正確に理解できておりませんが、今、亀山市の水道事業自体は、亀山市水道事業給水条例に基づいて、市の管理者、市長において推進をしていくという考え方に変わりはありません。

そういう中で、これも今部長が答弁をさせていただきましたように、亀山市の水道事業、市内に布設をされております水道管だけでも、ご案内のように330キロを超える総延長を持っておりまして、同時に、高度成長期、さまざまな土地利用や住民の流入等々、そういう中で、本当にある意味水道事業に関しては、このインフラの整備、そして管理、フォロー、ある意味長期間の中で計画的に適正に回していくと、こういう使命を持ったものでございます。

したがいまして、水道事業ビジョンで明記させていただきました考え方の中で、亀山市全域の今後の水道事業について最も適切な考え方を整理させていただいて、10年間で約36億になりますけれども、この財源の手当ても必要であろうかと思っておりますが、そういうものを見越して、適正に条例に基づいて運用していくという考え方でございます。

亀山市独自の土地の地形でありますとか、集落の分散のあり方とか、亀山市が持つておる特性ということも当然考慮した上で、この条例の実施、それからビジョンの推進をしっかりと図っていくことが市の使命であるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

私、いろんな経験をさせてもうた中で、道路新設によって、そこへ水道管を埋設されて、その道路線上に住宅が建てられたというようなことがあります。

今回、水道事業については、あくまでも水道が欲しいときは受益者負担というのが基本になっていきます。だけど、受益者負担によって亀山市に居住するという断念される方はたくさん見えます、多額なためにね。

やはり先行投資というのは水道事業の中ではかなり抵抗があるんですけども、そういうようなことに資金、こういうような建設改良基金の一部を活用することによって、市内で水道管が通っていない地域でもおうちを建てて亀山市に住んでみようかというような形で、やっぱり活用すべきだと私は思っております。

市長はそのビジョンに伴ってやっていくというんですけども、受益者負担と建設改良積立金の本来の水道施設の建設という目的に沿った市政を進めていくのが市長の役割ではないかと、私はそういうふうに思っております。

そのような中でこの問題は議論しとつても、次の問題がありますので次に移りたいんですけど

も、今度は次に議案第72号財産の取得についてお伺いしたいと思います。

今回の財産取得の方法は、指名競争入札、郵便による競争入札だったと思います。そのときの決定事項について副市長にお聞きしたい。

指名審査会の意向、どのような意向でこのような手法をとられたのか、その意向について副市長からお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

指名審査会の経緯について確認をしたいということでございます。当市の入札参加資格者名簿に掲載をされております業者のうち、業種が特殊車両、かつ品目が消防車で指名を希望している業者は、59社ございました。

今回の指名選定に当たりましては、この59社全てに対しまして、当市の仕様の消防車について取り扱い確認を行ったところ、取り扱い可能との返事をいただいた業者は15社ございました。ただ、15社の中には同系列のグループの業者が存在いたしましたことから、そのうち13社を指名業者選定案として指名審査会の審査を経て、13社を選定させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市に登録してある59社から15社を選定し、それから同系列であるから13社に絞って指名競争をやったと。それなら、入札結果調書の内容について、どういうふうな内容であったか、それをお聞かせ願いたい。入札の結果、どういうふうになったか。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

入札の結果でございますが、議会のほうに提出させていただいておる議案案件の資料の中に添付させていただいておりますけれども、13社のうち、3社が無効という形の結果となっております。そして、その残された10社のうちの最低の金額で落札結果を確認したということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ここには、入札結果の様式第4号（第8条関係）の入札結果調書があります。これを見ますと、この端数がかかなり出ています、40円単位が。この三重保安商事株式会社津支店2,906万1,040円、サン・インターナショナル株式会社2,906万1,040円、これはその端数、当然郵便入札ですから、なぜこの端数が出たのか。どんな項目でこういうふうな端数が生じるのか、そのことでちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

入札結果につきましては、まず入札書につきましては、車両価格、そして登録費用ということで内訳をいただきながら、入札書をいただきました。

入札書の中で登録費用の中には、課税を対象とする、例えば車庫証明とか納車費用だとかという部分、そしてもう1つは印紙代、ナンバープレート代というような形のものが入っております。

この端数につきましては、最終的に確認をさせていただきましたけれども、印紙代、ナンバープレート代の個々の数字が各業者において計上されているということで、端数が出ておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

車両価格及び登録費用及びナンバープレート代の3つに分かれると、だからこういうような端数が出てきたと。そうすると、ちなみに仮契約を結んでおるわけですけど、2,906万1,040円の内訳を大体教えてもらえませんか、幾らか。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

提出された入札書の内訳でございますが、入札金額総額で2,906万1,040円、この内訳でございますが、車両価格が2,900万円、そして登録費用でございますが、まず課税対象分という形の部分でございますが、それが5万6,800円、非課税対象分、先ほど申しましたナンバープレートだとか印紙代でございますが4,240円、合計2,906万1,040円ということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今聞かせていただいて、この入札調書による中で、車両価格は2,900万円、登録費用と税のかかるものが5万6,800円、ナンバープレートと印紙等が4,240円ということで、この2,906万1,040円の価格で、仮契約で本議会で議案上程されております。

市長または副市長にお伺いしたいんですけども、副市長が最初言われたように、指名審査会で59社の登録業者に呼びかけをして、13社に絞られたと。13社の中で、ここにありますように石川商工株式会社、それから平和機械株式会社、株式会社中村自動車、これは無効になっております。この無効になった要因、こういう無効になるような業者を選定委員会として選定した理由をお教え願いたい。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

本案件につきましてはの入札執行は私のほうでさせていただいたものですから、私のほうからご答

弁させていただきます。

この案件につきましては、郵便入札でとり行ったところでございます。この郵便入札につきましては、期日日指定、そして書留であるという条件をつけさせていただいています。それで、8月6日の配達日指定をしていただいて、かつ簡易書留、または一般の書留で郵便物を届けていただくというルールで行ったところでございます。その結果として、この3社様はその条件に合わなかったということで、無効という形でさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

いろんな形で無効案件については、結局、入札要件の期日に間に合わなかったとか、いろんな書留の手續等が不備であったというようなことですけれども、そういうのは業者を指名した指名審査会として、そういうような業者を指名した、1つの反省点、そういうようなことはありませんかな、副市長。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

これほど3社も無効になるような事態は想定しておりませんでしたけど、市の指名を受けたいというふうな業者さんであれば、亀山市の郵便競争入札の手續というのは事前に調べていただくのが本来だと思っております。郵便入札ということで手續をきちっと定めておりますので、やはり入札ということで厳正に対処させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それで、市長に、この議案提出者としての一遍お考えを聞かせていただきたいと思います。

今も副市長及び契約監理の参事から、いろんな詳細について説明をいただきました。それで、入札結果調書も、この定例議会に提出されました。この入札結果について市長はどのように感じられたか。

いみじくも、私も議会のほうで入札制度特別委員会の委員長をさせていただきました。その中で、それなりの委員会での議論を重ねて、亀山市の入札制度についていろいろ提言をさせていただきました。それに対して、今回の入札において明らかに私を感じたんですよ。

市長、ここで、これをちょっと出しますわ。

お手元にこの資料があると思うんですけども、この1番ですね、2,906万1,040円、抽せんによって決まると。先ほどもこれは、明らかに車両価格は2,900万と、それで登録及びナンバー代が6万1,040円というような形になっております。これは郵便入札ですからあれですけれども、ここには長野ポンプ株式会社2,907万1,040円という3番目の札があります。今、ずうっと聞いてきましたら、その2,900万は物品の価格やと、あとの6万1,040円は登録及びナンバープレート代だと。そうすると、この長野ポンプというのは物品費が2,901万円という価格で計算しておると。ほかの業者は、それなりに車両価格を上乗せしておると思う。この

長野ポンプの2,907万1,040円という、この2,901万円の車両価格を出した、こういうような、この入札全体に対して市長は何にも感じなかったかどうか、それをお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ちょうど前段に入札結果調書をお示しいただきました。私、就任をさせていただいて、平成21年度の議会議決案件から議会の議案資料として、この入札結果調書を議会のほうにもお示しをさせていただいて、その意味は、その入札にかかわる、例えば説明責任、それから透明性を高めるという趣旨で出させていただきました。これを見て市長はどのように感じたかということですが、あくまでこの入札結果調書の札、入札額を、各事業所がそれぞれの受注意欲や、あるいは調達仕入れの状況だとか、さまざまな状況の中でその金額を入れて競争入札に参加をいただくものでございます。

したがって、今、長野ポンプのこと、3番札をご指摘いただきましたが、例えば結果的に最低価格の2社が同額を入れること、今回、くじ引きになりましたが、これもある意味理論的にはあり得ることです。今ご指摘の3番手の金額に対して違和感を持っていないかということのお話でございましたけれども、当然競争入札でございますので、それぞれの事業所がそれぞれの判断で入れられた、その結果として感じさせていただいておるところでございます。結果としての差であって、入札結果に違法行為でありますとか、そういう問題があるというふうには感じておりません。

ただ、前段でご指摘をいただきました、今回、先ほど答弁を参事のほうからさせていただきました車両本体価格と登録諸経費が10円単位でそろっておることにつきましては、そういう意味合いがあるんですが、当然その部分については10円単位でそろおうという、こういうケースというのはなかなか、年間四百数十件の入札をいたしておりますけれども、この調達の車両と登録諸経費込みということで、こういう数字になったというふうが一番最初に感じさせていただいたものでございますけれども、この結果、全体といたしましては入札の結果での差であると、特に問題があるものではないというふうに認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長も同札が出たことについては、ちょっと不思議やと思った。私も、確かにこれ同札が出たことについて、私の頭ではちょっとできません。また同僚にちょっと知恵を教えてもって、数学的に見ますと、この13社で入札した場合に同額の札が出てくると、1,000万台、100万台、10万台までの数字が同数になる確率は何ぼやという計算をしてもろうたら、3万8,400分の1らしいです、計算式だと。3万8,000回やってこういうような数字が出てくると。

笠井参事が言われたように、物品価格が2,900万やったら、この数字は出てくる可能性はあるというようなことですが、私はこの車両価格を2,901万円としたという長野ポンプのことを私はもっと問題にしたい。明らかにこれは業者間での、指名競争入札をして、59社が登録しておると、車両が消防ポンプ自動車購入だと、これは明らかに業者間での話があったと私は思っ

ておるんや。私は思うんですよ。あなたは、ただ適切だと。だけど、1万円、2,901万円の車両価格で調書を出してくる業者がおったということで、あなたはこれ正當やというふうに思われますか。私は、これは明らかにこういうふうなことが起こっておるといことは、この入札自体がおかしいんじゃないかと、私はそういうふうに思います。

このときの予定価格が3,250万と、物品においては最低価格は設けていませんけれども、恐らく当初予算は、聞くところによりますと、全体で6,800万ぐらいで、指揮車、可搬積載ポンプ2台、これらで6,800万円ぐらいです。それで設計価格は何ぼぐらいでしたかな。恐らくこれ、ある程度の物品価格の見積もりはとっておると思うんですけれども、歩切りもやっていますやろう、切っていませんかな、市長、歩切り、やっていますかな。

なおかつ、今は歩切りが行われておると思うんですよ、この亀山市で。それは私も委員会で提言させてもうたんですけれども、亀山市は依然と歩切りは行われておりますかな。どうですか、一遍答えてください。時間が少ない、簡潔にな、イエスカノーかで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、歩切りとおっしゃられました、歩切りとは一般的には業界用語でございまして……。

（「イエスカノーかで」と22番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

公の議論として歩切り、いわゆる予定価格制度のことをおっしゃっておられるというふうに解釈いたします。したがって、亀山市の入札契約制度の運用につきましては、当然地方自治法、会計規則に基づいて、この予定価格制度を運用させていただいて、適切に対応してきておるといのが現状でございまして、この案件につきましても、予定価格を設定させていただいたということでございます。

（「答えてないやないか、イエスカノーか、しておるかしてないか」と22番議員の声あり）

（発言する者あり）

（「イエスカノーかで答えてくれたら」と22番議員の声あり）

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いわゆるおっしゃられる歩切りということは、予定価格制度のことをおっしゃっておられるというふうに思っております。公として予定価格制度を運用させていただいておるといことで、それはイエスということでございます。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第53号から議案第72号までの20件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査

を付託いたします。

なお、報告第12号から報告第20号までの9件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

## 付 託 議 案 一 覧 表

### 総務委員会

- 議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について
- 議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について
- 議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第72号 財産の取得について

### 産業建設委員会

- 議案第71号 工事請負契約の締結について

### 予算決算委員会

- 議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

### ○議長（小坂直親君）

続いて、日程第2、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、本日までに受理いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のと

おりであります。

その審査につきましては、所管する常任委員会に付託いたします。

## 請願文書表

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣賛郎 外2名
要 旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣賛郎 外2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 5
受理年月日	平成24年9月4日
件名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣賛郎 外2名
要旨	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 6
受理年月日	平成24年9月4日
件名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣賛郎 外2名
要旨	義務教育費国庫負担制度が存続、拡充され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。

紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
付託委員会	教育民生委員会

○議長（小坂直親君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、市政に関する一般質問を行います。

なお、質問に当たりましては、通告以外の質問を追加することのないよう、ご注意を申し上げます。

通告に従い、順次発言を許します。

21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

一般質問のトップバッターを仰せつかりました。発言の機会を与えていただきまして、感謝を申し上げます。

今回、3点について一般質問させていただきます。大きくは、亀山市行財政改革大綱の見直しについて、観光振興について、それから市長4年目の集大成の年に当たり、その総括と今後の取り組みについてという点で質問させていただきます。

大きく1点目でございますけれども、行政経営推進に関しまして、第1次総合計画の後期基本計画の策定及び中期財政見通しの見直しを踏まえて、今回、亀山市行財政改革大綱の見直し案が示されました。

まず、小さく1点目でございますけれども、この行政改革推進委員会へ見直し案を諮問されて審議されたとお聞きしておりますけれども、その経過及び審議内容についてお聞かせをください。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行政改革推進委員会の委員の構成、あるいは審議の日程、内容ということでお答えさせていただきます。

まず、亀山市行政改革推進委員会の委員につきましては、同条例の第3条第2項の規定により、市政に関しすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱するものでありまして、各種団体の長、学識経験者、市内企業の代表など9名で構成されておるところでございます。

今回の亀山市行財政改革大綱の見直し案につきましては、平成23年2月に策定をいたしました同大綱について、本年2月の、議員申されたとおり、中期財政見通し及び3月の第1次総合計画後期基本計画の策定によりまして、これらを踏まえて行財政改革の施策取り組みが有効に機能しているかの観点から、検証、見直しを行ったところでございます。

その結果、さらなる行財政運営の強化の必要があることから、現在の取り組みについては、実効性を高め、また新たな取り組みを取り入れるなどの内容を盛り込んだ見直し案を策定いたしまして、7月18日に当委員会に諮問いたしましたところでございます。

その後、7月、8月に2回開催して、計3回にわたる審議を経まして、8月17日に諮問案については、適当である旨の答申を受けておるところでございます。

なお、審議過程におきましては、委員からさまざまな意見が出されましたが、主な意見といたしましては、行財政改革は市民感覚を取り入れ、市民と協働して進めること、それから市税収入の減少などのさまざまな変化に的確に対応できる強靱な行財政構造の確立に努めること、市民サービスの質的な低下を招くことのないよう職員の意識改革を図り、行財政体質の革新を進めることなどがあり、これらに留意し、より一層の選択と集中を進め、開かれた市政の推進と行財政運営の強化の実現に努めるとの答申をいただいたところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

大井議員。

#### ○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

今、パブリックコメントというのを1カ月かけてやられております。いろいろそれぞれの庁舎とか、あるいは関の支所も含めて、各事業所におかれて、いろいろ市民から広く声を聞くということをやっていただいておりますけれども、どうかその辺の周知ですね。ホームページ等でもやられておりますけれども、十分広く市民の声、意見を聞いていただく、ひとつご努力をお願いしたいというふうに思っております。

そこで、小さく1点目でございますけれども、今回の見直し案によりまして、前回の計画から見直しをされた2つの点についてご質問いたします。

まず、その1つですけれども、公債費負担率の目標数値でございます。この計画では15%以下を維持するということでもあります。平成23年度の一般会計の決算では14.8%と、平成22年度の決算時より0.7%ほど上昇しているというのが現状でございます。この比率が高いほど、財政運営の硬直性が高まることによって今年度スタートした後期基本計画の進捗に影響を及ぼすと考えております。計画の方向といたしまして、可能な限り市債の発行を抑制するとともに、発行に当たっては交付税措置のある有利な市債の発行を行うということ、そういうことが記載されておりますけれども、今後の見通しはどのように推測をされているか、お聞かせをください。

#### ○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

#### ○総務部長（広森 繁君登壇）

公債費負担比率につきましては、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に対する割合のこととございまして、比率が高いほど財政構造が硬直化をしていると言われておりまして、一般的に1

5%が警戒ライン、20%が危険ラインとされているところでございます。

本市の23年度の指数につきましては14.8%となっておりまして、昨年度より0.7ポイント増加をいたしました。警戒ラインとされる15%以下で推移をしているところでございます。

今後の見込みでございますが、平成25年度に起債償還のピークを迎えるといったことや、市税収入の減少によりまして上昇することが見込まれるところでございます。現在、お示しをさせていただいております行財政改革大綱の見直し案の中では、計画期間である平成26年度までの目標といたしまして、公債費負担比率の15%以下の維持を掲げております。

このことから、可能な限り市債の発行を抑制するとともに、発行に当たりましては、交付税措置のある有利な市債の発行を行うとともに、減債基金を活用して目標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

財政運用の硬直化が進みますと、政策的経費を圧縮する必要が生じてまいります。市長がよく言われます選択と集中によって事業の効率化、重点化を進める必要がさらに求められると考えます。どうか歳入歳出両面から取り組み強化に努めていただきたいということをつけ加えまして、次の質問に移ります。

次に2点目です。同じく経常収支比率については、見直し前は70%で維持しますから、85%を計画期間の目標とされております。この数値についても、平成23年度は88.6%、前年度より3.4%上昇しております。この経常収支比率は、市の財政構造の弾力性を示す指標でございます。この数値では、政策的経費の確保が厳しい状況になってきております。

このような状況を踏まえて、今回、亀山市行財政改革大綱を見直すことと思っておりますが、この取り組みにおいて平成27年度からの財政確保はどのように推測をするのか、お聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

経常収支比率につきましては、後期基本計画の目標値にもありますように85%以下を目標としておりますが、23年度決算では、前年度より3.4ポイント上昇いたしまして88.6%となっております。

今後も市税収入の減少といったことや、公債費の償還ピークといったことを迎えますことから、上昇が見込まれ、財政構造の硬直化といったことを示しつつございます。

このことから、行財政改革大綱に基づきまして、歳入改革の推進、歳出構造の刷新といったことを進めまして財源を確保するとともに、経常的な経費の圧縮に努めることで目標とした85%以下を目指す財政運営に取り組みまして、合併算定がえの縮減により厳しさを増す、27年度以降の財源の確保といったものを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

昨日の議案質疑でも、市長から85%を死守するというふうに答弁がありました。今回の行財政改革案において数値目標は、今お尋ねいたしました。2点上げられておりましたので質問いたしましたが、全体的に改定前と内容は、ほとんど変わっていないというのが私の感想でございます。この計画を着実に実行することで平成27年以降の財源確保が図られるか、非常に心配をしております。

やはり各取り組みに対して数値的な目標、削減できる金額を示すことが必要ではないか。そうしないと、その年度の評価もできないのではないのか、そう考えております。そういった点も含めて、今後取り組んでいただきたいと思っております。

地方自治体は、市民に最も近い基礎自治体として、どのような状況下においても市民の日々の暮らしを安定させて、将来に不安を感じさせないようにすることが必要であると考えております。現在の社会情勢、経済情勢を脱却して、将来にわたって亀山市が繁栄していくためには、安心して子育てのできる環境の整備、高齢者の方が住みなれた地域で暮らしていける地域環境の整備など、地域の核である自治体として、その責任を果たしていくことが重要であるというふうに考えております。

どうか市長には、行財政改革大綱に掲げた取り組みを進められて、持続可能な健全財政を堅持して、今後も県内外に発信できる、誇れるまち亀山市となるよう期待して、この項の質問は終わります。

次に2点目でございますけれども、観光振興についてでございます。

まず、小さく1点目です。観光振興施策の取り組み状況についてでございます。

観光は成長戦略の1つとして、ものづくりに加えて次世代産業として、先日も名古屋で中部経済連合会主催で各中部5県の知事さんを集めて、いろいろパネルディスカッションをやってみえました。その知事が一堂に会してみえた中で、三重県の鈴木知事が言われた、2011年、みえの観光振興に関する条例を制定して、観光振興基本計画をつくり、中国の河南省と友好提携を結んで、2015年には4,000万人、宿泊者数800万人を誘引したい。お誘いをして日本へ来てもらいたいということを述べられ、中国版のツイッターでウェイボーというものがあるんですけど、これを発信して情報提供をしているということでございます。

本市の観光振興施策の取り組みの現状についてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

観光振興施策の取り組みの現状についてご答弁を申し上げます。

本市の観光は、平成21年に策定いたしました亀山市観光振興ビジョンに基づき、まちづくり観光の考え方を基本としております。まちづくり観光は、地域と住民が主体となってまちを楽しみながら地域資源、来訪者の満足度、暮らしの環境の3者が調和するまちづくりを推進していくことが、その結果として観光振興につながっていくという考え方でございます。

このため、まちづくり観光を主体的に進めていただいております亀山市観光協会の運営を支援するとともに、関宿及び周辺地域のにぎわいや交流が生まれる取り組みを支援しているところでございます。

また、関宿、亀山宿などの歴史資源とさまざまな地域資源をつなげルート化したモニターツアーを観光協会へ委託し、実施するとともに、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会や、北伊勢広域観光推進協議会などと連携した観光キャンペーンを行うなど、機会をとらえて市のPRに努めているところでございます。

さらに、桜まつりや関宿夏まつり、亀山市納涼大会、関宿納涼花火大会、東海道関宿街道まつりなどの行事を地域文化として継承し、観光資源となるよう開催支援を行っているほか、足湯交流施設「小萬の湯」や、観音山公園、石水溪キャンプ場施設などの公共施設を管理し、交流の場や自然との触れ合いの場を提供しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

平成21年3月に、今、部長が言われた亀山市観光振興ビジョンが作成されて、いろいろな角度から調査・研究に着手をされております。なかなかこれが形になってきていないのが現状ではないのかなあというふうに思っております。

既に本市の観光資源の棚卸し等は済んでいるのでありますので、これからは観光資源や人材をいかにアレンジメントし、かつ活用するかであるというふうに思います。市長が常々唱えている行政経営をマネジメントサイクルのお題目だけでなく、今こそ機能させるべきであると強く要望しておきたいと思っております。

次に2点目でございますけれども、外国からの誘客に向けた取り組みについてでございます。

三重県も中国を中心とした外国人観光客の受け入れ、すなわちインバウンド事業に数年前より着手しております。これは市長、県会の時代からもよくご存じでございます。隣の愛知県、岐阜県も、それぞれ同様に力を入れられております。愛知県は2015年までに1,500万人、岐阜県は5,000万人という人の誘客を目標に掲げられております。目標を設定して、観光は成長戦略として、海外、特に東南アジアからの誘致が重要課題であるとしております。外国人観光客の誘致に対して、本市の考え方、取り組みについてお聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

外国人観光客誘致に対する考え方や取り組みについてご答弁を申し上げます。

先ほどもご答弁させていただきましたけれど、まちづくり観光を推進するに当たりましては、持続可能な観光を目指して、地域文化と定住環境が調和する節度ある交流をつくり上げることが大切であり、来訪者のための観光、集客目的だけの観光は長続きするものではないと考えております。このようなことから、住んでいる人と訪れた人がともに満足できる観光を目指し、施策、事業に取り組んでおります。

したがいまして、議員お尋ねの中国や韓国、台湾といったアジア諸国からの誘客のための取り組みとは少し異なるところでございますが、これまでも外国人観光客に対しましては、ボランティアガイド等と連携して、おもてなしの心で温かくお迎えしているところでございます。

また、4カ国語の観光パンフレットの作成とともに、市ホームページからさまざまな情報を発信しております。

さらに、昨年度からは東海地区外国人観光客誘致促進協議会に加盟し、東海4県や他市町との連携のもと、海外メディアや旅行会社からの視察や取材を受け入れるなど、海外向けの情報提供にも努めているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

大井議員。

#### ○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

視点を変えて言うならば、滞在型の観光というのは無理があるということですが、スポット型なら十分可能性があるのではないのかなというふうに思っております。保有の人材と資源の活用で十分できると思います。本市のオリジナルな手法で、ぜひ外国人観光客の誘致に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次に3点目でございますけれども、攻めの施策展開が必要であると考えます。その取り組みについてお聞かせください。

これからは、もっと外向きの積極的な施策が必要だと思います。先日もテレビで放映しておりましたけれども、1億円の中国マネーをねらえ、超豪華船で7泊8日の旅を計画されて日本へ見えた、これは神戸港だったんですけどね、船で見えたということですので。そこまで見えたなら、やはり広く日本へもお誘いして、そういう情報的確な把握と、やはりタイムリーな対応が大事ではないのかなというふうに思っております。いわゆる積極的な展開という点で、その取り組みについてお聞かせください。

#### ○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

#### ○文化部長（最所一子君登壇）

外向きの積極的な展開についてというご質問をいただきました。来年は式年遷宮、そして平成26年は文化年、それから伝建30周年と、これから多くの観光客が亀山市へ訪れる可能性がある中、第1次総合計画後期基本計画では、本市の魅力を発信するシティプロモーションを推進するとしており、本年度、シティプロモーションの一環として、ウェブ動画制作配信等業務に取り組んでおります。この事業は、本市の魅力を美しい映像と音楽で制作した動画をインターネットで配信するもので、具体的には「東海道関宿」「伊勢亀山城」「ヤマトタケル」の3種類の動画を制作し、配信いたします。

先月、東海道関宿の映像が完成いたしましたので、他に先行いたしまして、日本アーカイブスの「美しき日本」の中で公開いたしており、新たなプロモーション手法として注目されているウェブ動画サービスを活用することで、さらなる市の認知度と来訪者の増加を目指すものでございます。

今後は、この映像の2次利用として、大都市圏の駅構内に設置されております液晶ディスプレイ

を利用した情報発信も行ってまいります。

一方、亀山みそ焼きうどん本舗の活動などはメディアでも幾度となく取り上げていただいております、亀山のPRに大いに貢献していただいているところでございます。

本市の最大の強みは市民力であり、たくさんの市民活動団体の皆様がさまざまな分野において亀山らしい取り組みを展開されております。これら地域づくりの契機や原動力となる取り組みを支援させていただきながら、まちづくり観光を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

過去にもこの観光振興につきましては、同僚議員がいろんな角度から質問をされております。特に観光大使、ふるさと大使、あるいは文化大使、スポーツ大使とか、そういう大使の委嘱をされて、そうやって進めたらどうかという提案もございました。こういう点は、先ほど申し上げました観光ビジョンが平成21年3月に制定をされまして、その後、組織がえをされています。所管が建設部から、今度文化部に移管をしているということでもあります。そういう点で、22年4月に文化部が設置されて、そこへ観光振興が移されているということですね。そういう点で非常にその辺の事業の展開という点で、やはりねらいと実質がうまくかみ合っていないのを感じております。そういう点では、仏つくって魂入れずではなくて、やはりしっかりその分担を、ねらいは文化振興でやろうということにされたと思うんですけど、そういう点で十分実のあるものにしてもらいたいというふうに思っております。これについて文化部長の見解をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

観光大使につきましては、平成26年から文化年がスタートすることもあり、観光だけでなく、幅広い分野で本市の魅力を全国に発信していただけるよう、文化交流大使といった位置づけも視野に入れながら、文化部の中で整理をしているところでございます。今後、文化年の中身が具体化する時期に合わせて内容を固めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

スポーツの面で来年の全国中学校体育大会、亀山で第35回の全国中学校ソフトボール大会が開催されるというふうに聞いております。これは西野公園、東野公園、それぞれの野球場、ソフトボール場で開催をされるということでございます。こういうスポーツも通じた、やはり日本各地から来ていただく方の、こういう情報も的確に把握をされて、やはり亀山へ来てよかったということ、ぜひとも成功をさせてもらいたいなあとというふうに思っております。

次に4点目でございます。関ロジ・道の駅の再生についてでございます。

まず1点目は、新たな経営形態へ移行していくために、6月議会において関ロジ及び道の駅の指定管理者制度導入に向けた条例の制定及び関係予算が提案され、可決をされました。これによっ

て新たな体制として、指定管理に向け公募を開始いたしました。その状況についてと、観光振興施策を充実することによって、その結果が関ロジ及び道の駅の利用者増につながり、さらなる発展が見込まれると考えます。観光振興と指定管理に関する今後の取り組みについてお聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

関ロジ・道の駅の現状と今後についてご質問をいただきました。

まず、指定管理の現状でございますが、関ロジ・道の駅につきましては、議員が申されるとおり、新たな経営形態を目指し、指定管理者制度を導入するための条例制定及び関係予算をさきの6月議会においてお認めいただきました。

このことから、8月6日より指定管理者の公募を開始し、関ロジ・道の駅、それぞれ8月20日、21日の両日に現場説明会を開催いたしました。関ロジに10社、道の駅に4社の参加がございました。

その後、現場説明会を経て、8月30日、31日に正式参加表明、さらに公募書類提出期限を先週の末、9月7日とした結果、関ロジに3社、道の駅に4社の公募参加がございました。

今後は、10月に指定管理選定委員会を開催し、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査の後、11月に指定管理者候補者の選定、12月議会に候補者を提案させていただき、お認めいただきました後、来年1月に指定管理者の選定の運びとさせていただきますこととしております。

次に、観光振興と指定管理者の今後についてでございますが、指定管理公募時において管理運営に関する基本的な考えとして、行政の代行であること、魅力あふれる地域情報発信、観光事業の発展など、地域資源を含めた管理運営に努めることとしております。

このことから、指定管理者によるさまざまな企画、提案等、民間事業者のノウハウを生かした事業展開がなされるものと考えております。これら、今後締結する基本協定及び年度協定の中で協議、調整を行ってまいります。

一方、行政として地域資源を生かしたさまざまな取り組みをそれぞれの所管により、現在展開しております。それらと指定管理移行後の事業協力及び連携について、先般、部長会議開催時に行政の側面支援について協議、要請を行ったところでございます。

今後は、地域、行政、指定管理者が一体となった取り組みが観光振興につながり、その結果、関ロジ・道の駅の施設利用に大きく寄与するものと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

さきにも申し上げました観光振興には、まちの活性、経済効果を生み出すにはどのような展開を進めるかというのが21世紀の大きな課題ではないのかなというふうに考えています。

財源確保の施策としては、企業誘致が最も即効性のあることは言うまでもありません。このよう

な不況下の中で公的団地を持たない本市においては、極めて厳しい状況であることは否めません。

そこで、企業誘致にかわる安定的な財源確保の1つの手法としてなり得る観光産業の振興、市長マニフェストにもございます、関宿20万人の突破戦略が掲げられておりました。

また、団塊の世代の起業家とのコラボレーションによって官民一体となった活性策を打ち出されました。まだまだの感がございます。専門家による新たな仕掛け、あるいは起業家支援制度等を再構築して、さらなる挑戦をしていただきたいと思います。

最後になります。時間も迫ってきました。大きく3点目でございます。市長にお尋ねをいたします。

市長は、就任をされて4年目の集大成の年でございます。まず1点目は、議案質疑でも、会派の中村議員初め、同僚議員が総括質疑並びにいろんな角度から質問され、答弁をいただきました。一番近々の、この23年度決算から見た行政評価と今期の総仕上げへの決意、抱負をお聞かせください。市長、よろしくお願いします。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

まず平成23年度決算の総括につきまして、きのうも中村議員、宮崎議員の議案質疑にご答弁申し上げましたとおり、前期基本計画の最終年度といたしまして、第2次実施計画に掲げたさまざまな事業に全庁挙げて全力で取り組んでまいりました。

3年連続の市税収入の減少となりましたものの、歳出の削減や基金の活用などによりましてプライマリーバランスの黒字の維持、市債残高の3年連続減少など、効率的で健全な財政運営に努めることができた、とおおむね順調な決算を迎えることができたというふうに考えております。

そこで、今期の総仕上げの決意と抱負をとのお尋ねでございますが、私自身、就任時におきます施政方針におきまして、市政に臨む3つの基本理念を表明させていただきました。この3年半を振り返りまして、少しその総括について申し上げたいと思います。

私自身が就任当初申し上げました3つの基本理念、その1つ目でございますが、市民に開かれた市政の実現につきまして、具体的には、「スピード」「コミュニケーション」「透明性」を市役所改革3つのスローガンとして掲げまして、職員にその徹底を図る一方、情報公開条例の改正を初め、キラリまちづくりトークや、市長への手紙の実施などを通じて、市民への情報の公開、そして市民との情報の共有を進めることができたというふうに考えております。

また、2つ目でございますが、政策の優先度の転換につきましては、当時、リーマンショック直後、世界同時不況から間もない、厳しい経済情勢下での市政運営を余儀なくされる中でございましたけれども、市庁舎建設の一時凍結、自然の森構想の廃止など、大型事業の方針転換を前期基本計画の一部変更も行いながら実施する一方、後期基本計画においては重点的かつ政策横断的な取り組みとして、「まち守り」「まち磨き」「みんな健康」「子ども輝き」の4つの戦略プロジェクトと、この戦略プロジェクトの推進力を高める自立した地域コミュニティ活動を促進するための新たな仕組みづくりを位置づけて、市民の命や健康など、市民の暮らしの質を高める政策を優先したまちづくりが推進できたものというふうに考えております。

さらに3つ目の協働する力につきましては、本市のまちづくりの原則を位置づけるまちづくり基本条例の制定や、市民団体に対する支援、地域活動の拠点施設の整備などによりまして、さまざまな分野において市民主体の地域づくり活動が活発化いたしました。市民力で地域力を高めるまちづくりに向けた基盤や風土が培われてきたものというふうにも考えております。

これら3つの基本理念でございますが、就任以降変わることなく、強く持ち続けてまいりましたので、課題はございますけれども、その成果を段階的ではございますが、さまざまな形で生み出すことができたと思っておりますし、残された任期におきましても、最大の努力をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

**○議長（小坂直親君）**

大井議員。

**○21番（大井捷夫君登壇）**

ありがとうございました。

あと、私は今の3つの理念についてということで質問しようと思ったら、先に答弁をいただきました。

この間、世界的不況の影響で、年々財政状況も厳しくなる中であっても、地域医療の充実・推進とか教育環境の整備など、さまざまな事業を推進されて市政の進展に力を入れてこられました。多くの懸案事項、積み残しもあろうかと思えます。

そこで、お尋ねをいたします。マニフェストを中心にした成果について総括をお伺いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

マニフェストの成果の総括をということのお尋ねでございますが、私自身のマニフェスト、これは3つの戦略と7つのカタチで構成をいたしました68項目の施策につきましては、その実現に向けて事業を開始し、または既存事業を拡大したものや、おおむね実現できたものは、全体の約7割程度を占めるというふうに自己評価をいたしておるところであります。

例えば、進捗を図りました主な施策といたしましては、地域医療再構築プランの確立を初め、健康都市連合への加盟、子ども総合支援室のセンター化、亀山少人数学級の実現、井田川駅前の再生などが上げられるのではないかというふうにも考えております。

なお、このマニフェストの進捗状況につきましては、昨年2月に中間報告としてマニフェストレポートを公表させていただいたところでございますけれども、その後の進捗状況につきましては、この定例議会がまさにそうでございますが、任期中最後となります今回の決算審査を終えた後に、来月中旬をめどに取りまとめを行わせていただいで、その詳細につきまして議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

**○議長（小坂直親君）**

大井議員。

**○21番（大井捷夫君登壇）**

ありがとうございました。

再質問の前に、市長に確認をいたしたいと思います。今、答弁をいただいた中で、櫻井市政の総括に対する答弁に、私は市長の再出馬ありと判断をいたしました。２期目の挑戦と受けとめました。それが間違いございませんか。市長、ご返事をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げてまいりましたけれども、この３年半の間、時代やまちの変化に対応するべく、市民力で地域力を高める取り組みを初め、情報開示や情報共有によります市政の透明性、それから行財政改革など行政権に関するもの、あるいはマニフェストに基づきます大規模事業の抜本的見直しや、医療センターの再生、教育・子育て支援の拡充等の政策に関するものなど、さまざま取り組みに取り組んでまいったところでございます。

このような中で、昨日もご答弁させていただきましたが、分権時代にふさわしい強靱な行財政構造の確立と３月の定例議会で議決をいただきました総合計画の後期基本計画の着実な推進にしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○２１番（大井捷夫君登壇）

ちょっとやるということが、今、伝わってこないというような感想でございますけれども、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、この３年間で各分野においてマニフェストを具現化されて、事業が数多く推進されてきたと思います。これは平成１７年度から２２年度までの本市の財政面は、積極的な産業施策によって、大規模な液晶産業の立地、既存企業の設備投資などの下支えにあり、収入の増加があったことは、各施策の推進の要因であったと考えます。

がしかし、今、市長、世界同時金融不況の影響を受け、成長から停滞、そして下降をたどる亀山市政の再離陸を柱に、さまざまな施策が進められております。その根源の使途として、１つは少子・高齢化が非常にこれからの大きな、ここも含めて大きな課題であろうというふうに思います。そういう点で、ひとつ次の２期目への挑戦の施策について、この辺のところをしっかりとやってもらいたいと思います。

それからもう１つ、合併特例債の活用が５年間延長されるというふうに確認できました。やはり市庁舎の建設に向けて取り組みという点でもう少し詳しくやりたかったんですけど、いずれにしても、この問題、３月議会では鈴木議員からも、いろんな角度から提言をされております。

今、都市マスタープランの具現化を検討に入られたという中で、都市政策会議というものを新たに立ち上げられました。そこで、この５年間延長が一番大きな目玉になったんじゃないのかなというふうに思っております。どうか次の市政を担う点の大きな問題として捉えていただいて、検討していただきたいというふうに思います。お願ひとしまして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

２１番 大井捷夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

(午後 1時49分 休憩)

---

(午後 2時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

早速ですが、通告に従って、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、今回のキーワードは、おとなしく提案という形で提案をさせていただきますので、その辺はよろしく酌み取っていただきたいと思います。

まず初めに、キラリまちづくりトークについて、この趣旨ですね。7月から市内14カ所へ市長が出向いて、地域の要望等を聞きながら、あるいは後期基本計画がスタートだからということで、PRというよりも知っていただこうと、その思いで、私も当地区では傍聴させていただきました。

そういった意味から、ひとつこの地域に出向くトークの意義、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

例年開催しておりますキラリまちづくりトークの開催目的、あるいは趣旨といったことをご答弁申し上げます。

キラリまちづくりトークにつきましては、市長が市民の集まりに出向きまして、市政に関する説明や報告を直接行い、市民の皆さんとの対話を通じて情報を共有し、相互理解を深め、協働によるまちづくりを推進することを目的としまして、櫻井市長就任後の平成21年度から実施しております。

また、このトークは、自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会のご協力のもと、各支部を基本単位といたしまして開催させていただきます地域編と10名以上で構成される市民グループや企業等の集まりに出向かせていただく市民編の2種類がございます。いずれも市政に関する建設的な意見交換の場として貴重な機会であると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

市政の報告と同時に、各地区の要望を吸い上げると、そんな思いでという答弁だったと思うんですが、次に、ちょうど時あたかも概算要求の時期が迫ってくると。恐らく10月末ぐらいには、要望に限らず来年度の施策の、恐らく締め切りが10月末だと、その辺から12月の年内あたりに向かって来年度の予算を組むという一つの時期だと思うんですね。そういった意味で、市民から要望を吸い上げるということで。

それで、この要望を聞かれて、いろんな所管に対する要望事項が、まちまちというより多種方面

にわたるかと思うんですが、このコミュニティ主催、あるいは自治会連合会主催、そういった主催されたところへの回答ですね。要望を受けて、その回答をいつ出すのか、その時期をまずお尋ねしたい。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回開催しておりますのは、7月、8月と集中的に開催しております、キラリまちづくりトークには、延べ612名の市民の方々の参加をいただきまして、先ほど議員も申されましたけれども、後期基本計画の策定と平成24年度、今年度の主要施策を説明させていただき中、地域課題、要望についても話し合いをさせていただいたところでございます。

なお、開催後、1カ月をめぐりに企画部広報秘書室において議事概要を作成し、支部長に送付させていただいております。その折に回答ができる事項がある場合については、直ちにその旨を付記させていただいております。

なお、地域要望につきましては、直接市として考え方をお示しできるもの、また市を通じまして国や県などに対して要望させていただくものがありまして、それぞれ案件ごとに対応が違うというようにございまして、案件ごとに対応が決まり次第、各支部長に宛てまして、担当部署よりそれぞれ回答させていただいております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

そうすると、今の答弁からいくと、国なり県なり関係する事業については、あるいは市単独での事業の場合とそれぞれ報告するタイミングのずれがあるということですか、まちまちということではないんですか。

わかりました。まちまちということですね。

そこで、1点お尋ねします。我々、この本会議場で質疑なり質問なりのやりとりとは、大分雰囲気的な開きがあります。我々は、ここは戦場です。傍聴させていただいておって、やはりどうも要望の一方通行であって、昼生地区に関しての話です。どうも答弁のほうははっきりと具体的な、はっきり言うと、時期とか、いつまでにか、具体的な方向性がどうも感じ取れないと。

そこで、昼生地区の代表で自治会の支部長が3点ほど質問したんですが、じつと聞いている中で、その地区のやっぱり責任者ですのでね、代表質問するというのは、質問というか要望ですね。そこで言葉が使われたのが、私は鮮明に今でも覚えています。「工程表」という言葉を3度ぐらい使っていますね。この工程表というのは、私も後日確認したんですが、自治会長、支部長に、年度年度で、例えば3年かかるものだったら、1年目、2年目にここまで、3年目に仕上げだと、そういう意味で、具体的にきょう要望を出して、すぐに明快な回答をもらうという気持ちやなしに、先々、いつごろまでに我々の要望を聞いていただけるかという着地の点で残念だったと、そんなふうに私も聞いております。

それともう1つ、どこのコミュニティでもそうでしょうけど、コミュニティと共同主催だったと思うんですが、当昼生地区は、余り地区のことは言いたくないんですが、後ほどちょっと市長に答

弁をいただきますが、昼生地区コミュニティ便りというのが、これは月1回出します。それから、私の住んでいる下庄、福沢議員もそうですが、下庄の地区では下庄便りというのを月に1回出しています。この中に市長とのトークの記事がはっきり書いてあります。ということは、当日参加されていない方も全員が情報収集がですよ、どんな要望を出してもらったのかなということはすごく関心を持っていますので、そういった意味で早くて確な。だから、部署部署によって、各部長が責任持って企画へ、こういった形でという形の事業計画を持って行って、回答は速やかに、キャッチボールですから。ボールを受けたら返さんと、やっぱり物事は進みませんので、成立しませんので、その辺、市長、支部長が工程表まで出してくれと言うた、その思いですね。ひとつ市長の考え方でですね、いつまでにと。これは、そんなに長い、数カ月後の話でもないです。案件、事案によって違いますが、その辺の意気込みだけ、ちょっとお願いしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

宮村議員のご質問にお答えをいたします。

このキラまちトークは、直接的に意見交換をする、非常に有意義な機会であるというふうにご考えておきまして、今ご指摘いただきました8月9日開催の昼生地区でのご要望につきまして、これは本当に地域によって、あるいは団体によって大分その趣が違ってくるケースがあるんですが、当日、地域からいただきましたご要望のほとんどが、いわゆる県事業、あるいはJRに対するご要望ということが主でございました。したがって、私どもも、例えば県道の整備につきまして、従来より県当局と調整をいたしてまいるのがございます。これは、その県の事情とか、県の考え方とか、できる限り事前に調整もして、県の意向もしっかり把握させていただいて、各地域に臨ませていただいておりますので、その工程表を市自身が出すことは、それは全く難しいという中で、多分ご不満もあったかわかりません。しかしながら、地域の住民の皆さんが課題として捉えていただいております案件につきまして、ご当地の場合でありますと、県並びに鉄道事業者へしっかり伝えていくという思いをしっかりと受けとめて今後に生かしていきたいというふうに思っておりますし、その場で即決、あるいは対応できるような非常に軽微なものから、予算を伴ったり、いろいろな手続を踏んで、これは議会の皆さんに予算をご審議いただくようなケースもありますので、当然そういう行政上の手続を踏まえた上での可能な情報の提供や考え方の意見交換をさせていただくんですが、なかなかそこで全てをお答えすることには限界があるということをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、その地域の皆様方が思っていたお題に対して、市当局としても可能な限り善処していくという思い、あるいは重く受けとめて対応していくことは当然のごとくございまして、今後もご意見のご趣旨は踏まえた対応をさせていただきたいと、このように考えておるものでございます。

**○議長（小坂直親君）**

宮村議員。

**○16番（宮村和典君登壇）**

市長の答弁で可能な限りというようなことを今言われましたけど、細かいことは今のスタンスと

いか姿勢を考えていまして、細かいこと、4つの事業があったんですが、私、一度本会議で4つについては、ここで真剣に議論をさせていただきたいと思っています。なぜならば、教育長、そのときにおられたかどうか知りませんが、4つの課題というか要望は、そのうちの2つだけ申し上げます。

天災が人災に変わる事業施策が2つあります。それと、これは今年度、1年、2年に限った話じゃなくして、市長と語る会、トークでの要望は別にしまして、学校単位からの要望も教育委員長が見えますからお聞きになっておると思うんですが、昼生小学校から要望を毎年のように出している2つの事業なんです。だから、急に降ってわいた事業でない。天災が人災に変わるもの、人災になると、やはり亀山市、市当局としては、理事者側としてはほうっておけないんじゃないですか。そんな相手が県であろうと国であろうと、私は関係ないです。やっぱり亀山市は、亀山市の市民を守ってもらわないと困ると、これに尽きます。

それで、2つ目に入りますが、亀山市の協定の件なんです、亀山市は数多く、いろんな分野での協定を結んでいるかと思うんですが、何か協定が漏れているのが、大事なものが漏れてへんかなと、そんな思いで質問させていただくんですが、まず最初に、亀山市全体として協定を結んでいる数ですね、幾つあるのかと。その数と協定の意味ですね、どんな表現でも結構ですが、覚書と協定書の違いとか、ちょっと含めて簡単に説明していただけませんかでしょうか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、亀山市が締結をいたしております協定書の数でございます。全体で54ございます。そのうち、単独自治体との協定といったものが18でございます。それから、複数の自治体間の協定が9、各種団体との協定が15、各種企業等との協定が12となっております。

次に協定書と覚書の内容でございますけれども、まず協定書につきましては、複数の当事者が一定の事項について合意の上、取り決めた文書でございます。契約の一種と言えますけれども、普通の契約よりも、その合意の過程において、その代表者による交渉が行われて、かつ基本的事項を定める場合や大局的な立場で取り決めた事項を文書としておく場合に用いられまして、市にとって非常に重要な取り決めでございます。

一方、覚書につきましては、当事者間の合意内容を確認する場合もございまして、現在、また将来の紛争回避のために交わす文書で、例えば協定書を締結した場合に合意内容を確認するために、協定書に基づき作成する文書といったものが覚書というふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご説明どおり、協定というのは約束事であって、やはりこれは御破算にはできないという重みがあるもの、だから特に亀山市が協定を結んでいるのは、恐らくや時の市長が協定を結ぶ場合、時の市長がサインして、約束事の確認をしてもらっておるといふ重いものがあります。

そこで、全部で52と聞きましたが、52の中で災害防止協定的なもの、危機管理あたりの所管でどんな、数だけ、ちょっとまずお尋ねしたいと思います、52のうち。

(「54」の声あり)

○16番(宮村和典君登壇)

54。

○議長(小坂直親君)

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長(伊藤隆三君登壇)

災害時におけます応援協定の件数ということです。現在、災害におけます応援・支援協定は、32件となっております。

ちょっと内訳を申しますと、救援物資の提供や職員の派遣を中心とした自治体間の協定が13件、これは単独自治体とは2件でございます。それと、医療救護やライフライン等の応急復旧など支援協力に12件、それとその他生活物資の調達、復旧機材のレンタルや避難所の開設に関する協力など7件、計32件でございます。

○議長(小坂直親君)

宮村議員。

○16番(宮村和典君登壇)

ご説明の中では、一般論というか、当然ながら協定の中に織り込んでいけないと、協定というのはお互い同士ですのでね、応援に行く場合もあれば来てもらう場合もあると。そこで、来ていただく場合と、被災市と、亀山市が被災をこうむったときということでちょっと今からお尋ねしたいと思うんですが、直近に単独自治体と、岡山県の高梁市、これは瀬戸内よりずうっと北側にあります。それから青森県の五所川原市と、これは直近ですね。それで、私、この2カ所についてはちょっと評価したいんですが、先日、政府が南海トラフ地震発生の場合は、最悪を想定して38万人が亡くなる、そんな想定発表がされました。

南海トラフは、ご承知のように、東は千葉県、西は鹿児島県、1都1府16県、全部で18の都府県が被害にさらされると。岡山県の高梁はちょっと山手の奥のほうですよと、中国道に近いところなんですけど、ちょっとこのトラフは影響ないんじゃないかなあと私なりに考えるんですが、要は南海トラフが起こっても被害に遭わない五所川原とか高梁市と協定を結んでいるということは、被害をこうむっておったら、お互いに助け合いはできないわけですから、それはいいんじゃないかなと。

そこで、具体的にちょっと確認させていただきたいんですが、五所川原は、市長も全協でご説明がありました、それはそれでいいんですけど、当市は関宿を中心として文化財がすごく建ち並んでおります。そういった意味で協定の仕方というか、種類ということで協定を結んでいますけど、五所川原は、第3条の中に、幾つかあるんですけど、その中に応援の種類と、トーンがちょっと落ちるわけですね、大枠の中から、その中の1つに入る。

高梁市の場合は第2条で応援の種類ということで、協定の名称とか、大まかですうっと協定を結んでみえるんですけど、その中で伝統的建造物群の保存制度を含めて文化財の復興業務への支援と、この場合は専門職の支援が、一般人で人材の話、人確保の場合ですね、これで済むのかなあと。

それから文化財の一時避難の受け入れ、被害をこうむった場合、相手の、これは高梁市の場合、あす、仮に地震が発生したとして、文化財が壊れようとしていると、応援に来てもらったと。じゃ

あ、それを高梁市のほうへ受け入れしてもらうのに、格納の場所はもうできておるんですか、それ2つ目ね。

それから3つ目、ボランティアの派遣ってありますけど、ボランティアってもうそろってあるんやろうか、いざというときに。事故が起こったわとって、今から、じゃあ皆さん、ちょっと民間の方、お願いしますと、その辺ですね。

それから被災市の受け入れですね、そんな場所は、相手、高梁市さんはありますか。

その辺を簡単に、時間の関係がありますので、今の4点ほどをちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

高梁市の協定に関しまして、特にその高梁市との協定の中では、歴史や文化財等の内容を2条の応援の種類に上げ、協定をさせていただいております。一般の職員の派遣でありますとか、物的な支援というところも含めて記述はしてございますが、まず人材の派遣で文化財に限ったということの中では、東日本大震災においても茨城県桜川市でしたでしょうか、そこへ市の職員もちょっと派遣をさせていただいておりますので、こういうような特に文化財、歴史的な資源が被災された場合、うちのほうから派遣をさせていただいております。また、これは逆に、当市が被災した場合ですね、これに向けてもしていただくという形で確認をさせていただいております。

それと文化財なんかの受け入れ、または避難というところの中で、格納される場所そのものについては、ちょっと確認はさせていただいております、高梁市との間でですね。双方に可能な限り移動できる文化財について避難をするというような形で、場所まではちょっと確認はさせていただいておりますけれども、内容の確認はそれぞれでさせていただいております。

それとボランティアの派遣もうたわせていただいております中で、市と社会福祉協議会と連携をしながら、相手方が被災した場合は、社協とともにボランティアの確保をし、派遣をしていこうというふうに考えております。

それと被災者の受け入れにつきましても、東日本の震災で全国各地に避難をされてみえるところの中で、亀山市と高梁市との間でも、そういうどちらかが被災された場合、被災された方の受け入れをしようということで確認をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

重要文化財等、やっぱり建物の類の受け入れ場所は、まだ確認できていないというのが今の答弁の1点、それから人材確保、これは来ていただく場合も行く場合も全く一緒に、いざとなったときに、今、社協と市の職員の範囲しか話がなかったんですが、やはり日ごろから市民力とかいろんなことを言ってみるのであればですよ、もっと危機管理意識を全市民に周知して、もう既に募っておくと、いざというときはということで、ひとつ協定書が絵に描いた餅にならないように、あえてこれ以上は尋ねませんけれども、ひとつしっかりと中身の充実というんですか、これは仕上げておいていただかないと、せっかくの協定書が名はあっても実がないという形で、そうでないようにお

願いをしておきます。

最後にちょっと提案ですが、どうも冒頭に言いました、何か協定書、もうこれで完璧なんかなあと思ひながら、どっこい1つ、ちょっと探し求めました。恐らく市当局も考えてみえるかわかりませんが、もし考えてみえるんだったら、その辺もちょっとお答え願ひたい。

弱者避難場所ですね、体が不自由な方は、やっぱり優先しないといけないんですね。その人たちのための、亀山市内の弱者避難場所は既にあるのかどうか、この1点だけ、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

災害時要援護者と地域防災計画のほうにうたわせていただいております。この方らの避難所としての福祉避難所でございますけれども、現在あるのかということでございますが、災害時要援護者の避難につきましては、亀山市地域防災計画において避難所での生活が困難な方々に対して介護者を確保できる避難所、老人福祉施設への一時収容の要請などの計画があり、福祉避難所の確保を検討することとしております。

まず福祉避難所の設置については、福祉避難所としての機能を有した公共施設を優先的に指定しながら、これらの施設に収容できない場合を想定し、老人福祉施設等へ支援をお願いしていきたいというふうに考えております。施設の管理者の方々に趣旨をご理解いただきまして、支援協定を前提に今後の協議も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

既に弱者福祉避難場所というんですか、そういう表現だったんですが、今考えている最中だと、これはいい感覚を持ち合わせたなあと思つて。やはり施設にも限度、数にも面積次第で限度がありますので、とりあえず市内の養護老人施設、特養を初めとした、結構大きな施設が何か所かありますので、ひとつ早速協定、そんな1カ月もかからないと思ひますよ、その気になったら。だから、趣旨をよく理解していただいて、ひとつ協定書を結んでいただくように要望をいたしておきます。

それでは、3つ目の地域公共交通について。

まず、私の感じたことから少し話をさせていただきますと、私が議員になる一、二年前の話ですから、どうでしょうか、14年前の話ですけれども、バスの再編という形で実験バスという名のもとに、先輩議員が見えるから先輩議員に失礼にならないような言い方をしますが、どうも走っているのを見ていましたら、306号という国道があるんですが、その辺を走っておるんですね。民家がないところに実験バスを走らせて、果たしてほんまに、現在の市長ではないですけどね、当時、あれっと思つておったんですが、案の定、やっぱり全然うまくいっていない。これは地区名を出しますが、空白地帯の2地区が306号線沿いに現在も存在しています。管内とか樺野かな、そんなところ、そんな乗ることないですわね。そんな、これはテストだったかなあと思ひながら、そして何だかんだ言っていると、昼生の場合、ちょっと例に出しますが、営業バスで鈴鹿市と亀山市と協定を結んでおつて、ある日、突然青天のへきれきです。服部議員も質問を本会議場でしました。数カ月前に鈴鹿市から一方的に締結を切られたと、走らなくなりました。東に向かつての回生病院

とか中央病院へは行けなくなりました。大概でした。私も先輩議員が1人、私の地元でおられましたけど、先輩議員が苦情を毎日、何十件とあったと、何やバス切られるんかと、走らへんのかと。

それで、その後、経緯を申し上げますと、地域公共交通会議というのは産業建設部だったのかな、当時、それで、私は第1回から傍聴でその会議に臨んでまいりました。そして、いざ走るとなったら、またこれも大概、どうしても地元中心の議員にはなりたくないんですけど、事毎日の生活に関することはつつい血が騒ぎますもんでね。それで、何やここ走るのかなあ、昼生地区だけでも走っていないところでも走るように、結果応援してもらったんですが大変でした。

それで、結果、現在走っているのが、いろんな問題点は後でお尋ねしますが、やっぱり下庄から昼生から亀山市内へ着くのに1時間近くかかるんですよ、バスに乗ってから。福沢議員も試しに乗っていますわ。私も何度か乗りました、市役所へ来るのに。そんな40分も50分かかって、時は金なりとって、そんなもの乗れませんね。

だから、今から提案もしますが、そういった問題点がある中で、きょう、このときをおいて一般質問ができないんじゃないかな、はっきりちょっと厳しいことを言うかもわかりませんが、担当の国分部長、年齢的に円満な形で、恐らく近い将来にということはおわさに聞いています。ひとつ溶融炉の長寿化の話もありますが、あなたにとっては最後の仕上げと思ってしっかりと、ただし、あんなだけの責任じゃないもんで、ここに面々と座ってみえる皆さん方の協力があっての話ですから、決して難しい提案はしませんので、素直に感じ取っていただいて、施策に生かしてもらえるかと思いますが、ちょっと余談になりましたが、冒頭にちょっと挨拶代わりに申し上げましたが、そこでまとめて答弁してもらったら結構ですわ。現在の路線の種類、簡単で結構です、営業路線とかね。それから年間の費用、それから現在、アンケートをとってみえると思うんですが、満足度で、不満度が多いはずですわね、ほとんどそうじゃないですかね。そのうちの2つ、3つぐらい上げてもらったら結構ですので、これ3つまとめて、まずちょっとご答弁を願いたい。

#### ○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

#### ○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず路線の種類でございますが、現在、市内には三重交通が運行いたします営業路線が2路線、それから三重交通が廃止した路線を沿線自治体でかわりに運行いたします廃止代替路線が2路線、市が路線経路や料金などの運行計画を策定いたし、運行するコミュニティ系路線が8路線運行いたしております。これらの路線は、あらかじめ決められたバス停経路、運行時刻に沿って運行いたします定時定路線運行となっているところでございます。

便数でございますが、営業路線が最も多く、1日当たり26便から29便、次いで廃止代替路線が16便から19便、コミュニティ系路線が3便から12便で運行いたしております。このような定時定路線運行以外に、3人以上のグループで予約をいただければ、平日の9時から15時の間で、市内の各コミュニティセンターや公民館などから総合保健福祉センターまで運行する事前予約制施設送迎サービスが1台の車両で運行いたしているところでございます。

この利用状況でございますが、平成23年度の実績におきまして、営業路線が1便当たり平均10.1人、廃止代替路線が4.9人、コミュニティ系路線が5.3人となっております。事前予約制施設送迎サービスの利用状況は、1日当たり1.2回、1便当たり4人というような形となって

ございます。

それから費用につきましては、平成24年度の予算といたしまして、バス事業で1億1,284万9,000円、それから23年度の決算額といたしましては1億964万3,000円となっているところでございます。

それから、最後に市民の満足度というところでございますが、平成23年3月に実施いたしました亀山市総合計画後期基本計画策定のための市民アンケート調査では、市内18歳以上の市民2,000人を対象に実施した結果、「バスが便利であるか」という質問に対しまして、「余り便利と思わない」「便利と思わない」の回答を合わせますと74.9%となっておりまして、バスを便利と思わない方のほうが圧倒的に多いという形となっております。

また、さらに、本年3月に市内全域の15歳以上の市民5,000人を対象に実施いたしました公共交通に係るアンケート調査結果によりますと、ふだん外出する際の移動環境に対する満足度に関しまして、満足、やや満足が30.9%、不満、やや不満が27%、どちらとも言えないが34%となっているところでございます。また、不満を感じている内容といたしましては、バスの運行本数が少ない、バス停が遠い、バスが走っていない、運行路線が不満、乗り継ぎが悪いというような内容となっているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

宮村議員。

#### ○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁、ありがとうございました。

まずアンケート、市民満足からいくと、角度は違えどもアンケートの結果は、7割の方は不満足というのが現実の姿であるというのが1つですね。

それと事業費、税金を投入しているというのは、これタクシー代を入れますと1億4,000万ほどいくかと思うんですね。前年度も24年度の予算も1億1,000万と、3,000万はタクシー代だと思うんですね。要は、毎年1億4,000万使っているということ。どんなアンケートをされておるのか知りませんが、乗り心地がいいのか、不便なのか、便がいいとか、その程度のアンケートなのか、一番大事なのは、いいこと悪いこと、やっぱりみんなが共有しないと、楽しいこともつらいことも共有しないと、理解のもとにですよ。そういった面でいくと、果たしてこの1億4,000万、毎年投入しているのは、これ市民全員の方、果たして何人知ってみえるのかなあと。これ、すごい金額ですよ。金額だけ言っているわけじゃないんですが、市長にも地域交通の再編事業はということで、前から私もお聞きしたりはしていますので。

次に4番目に、満足度はよくないということですね。それで、現在の施策と次の施策への転換を図る時期ではないかなあとということで、まず現在は、言葉でいうときれいごとなんですが、利便性とか何だかんだ言いますが、要は社会生活をするに当たって車を利用しないとどうも困るんだと。だから、交通弱者の満足ではないけれども、救済だけが現状の姿だと、きついこと言いますと。

じゃあ、さらに次なる施策への展開は、この交通弱者の方を守るのは当然、効果的、効率的、そして市民満足度が得られる施策を展開する時期が来ているんじゃないかなと、そんな思いがするんですが、総合計画の後期基本計画も24年度、ことしからスタートしているんですが、3年間、第1次実施計画では金額は1億1,300万でしたか、その金額がトータルで並べてあるだけです。

ね。ただ、市民の満足度に沿えるような研究して方向を打ち出すと、そういうスタンス軸に24年度はなっていますので、ひとつ26年って、そんな2年も先待たずに、先ほども言いましたけど、ひとつこの辺ではじめをつけていただきたいと。

これはいい話ですよ。便利はより向上して、空白地帯をなくすると。便利はよくなって、税金投入の金額は減るんだと、市民満足度は十分期待できるんですよと、そんなことをちょっと考えておるんですが、今現在の施策ですね、どういう形で進めている現時点なのか、現時点の考え方だけお尋ねしたいです。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現時点の取り組みでございますが、昨年度、デマンド交通についての先進地調査を行うなどいたしまして、新しい運行の仕組みづくりについて研究をしておりますが、その後、市全体の公共交通のあり方について総合的に再整理をするということといたしまして、本年1月から平成24年度中の策定を目指しまして、亀山市の総合的な地域公共交通計画の策定に取り組んでいるところでございます。

計画の内容でございますが、1つに市が提供するサービスの目的、対象、水準の再整理、次に鉄道、バス、タクシーなどの多様な交通資源の連携した体系づくり、また市民ニーズ、特に地域の移動困難者の状況を把握した運行体系の再整理、バス運行だけでなく新しい運行の仕組みの検討、地域ごとの運行計画の策定、また利用促進計画などを整理しているところでございます。

さらに、本年3月に実施いたしました市民アンケート調査に引き続き、本年度にはバス利用状況調査や地域懇談会を開催するなどして策定調査をしております。今後、これまでの調査結果から、亀山市におけます地域公共交通の課題を整理して、デマンド交通など新しい運行の仕組みを取り入れることも検討も含め、より効果的、効率的な運行を目指した計画の策定に取り組んでまいりたいというところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

先ほどの答弁の中で、1つだけちょっと気になったことがあるんですが、これも厳しい言い方をしますが、やはりお互いに痛みは同じように分かち合うことも大事やと、冒頭に言いましたけど、先ほど利用促進を図るって。そんなね、乗ってくださいよ、タクシーとでトータルですけど、1億4,000万の税金を投入しておって、言うて悪いですけども、平均的な乗車数も、以前から私が聞いている限りは、1台当たり5人平均だと。5人乗ったって赤字なんですね、はっきり言うて。だから、そういう何人でも少人数に決まっています。たまに見かけて腹が立つのは、皆さん、そう思いませんか。バスが走っておって、1人しか乗っていないケースも見受けられるでしょう。所管が違うから、あそこやと、ほうたらかしにするんですか。それでは困りますよ。

そういった意味で、利用の促進を図る必要は、僕はないと思いますよ。何にも市民に失礼なことはいわぬ、今から申し上げますけれども、だから、先ほど現在のバス路線は定時定路線と、地元が決まった時間に、決まったルートしか、路線しかバスは走りませんよ。時間帯も本数もダイヤ

の数もいろいろ、公共交通機関との接続も結構時間待たないかんというて、それは全部が一遍に解決しようと思ったら、これは難しいですわ。

そこで、先ほど部長の答弁でデマンド交通という言葉が出ました。デマンドとは、私なりに解釈すると要求、要望ですね、需要、デマンド交通というのは、要求、要望どおりに決められた場所へ決められた時間に、玄関先とは言いませんけれども、比較的近いところまでお助けしますよ、足の便ですよ、これがデマンド交通なんですわ。

そこで、我が会派市民クラブは、8月7日だったと思うんですが、4名で地域公共交通機関の取り組み研究で行政視察に行っていました。行った場所は、岐阜県の可児市です。地域性がいろいろありますが、人口からいきますと、亀山の約倍です、10万人と少しです。

そこで、いつもあなた方が言っている費用対効果というのは殺し文句というか、いつも答弁では簡単にその表現を使うけど、僕はそれは真っ平御免だと一度申し上げたことがあるんですが、今回、私のほうから経費対効果という表現で、ぜひともこんな効果があるんですよと。

まず、デマンド交通と亀山市でいうところの「さわやか号」、中心部の循環バスと併用して走っています。それから、当地区は白川とか加太あたりへ行きますと通学用がありますから、もう1つ通学用のそういう福祉バスのようなものも取り入れて、3つぐらいの形態が必要になるのかなと思うんですが、それは十二分に検討していただく余地があるかと思うんですが、要は不便をかけずに経費対効果ですね。まず、金の問題が一番早いかと思いますが、可児市は、年間の事業費が60%減額ですわ、減りましたと、6割ですよ。6割減って、事業費が5,300万ですわ、1年間の。それで、5,300万で6割減ったんですから、これ逆算すると、亀山の現在投入している事業費と一緒にですよ。副市長、そうなりますわ。

タクシー代入れたら、1億二、三千万いきますね。だから、何も勞せずして、知恵は何ぼ使ったって損しません。まず知恵を絞ってもらって、部長も先進地へ視察に行っている。デマンド交通のことはもう出ていますので十二分に研究されていると思うんですが、そういった形で、デマンド交通は電話で予約バスと、実はバスじゃなくしてタクシーですのですね。4人乗りというか、5人乗り、今の事前送迎バスというんですかな、それによく似たものですから。要は、タクシーとバスと併用して走らさんと、だから、これ一回試してみてください。それこそ実験タクシーを一回走らすことは可能だと思いますよ。それによって、先ほど言いました、当市も恐らく走らすと、細かいところはもう時間がないから言いませんが、オペレーターとか、そんなんは全部タクシー会社と委託契約して、お任せの状態で、これも協定を結んでの話ですから、そういった意味でヒントを与えましたので。

それで、最後に我が会派として取りまとめたのは、低廉なコストで乗客をふやすと、便の数が2倍になっていますので。便の数が2倍になるというのは、イコールといきませんが、乗る人も倍になったと、そういう考え方でいい。それで、小回りのきくバス運行、タクシーですね。究極は、予約がなければ走らない、当たり前ですね。そんな利用促進なんかもってのほかですよ。乗らないところへ走らす必要はないんですよ。そうしたら、このタクシーを走らせることによってカバーできますよ。

あといろいろあるんですが、最後に、免許の保有者が高齢を迎え、私もそうなんですが、公共交通機関への利用を考えたときに、いろんな中心部と結ぶ、停留所も多く設置ができるとか、あるい

は経費も大きく削減できるとか、要は地域密着型のタクシー利用の予約バスの導入を十分検討していただきたい。

最後に、市長はいつも言うておられます、これこそまさに市民の暮らしの向上と、よく言ってみえますが、やはり毎日空気を吸って、物を食べて、市内で交流を図るために、やっぱり健康のためにも出会いが大事ですから、いろんな形でこの施策をぜひとも取り入れてくださいとはちょっと言いにくいですので、研究していただいて、私がここで今議論させていただいておるのがまさにそのとおりであれば大喝采と、こういうような思いがしますので、ひとつ最後に市長、市長も交通再編の辺で……。

(「もう時間がない」の声あり)

○16番(宮村和典君登壇)

時間がないね。じゃあ、いろいろと申し上げましたが、ひとつ私の意味のあるところをよろしくご理解していただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長(小坂直親君)

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 2時53分 休憩)

---

(午後 3時04分 再開)

○議長(小坂直親君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番(伊藤彦太郎君登壇)

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、民間保育所整備事業についてということと関ロッジ・道の駅の指定管理者選定についてという2点について質問させていただきます。

まず、民間保育所整備事業についてです。これについては、6月議会でも宮崎議員が一般質問で取り上げられ、その後の教育民生委員会でも多くの議員さんが質問されていました。

まず、この6月15日に事業者が決定したということですが、この事業者決定に至るまでの経緯についてご説明願います。

○議長(小坂直親君)

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長(山崎裕康君登壇)

6月15日の事業者決定に至るまでの経緯でございますが、日を追って説明をさせていただきます。

まず、募集要項等の配付を開始いたしましたのが4月12日です。それから、それに伴う説明会を4月20日に実施しております。そして質問書受け付け期間といたしまして、4月23日から27日までを当てております。そして、申込書の提出期間を5月14日から18日と設定をいたしま

した。そして、その選定委員会の諮問が5月21日、それから書類審査として5月24日、ヒアリング審査といたしまして6月5日に委員会を開催いただいております。そして選定委員会の答申が6月13日に市長宛てに提出されまして、結果の通知を6月15日に行った次第でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの内容は、6月議会の教育民生委員会に提出された資料にある、整備事業者予定決定者までの経過のとおりだなあというふうなことを確認させていただきました。

そんな中で、この今回の募集に当たって市が事業者に要求した仕様とそれに対する応募者からの提案内容ということで、今回、事業者に要求した仕様の中で、特に従来の保育所で実現されている以上の特筆すべきような項目があったのかどうか。そして、その点も含めまして、事業者からの提案内容が現実2事業者だったということですから、この2事業者ともに、市の視点から見て市が要求するだけの基準を満たしていたのかどうか、その点について確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、市が事業者に求めたこととございますが、亀山市民間保育所整備事業社会福祉法人募集要項におきまして、応募資格、施設の条件、施設整備の基準、それから運営の条件等を提示しまして、施設整備の動機・経営理念等経営の適格性が9項目及び用地設置場所等施設の状況3項目を選考基準として提示をいたしました。

保育内容につきましては、保育所保育指針を基本としまして、保育課程・指導計画を作成、実施する通常保育のほか、特別保育事業といたしまして、延長保育、一時預かり保育、休日保育を行うこと、またその他、地域及び保護者のニーズに応じて特別保育事業の実施を考慮することと、それから地域に開かれた社会資源として保育所が有する専門的機能を地域の子育て家庭のために活用すること、例えば保育相談とか育児講座、情報提供、入所児童との交流等とございますが、これらを条件としまして、亀山市の保育事業の一翼を担う認可保育園であることを十分理解して、市が行う保育行政に積極的に協力できることを条件といたしましたものでございます。

これらの基準に基づきまして提出された提案書につきましては、各事業者とも選定委員会の書類審査を通過いたしまして、ヒアリング審査を受けられたところでございます。基準は満たしているということとございました。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どういうふうな項目を市として要求して、どういうふうなことで上がってきたかという大体の様子は確認させていただきました。

それでは、次の項目なんですけれども、今回の決定の根拠ということで通告しておりますけれど

も、選定委員会の答申を受けて決定に至るということだと思いますけれども、先ほどの経緯の中でもその辺の話が出ておりました。これが選定委員会に決定に対してまでの権限があるのか、その答申を受けて市が決定するのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

事業者の決定方法でございますが、選定委員会が事業者から提出をされました提案書について、募集要項において提示されました応募資格、施設の条件、施設整備の基準、運営の基準等に基づいて、施設整備の動機・経営理念等経営の適格性9項目及び用地設置場所等施設の状況3項目を選考基準として書類審査及びヒアリング審査を実施して、市長に答申があったものでございます。これを受けまして、市として決定をいたした次第でございます。

選考委員会につきましては、市長に答申をいただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

当然この選考委員会ではなくて、決定するのは市であり、市長である、これは当然のことだと思います。

それでは、その上でお聞きしたいと思います。

この選定委員会でのこの評価の結果ですね、これは確かに市の決定においても大きな1つのものとなって来る、これは間違いないと思います、そのための答申ですから。

そんな中で選考委員会が行った評価、この評価項目の中で運営の適格性についてという大項目がありまして、その中に地域活動等という中項目があって、その中でこういう項目があります。保育所の設置運営に当たって地域住民への説明がなされているか、また意見、要望等があった場合、対応し、解決する見込みであるか、という内容の評価項目があります、この評価項目について、これだけじゃないですけども、5人の委員さんがその都度の配点を持って行うわけですけども、この評価項目については3点の配点ということで、5人の委員さんが配点することによって、五三、十五の15点、15点満点ですね。今回、選定された事業者さんは12点というふうに、非常に高い得点をとっています。

ただ、この項目、地域住民への説明がなされているかという点につきましては、これは地元説明が行われたのが地元の方によりますと、6月30日になっておるんですね。このヒアリングが行われたというのは6月5日ですね。これ、明らかにこの配点を行う時点、評価を行う時点においては地元説明が行われていないんですよ。それであるのに、なぜこの12点という高い得点が得られるのか。

ちなみに、今回辞退されたという事業者さんは、このことについては15点満点中の7点という、これは逆に非常に低い点数がつけられておるわけですね。逆に地元説明会すら行っていない事業者が高得点を出せるという、この評価について、またこの片方の業者が半分にも満たない点数、こんな話で、これは一体なぜなのかというふうに疑問に思うわけなんですけれども、この地元説明会をまだ行っていないような、この事業者が非常に高い得点を得られているということ、これ選定委員

さんは、本当にこの地元説明会が行われていないということを認識しておられたのでしょうか。というよりも、市自体がこの地元説明会が行われていないということ、これを認識しておられたのでしょうか、その点をちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この事業につきましては事業者の事業でありまして、その事業に対しまして市が助成をするということでございます。したがって、地元自治会、それから地域住民の皆さん等への理解につきましては、事業者のほうで理解が得られるよう努力する必要があるというふうになることとなります。

なお、この調整内容につきましては、各事業者から提案書におきまして説明をされておきまして、地元の代表の方に説明があったということで、選定委員会もそのように確認をしておりますし、私どももそのように理解をしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

たしかそういう話でしたね、教育民生委員会においては自治会長さんには説明したと。そういう話ではないと思うんですよ。あくまでも、これ項目に書いてある内容は、地域住民への説明がなされているか、これはどう考えても地域住民全員に対する説明ですよ。1人でも地域住民への説明が行われていたらオーケーですとか、自治会長さんに説明がされていたらオーケーですなんていうふうなことではないですよ、こんな普通。

ましてや、この建設ともなれば近隣の方の承諾も必要ですよ、こんな。となると、やはりそういう意味では地元の方の理解がなければ、絶対にこんな進む話ではないんです。しかも、これ事業者がやることだからと、事業者に対して補助を行う以上は、やはり市にとってもそれだけの責任があるはずですよ。それを事業者が行うことだからと、それは事業者がやるべきことだ。確かに事業者が同意を得るのは、これは当然やと思いますけれども、それが本当に行われているのかどうかというのを、そしてこの書類審査とか、この時点で市としてはその確認が行われているのか。そのことを自治会長さんとやるんやったら、自治会長さんに確認をすべきではなかったんでしょうかね。

やはりこれは、市がその確認を行っていなかったというのは1つの大きなミスだと思います。その点についてはどうお考えですか。市としては全く問題がなかったとお考えですか、この要件について。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この事業の実施に当たりましては、地元の方のご理解、これは大変重要でございます。理解をいただかないことには前には進めない、そういった事業でもあろうと思います。ただ、同意がどの程度必要なのか、そういったところは精査する必要があるかと思いますが、書類審査の時点で自治会長への説明ということで終わっておりますので、その時点で住民、地域の皆さんすべてに説明を

するべきであろうかというご意見でございますが、この辺につきましては、自治会の内部で決定をされて進められたことございまして、市が積極的にその辺はお願いするといえますか、全員への周知を依頼したということではございません。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

はっきり言って自治会の問題であって、市がそれに関与する必要はないとか、何かそんな感じだと思いますけれども、自治会が地域全てを代表しているかといったら、そんなことはないはずですよ。もちろん、自治会長さんの権限というのは、法的に別にあるわけじゃないですけども、非常に大きいというのは私は思っております。しかし、自治会の地域の住民の方に対する、もちろん自治会長さんも説明されるかもわかりません。でも、この時点で地域の説明会とか、地域の方が実際に知らなかったという声が上がっておるんですよ、30日になるまで。そのような状況がやっぱり発生する、発生しないとは限らないわけですよ。自治会長さんの承諾を得たということじゃなくて、やはり自治会長さんに対して、あるいは私は地域の方の意向を確認していただきたいと、そういうふうにそこまで言うべきやったと思います。

もう1つ、今回、教育民生委員会に提示された資料の中では、20台の職員駐車場というのが提案されています。この駐車場と設定している土地なんですけれども、私も現地を見させていただきました。確かに30台程度の駐車スペースがあったと思います。ただ、ここに複数の店舗のテナントが入居されておりまして、当然その店舗のお客さんや店員の方もとめられると思うんですよ。その辺の店舗の方々の話というのは、この時点でどこまで進んでいたのか。30台ぐらいの中の20台がとめられてしまうということになれば、もう残り10台ぐらいですよ、4ぐらいの店舗でしたからね。これ、お客さんがどうだったらとかと言っていたら、とてもやないけど、こんな承諾なんか得られやんと思うんですけどね。その点なんですけれども、当然この事業計画案として、先ほども言われましたね、用地に対する設置場所、これは仕様として提出させたと。当然この場所という意味で、この駐車場の場所も含めて提案されたと思いますけれども、ここを確保できるという見込みがある、当然その上でやと思いますけれども、この審査を行われる時点で、この駐車場の所有者の方なり、その辺の利用者の方なり、この辺の内諾を得られていたのかどうか、その辺、市としてどう認識されていたのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この事業に伴います駐車場でございますが、駐車場につきましては、申込書の書類の中で明記されておりました。したがって、選定委員会もその辺を審査いたしまして、答申の中では、提案書で確保するとされている駐車場だけでなく、別途駐車場を確保するなどの具体的な対策を講じることとして、見直すよう附帯意見が出されたところでございます。その旨はその法人にも伝えておりましたので、ご指摘のございました駐車場につきましては、別の場所で確保できないか、そういったことに努められているというふうに聞いております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうことじゃなくて、その時点で確保できるという確証があったのかなかったのかです。もう確証がないと、ここの時点でこの駐車場の計画が問題があるというふうに、その選定委員さんはもう指摘されておったわけですか。その点、どうなんですか。借りられるかどうかわからん土地を、ここを駐車場として設定していた、これを認識していたんかどうかです、市と選定委員さん。それを提示していたかどうか、その点をお聞きしたいんですけども。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご指摘の駐車場につきましては、保育所ができたときの職員の駐車場として計画がなされておったわけでございます。その場所につきましては、先ほども申しましたように、選定委員会の委員さんも少し問題意識を持たれまして、ただいまご説明させていただきましたような附帯意見がつけられたわけでございます。その結果といいますか、別の場所に確保できないかということで、事業者のほうも確保に努められているというふうに聞いております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

済みません、何回言ってもわかっていただけないようなんですけども、確保できるかどうかというのがわかっていたかどうかなんです。この土地の所有者の方から、いまだにここを使わせてもらえやんかというような話がないという話すら聞こえてきております、まだこの期に至ってですよ。当然、この話を計画案として出すんやったら、その所有者の方に、こういうふうな計画があるんで、もし、これうちらが民間としてやらせてもらおうとしたら、補助決定したら、ここを貸してもらえんやろうかということをその所有者の方に当然言っているべきですよ。いまだにないと言われるんですよ、話が。こんな話、正直これ、先ほど仕様の話をしましたけれども、これは、はっきり言って計画の不備ですよ。仕様の不備ですよ、これ。だから、どう考えても、これは選定委員会云々とか言うているんですけども、そこの土俵にのることすらおかしいですよ。

午前中の質問の中で、ちょっと別件で入札の話がありました。入札、これ無効になった。副市長から、市としては、どんな業者さんであっても市の要求したものを満たしていなかったら、これは無効になる、そのとおりですよ、厳正な対処をします。やはりこれは、この状況を考えれば、明らかにこの整備計画というのは、やはり不適切であったと言わざるを得ないし、その状況を知りながら、これを放置した市の責任というのは重大だと思えます。

やはりこれらの状況を考えれば、今回のこの補助金の交付決定、これは取り消して、もう一度これ一から、この民間保育所整備事業というものをやり直すべきだと私は思いますけれども、市長、この状況をもって、この点につきましてどうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のお尋ねでございます。幾つか今の選定の過程で、今、現実に起こっておる差異の部分についてご指摘をちょうだいいたしました。今回、この事業自体は、3月議会でご議論いただいて、本年度、24年度からスタートさせていただきました。先ほど選定のプロセスにつきましては、亀山市といたしましても初めての公募の作業でございますので、その公正な選定のプロセスにつきましては、細心の最大の留意を図りながら、この事務を進めさせていただいてまいったところがございます。

いずれにいたしましても、民間保育所整備事業につきましては、社会福祉法人の民間保育所創設に対しまして施設整備の一部を助成すると、それが子育て支援の本市の待機児童解消につながると、こういう目的を持つものでございます。

現在、地権者の皆様方、あるいは地域の皆様方の合意に向けて事業予定者の法人が努力をいただいておりますというふうに認識をいたしておるものでございますけれども、いずれにいたしましても、当初の目的を達成するために、この社会福祉法人は、事業の主体者として誠意を持った協議や対応を積み重ねていっていただく必要があるかと思っておりますし、この保育所が地域の皆様方のコンセンサスを経て順調に、さまざまなプロセスがございますので、施設の整備につきましては、法的なもの、あるいはそういうコンセンサスの問題、さまざまな案件がございますけれども、当初の目的を達成するよう私どもは見守っていきたいと思っておりますし……。

(発言する者あり)

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう思いを持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

要は、そのつもりはないというようなことだとは思いますが、やはりこれは、先ほどもその目的があって保育所の整備をせないかと、それに対して誠実にやってもらえる事業者さんだということでもありますけれども、当然目的としては、別に私もそれを否定するものではありません。保育所は今必要だろうと思っておりますし、それに対してこの事業者さんが別に不適合かどうかはわかりません。ただ、どれだけすばらしい事業者さんであっても、やはりそれをするための整備計画ですね。今、問題になっているのは、これ土地とか、その辺なのでハードのほうでありますけれども、それであっても、その計画自体がやはり命なんですわ。それをどれだけすばらしい業者さんであっても、そこでミスがあれば、やはりそれはしかるべき厳正なる対処の対象になってくるということです。よく入試問題で、どれだけ勉強ができる子でも、テストで名前を書き忘れたら0点になるとか、ようこんな話がありました。まさに、これは名前を書き忘れたのと一緒ですよ、こんな。もしかしたら、軽いミスかもわからない。ただ、やっぱり一番大事なその地元の方との合意、その辺に対して、これは正直誠実に動いておられたとは私は思えないです。だって知らなかったと言われるんですよ、地元の方が。その駐車場の所有者の方も、こんなもん初めて聞いたと。やはりそんな進め方をしているようなこと、これは重大なミスですよ。それを市も知っていながら、これは保育のプロであるかもしれませんが、行政のそういう手続に関しては、やっぱり素人ですよ。そういった方がやってこられたこと、一生懸命やられる、誠実にやられようとしておられるかもしれな

いけれども、やはりこれは行政の事業の補助対象のやり方としてはまずいという、その判断をすべきだったと、私はそう思っております。それに対して市長としては、今回、この交付決定の取り消しとかということをするべきやと思いますけれども、本当にこれ交付決定は続けるのかどうか、やり直す気はないのかどうか、その点、もう一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘は、今、この時点でこれこれこういう問題が生じておって、それについて交付決定を取り消せと、こういうご趣旨であろうというふうに今拝聴いたしました。今回、民間の公募をかけて、社会福祉法人を選定して、当初の目的を達成するというこの事業、これは本当に適正な選定のプロセス、あるいはその事務作業のプロセスにつきまして、行政として最大限の力を注いでまいったものでございます。

現在まで、当然さまざまな課題があろうかと思っておりますけれども、誠意を持って事業者がその解決に向けてご努力をいただく、その積み重ねの中で、現在、整備、完遂に向けて進めていただいておりますというふうに理解をいたしております、ぜひこの事業をしっかりと達成をいただくよう期待をいたしたいと思っております。

したがいまして、この時点で、おっしゃられる、その助成を取り消せということにつきましては、現時点で考えておりません。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

交付決定の取り消しはないということです。そういうことでありますが、私も、ああそうですかというふうなつもりもありませんし、やはりこれは明らかに私は不適切な整備計画であったと思えますし、交付決定も不適切であったと思っております。これで引き下がるつもりはありませんので、そのことだけを申し上げて、次の質問に移りたいと思っております。

次に、関ロジック・道の駅の指定管理者の選定について通告させていただいております。

これについては、現在、募集を締め切って、近くヒアリングを行われるという、こんな話でした。このヒアリングなんですけれども、これは公開されるのかどうか、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

指定管理者の選定委員会につきましては、企画部のほうが庶務を担当しておるというようなことございまして、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングにつきましては、亀山市審議会等の会議の傍聴に関する規程及び亀山市情報公開条例の規定により、傍聴はできないものというふうに考えております。

理由でございますが、具体的には、先ほど言いました傍聴に関する規程では、第2条において傍

聴することができる会議の基準といたしまして、会議は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、傍聴することができるというふうに規程されておまして、除外規程として、同条第1号では、情報公開条例の第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項についてということで、調停、審査、諮問、調査等を行う場合と規程しておまして、この中の審査に当たるというふうに考えております。

また、情報公開条例の第7条第3号では、公にすることにより当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものと規定をしておまして、また同条第5号では、率直な意見の交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと規定していることから、当該選定委員会については、傍聴はできないというふうに解しております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の難しい話ですね。その辺、いろいろ聞き取りの中では知的財産権とかもありますんやわという話でありました。確かに民間の業者さんからの聞き取り、当然技術的、今回、技術と関係するのかわかりませんが、いろいろなノウハウがあるでしょうし、ただ、これは実際に採用されると、当然明らかになるんですね。ある程度、自分らの提案するアイデアですね。アイデア自体も、できれば採用されやんのやったら漏らしたくないという、そういうふうな気持ちもある、それもわかります。ただ、逆に言えば、このアイデアが本当に、何でこのアイデアが負けたんやとか、採用されなかった場合、それぐらいの思いで公募の業者さんが来ているんじゃないのかなと思うんですね。そういう意味では、確かにそういう事業者さんの知られたくない部分というのがあるかわかりませんが、逆に、この選考は公にしてほしいという気持ちも出てくると思うんです。そういう意味では、事業者の許可というのが得られれば、やはりこれは公開してもいいのではないのかと思いますけれども、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

指定管理者の公募要領におきまして、結果の公表の中で公文書開示請求の対象となる情報というようなことが書かれております。応募書類を含む全ての関係書類ということでございまして、この部分につきましては、先ほど議員が申されたとおり、当該応募者に意見を求めた上で公開可能な範囲において公開するというので、具体的には了解が得られたら情報公開の対象として公開するというのでございますので、議員が申されたとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺ですね、確かに情報公開の対象ということで、私も別の情報公開でとったときに、その話をちょっと聞かされておったんですけども、ただ、あくまでもその事業者の提案内容だけなんです。今回、その事業者の提案内容と同時に、その事業者の提案内容に対してその選定委員さんがどういうふうな反応をしたかと。それに対する、例えば質問とかに対して事業者さんがどういうふ

うな受け答えされたかとか、やはりそういうふうなのも非常に気になるというか、知りたい、そういうふうに思うわけですね。

やはりそういった議事録、準議事録ぐらいのものは情報公開ですんなり、情報公開をしなくても、ある程度事業者さんの了解が得られれば、やっぱり議事録のような形で出してもらってもいいんじゃないのかなあとと思いますけれども、その辺は、あくまでも情報公開という形をとらなければ出ないのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

まず、先ほど私が言いましたのは応募書類ということでございまして、先ほどのプレゼンテーション、指定管理者選定委員会における会議録等の公開ということでのご質問だと思いますけど、これは先ほど言いましたとおり、情報公開条例第7条3号の公にすることにより、当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものというふうなこと、それからもう1つは、委員においては率直な意見の交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれというような規定をしておることがありますので、この部分については非公開というふうな考え方でございます。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤議員。

**○11番（伊藤彦太郎君登壇）**

この話がほとんど情報公開の話になっていってしまっておるような気がするんですけども、ただですね、やはりその辺で、先ほど不当な話とか、その辺が出ていましたけれども、その選定委員さんの自由な意見が出せるとか、その辺の話は、その委員さんの許可も含めて、もうちょっとこの情報公開、傍聴規程、この辺を見直していただくべきではないのかなと思います。

先ほどの民間保育所の話も、私は別の話で言わせてもらいましたけれども、当初、その選定委員会というのがほんまにどうやったんやというような話も出ておりました。透明性という観点からすれば、このヒアリングの内容にしても、やはり公開の対象になってくるべきではないのかというふうに思います。結果が出ているからいいというものではなくて、やはりその選考の様子、その辺まで含めて明らかにすることで透明性というのがかなり上がってくると思います。

それこそ、業者さん側からしても、その透明感を出すことによって行政に対する信頼感というのが得られることができると思いますので、これは一度、この傍聴に関する考え方というのを考え直していただきたいなというふうに思いますけれども、その点のお考えだけ、ちょっとひとつ聞かせていただきたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

まず、先ほど議員が申されましたけれども、審査結果についての公表については、公募要領に書いてあるとおり、この優先交渉権者の名称及び総合得点等々については、書いてあるとおり、全て公開をするということでございます。

それから議事録のほうにつきましては、先ほど言いました部分については非開示でございますが、議事録については、情報公開条例に基づき、公開可能な範囲で公開する一部公開というようにございまして、今、私が言いました部分は、一般的には黒塗りというふうなことになりますが、項目等の中で規定以外のところについては公開をするというふうなことでございまして、そういったところで、他市等も確認した中ではそういった対応だというふうに解しておりますので、こういった部分の中で今後も続けていくというほうが行政運営上もいいであろうというふうに考えております。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時43分 休憩）

---

（午後 3時52分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

今回は、シャープに45億円もの補助金を出して誘致したような多額の補助金で企業を誘致するやり方は、既に破綻しており、産業振興条例を見直し、こうしたやり方をやめることを求める質問であります。

このところ、シャープのことが新聞やテレビで報道され、マスコミでさまざま伝えられています。市民の皆さんも、シャープが今後どうなるのか、不安に思ってみえると思いますけれども、きょうの質問は、多額の補助金で企業を誘致するという施策が破綻している中で、企業と自治体との関係、産業振興条例の見直しを中心に質問いたします。

シャープの今後については、余りにも不確定要素が多く、市長に聞いても本当のことはわからないため聞きませんので、それに関する答弁は求めません。というのも、平成21年8月、シャープが亀山第1工場の生産設備の一部を中国の企業に売却するということがありました。これを市が知ったのがシャープが発表する前日だったということでもありますから、今、シャープの今後について市に答弁を求めても、新しい情報は、まず得られないであろうというふうに思っております。

まず、私たち議員団の考え方を申し上げますけれども、シャープがどんな経緯であれ、亀山の企業の一つとして多くの労働者が働き、その関連企業とそこで働く労働者がおり、地域経済にも影響を与えている企業である以上、今後も亀山の地で生産活動を続けていってほしい、こういう思いは持っております。そのことが働く労働者の生活を守り、地域経済を支えることになるからであります。

ただ、今回、この問題を取り上げたのは、シャープ誘致決定から10年が経過をしましたが、こ

の間、操業からわずか6年目に第1工場の生産設備が中国の企業に売却され、今では「世界の亀山モデル」という言葉もすっかり使われなくなるほど、誘致当時とは状況が一変しております。

こうした状況を踏まえ、この時期に多額の補助金で企業を誘致するという施策がどうだったのか、その根拠となった産業振興条例の見直しは必要ではないのか、こういうことを議会で議論すべきだと考えたからであります。

今、全国的に多額の補助金で企業を誘致した自治体で、誘致後、間もないのに企業の撤退や工場の操業中止などの事態が相次いで起こっていることをマスコミが報道しています。同時に、そうした自治体で誘致した企業に対して補助金の返還を求める動きも強まっています。

一例を挙げると、3月19日、朝日新聞は、「企業誘致、実らぬ高額補助」の見出しで、秋田、長野、新潟、石川、静岡、三重、広島の7県で10社の計10件分を請求し、計約11億6,200万円が返還されている、こういうことをトップ記事で書いております。

また、7月31日の中日新聞では、「工場誘致、夢の跡、生産中止相次ぐ」、こういうことも報道されております。

こうした中で、先日8月20日の全員協議会の中で、45億円の補助金の交付の根拠となった産業振興条例の見直しが必要ではないか、私は市長に尋ねました。櫻井市長は、こういうふうに答えられました。「確かにこの奨励金や補助制度のみで企業が誘致可能ということではない時代を迎えておることも確かでございます」、このように答えられました。

そこで、まず1点目、市長にお聞きします。多額の補助金で企業を誘致するというやり方は、全国的にも破綻したと考えますが、見解をまずお聞きしたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど平成14年に亀山市産業振興奨励金制度を設けまして、シャープ亀山工場誘致に成功したことによりまして、その後の、これは市税もそうでございますし、さまざまなその産業のインパクト、これが雇用も含め、亀山市に与えた有形・無形の力というのは非常に大きかったというふうに考えておりますし、「亀山モデル」という生産品、原産地表示によります全国的な市の知名度アップなど、目覚ましい効果を生み出すことができたというふうに思っております。

また、当時といたしましては、お正月を超えても高卒の3割ぐらいの就職が決まらないと、本当に日本経済、雇用の状況は最悪の状況でございましたけれども、当時のこの決定が、国内企業の生産拠点の国外化が進んでおりました中で、製造業の国内回帰を呼び起こす先駆となったということは事実であろうというふうに思っております。

そして今、ご案内のように、円高、デフレ、こういうのが数年間続いておりますが、そういう背景によりまして、グローバル競争の中に国内企業は極めて厳しい状況、経営環境に置かれておまして、当時以上に将来の国内雇用が危ぶまれておるという状況にあらうと認識をいたしております。

今こそ市といたしましても急激な経済変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくために、本市が有する立地特性を生かして、成長分野など多様な産業の集積を図っていくことが必要

となっておると認識をいたしております。

そういう中で、その奨励金制度についてでございますが、亀山市のケースにおきますと、今後の国内製造業の拠点となり得る地域でも現在でもございまして、拠点工場の立地、実現に向け、他地域との立地競争に対応できる積極的な支援制度を維持することが必要であると考えておるものでございます。

今、ご指摘をいただいております奨励金制度につきましては、この平成20年度に、ご案内のように中小企業もその対象事業者として加えるなどいたしまして、対象要件の改正を行って今日に至っておりますが、今後も現在の制度に固定することなく、その時代や企業ニーズ、産業のニーズに合わせて、より効果的なものにしていく、そういう制度として運用していく必要があるというふうに基本的に考えております。

さらに、今、少しご紹介をいただきましたが、既に亀山市はそういう考え方で今日対応してまいりましたけれども、奨励金制度に限らない、総合的な立地政策、企業支援のあり方につきまして、この質を高めていくことは大変重要というふうに考えておるものでございまして、いずれにいたしましても、今後の変化の中で適切な制度の構築と運用をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

服部議員。

#### ○18番（服部孝規君登壇）

認識が非常に私は甘いと思いますね。やっぱり全国的に起こっている問題というのは、自治体が考えているように、企業は、例えば10年とか15年とか、その奨励金を出したから、ずうっと生産が続く、そこにいるというものではないということですね。だから、もうこれは前も議論しましたけれども、立地協定自体にも経営を続けるように努力するという努力規定だけで、撤退の歯どめというのは何もないわけです。だから、極端に言うと、2年とか3年で撤退しているというような地域もあるわけですね。だから、やっぱりそういうことを考えると、多額の補助金を出しても、必ずしもその地域にその企業が長くいるという保証は何もないという、こういう問題だと私は思うわけです。

もう1つの問題は、シャープが、それじゃあ、この45億、それから県の90億、合わせて135億という奨励金があったから亀山に進出したのかということ、そうではないということが明らかになってきています。というのは、これは前にも、私、平成20年3月の議会で言いましたけれども、国会でシャープを視察した共産党の国会議員がシャープの本社の役員に話をいろいろ聞いたら、こういうふうに役員が言っています。なぜ三重県の亀山なのかというふうに聞いたら、ちょうどシャープの場合は、奈良県の天理に工場がある。研究開発施設もあり、関連する下請中小企業など技術の集積もある。それから、多気には液晶パネルの工場がある。そういう点でそれぞれが1時間の距離で結べる、この亀山というのは立地的にも大変いいというお話があつて、物流コストのコストダウンも図れるし、技術者の有効活用も図れるということで亀山にしたんだということを役員の方が話をされたということですね。やっぱり先ほど市長も言われた亀山の持つ地域特性、これが魅力だったということだと思ふんですよ。

もう1つ、先日、伊勢新聞が書いていました。これは今だから言えるんかもわかりませんが

も、このシャープが稼働した直後に県の担当者から聞いた話として、東名阪、名阪国道と国道1号線が交差する交通の要衝であることが立地決定に決め手になった、こういうことを県の職員も言っているわけですね。

やっぱりそういう意味では、奨励金があったからということが決め手ではなくして、亀山という地域特性、立地条件、これがやっぱり大きかったんだということですね。だから、そういう意味でいくと、この多額の奨励金を維持しなくても、亀山というその立地特性が本当に魅力があるものなら、企業はやっぱり進出してくるだろうと私は思うわけです。

だから、もう一度お聞きしますけれども、やっぱりこういう多額の補助金が決め手にならないのであれば、この施策を改めるべきだと思うんですけれども、再度市長に見解をお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時のその立地決定に至る理由は、それぞれいろんな要素が総合的に積み重なった結果というふうに思っております。あの局面で、当然、各都道府県や地域が強烈な誘致競争をやっておりました。そういう中で、これは県だけでもだめだったと思いますし、市だけでもだめだった。そういう中で、この県と市の共同作業で進めたという意味は非常に大きかったと思いますし、その後の立地協定から操業までの1年半余りという非常に短期間のスパンで操業するに値するその土地が、幸運なことに本市には、シャープがオーダーされた150ヘクタールの土地がこの地にあったということが、その後のスピードで操業までつながったというふうに私は感じておるところであります。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、いわゆる多額の奨励金制度、亀山市の場合は奨励金制度、固定資産税に対していただいた翌年に9割を返還するという制度で、これも非常に現在では全国のモデルになっておりますが、賢明なご判断をいただいた制度設計であったというふうに思っております。

いずれにいたしましても、奨励金制度に頼ることなく、これだけではなくて総合的な企業立地政策を推進していく。同時にこれは、今企業は非常に商品のスパンが短うございますので、奨励金を支給した企業であろうがなかろうが、大変な円高やデフレの中で、グローバル競争の中で戦っておられるというふうに思っております。そういう中にありまして、今後、本市の企業立地支援のあり方につきましては、先ほど申し上げました総合的な取り組みとして、さらにしっかりと時代や産業のニーズに合った形で、これを酌み上げて運用していくというのが亀山市の持続的な発展につながるというふうに確信をいたしておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

この10年間のいろんな動きを市長自身が学んでいない、教訓を得ていない、私は思います。というのは、はっきりしているのは、幾ら補助金を積んでも、企業の経営状況、いろんなことで、いつ撤退するかもわからない、操業を中止するかもわからない、これはどうしようもないわけですよ、自治体としては。だから、たくさん補助金を出したから長く企業がそこで操業するかというと、そんな保証は何もないわけですよ。だからこそ、そういう問題で全国的に今問題が起こっている、こ

のことを教訓として、やっぱりすべきじゃないかと。

亀山のように、立地特性である程度そういう企業が来てもらえるような条件があるのであれば、何もそういう多額の補助金を出すというようなことをやる必要がないのではないかというふうに私は思いますので、これはぜひ見直すように求めていきたいと思います。

時間の都合で次に行きますけれども、産業振興条例を1つずつ見ていきたいと思います。

第1条に書いてあるのは、奨励措置、奨励金を出すことで就労の場の確保であるとか、それから市の産業経済の振興、市民生活の向上、これを目的として第1条に掲げています。ということは、雇用の確保というのが目的の1つであるわけであります。その点で、この操業以降、現時点まで地元の採用というのが、地元の雇用というのがどの程度あったのか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

シャープ、また関連企業への亀山市出身者の雇用数といたしましては把握できておりませんが、平成16年度から平成23年度までのシャープ及び関連企業への県内高校新卒者は、累計で約1,000人に上っております。また、亀山高校からは延べ50名の方がシャープに採用されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

10年間で延べ50人ということですね、シャープだけに限るとね。45億出して50人の雇用をつくった、こういうことですね。やっぱりこれは見合わないですよ、奨励金とこの雇用ということで考えるとね。やっぱりそういう意味では思ったような雇用が確保されていない。だから、この1条に掲げるような目的が十分達成されていないというふうに言わざるを得ません。

最近、私、働いている人にいろいろと、シャープと、それからその関連企業も含めて話を聞くことがあるんですけども、今、いろんなことをマスコミが報道するので、非常に不安を皆さん抱いてみえます。

先日、朝日新聞にも書いてありましたけれども、休憩時間になると携帯のあれで求人情報を調べるといようなことが本当にあるらしいんですね。それは私も聞いております。特に問題になる年齢層というのは、30とか35から先になると、なかなかもう職がない、求人がないと、こういう問題がありますね。だから、それ30歳代後半から50歳代の人、本当に深刻だというふうに聞いています。特に子供がいて、なおかつ家を建てローンがあるというような方、こういう方については、本当に先行きに対する不安を持ってみえました。転職をしたくても、先ほど言ったように、なかなか年齢からいって転職先が容易に見つかるような状況ではない。かといって、残れるかという、それもわからないというような、こういう中で本当に日々送られているわけですけども、やっぱり企業は経営再建というのか、そういうことで何千人削減なんていうことを打ち出しますけれども、やっぱりこういう一人一人の労働者のことを本当に考えると、その家族がおり、子供がおりということですね。それから、その家のローンもある。そういうことが地域経済にも大きな影響を与えていくというようなことを考えると、やっぱり企業に対して雇用を守ってくれと、それから企

業としての社会的責任を果たしてくれと。景気のいいときだけしっかりもうけて、後はもう知らんよというのは困るということだと思っただけですけども、やっぱりこういう人たちが本当に大変だったのは、操業から数年の間、すごい勢いで売り上げを伸ばしましたね。過去最高利益もこの時期に、2008年やと思っただけですけども、シャープは上げています。このときに本当に大変苦労されたのが、この労働者たちだろうと思います。そういう人たちが、このときは休みもないぐらい一生懸命働いて、経営が苦しくなると、はい、もう解雇ですよというのでは、余りにも私は企業として身勝手ではなからうかというふうに思います。

そこで、市長にもう一度お伺いしたいんですけども、やっぱり雇用の確保というのが、この産業振興条例の目的の第1条の一つになっています。だから、シャープとその関連企業に雇用を確保するように、市長から強く働きかけをするべきだと思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、お話をいただきましたように、今のシャープに限らずですが、国内企業において雇用の情勢は非常に厳しい、そういう環境の中にあるというふうに思っております。その背景は、先ほど申し上げました、やっぱり円高、デフレの影響は、日本の国内企業の製造業、特に苦しめておるというふうに私自身感じておるところであります。

さて、シャープ亀山工場並びに関連企業に対して地域の雇用を守るように市として要請をしていけというご趣旨でございまして、今日まで当然地域の雇用を守っていただくためのご努力を要請しながら今日に至っておるところでございますし、今の局面、大変厳しい中で経営再建に向けてご努力をいただいております。ぜひとも、この局面を乗り切っていただいて、地域経済、地域の雇用が本当に今後もこの地で継続をいただくよう、見守り、要請もしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひこういう地域の雇用を守るための働きかけを、市長として強くやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、以前も取り上げました奨励金の返還という問題です。この問題は、22年3月議会で取り上げました。ちょうどその当時、第1工場の生産設備を中国の企業に売却をした。ところが、このことに対して返還を求めたのですけれども、返還請求はしないというのが答弁なんです。そのときに、私はもう一度これをはっきりさせたいと思っただけですけども、返還しない理由の最も大きなものは、先ほど市長もちょっと言われましたけれども、実質的には固定資産税を減免する性格の補助金だと、こういう理由づけなんです。ところが、これ聞きましたら、どこにも書いてないですよ。私も平成14年のこの奨励金を定める議会からずっとおりますけれども、一回も答弁でそんなことは聞いたことがないし、それから書類としても、そんな書類は見たことがありません。

この22年の当時、部長に、もしそんな定義づけがあるんなら、後日、資料としてくれと言いま

した。結局、いまだにそんな資料は私のところへ届いていません、ないんですよ、そんな定義づけは。

だから、この実質的には固定資産税を減免する性格を持つ補助金という定義が本当に今どこかにあるのか、どこかで決められたのか、書かれているのか、この点を再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まずはこの条例の目的でございますが、就労の場の確保、市の産業経済の振興、市民生活の向上に資するという目的がございまして、その中でこの奨励金は、この条例自体がインセンティブ条例でございまして、奨励金は来ていただくことを奨励して、それを起爆剤にして経済の波及効果を生み出し、関連企業の立地も誘発するというのがそもそもの条例の目的でございます。

そんな中で、毎年、固定資産税を完納していただいた後に交付するという措置でございまして、その措置自体が実質的には固定資産税を減免するという性格を持つ補助金であるというような内容でございまして、確かに定義づけというようなものはございません。

それと、今までの論議のところでございますが、平成14年当時、市として答弁をさせていただいた中に、税で納めていただく9割が非課税分として交付をするというような答弁の内容がございまして、この中で市側といたしましては、実質的に減免であるという意識の中でそういった論議をしまいったという記録が残っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

まあ、そんないいかげんなことをよう言うなと思うね。私は、14年におりましたよ、議論もしましたよ。そのときに、こういうことを言うたんですよ。つまり、県は何の担保もとらんと90億円出すんだと、ところが亀山市はちゃんと固定資産税という担保をとった上で、その9割を財源確保した上で払うんだと、だから絶対財政的には困らないんだと、こういうことを自慢げに言ってみえたんですよ、市の幹部の方が。つまり、固定資産税をきちっと財源として確保した上で、その9割に当たる額を奨励金として出す、つまり財源として固定資産税が取れるんだと。何にも財源なしで奨励金を払うんやないという、そういう意味でこの固定資産税完納後9割を返すと、こういうことなんですよ。これは減免でも何でもありません。

もう1つ聞きますけど、それじゃあ、これ市税条例の中に固定資産税の減免がありますわ。これ、減免制度ですか。部長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市税条例の中の固定資産税の減免と、これは同78条でございましてけれども、それには該当はいたしておりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、前回は確認しましたがけれども、減免やないんですよ、これ、補助金なんですよ。これも、はっきり前回答弁されていますよ。だから、あなた方がどんなに修飾語をつけても、補助金は補助金なんですよ、これ。減免やないんですよ、税の。それをあたかも減免かのごとく、実質的には何とかかんとかというようなことを理由に、要するに返還しないと、こう言うんですよ。おかしいでしょう、これは明らかに。これ、認めなさいよ。

それで、補助金であると、それから減免でもないということになれば、当然亀山市の補助金等交付規則の適用を受ける、これも前回認められました。17条に財産処分の制限というのがあります。当然、これが補助金なら該当するんですよ、これ。ところが、あなた方がこれを実質的には固定資産税を減免する性格の補助金なんだという理屈をつけるから、これに該当しないなんていう理由をまたつけられる。けど、そうでないんですよ、減免やないんですよ、単なる補助金なんですよ。そのことは認められますか、市長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

補助金は補助金であろうというふうに思っておりますが、実質的にはその減免の、そういう性格を持った交付金、補助金であるということをごさいます、従来から申し上げておるとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

事柄は、これ返還請求をするかどうかの、これ問題なんですね。だから、単にこれを奨励金の性格をどう考えるかっていうような議論をしているんじゃないですよ。返還が請求できるかどうかにかかわる問題なんですよ。あなた方は、こういう根拠も何もない、実質的には固定資産税の、あたかも減免かのごとくの理由づけを、性格づけをした補助金だということを理由にして返還請求をしなかったんですよ。ところが、それが減免でもなく単なる補助金だということになれば、返還請求のこれは十分対象になるやないですか。そのことをはっきりさせない限り、曖昧なそんな性格づけをしたところで何の意味もないんですよ。もう少し条例とか規則とか、こういうものに忠実に解釈してくださいよ、行政マンなら。私が言うのはそこなんですよ。別にシャープに対してどうこう言うんじゃないですよ。行政マンなら、自分たちが決めた条例や規則を忠実に解釈して、それをしなさいよというふうに言っておるわけです。

だから、全国的に補助金の返還請求、例えばさっき市長が言われた、全国的にその亀山方式の9割返すやつですね、それが広がったと言われましたね。でも、全国的に補助金の返還請求が行われているんですよ。

例えば、1つ例を挙げますよ。兵庫県はパナソニックですよ。ここは、返還の規定が当初なかった。それがパナソニックが撤退するということがはっきりした。そのときどうしたかといったら、この知事が、後出しじゃんけんだというふうに新聞で言われましたけど、要するに、返還の規定がない中で、操業期間が10年間に満たない場合はその返還をしてもらいますよということ、パ

ナソニックが撤退するということがわかってから、これを入れたんですよ。それに基づいて、返還請求をしているんですよ。つまり、それはなぜかというたら、いろんな議論があったけれども、やっぱりこれは県民の声を聞くと、これはわずか6年とか2年とかで撤退をした企業に何十億とお金を出した、それをもう返してもらわなくてもいいというようなことでは、とても理解が得られない。だからこそ、後出しじゃんけんだと言われながらも、そういうものを決めて、条例を変えて、そして請求をした。パナソニックもそれに応じるという、書かれていますよ。やっぱりこういう姿勢が行政は要るんじゃないですか。

少なくとも亀山市の場合は、こういうことを後出しじゃんけんをしなくても、現行の制度の中で十分請求できるんですよ。それをあなた方が勝手な理由をつけて放棄しているんじゃないですか。これはおかしいです、やっぱり。改めてください、これは。

それから、もう1点、もう1つのその返還しない理由ということで言われたのが、第1工場の設備が売却された後も液晶ディスプレイモジュール及び液晶テレビ生産事業は変わらず継続されており、就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資するという産業振興条例第1条の目的が達成されていると、こういうことを言われました。だから、返還しなくていいんだと、こういうふうに言われた。

確かに振興条例を見ますと、3条で奨励措置の対象となる事業者は、どんな要件を満たさなければならぬかということを書いていますよ。

それと第4条では、今度は市長が企業から申請があった場合は、内容をきちっと審査した上で奨励指定事業者、この場合はシャープ亀山工場ということになるんですが、そういうものを指定する。今度は奨励措置の対象となる施設も指定をするんですよ。奨励措置指定施設として指定する。これがいわゆる当時の亀山工場、今の第1工場ですね。こういうふうな形で事業者も施設も指定をしているわけですね。

私、これ、平成16年2月17日にシャープから出された奨励措置指定申請書というのを情報公開でとりましたけれども、どういうふうに書いてあるかということ、事業所の名称はシャープ株式会社亀山工場、これが事業所の名前です。事業の内容及び生産品目等というところは、液晶ディスプレイモジュール、つまりどういうことかということ、液晶パネルに駆動回路と駆動用のプリント基板、必要ならばバックライトを取りつける、液晶にいろんなものを取りつけるわけね。そういうようなものをモジュールというんですけれども、これの生産と大型液晶テレビの生産と、こういうふうになっているわけです。これが、要するに指定の当初のものなんですよ。つまり、第1工場液晶パネルをつくって、その第1工場の中にあるテレビ工場で組み立てをして、そして出荷をする、一貫生産というのがこの当初の申請なんですよ。ところが、この第1工場の中のパネルは、中国に売却をされた。その上、今、私が聞いている限り、テレビ工場も、働いている人に聞くと動いていないと言っているんですよ。ということになると、当初指定した施設の中で全くテレビがつくられていないと、こんな状況なんですよ。

前のときに岡崎部長は、第2工場や堺からパネルを持ってきて、テレビ工場だけはそこで組み立てをしているから大丈夫です、こんなことを言ったんですよ。けれども、そのテレビ工場自体も動いていないですよ。だから、当初指定をした施設の中で全くテレビがつくられていない、こういう状態でも、やはり継続しているということになるんですか。この点、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどテレビ工場の稼働の状況のご質問をされましたが、市のほうで確認をして得た情報によりますと、まだテレビ工場はどんどん稼働していて、従業員の方も200人の方がその作業に携わってみえるということでお聞きをしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かにあの工場の中には、2つの請負会社があるんですよ。そこが今も、シャープ工場以外のところでテレビはつくっています。それを言っているのかということだと思うんですよ。だから、私が言うのは、あのシャープの第1工場のところでテレビがつくられておるのかどうか、この問題なんです。でないと、指定施設が申請したとおり、そういう事業をやっているのかどうかということになるわけです。

そこで、あなたにお伺いしたいのは、現場をいつ見て確認したのか。テレビ工場は動いていますよということをあなた方が現場を見て、いつ確認したのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現場のほうに担当の者が出向いたかどうかというところは把握しておりませんが、確かにそれが電話等であったかもわかりませんが、確かにシャープの担当の方にお話をお聞きしたということで、内容が先ほどのように、200人の方が勤めてみえるということでお聞きしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

この問題も、その奨励金を返還するかどうかの重要な問題だと思うんでね、これ。私が聞いている情報が間違っていることも、これはあります。だから、ぜひこれはテレビの工場が動いているかどうかというのは1つ大きな問題なんで、これはぜひ実際に行って、それは確認をしていただきたい、それが1つですね。

それから、あと産業振興条例の11条、ここに指定の取り消しという項目があります。第1項第3号に指定施設に係る事業が休止もしくは廃止したとき、または指定施設に係る事業が休止もしくは廃止の状態にあると認めたととき、こういうふうに指定の取り消しになるわけですね。こういう規定が11条にあり、旧でいうと10条ですわね、これがあると思います。これにもし該当するとしたら、当然奨励金の返還になると思うんですけれども、その辺はどうですかね。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ご質問の内容、先ほどから言われておりますテレビ工場の休止云々のことだと思いますが、もし

そういう形であったとしても、この奨励金自体が事業内容にとらわれているものでございませんことから、亀山市におきまして事業をシャープさんが継続していただいておりますということでございましたら、変更届をいただくという形であれば何ら問題ないというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それはおかしいですよ。じゃあ、何のために奨励措置の指定事業者とか、奨励措置の指定施設というのをわざわざ条例でうたっているんですか。こういう事業者がこういう施設でこういう事業をするから、奨励金を出しますというのが産業振興条例ですよ。その指定施設の中でうたわれているような事業がされていなければ、当然これはもう休止、停止、条例からいえばそうですよ。

じゃあ、聞きますけれども、何のために奨励措置事業者を決めるんですか、奨励措置の指定施設を決めるんですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この何のために事業者、また施設を決めるのかということですが、これはあくまでも奨励金を交付するというようなために決めるものでございまして、先ほど私がご答弁させていただきました内容の中で、その事業の変更の届けを出していただければというお話をさせていただきましたが、これはその旧条例でいいます9条に、事業者は次の各号に該当したときは市長に届けなければならないという中に申請した内容、したがって、指定事業者、指定施設、これにより申請した内容に変更があったときは届け出をなさよというような規定がございまして、それに基づいて届け出をしていただければ問題がないと、返還は求めないという形であります。

ただ、もう1つ申し上げますと、それでは、いつまでこの規定が生きているのか、いつまでこれを適用するのかと。果たして、これはシャープだけに限らず、この条例を適用しております中小企業の事業者の方にも言えることですが、この条例が20年先、また50年先まで、そういう手を踏まなくてはならないのかという部分がございます。この部分については、この条例を制定いたしました当時は、いかにたくさんの企業の方に亀山市にお越し願うか、それで雇用を確保するかというような形で条例を策定しておりますので、そこまで今の他市で起こっておるような休止とか撤退とか、そういうことは想定はしてございませんでした。

そんな中で、今議員が言われておるような期限の問題については、この条例の見直しも含めていろいろ検討する必要があるのかなというような形は、担当者は思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

やっぱり条例をしっかりと読んでくださいよ。これ、新条例ですけどね、4条で奨励措置対象事業者は、奨励措置を受けようとするときは市長に申請をする。その時の内容として、指定施設、奨励措置の指定施設としてここですよというわけですよ。それをあなたは、例えば内容変更だと言いましたけれども、内容変更というのは部分の問題ですよ、これはあくまでも。第2工場や

堺から持ってきて、例えば亀山工場以外のところでテレビを組み立てて、それで内容変更ですわって通りますか、これ。

さっき言ったように、もしテレビ工場で組み立てがされていないとすれば、当初の申請と全く違うところで全部つくられているわけですよ。パネルも別のところ、テレビの組み立ても別のところ、それでも内容変更で通るんですか、これ。

じゃあ、極端に言うたら、中国でパネルもつくります、テレビも組み立てます、内容変更です、通るんですか、これ。内容変更って一体どこまで認められるんですか、これ。

何でもかんでも当初の申請を変えたら、例えば研究施設にするということでもいいんですか、これ。何でもいいんですか、その点どうですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

内容変更につきましては、市の中でその内容変更が条例の目的であります雇用の確保、地域経済の発展ということに寄与するところであれば、また事業の内容変更があったとしても、その企業の事業が継続をされておると、その企業が亀山市にいてもらって、なおかつ事業を頑張ってやっただいておるということであれば、内容変更という形で十分書類のほうはできるというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

あなたは大事なことを抜かしていますよ。例えば、これ45億の場合は、投下される固定資本が600億円以上、それから新規の雇用が300人以上、これを満たさないと奨励金は出ないんですよ。だから、どんな事業でもいいから継続していればいいという話と違うんですよ。

だから、この600億の投下されておる資本があつて、なおかつ300人の新規雇用があるという、このことも確認しなけりゃあ、事業を内容変更して、それもクリアしているということならいいですけども、それもやっぱり大事な条件になってきますよ。それが抜けている、あなたの今の答弁だと、そういう認識はないですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

600億、300人の関係でございますが、市といたしましては、この条例の適用は、あくまでも奨励金を交付しておる間、交付が完了した以後は、この600億、300人については、いつまでも満たしていなければならぬというふうには考えてございません。

ですから、これについては、今、シャープに特化してお話をさせていただいておりますけれども、中小企業さんも同様というような形で考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

この２２年のときにもらった市の見解、返還しないという、この中にこう書いていますよ。「投下固定資産総額６００億円以上、かつ新規雇用者３００人以上である事業者の新設を行う事業者については継続されている」、これも継続されているということを確認したからオーケーなんだということをおっしゃっているんですよ。あなたが言うようなことだったら、もうこのことは必要ないんじゃないですか。つまり、このことも確認した上で、これは維持されているからオーケーなんだと言っている。

もう時間がないので言えませんが、やっぱり今回、非常に問題を感じます、これは。奨励金だけの問題じゃなくして、この産業振興条例そのものの全体の見直しをする、このことを求めて私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

１８番 服部孝規議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明１２日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 ４時４２分 散会）

平成24年9月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成24年9月12日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局长	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

選挙管理委員会  
事務局 長

井上友市君

---

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 松村大  
書記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

おはようございます。公明党の森 美和子でございます。

一般質問2日目のトップバッターとして質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今回は大きく2点についてお伺いをいたします。

まず、大きな1点目、生きがいを持てる福祉の展開についてお伺いしたいと思います。

本年6月、障害者優先調達推進法が成立をいたしました。まず、この法律の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おはようございます。

障害者優先調達推進法、正式名では国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律と申しますが、これがことし6月27日に公布され、法の施行は来年の4月1日となっております。

この法律は、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために、施設が供給する物品等に対する需要の増進を図ることで、障がいのある人の自立を進めていこうとするものでございます。このため国、地方公共団体等の責務及び調達の推進、それから公契約における障がい者の就業を促進するための措置などが定められました。

地方公共団体としましては、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が課され、施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針の作成、公表や、

調達の実績の概要の取りまとめ、公表等を行うものとされております。

また、公契約につきまして、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること、または障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

概要について、部長のほうからお答えをいただきました。

景気の低迷とか障がい者の働く環境は、一般の方よりも非常に厳しい状況であります。そういった背景の中からこういった法律が成立をしたわけですが、これはハート購入法案として以前提案をされておりましたが、政権交代によって今回このような形で法案が成立をしたということでありませう。

障がい者の就労施設などから積極的に購入をしていくということで、今お聞きをさせていただいたわけですが、当市が果たす役割について、次にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

法の施行は平成25年4月1日となっておりますが、今後国から関係政令等が順次示される予定となっております。情報収集に努めながら対応してまいりたいと考えております。

また、県が作成しております工賃向上計画の中で、障がい者就労事業所平均工賃月額を平成22年度の1万2,477円から、平成27年度までに1万3,900円となるよう目標を定め、共同受注窓口の設置などの工賃アップの取り組みが進められております。障がいのある人が自立した地域生活を過ごせるようにするためにも、この法律が工賃アップにつながることで、障がい者の自立の促進に資するという法律の目的が達せられることを期待しております。市といたしましても、関係機関や事業所等と連携を図りながら、事業所の物品等の情報提供や供給の円滑化に向けて支援をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

努力義務ではあったとしても、地方公共団体には調達方針の策定と公表、調達実績の取りまとめと公表というのがうたわれておりますので、またよろしくお伺いをしたいと思います。

それから、公契約に関しての部分先ほど少し触れていただきました。入札参加の条件に障がい者の雇用などを入れるなど考えられますが、ご所見があればお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

おはようございます。

障害者優先調達推進法につきましては、先ほどお話がありましたように、平成25年4月よりの

施行ということを伺っております。

現時点では具体的な指針等が示されていない状況のこともありますもので、また現行の運用との整合性等も整理する必要があるのかなど、このように思っております。今後、県あるいは他の市町の状況も配慮しながら本法の趣旨を含めて対処していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

言われるように25年の4月施行ですので、まだまだ日があるといってもあつという間に日はたってしまうので、そのところ、また障がい者の方の就労の機会をふやしていくという形にもつながってこようかと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。

2番目として、新たな認知症対策についてお伺ひしたいと思っております。

高齢化が加速する中で、認知症の方は確実にふえております。認知症高齢者は200万人を超え、2030年には353万人になると予想されております。このため、厚生労働省は初期対応と早期発見を柱とした新たな認知症対策をまとめました。まず、新たな認知症対策の内容についてお伺ひしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回取りまとめられました今後の認知症施策の方向性でございますが、基本目標としてケアの流れを変えることを掲げております。これまでのケアは認知症の人の行動や症状等に危機的な状況が発生してからの事後的な対応が主眼になっていたため、認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ないという考え方を改めまして、今後目指すべきケアは危機の発生を防ぐ早期、事前的な対応を基本に置くというものでございます。このため、早期の適切なアセスメントによるケアの提供や家族への支援により、自宅で生活を送り続けることができるよう早期診断と認知症初期集中支援チームによる早期ケアの導入など、5つの重点施策に取り組むこととしております。特に早期診断、早期対応方策として、かかりつけ医との連携やそのバックアップを担う身近型認知症疾患医療センターの整備、地域包括支援センター等への認知症初期集中支援チームの設置などを行うこととしております。

また、このほど平成25年度概算要求とあわせまして、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランでございますが、これが策定され、平成25年度から29年度までに取り組む施策や目標数値などが示されたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

高齢者ができる限り住みなれた地域で最後まで暮らしていただくということが基本になってくるんじゃないかと思っております。私の周りにも認知症の患者さんがいらっしゃいますし、最終的には精神

科のほうに入られるという流れを、何とか住みなれた地域で見守り活動も含めながらやっていくということが基本で、また認知症に関しては今まで私も質問をさせていただきましたが、地域の中で見守り活動を広げていくという形では福祉部門もしっかりと頑張ってくださいと思っています。それよりももっともっと早い段階で、さっき触れましたが早期発見をしていく。そこに力を入れていくというのが、今後の国の流れではないのかなと思います。

先ほど少し部長のほうも触れていただきましたが、やっぱり医療との連携が非常に大事になってくるのではないかと思います。個人個人がかかりつけ医を持っていただく。その推進を今もやっていただいておりますが、今後もっとそういうことを具体的に推し進めていっていただきたい。そこら辺の対応と、それから今認知症の方を抱えていらっしゃるご家族、それから高齢者と一緒にお暮らしになっているご家族は認知症に対する認識は非常に高くお持ちではありますが、これからどんどん世代も変わってまいりますので、もっともっと認知症に対する周知ということを私は進めていく必要があるのではないかと思います。認知症サポーター養成講座も亀山市は本当に積極的にやっていただいて、毎年毎年そのサポーターの方の数もふえているというふう聞いております。もっとその年代も低くしていく、若い世代から認知症の高齢者はこういう状況なんだということを知っていただく、そのことも非常に大事になってくるのではないかと思います。2回目としましては、かかりつけ医の今後の推進と、それから世代間を超えて周知をしていくということについて、ご所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市といたしましても認知症対策の中心といたしまして、地域のかかりつけ医の方々との連携が重要と考えております。本市らしい在宅ケアのあり方を協議していくとともに、今回プロジェクトの基本目標であります、社会つまり認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、今後も取り組んでいきたいと考えております。

それから、周知の部分でございますが、多くの方が認知症に対する理解を深め、正しい知識を持ち、社会で認知症の人や家族を支える気遣いがあれば、早期に医療にかかり適切なケアを受けることで、地域で暮らし続けることも可能になると思います。そのためにもまずは啓発が大事と考えておりまして、広報、ケーブルテレビを活用した啓発はもとより、健康教室や認知症サポーターの育成など、地域包括支援センターを中心として行っております。今後もさまざまな手法を講じながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

どこの学校だったか少し記憶がないんですが、小学校で認知症サポーター養成講座をやっているというところも、新聞の記事でしたか、見たことがありますので、そういった世代を超えて認知症を理解していただくという対応をまたお願いしたいと思います。

それと、ことし3月に亀山市で策定をされました高齢者の福祉計画「高齢者かがやき・安心プラン」を亀山市では策定をされました。計画に沿って、今進めてきていただいておりますが、この計画とどう新たな認知症対策がリンクしていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高齢者かがやき・安心プランは、高齢者は住みなれた地域で安心して暮らし続けられることを目指して策定しており、今回のプロジェクトの基本目標とも一致するものと考えております。

たとえ認知症になっても地域で暮らし続けるために、見守りネットワークの構築、要介護者だけでなく、介護する側の方に対する支援、また在宅を支えるための施設整備などに取り組んでいくということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。先ほど部長が触れられました認知症高齢者の意思が尊重をされ、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる環境をつくるというのは、口で言っても本当に難しいことだと思います。認知症の高齢者を抱えておられる家族の方は大変な思いをして生活をされております。そこに地域包括と健康福祉の職員の方が熱心にかかわりを持っていただいておりますが、外に対しての周知とかそういうことは非常に大事かと思っておりますし、高齢者の虐待の問題とか結構あるかと思っておりますので、そこら辺の対応、それから人材育成、人員配置、そこをしっかりとまたご検討いただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

おもいやり駐車場の適正利用について、お伺いをしたいと思います。

これは、市長の現況報告にもおもいやり駐車場の利用証制度について触れていただいております。おもいやり駐車場は、車椅子利用者以外の方で体の不自由な方、もしくは体の内部に障がいをお持ちの方とか、妊婦さんや高齢者の方にも優先的に利用をさせていただく駐車スペースであります。亀山市も県のユニバーサルデザインに沿って設置をしていただいております。私も何度か議会の中で取り上げさせていただきました。現在、市の管理する施設にどのくらいおもいやり駐車場が設置をされているのか。また、今後設置すべき場所が残っているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おもいやり駐車場区画のことについてでございますが、本市ではこれまで県のおもいやり駐車区画制度によりまして、市役所の本庁舎、それから総合保健福祉センターあいあいなどで整備を進めてきたところでございます。現在、12施設、23区画に設置をされております。主なところとしては、先ほどのほかに文化会館、斎場、青少年研修センター、医療センター等がございます。今後設置が望まれる場所としましては、庁内の協議というのは済んでおりませんが、例えば大きな

西野公園とか、東野公園のようなところ、またB&G海洋センターのようなところ、また図書館等こういったところの設置がまだでございますので、検討をしていただけたらというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

1 2施設、2 3区画つくっていただいたということで、あいあいにも5区画つくっていただいて、高齢者の方とか、それから障がいをお持ちの方がとめておられる姿を拝見させていただいております。また、今、部長がおっしゃったように、まだまだ設置する場所はあるのかなど、亀山市の中でもありますので設置の推進をお願いしたいのと、設置するに当たって県のほうからの補助金なんです。支え合い体制づくり事業という補助金があるんですが、それがおもいやり駐車場に使えるというふうに聞いておりますが、この補助金を使つての整備をするお考えがあるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご紹介いただきました三重県地域支え合い体制づくり事業でございますが、この事業は市町、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、また福祉サービス事業者等の見守り活動チーム等の人材育成や地域資源を活用したネットワークの整備、また先進的、パイロット的事業の立ち上げなど、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げ事業の費用を市町に補助する県事業でございます。

この制度は、2 3年度に設けられておりました。この事業が実施年度を1年延長しまして、今年度も継続して実施されることになり、またパーキングパーミット事業、おもいやり駐車場区画の整備も県担当部署と事前相談の上、申請が可能であるとの通知を受けているところでございます。しかしながら、本年10月1日施行の三重おもいやり駐車場利用証制度は、現行の表示マークと多少異なっておりまして、すぐに改修することが困難な場合は、当面の間のみなし規定があり、今のまま使えることや、また市内の公共施設で統一して事業を進める必要もあることなどから、今回の補助事業の申請はしないことといたしております。なお、三重県からカラーコーンやコーンベッド、コーン立体表示カバー、ステッカー等各種消耗品は無償で提供されますので、これらの利用をするためには申請をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

少し最後のあたりが聞き取れなかったんですけど、ほかの設置すべき場所がまだ残っているということなんです。そこもこの補助金を使つての整備はしないということで理解をさせていただいていいのか、次の質問と一緒にお答え願いたいと思います。

次のおもいやり駐車場の利用証制度についてお伺いをしたいと思います。

9月号の県の広報におもいやり駐車場の利用証制度が始まるとありました。これが県の広報です

が、この概要についてお聞かせ願いたいと思います。先ほどのご答弁も一緒にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、補助制度の活用でございますが、今後設置をご検討いただきたい施設、そういったところもこの制度は使えないかということでございますが、この制度、3次募集の締め切りという部分から、今後検討をしていただくおもいやり駐車場につきましては、時間的に間に合わないという事情がございます。したがって、今年度はちょっと使用できないということになるというふうを考えております。

それから、おもいやり駐車場利用証制度の概要でございますが、10月1日からスタートいたします三重おもいやり駐車場利用証制度では、公共施設や店舗などに設置されるおもいやり駐車場の利用証を交付する制度でございます。今回導入される制度は、車椅子利用者用駐車場等の適正な使用を進めるため利用できる方を明らかにして、新しく利用ルールとマークが定められます。対象となる方は、体に障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方などで、本市での該当者は約3,700人ですが、県では既に導入している他府県の状況や、当面の間は公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章の代用が可能なことなどから判断し、制度導入年である平成24年度で2,200件、その後、25年度から27年度は毎年度1,000件ずつの申請件数が想定をされているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

先ほどの今後設置すべき場所を言っていたいただきましたが、時間的に間に合わないということで、県の補助制度は導入はしないということをお聞きをさせていただきましたが、今後整備を進めていかれるおつもりはあるのか、もう一遍聞かせていただきたいのと、それからこの利用証制度って結局、今回の題名にも載せましたが、適正に利用をされていないところの一つは問題になっているのかなというふうに思います。それで、この利用証を車にかけることによってサインを送ることができる。一番私はいいなと思ったのが、妊婦さんなんかはおなかが大きくなっていけば妊婦さんというのは確認できるんですけど、まだまだおなかが大きくなっていないときに妊婦やからそこにとめるということも何か気が引ける部分もあるみたいに聞いておりますし、県の制度を読ませていただくと産前産後で使えるようなことも書いてありますので、そういったきちっとした、適正に利用をしていただくということが本来の目的で、パーキングパーミットと載っておりましたが、利用証制度が始まるんだと思います。窓口は亀山市が行うという形で、市長の現況報告のほうにもありましたが、市として今後どのような、県のほうでは広報に載せていただいておりますが、亀山市の周知としてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、三重おもいやり駐車場の今後の整備でございますが、現在設置されていない施設等につきましては、それぞれその施設でご検討いただきまして、できましたら市として統一して整備を進めるといった方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、適正利用のための周知でございますが、既に県政だより「みえ」9月号で特集記事が掲載されておりますが、広報「かめやま」では9月16日号で周知をするとともに、県からチラシ、リーフレット等の啓発物品が配付されておりますので、窓口等で周知に努めたいと考えております。この申請窓口は、県庁、県保健福祉事務所のほか、市の高齢障がい支援室でも申請ができます。なお、事前申請については県が9月3日から実施されております。市の高齢障がい支援室の窓口では18日から事前受け付けが行えるよう準備を進めております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

あと、公の施設以外、商業施設とかにもおもいやり駐車場の設置の推進を市としてしていただく必要があるんじゃないかと。これは、私が一番最初に質問させていただいたときにもその質問をさせていただきましたが、そういうことも今私の近くのスーパーでもそういったおもいやり駐車場のマークをつけている商業施設もあろうかと思いますが、そういった面でのほかの施設に対する推進、それを市としてどういうふうに考えられているのか。

それから、一番最初に質問させていただいたときには、おもいやり駐車区画として質問させていただきました。県のほうにもおもいやり駐車区画として出ておりましたが、今回おもいやり駐車場というふうになっているんですけど、その違いは何なのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、市内の商業施設等にも設置の推進が必要で、その推進型はということでございますが、現在市内の商業施設にも車椅子用駐車場が設けられておりますし、一部の店舗等におきましてもおもいやり駐車場が設置されている状況でございます。この設置の推進につきましては、県の事業といえますか県から事業者に対しても直接お願い等いたしておりますので、県と協議しながら市で役割分担できるのであればそれに向かって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、おもいやり駐車区画とおもいやり駐車場の違いでございますが、このおもいやり駐車区画というのは平成16年から県のほうで推奨されておりますが、これは車椅子用の区画と別におもいやり駐車スペースを設けて、この部分をおもいやり駐車区画としておりました。今回のおもいやり駐車場では、車椅子区画にも同じマークを張ることにより、これも含めて全体がおもいやり駐車場として制度利用を図ることといたしております。したがって、おもいやり駐車区画の趣旨を引き継ぎ、一つの制度として取り組むこととしておりますので、おもいやり駐車区画制度はこの9月末で廃止されるということになるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

駐車区画と駐車場の違いを理解させていただきましたが、おもいやり駐車区画というのは車椅子をお使いの方以外の方がとめていただくということで、車椅子の方は車椅子の駐車場をきちんと確保して、とめていただく場所を置いておくということは大事だと思うんです。今回のおもいやり駐車場になってしまうと、どなたでも車椅子を本来はとめるところもおもいやり駐車場になってしまうことによって、ほかの方がとめる可能性もありますので、そこら辺の混乱がないように、また対応もお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

違法ドラッグについてお伺いをしたいと思います。その中でも今社会問題となっている脱法ハーブについてお伺いをしたいと思います。

お香や芳香剤、アロマと称して販売をされている脱法ハーブを吸引し、幻覚症状などで救急搬送されたり、自動車事故を引き起こす事件が相次いでおります。9日にも北海道のほうで脱法ハーブ欲しさゆえに父親を刺してしまうというような事件さえ起こって、ニュースで報道されておりました。2007年4月に施行された改正薬事法によって人体への作用を確認できた薬物から指定薬物に指定し、製造や輸入、販売を禁止しております。この7月からは新たに9物質が加わって77種類になっておりますが、追加指定のたびに成分構造をわずかに変えた新種の薬物を含む脱法ハーブが出回って、法規制が追いついていないのが現状であります。厚生労働省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者数は本年3月末時点で29都道府県で389業者も存在することが明らかになったそうです。三重県内でも4業者確認をされていると伺っております。

そこで、亀山市内での現状と脱法ハーブによると見られる事件や事故が確認をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

脱法ハーブとはいわゆる違法ドラッグと呼ばれるものの一つで、麻薬などに指定された成分を含有していないものの、それらと類似の有害性があるものと疑われる物質で、摂取すると健康障害や異常な行動を起こしたりすることがあり、大変危険なものでございます。このような違法ドラッグは規制を逃れるために芳香剤などとして目的を偽装して販売されており、乱用することによる健康被害にとどまらず、麻薬や覚醒剤等の乱用の契機となることも懸念され、近年問題となっているものでございます。この3月には三重県が県内の違法ドラッグを販売している疑いのある店舗への立入検査を実施したとの報道もございましたが、管轄する鈴鹿保健所に確認しましたところ、それらの立入検査を行った中には、市内の店舗は含まれておらず、現在市内で違法ドラッグを販売している疑いのある店舗の情報はないとのことでもございました。

また、市内での脱法ハーブなどの違法ドラッグを乱用したことが原因と見られる事件や事故につきましてもあわせて確認をしましたが、現在のところ、そのような情報は確認されていないということでもございました。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

胸をなでおろしたところではありますが、通常でありますと違法ではないのでお香とか、アロマとして使用していく分には何の法律違反にもなりません、結局吸引をするということによっての体にいろんな影響が及ぼしてくるということですので、亀山市内で販売業者もいないし、事件・事故がないということは安堵したところではありますが、次に教育現場での対応についてお伺いしたいと思います。お香やアロマというと、特に女子に対しては耳ざわりがよくて、さらには痩せるということにもうたい文句があるように聞いております。教育現場での対応について、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

学校での薬物乱用についての指導であります、現在体育科や保健体育科の授業において指導を行っているところであります。小学校では6年生において、薬物乱用の害の中で薬物乱用が法律で厳しく禁止されている点や、シンナーや麻薬などが心身に重大な障害を起こすことなどを教えているところでございます。中学校では3年生で薬物乱用と健康という題材で、覚醒剤、麻薬、シンナーなどの薬物の依存性の問題や、薬物は乱用する本人の心身を著しく害するだけでなく、社会全体にも悪影響をもたらすものであることを子供たちに知らせているところであります。また、好奇心や周りの人からの誘いで始めることのないよう強い意志を持って断り、絶対に手を出してはいけないことを指導しているところであります。議員ご指摘のように、近年、若者の間で合成麻薬や違法ドラッグの乱用、脱法ハーブの広がりや問題となっております。そうした薬物は外見も呼び名も危険なものとは感じにくいものとなっておりますし、インターネットを通じて容易に手に入れることができる環境にもあり、本市の児童・生徒も例外ではないと考えておるところであります。心身ともに健全な児童・生徒の育成のためにも、今後さらに薬物乱用と健康の中で具体的な薬物の名前も取り上げるとともに、依存性や健康への害について指導し、未然防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

薬物乱用についてのそういった教育の部分でしていただいているというのはわかるんですが、覚醒剤やシンナーや麻薬というと、物すごく自分たちに影響があるということのはしみ込んでいるんだと思うんですけど、こういった耳ざわりのいい脱法ハーブとかアロマとかお香というのは、先ほど次長が言われたように浸透しやすいんじゃないかなと思います。先ほどお触れになりましたように、インターネットで簡単に手に入りますし、私もインターネットを開いてみると、いろんな種類のお香として販売もされておりますので、ぜひこの注意喚起というのは、名前を使って教えていただきたいなと思います。

それと、学校現場ではこのようにきちっと子供たちに対しての注意喚起をしていただくということと、それから市民に対する周知です。ニュース等で違法ドラッグ、脱法ハーブのことはニュースにならない日がないんじゃないかというぐらい最近特に多く耳にします。特に若い青少年に対して

は、非常に注意喚起というのは必要じゃないかなというふうに思っておりますが、市民に対する周知についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

薬物乱用防止に関する市民の周知でございますが、麻薬、覚醒剤乱用防止運動など全国的な取り組みが行われておりますが、中毒等の健康被害や事故の例もあり、近年急速に拡大する違法ドラッグに関して、特に重要性を増してきております。啓発運動には、保護司会や学校薬剤師などで構成される鈴鹿地区薬物乱用防止指導者協議会の取り組みに、新国連薬物乱用根絶宣言支援事業の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動がございます。不正大麻・ケシクリーンアップ運動による不正なケシの除去活動などを行っていただいております。また、ことしも7月2日には市長も参加しまして、保護司会などの皆さんとともに駅や主要施設において行われた社会を明るくする運動、亀山市推進委員会の活動の機会に薬物乱用防止の街頭啓発を行い、広く市民の方にも周知を図っております。今後も窓口への啓発用リーフレットの設置やポスターの掲示なども通じ、引き続き市民へ脱法ハーブなど違法ドラッグの危険性を周知しまして、薬物乱用の防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

いろいろしていただいておりますが、こういうあくまでもお香やアロマというのは罪に問うことは難しいですし、ただ若者を中心とした脱法ハーブの蔓延につながる可能性をすごくはらんでおると思いますので、しっかりとした周知、注意喚起をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

---

（午前10時54分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

3番、緑風会の尾崎です。

まず、質問に先立ち少し申し上げたいことがありますので、質問はその後に引き続いて行わせていただきます。

昨年9月の定例会で東野公園の駐車場の問題について質問させていただきましたが、そのときに東野公園駐車場には駐車スペースが100台しかなく、イベントが重なってしまうとすぐに駐車場が満車になり、とめられなくなった車は歩道や一般道の両側に違法駐車していると説明した上で、

公共施設の東野公園を利用するために来て、定められた駐車場が狭くて駐車できず、道路にまで駐車しなければならない状態は異常であり、近隣の土地を借りるか、それがダメなら公園の緑地を潰してでも駐車台数をふやし、交通違反者を出さないようにと話をさせていただきましたが、そのときのご答弁は、近隣にはすぐに利用させていただける土地もなく、路上駐車のないように利用を制限するというのも難しく、場内整備という形は困難である。また、例えばと断った上で、事業所の駐車場、土曜日とか日曜日にお借りできるようなことがあればそういった方面、あるいは少しまとまった借地でもあればその辺の可能性も含めて今後検討していきたいとのことでした。そして、1年近くたったことしの7月22日の日曜日のことですが、前日の21日に予定した中体連のソフトボール大会が雨のため22日に順延となり、体育館ではニュースポーツセミナーなどと重なってしまい、駐車場にとめられなくなった車が歩道や一般道の左右それぞれの側に2列駐車をしてしまい、一般車両の安全通行もままにならなくなり、危険を感じた通行者の方が亀山警察署へ通報し、違法駐車中の車両を全て排除したという話を聞きました。その後、あの日のご答弁では、あれほど困難だと言われて1年近く進展しなかった駐車場の問題が、近隣の土地を借りることができ、また近隣にある事業者の駐車場も借りられるようになって、一気に解決したと聞きました。この話を聞いたとき、1年前に議会で行ったご答弁の今後検討していくという話は一体何だったのかと思うと同時に、検討するということが何もしないというように解釈しなければいけないのかとまで思うようになりました。1年近くも問題の解決を図れなかったことが、今回のように警察の取り締まりがあると同時に問題の解決が図れたとなると、行政は事件が起きないと問題の解決を図れないのかと思えてきて残念です。安心・安全は先取りからであり、転ばぬ先のつえという言葉もあるように、事件が起きる前に対処してこそ市民の安心・安全が守れるものと思います。今懸念するのは、南海トラフ巨大地震が起きたとき、耐震強度不足の学童保育施設の問題とか、40分かけて歩いて通わなくてはならない学童保育所の問題など、亀山市でも多くの問題を抱えております。どうかスピードを上げて前向きに取り組んでいただきますようお願いしまして、通告による質問に入りたいと思います。

まず、各種計画の推進について。推進体制の現状についての質問に入ります。

現在、各部局においてルーチン業務が進められる中、後期基本計画に伴う各種計画が推進され、ルーチン業務以外の施策、事業が数多く存在し、職員1人当たりの負担が大きくなっていないかと危惧しておりますが、こうした計画推進に伴う施策業務を達成できる職員の配置になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本年度、第1次亀山市総合計画の後期基本計画がスタートいたしまして、各部局におきましてはこれに整合した各種計画が整備をされているところでございます。これに伴います施策、事業につきましては、多種多様にわたっておりまして、施策、事業の推進に当たりましてはマンパワーを必要とすることは十分に認識をしておりますが、基本的には部局内の職員において努力をいたしまして、施策、事業の初期の目的達成に向け、鋭意取り組んでいる状況にございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

23年度の事業実施状況報告書の中でも、これを見させていただいたわけなんですけど、文化振興ビジョンとスポーツ振興計画における文化スポーツ室の施策が非常に多いと感じました。ちなみに文化スポーツ室は、文化振興ビジョンとスポーツ振興計画における施策項目と方策、これが45項目のうち25項目、具体的な取り組み164施策のうち84施策、関連部署とかかかわっている2施策を加えると86施策を室長を含めた4人でやっているということになります。全庁的に見て、こういった計画推進業務には非常勤職員も担当されているのか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在、各部局に配置しております非常勤職員は、保育士、幼稚園教諭や看護師等の資格を有する職種を除きますと、事務補助員が中心でございます。事務補助員の一般的な業務内容につきましては、正規職員の補助的な業務に限定されますことから、事務補助員が単独で施策、事業を担当することはあり得ないというふうに認識をいたしているところでございます。

なお、計画推進のための施策、事業、非常に多いとのご懸念でございますけれども、この中には多数の通常業務といったものも含まれておるといったこともご理解を賜りたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

通常業務も主要施策とかそういった中に入っているというのは、非常に私自身はおかしいという気持ちを持っております。先ほどの話で非常勤職員には施策、事業を独自で担当させないということをお聞きしましたが、正規職員にその分かなり負担がかかるのではないかとこのように感じますが、計画推進に係る業務はマネジメントプログラム、そういったツールを使って実際の仕事を遂行されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたように、施策、事業の推進につきましては、どの部局におきましても基本的には部局内の職員において鋭意努力をいたしている状況でございます。

しかしながら、計画推進のための施策、事業の中には現状の職員体制では達成できないような困難かつ複雑な業務も存在いたします。また、年度により業務が集中する部署もでございます。こうした場合につきましては、部長、室長の要員配置の聞き取りを実施する中で、職員の増員配置といったことも含めまして、適正な職員配置に努め、業務の推進を図っているところでございます。

また、議員よりマネジメントプログラムに沿った業務遂行がなされているかとお尋ねでございますが、施策、事業の推進に当たりましては、年度当初に使命、目標を設定いたしまして、行政評価システムや人事考課制度などのマネジメントツールを活用しながら進行管理を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど施策、事業の推進に当たっては、行政評価システムや人事考課制度などのマネジメントツールを活用して進捗を行っているということでしたが、スポーツ振興計画事業実施状況に記載された教育研究室担当の内容を見る限りでは、残念なことにマネジメントツールが活用をもしされていなくても、活用されていないような記述内容となっていました。一例を挙げれば、具体的な取り組みの内容はこの場では長くなるので省略しますが、その取り組みに対する実績及び成果の記述が地域のスポーツ行事への参加案内などを行ったであり、課題改善点の記述が地域のスポーツ行事への参加案内などを行うとなっています。行ったという表現が行うに変わっただけの記述で、そこからは問題も課題も見えてきません。このような記述内容の報告書が提出された時点で、私であれば記述内容の確認を行い、記述内容の変更を求めますが、そうでなかったということは誰も確認作業を行っていなかったと言われても仕方がないことだと思います。市を挙げて取り組んでいる大事な施策ですので、必ず進捗状況の確認とともに実績についても確認していただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

続きまして、平成23年度亀山市一般廃棄物処理基本計画成果報告書について質問いたします。

抽象的な施策内容が多い中、施策内容はわかりやすい数値目標を上げており、また今回の目標のように自部門だけの取り組みで答えが出せる目標と違って、一般市民から出るごみの発生量を削減するという難しい目標を立て、その目標が達成できたということで、実際にどのような施策を行ってよかった点、悪かった点についてお聞きしたいということと、事業系のごみの発生量が未達成に終わった原因と、今後の課題と改善点に対して教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ごみの発生量が減少するに至った主な要因でございますが、平成20年9月から展開をいたしておりますレジ袋削減マイバッグ推進運動が定着をしまいったということとともに、各種団体により資源ごみの集団回収の取り組みが拡大をしてきたと、こういうような形の中で市民の皆様のごみに関する意識の向上が図られてきたことが大きな要因ではないかと考えております。また、これとは別に生ごみ処理容器の普及についても効果が出たのではないかとこのように考えております。そんな中で、自治会や老人会、また婦人会さんなどが取り組んでいただいております集団回収は、全ての資源物、回収される資源物が亀山市におきましては一般ごみとして取り扱いを行っております。例えばペットボトルとか色の瓶とか衣類とか、そういったもの全て資源物として直接リサイクルをされるために、リサイクル率の向上にも貢献をいただいておりますという結果でございます。

それと、事業系ごみの目標未達成の原因でございますが、事業系のごみにつきましては、特に経済情勢に左右されますことから、直接的な要因を特定することはなかなか困難なところでありましてけれども、その中で調べましたところ、収集運搬許可業者による搬入量が増加をしておるところから、主に飲食店や小売店さんなどから排出されたごみによるところが要因の一つではないかなというふうに推測をしておるところでございます。また、この目標達成できなかった事業系ごみに

対しまして、今後の取り組みでございますが、特に許可業者さんが収集運搬するごみの排出もと、また排出ごみの内容などの調査を実際に行いまして、減量化の手法も含めて検証をしてみたいというふうに考えてございます。また、家庭ごみ、目標は達成していただいておりますけれども、今後さらなる減量ということに関しましては、資源物の回収量の増加、またリサイクルの向上を図ることといたしまして、ことしの12月からペットボトルと食品用の白色トレイの分別収集の試行実施を予定しておりまして、その周知のために8月の下旬より各自治会さんにお邪魔をさせていただきまして、いろいろご説明のほうをさせていただいているところでございます。その際に亀山市の廃棄物処理やリサイクルの現状、また将来の目標などもお示しをさせていただきながらご理解とご協力をお願いしておるところでございます。職員が直接自治会さんにお邪魔させていただいて、膝を突き合わせてお話をさせていただいておりますことから、廃棄物の減量等の必要性などについてより理解をしていただくという機会になっておるのではないかと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどのご答弁の中で、一般市民から出るごみの発生量が減ったというお話なんですけど、その要因としてレジ袋を廃止したとか、生ごみの処理が進んだということなんですけど、こういったのは個別に計量されているのか、そうでないのか。こういうことをしたという状況の中で、これが原因ではないかというふうな推測なのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

資源ごみの集団回収については、全てデータ的に持っておりますので、計量してございます。また、レジ袋のマイバッグにつきましても、数字的に鈴鹿市と亀山市におきまして約9割ぐらいのレジ袋の取り組みになっておりまして、数値的にはかなり高い数値と。それから、生ごみの処理容器でございますが、これは減量といいますより生ごみの処理容器が過去の累計で1,854基各家庭に普及しておりますので、そういった形の中で減量につながっているのではないかとこのところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

各自治会を回って、これからも減量の施策、協力していただくように、ぜひ市のほうもPRしていただきたいと思います。

最後になりましたが、市長への質問ということで、先ほど各種計画推進についての施策についてお話をしましたが、主要な施策の成果報告書というのは、見ますと五百数十ページにも及んでおります。現在も後期基本計画に伴う各種計画が推進されておりますが、これだけの主要な政策ということで、結構なボリュームのあるものを市長みずからが進捗状況について、期末とか期中を問わずに確認し、また担当部局に対して必要に応じて適切なアドバイスや指示を与えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

市民ニーズが非常に多様化しておりますし、そういう中で質、量ともに確かに行政需要が拡大をし、その対応が求められておると。そういう中で、総合計画を最上位計画として、ご指摘のように各分野におけます個別計画がかなりの数動いておるところでございます。後期基本計画の基本施策をまず具現化及び補完するものとして個別計画を位置づけて、所管をそれぞれいたします部局を中心に計画管理を行っておるとというのが現状でございます。こうした中で、その進捗管理についてどうだということなんですが、この進捗と計画推進の状況の把握につきましては、基本的には年度ごとに整理を行う場合が多いと。とりわけ年度当初の各部局におけます使命、目標設定の機会を捉えながら、業績経営のマネジメントの一つとして各担当部局長等からの考え方、報告等に対して必要な指示を行っておるという状況でございます。

さらに、これは当然のことでございますけれども、年度途中におきましても当該計画に係る指示事項や進捗管理につきましては、その都度適宜対応を図りまして、効率的で円滑な計画推進に努めておるという実態でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな施策というのは、企業やこういう庁内でもいろいろあると思いますが、頭に立つ方が興味を持って、そういうことを日ごろやっていただくということが一番施策の遂行については必要なことではないかと思っておりますので、ぜひ今後とも今以上にさらに進めてやっていただきたいというふうに申し上げまして、次の問題に入りたいと思います。

次は、いじめの問題についての質問なんですけど、きょうはどういうわけかタイミングよく新聞を開きますと、第1面のところには2011年度に把握したいじめということで、全国では7万231件ということで、県内では中学校では109件、小学校では102件、高校では33件、特別支援学校は1件の245件であったと、三重県内ではこういうふうな数字が出ておりました。これは参考程度の話で、質問とは関係ないんですけども、9月定例会の教育行政現況報告の冒頭にも書いてありましたように、昨年10月に滋賀県大津市で当時中学校2年の男子生徒が自殺した問題で、いじめについて連日マスコミで取り上げられ、大きな問題となっております。また、最近では9月5日に札幌市で中学1年の男子生徒が自宅マンションから転落死して、遺書にはいじめられていて死にたいと書きとめられており、現在事実確認中ということになっております。いじめについての問題は、今に始まったことではありませんが、しばらく落ちついてきたのかなと思っていると、またこのようにクローズアップされてきます。

そこで、亀山市におけるいじめについての最近の状況を聞かせていただきたいと思っております。まず、その内容としましては、最近いじめについての調査を行ったかと。もし調査を行っていただければいろいろ行い、その調査結果はどうであったかということについてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、議員の皆様方もご承知かと思えますけれども、大津の事件を受けまして文部科学省が全国一斉にいじめに対するアンケート調査を実施するというので、亀山市もこのアンケート実施をさせていただいたところでございます。そして、今その結果は集約している途中でございまして、今休憩時間に確認いたしましたところ、学校から上がってきた数値は50件、今回の調査で一番最新情報としまして50件です。ただ、この数値につきましては、いろいろな調査が必要でございますので、これから担当者が各学校にこの数字の内容につきまして聞き取り調査をするということになっておりますので、この結果についてはしばらくお時間を頂戴したいと思いますが、その結果によってこの数値は変わってくるものと思っておりますので、また改めて報告する機会を設けたいと思っております。

日常におきましては、いじめの問題もそうですけれども、全ての問題行動につきまして毎月調査を行っております。そして、その結果は集約いたしまして教育委員会としての実態把握に努めているところでございます。

毎月上がってきます数値の中で、これまでの状況をお知らせいたしますと、いじめにつきましては平成22年度は5件、23年度5件、24年度、今年度の7月末現在では3件となっております。22年度の小学校1件を除くと、残り全ては中学校で発生をしております。それから、昨年度発生5件のうち1件については、現在も継続支援を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

今年度、大津の事件がありまして、その後で調査した結果が50件ということで、その後また内容を精査すると何件ぐらいになるのかというのはちょっとわからないんですけど、過去にこういう例があれば、この時期も50件ばかり上がって、それが最終的に5件になったのか、その辺はよくわかりませんが、もしこういったいじめの調査結果が出た場合、過去の例でいいんですけども、どのように対処されているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

教育委員会といたしましては、このいじめの問題だけではなく、学校でさまざまな問題がありましたときに、まず第一報を電話で教育委員会に入れていただくことになっております。その内容を受けまして、詳しい報告を受けつつ教育委員会が支援する場合は、教育委員会の担当者も入りまして学校と連絡をとり合いながら進めているところでございますが、日常の活動といたしまして、このようなことが起こらないための日常の取り組みを報告させていただきたいと思っております。

学校では、常日ごろから子供たちの学校生活の様子を観察したり、教職員間の情報交換を行った

りするほか、子供対象の生活アンケート、それから子供たちの人間関係を把握するためのさまざまな今申し上げた活動を行っております。それから、一人一人の子供の学級内の人間関係の位置づけが視覚的にわかり、いじめや不登校の未然防止に役立つ、これは市のほうで単独予算を組んでいただいておりますが、Q-U調査、日本語で言いますと学校満足度調査と申しておりますけれども、これを年2回実施しております。そのほかに学級担任等によります教育相談などの定期的な実施、それから学校によって名称は違いますが、心のポストなどの設置によって子供たちの仲間関係やいじめの問題、実態把握に努めております。教育委員会では先ほども申し上げましたように、このように各学校が把握した件数や状況を、それからその対応について報告を受ける形で亀山市全体としての実態把握を行っておりますし、必要があれば教育委員会も支援に入るといって進めております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどいろんな取り組みについてお伺いしましたですけれども、最後になるんですけれども、教育行政現況報告の中には、学校における組織的な指導体制を整備するというところで記載されておりましたが、先ほどお聞きしました取り組み、それ以上に何かを整備したと、これから今後する予定があるというふうなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

大津で起こりました事件をきっかけに、さらに亀山市教育委員会といたしましても、改めてこういったことに対する認識を深く持ちたいということで、亀山市いじめ問題対応マニュアルというのを作成させていただきました。これは、いじめ問題の未然防止、いじめの早期発見、いじめ問題の適切な対応のあり方について具体的に示したものでございます。それから、児童・生徒向けにいじめに関する相談があったらこちらに連絡をしてくださいという相談窓口の電話番号等を明示しましたカードを配らせていただきました。それから、1学期末には保護者宛てにいじめの相談は教育研究室のほうで受け付けておりますので、相談がございましたらぜひどうぞという形で文書も配付させていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

いじめ問題対応マニュアルをつくられて、それを利用されるというお話も聞きましたし、教育委員会においてはいじめ相談窓口を設置して、そういったいじめについての対応を行うということをお聞きしました。

最後になりますけれども、最近、岐阜県可児市では小・中学校のいじめを防止するため、市や学校、保護者などの責務を明確にした、子供のいじめの防止に関する条例というのを9月議会に提出すると発表されましたが、この亀山市では子供のいじめの防止に関する条例をつくらなくても済むような、安心・安全に過ごせる学校づくりをぜひ行っていきたいというふうにお願ひしまして、私

の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

それでは、今回通告に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

1点と2点と2つありますが、2点目は昼からのような感じもします。時間的な関係でございますが。

それでは、次世代育成支援対策推進法についてということで、まず大きく1点目でございます。亀山市子育て応援プラン（亀山市次世代育成支援行動計画）、その一つといたしまして、事業の総括と検証についてということでございます。

昨今、男女とも晩婚化や未婚率の上昇によりまして、合計特殊出生率は低下し続け、過去最低の基準に達しているといった状況でございます。そういった状況下、平成15年に次世代育成支援対策推進法が公布されまして、17年3月に亀山市次世代育成支援行動計画「亀山市子育て応援プラン」が平成17年から平成21年の5年のスパンで策定されたということでございます。前期計画におきましては、福祉、保険、医療、教育が連携し、子供たちの支援の実現のため、子ども総合支援センターを設置されたところでございます。子育て等の相談窓口の一元化を図ったというものと聞いております。その計画は10年間の時限立法でありまして、21年度に前期計画が終了、その後、22年から5年間の後期計画を今回策定されたところでございます。後期計画は前期計画の取り組みについて評価、検証した上で、今後の子育て支援の方向性を定めたものであるということ。その計画も残すところ、あと2年ほどになったわけでございます。現在、10年間の時限立法の長期的な計画の中で、この8年間の亀山市の行動計画につきまして、市長はどのようにこの8年間を総括され、検証されたのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

この次世代育成支援行動計画、8年間の総括をというご質問でございましたが、平成17年3月に亀山市子育て応援プランを策定いたしました後に、平成22年3月に亀山市子育て応援プランの後期計画を策定いたしまして、具体的な施策について取り組んでまいっておるところでございます。

この間、中学生までの医療費無料化を実施いたしましたほか、不妊治療費の助成の拡充でありますとか、福祉、保健、医療、教育が連携をして途切れのない子供支援を実現するための子ども総合センターの設置や待機児童館の整備など、亀山市独自に創意工夫を重ねて、子育てしやすい環境整備を図ってまいったところでございます。今後につきましても、少子・高齢化や核家族化がますます進行するとともに、女性の社会進出も進むことが一層見込まれますので、子育て応援プラン後期計画に基づいた事業を着実に実施いたしまして、子供を安心して産み育てることができる基盤整備

に積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

不妊治療に努力もされ、子ども総合センターもつくられたということで、子育ての対策、少子化対策にかなり貢献したというふうに理解させていただきました。

小さい2番目でございますけど、後期計画の事業についてお尋ねしたいと思います。

亀山市の子育ち応援プランの中で、前期は特定14事業が設定されました。後期は資料をいただいているわけでございますが、その資料を拝見させていただきますと、12事業の目標値が設定されているところでございます。その中で、通常保育事業と特定保育事業、延長保育事業3つございまして、ほとんどこの3つの事業の数値は余り変わっていないと考えております。この事業につきましては、おおむね達成されたとお考えなのか、または需要が今後余り見込めないのかといった数字が出ているのか、前期の検証を含めましてその理由をお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山市子育ち応援プランにつきましても、毎年度市議会のほうへ進捗状況を報告させていただいているところでございます。

まず、ご指摘のありました通常保育につきましては、入所児童数の増加に対応し、川崎愛児園の施設整備を初め各保育所の改修等により定員数をふやす取り組みをまいりました。その結果、定員数で目標値の970人のところ、平成23年度末で965人、今年度当初には公立保育所の一部改修により975人となっております。また、延長保育事業につきましては、目標設置箇所数が5カ所で、23年度末の実績が4カ所となっておりますが、今年度より新たに川崎愛児園で延長保育を始めていただきましたので、これについても目標を達成したところでございます。一方、特定保育事業につきましては、目標値が2カ所のところでございますが、現在、野登ルンビニ園1カ所での設置となっております。

これらの事業はおおむね目標値を達成しておりますが、例えば近年の低年齢児のうちから保育所へお子さんを預ける方が急増していることなど、保育に関する状況が刻一刻と変化をしておりますので、後期では子育て家庭のニーズに応じまして、必要な場合にはさらにふやす取り組みもしていかなければならないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。今後、需要があればふやしていくという考え方もあるということで理解させていただきました。

次に、夜間保育事業とトワイライトステイ事業の内容と、今後5カ年で検討するとありますが、具体的にどのような事業を展開されるおつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、夜間保育事業とは夜間に保護者の就労等により児童の面倒を見られない場合に、保育所において保育を行う事業でございます。また、トワイライトステイ事業とは、保護者の恒常的な残業などにより平日の夜間、または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、一定期間児童福祉施設等で保護者にかわって児童の生活指導や食事の提供などをする事業でございます。いずれの事業につきましても、今後すぐに実施する予定はございませんが、これらにつきましても保護者のニーズを把握しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ご答弁から推察いたしますと、今のところ、特別この2つの事業に関しては余り考えてないということですね。5カ年あるので、その5年間で検討すると、そのように理解させていただきました。余りこの2つにつきましては、そんなに需要がないような、そんなふうにも受け取れます。

次に、休日保育事業と病児・病後児保育事業というのが上げてあります。この事業の概要と、設置箇所を1カ所と目標値に定められておりますが、具体的にどの辺まで考えられてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

休日保育事業とは、保護者の勤務などにより日曜・祝日などに子供の面倒を見ることができない場合に保育所で保育する事業でございます。また、病児・病後児保育事業とは、病気療養中や回復期にあって、保育所での集団生活が困難な児童を預かる事業でございます。これらにつきまして、目標は1カ所というふうに期間での目標を掲げておりますが、今後保護者のニーズを把握しながら、これについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

いつごろされるのか、あと場所の選定等はまだ全然未定でございますか。その辺のところ、お尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この休日保育事業、それから病児・病後児保育事業についていつごろ、また場所はということでございますが、休日保育事業につきましては保育所ということでございますので、検討の状況によりまして実施する場合は保育所で行うことになろうかと思っております。また、病児・病後児保育事業につきましても検討中でございますが、医師が必要であるとか、場所が必要である、こういったこ

とがございますので、医師会の協力等も得る必要がございますので、その辺は十分に検討をしてみたいと思います。

また、一方、市には待機児童館のばんびというそういった資源もありますので、多方面から考えてみたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

この子育て応援プランという事業も次世代育成支援法も10年間の時限立法で、あと2年で終わるといってございますが、その2年が終わった後、この計画が当然継続されるものだと考えておりますが、その辺につきまして市としては今後どのようにといいますか、継続されていくのかと、その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

次世代育成支援対策推進法に基づきます亀山市子育て応援プラン後期計画につきましては、平成26年度までの計画期間となっております。国では先月、子ども・子育て関連3法が可決、成立しましたが、その中の子ども・子育て支援法で市町村は5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供などの業務が円滑に実施できるよう、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。そのため、現在の計画の後子ども・子育て支援法に基づく計画に移行するものと認識しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。別の計画へ移行するというので、理解させていただきました。

次に、大きく2つ目でございます。

特定事業主行動計画についてお尋ねいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づきまして、亀山市は事業主として職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的にかつ着実に推進するためにこの行動計画を策定され、さまざまな次世代育成支援対策等に取り組んでこられたということでございます。平成19年度から平成21年度の3カ年を第1期計画、平成22年度から26年度、これを第2期として計画をされているところでございまして、その冊子もいただいております。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、前期計画の検証とそれによって後期計画にどのように反映されたのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、第1期計画におきましては、職員の仕事と子育ての両立を支援するために、勤務環境に関

しましてさまざまな取り組みを推進してきたところでございます。その中でも育児休業の取得、時間外勤務時間の縮減及び年次有給休暇の取得日数につきましては、具体的な数値目標を設定して取り組んだところでございます。

育児休業の取得に関しましては、男性職員では第1号の取得者がありまして、女性職員では100%の取得率を目標に取り組みましたところ、いずれも達成できたところでございます。しかしながら、年間の時間外勤務時間数の目標を平成18年度実績の5%削減としました時間外勤務の縮減と平均取得日数の目標を8日としました年次有給休暇の取得に関しましては、目標を達成することができませんでした。

こういったことから、この第1期計画の結果を踏まえまして、第2期計画におきましては育児休業の取得に関しましては、男性職員の取得率5%を目標といたしました。また、目標が未達成となりました時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得につきましては、それぞれ第1期計画と同内容の数値目標を再度設定いたしまして、その達成に向け、現在鋭意取り組んでいる状況にございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

後期計画で特別何か新しく計画された事項があれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

第2期の計画におきましては、数値目標だけでなく、育児休業の取得が長期化していることに伴いまして、その復帰に対する支援を進めることや、家族の時間づくりの実施、拡充しました子の看護休暇制度など、休暇取得の促進に関しましても見直しをいたしたところでございます。

また、今回の計画におきまして、正規職員のみならず非常勤、臨時職員に対しましても次世代育成支援対策を実施することを明確にしたところでございまして、その一環として非常勤、臨時職員の育児休業新設を目標としておりまして、これにつきましては昨年3月議会に条例改正を提案いたしましたとお認めをいただいたところでございます。なお、次世代育成支援対策推進法につきましては、平成26年度までの時限立法となっておりますが、27年度以降につきましても現在実施しております各支援施策のさらなる拡充を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、大きく3つ目の一般事業主行動計画について、お尋ねします。

従業員数が100人以上の事業所、平成20年4月1日以降以前は300人以上ということでございました。それが23年4月1日以降からは対象が101人以上の事業所ということになったわけでございまして、国及び地方自治体と連携して次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育

成される環境の整備のための取り組みを迅速かつ重点的に推進する必要があるということ。事業所において、職場環境の整備に関する一般事業主行動計画を策定しなさいということでございました。また、市町村もその事業所に対して指導をしてくださいといったものでございました。

以前、質問したこともあるわけですが、本社が市内以外にある場合は、市外でのそういった計画を本社でつくるということで、市内にある会社は市内で作成ということを知っております。先般お尋ねしたときに、本社がある101人以上の事業所といいますのは、亀山市には13社あると聞いておりました。そのうち3社が作成済みということで、国の労働局等が指導して、亀山市の商工会議所が次世代育成支援センターになっていると。そういった機関が指導して、それを進めているということで、たしか2年前ぐらいにお尋ねしたところでございますが、亀山市の現在の状況は以前からどのように変わったのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

最所文化部長。

**○文化部長（最所一子君登壇）**

企業のことでございますけれども、ワークライフバランスを推進しております文化部のほうからご答弁させていただきます。

中村議員もおっしゃったとおり、昨年4月1日から従業員101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定、届け出、公表などが義務づけられております。この計画は、本社において作成されることとなっております。亀山市内に本社を持つ従業員101人以上の企業は現在12社ございまして、12社の全てが行動計画を策定されているところでございます。

また、商工会議所におかれましては、現在も次世代育成支援対策推進センターとして位置づけられ、活動しておられるところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

中村議員。

**○13番（中村嘉孝君登壇）**

ありがとうございました。

こんな短期間の間に全事業所がそういった計画を策定されるのは結構なことだと思います。まだできてない事業所があるかなと思いましたが、全部できたということ。

次に、最後に1点だけお尋ねしたいんですが、次世代育成支援地域協議会というものこの法律からいいますと、県、市町村、事業所、社会福祉関係、あと教育関係等々でそういった協議会をつかって組織しなさいといったことも書かれておりました。当亀山市におきましては、その辺の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**○議長（小坂直親君）**

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

次世代育成支援対策推進法第21条では、地域における次世代育成支援の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができることとされております。この協議会につきましては、既存の審議会等の活用も認められておまして、亀山市におきましては亀山市次世代育成支援行動計画策定検討委員会をそれに充てているところでござい

ます。現在、この委員会の開催の実績はないところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今のところ開催していないということで、理解させていただきました。

○議長（小坂直親君）

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 中村嘉孝議員につきましては、質問を続けてください。

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

それでは、大きく2番目の学童保育について質問させていただきたいと思います。

学童保育関係につきましては、これまで2回ほど各学童保育所に関係いたしまして、いろんな分野で質問もさせていただいたところでございます。そういった中、今回は小規模学童保育所一本に絞りまして質問いたします。

まず1点目でございますが、市内の少人数学童保育所の状況でございます。市内の11小学校区のうち、ほとんどの校区において学童保育所が開設されたところでございます。いろいろ現実的には施設によって格差もありまして、問題も山積しておるところが現状でございます。そこで、市内の少人数学童保育所につきまして、現在の状況とこういった学童保育所に対する補助金の内容について、お尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市内には、全11小学校区のうち9つの小学校区に10カ所の学童保育所が設置をされております。その中で児童数が10人を下回るところは、加太小学校区のみでございます。加太小学校の全校生徒数は46名で、そのうち学童保育所の入所者数は8名となっているところでございます。その内訳としましては、1年生が2人、2年生が4人、3年生が1人、5年生が1人となっているところでございます。

それから、学童保育所に対する補助制度の内容でございますが、国庫補助の対象となる放課後児童クラブの要件といたしまして、年間開設日数200日以上249日以下の場合は平均児童数が20人以上、また年間開設日数が250日以上であれば平均児童数10人以上が必要となります。その場合の補助金の国・県・市の負担割合は、それぞれ3分の1ずつでございます。

一方、入所児童数が国庫補助基準を下回り、5人から9人の場合は県単独補助の対象となり、3年間を限度として補助が受けられることとなります。この場合の県と市の負担割合はそれぞれ2分

の1ずつでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

加太小学校区が少人数学童ということで1カ所ということでございます。生徒の総数が46名と今言われましたんですが、だんだん40名に現在近づいておる状況でございます。

次に2点目でございますが、小規模な放課後児童クラブに係る特別交付税制度についてということで、ことしの6月に厚生労働省は地方自治体に「小規模な放課後児童クラブに係る特別交付税制度について」という事務連絡を出したということを知っております。これは、児童数が10人未満の小規模な学童保育所に対して総務省から特別交付税という補助金があるということを知らせるもの、このように聞いています。具体的にご説明をお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の厚生労働省の事務連絡につきましては、5月の衆議院の税と社会保障の一体改革に関する特別委員会における厚生労働大臣の答弁を受けて発せられたものでございますが、その概要は年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさずに市町村が単独事業として実施する小規模学童保育については、特別交付税の算定対象になっていることを地方自治体、特に福祉部局に対して通知をしてきたものでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

この交付税制度というのは、加太地区の学童保育所は対象になるのか。それと、この制度について去年は国内の全ての都道府県から申請があったと聞いております。そして40億円程度の補助金が交付されたと、そのように聞いております。この補助金は国の全額補助でございまして、市町村の負担は全くないと、そのように聞いておりますが、この2点についてお尋ねします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、特別交付税で措置をされているのかというところでございますけれども、児童数が10人未満で補助基準を満たさないため、やむを得ず単独で行っている小規模学童保育所に要する経費ということで、加太小学校区学童保育所ということで、平成23年度におきましては事業費の2分の1程度の額が特別交付税に算入されているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

この特別交付税の活用についてということでございますが、現在加太地区の学童保育所は8人が通学しておるわけでございます。来年に向かいますと、10人をどうしても確保するために、それぞれ学童保育所の運営委員会や関係者の方々が大変現在努力しておるところでございます。また地域でも、市長もご存じだと思うんですけど、地区コミュニティのメンバー全員とか、自治会長を含めたそういった組織がいろいろ活動を通じて、いろんなことで支援や協力も行っております。とにかく頑張っておるんですが、なかなか全校児童が40名ということで、そのうちの10名といいますと25%、40人のうちの4分の1が全部学童に来ていただかなければならないと、そういった状況の中で大変厳しい25%ということでございます。それで、いろいろ頑張っておりまして、何とか来年には10人を確保するというように努力しておるところでございますが、なかなか将来的にもこれを維持していくことは難しいんじゃないか、そのようなことも思うわけでございます。

そこでちょっと1点お尋ねするんですが、学童保育所の現在の補助金は一括当初に支払われると、そのように聞いておりますが、例えば途中で定数割れした場合、そういった場合に補助金の返還等はあるのかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

国庫補助基準を満たした場合、学童保育所に対する補助金は通常年度当初に概算払いでお支払いをいたしております。もし年度途中で基準の10人を下回って、最終的に年間平均児童数がある基準に満たなかった場合には、概算払いでお支払いしました補助金を返還していただくということになってまいります。したがって、国の補助基準を満たすよう恒常的に10人以上の児童を確保していただきたいというふうに存じております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

そういう点があるんで、それこそ市単でやっていただきたい。後ろからの声もありますが、当然私もそういったふうに考えております。

それで、市長にお尋ねしたいんですが、今後こういった定数に満たないと将来的になった場合、これまでせっかく立ち上げた学童保育所ですので、どうしても存続したいと、地域の者もいろいろ考えておるところでございますが、そういった状況に万が一なった場合、こういった交付金を活用して存続のための対応策を講じていただきたいと思っております。そこで、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小規模学童保育所に対します国の特別交付税の活用をしてということが前提でございますが、この特別交付税は単年度限りの交付金ということでございますので、来年度以降どうなっていくのかというのは非常に不確定な要素が多分でございます。亀山市といたしましても、加太学童、大変頑張っていたりまして、唯一の小規模学童ということでございますので、従来からのご意見

も踏まえ、ことしの1月に知事との1対1対談、議題として取り上げさせていただいて、知事にも直接この小規模学童保育所の県補助の期間延長を初めその拡充を要望いたしたところでございますけれども、結論は出ておりませんが、今後も引き続きまして県に対しまして同様の要望をしてまいりたいというふうに思っております。言うまでもありませんけれども、入所する児童数が少なくても学童保育所の存在というのは意義ある大変重要な施設というふうに私どもは考えておるところでございますので、今後も引き続きまして関係機関との話し合い、あるいは運営委員会の皆さんとも継続して話し合いを続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

とにかく先ほど市長も言われたように、この交付金制度というのはまだ不確かということで、ことしは出たんですけど来年からどうなるかわからないというのが現状らしいですね。これがずっと継続してこういった制度があるんですから、今後そういうこともお願いしたいと思っております。また関係者一同といいますか、とにかく10名を確保するのを努力して、ずうっとそれはいききたいと、精いっぱい努力でやっていききたいと思いますが、それが将来的に減るという可能性もなきにしもあらずですので、そのときはこういった交付金制度とか市単でとか、ひとつよろしくお願ひしたいと、そのように今から、ちょっと早いんですけど心づもりをお願ひします。よろしくお願ひいたします。

最後になるんですが、国への要望ということでございます。法改正、制度改正等についてでございますけど、学童保育所の問題点の多いのも一つは国の制度の不十分さが大きな要因を占めておるところでございます。全国でも国に対していろいろな要望が出されているということも聞き及んでおるところでございます。内容的にどんなことといいますと、学童保育に対する市町村の実施責任を明確にし、運営の安定性、継続性を保障する制度にするような児童福祉法の改正を要望しておるところです。

3つほどございまして、1点目は学童保育の法的責任、最低基準、財政措置を明確にし、学童保育所を児童福祉施設として位置づけた国の制度とするということ。2つ目には、市町村の実施責任を明確にした制度とする。3つ目には、国の財政措置が強化される制度とすると、この3点を集約いたしましてこういったことを国へお願ひしたいというものでございますが、こういった問題点はあるのはご存じかと思ひます。市として、先ほど市長が言われました県と交渉されまして、いろいろ要望もされたと今報告をお伺ひしたところでございますけど、今後国等にもこういった要望をしていかれるのか、現在してみえるのか、その辺につきまして市長にお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国への要望に関しまして、これは毎年全国市長会を通じて放課後児童クラブに対する財政措置の充実等について要望書を提出してきておると、こういう流れでございます。

一方、ご案内のように先月国において可決、成立をいたしました子ども・子育て支援法の関連3

法におきまして、少しお触れいただきましたが、放課後児童クラブの基準について改正がなされました。今後、国が定める基準をもとに市町村が条例で基準を定めるよう改善が図られていくという流れの中にございます。また、放課後児童クラブに従事する職員等の従来からの長年の懸案課題でございましたが、職員等の処遇の改善について国において検討を加えて、必要に応じて所要の措置を講ずるといふうに伺っております。しかしながら、ご案内のように、その後成立以降、この改正の内容につきましましては、現段階では詳細な点まで決定をしておらず、国民会議でしたか、その会議の中で今後それを煮詰めていく。消費税との関係もあろうかと思いますが、しかし全体としては国の財政措置を強化する方向で動いていくということは非常に歓迎をしたいというふうに思っております。したがって、今後その詳細の議論につきましまして、実は国と地方との協議の場が設置をされておりますので、そういう中でも全国の各自治体、共通の思いであろうと思われ、その推移をしっかり注視してまいりますとともに、引き続きまして国に対しまして、先ほどの件もそうなんですが、放課後児童クラブの充実に対する要望を引き続いて行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

とにかく学童保育所というのは、育ち盛りの子供たちが長時間を過ごす毎日の生活の場ということでございます。子供たちが安全に健やかに育つことができる生活が保障されなければならないと、そのように考えるところでございます。それには、職員の配置基準や事業内容、安全対策などについて公的機関が推進力となってやっていかなければ、なかなかこういった事業はできないと、このように考えておるところでございます。今後、なお一層の力を入れていただきまして、そういうことを要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

ここで、伊藤教育長から尾崎議員への答弁について、訂正の発言を求められておりますので許可いたします。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

午前中の尾崎議員の質問に対しまして、速報ということでいじめの件数50件と申し上げましたが、これは51人の児童・生徒からそういった事案が上がってきているということで、件数につきましては調査を進めてまいりたいと思っておりますので、「件」を「人」ということで、51人ということで改めさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（小坂直親君）

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは早速ですが、通告に従いまして、順次質問させていただきます。答弁につきましても、よろしく願いをいたします。

最初に、亀山市行財政改革大綱見直し案について、質問させていただきます。行財政改革大綱の政策3であります財政改革の推進について、3点質問させていただきます。

1点目に、数値目標の必要性についてをお尋ねいたします。

現在、23年2月に策定をされた後、実質1年たった中で、新しい亀山市行財政改革大綱として見直し案が策定をされ、パブリックコメントを実施している状況です。今回は、その中から財政改革の部分について確認をさせていただこうと思います。今回の財政改革、23年2月に策定されたものと何が変更になったのか、そしてまた新たな目標は何かについて、まず確認をさせていただきます。

**○議長（小坂直親君）**

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

**○総務部長（広森 繁君登壇）**

今回の行財政改革大綱の見直しでございますが、政策3の財政改革の推進につきましては、平成22年3月に作成をいたしました平成22年度から26年度を期間とした中期財政見通し、これを後期基本計画の策定や本市を取り巻く環境の変化を踏まえまして、本年2月に新たに平成24年度から28年度の5カ年の中期財政見通しとして見直しを行いましたので、これを受けまして、今回行財政改革大綱の見直しを行うものでございます。

主な変更点でございますけれども、財政改革の基本方針の基本理念や方針、改革の内容については継続をいたしまして、目標を平成26年度における財政収支の均衡、20億円の財源不足の解消から新たに歳出構造の刷新、歳入改革の推進による財源不足の圧縮、行財政体質の革新へと変更をいたしましたところでございます。

**○議長（小坂直親君）**

竹井議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

22年3月の中期財政見通しについては、この2月に24年から28年ということで提案されて、私も3月に質問させていただきました。あとの部分について、少し確認をさせていただきたいと思っております。

今回、内容的には大きな理念とか変わっていないということでございましたが、一番大きく変わっているのは23年度に出された部分では身の丈に合った予算規模、25、26年の歳入見込み額の約170億円を目安とするという部分が今回は全く削られております。この身の丈に合ったというのは櫻井市長がよく使われます。私も亀山市5万人都市に合った予算規模ということは随分確認をさせていただいておりまして、180億円前後かなということが答弁でもいただいております。今回はその目安となる170億円という高さを削除されたこと、これについてはなぜ削除されたのか、確認をさせていただきます。

**○議長（小坂直親君）**

広森総務部長。

**○総務部長（広森 繁君登壇）**

現行の行財政改革大綱では、市税収入が安定すると予測されます平成25、26年度の歳入見込み額であります約170億円が亀山市の身の丈に合った予算規模として記述をされております。

一方で、本年2月に見直しを行いました中期財政見通しでは、本大綱の計画期間の終期となります平成26年度でございますが、26年度までの後期基本計画の第1次実施計画にも掲げる事業推進のための財源は確保できる見通しとなったということで、その予算規模につきましては平成25年度が217億円、26年度が202億円というふうになったことから、今回の大綱見直し案では中期財政見通しと整合させるといったこともありまして、170億といった記述はしなかったところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

財源の確保ができて、25、26年度で200億円超の規模であるけど確保できたと。あとでまた足らずまいのところはありますが、27年、28年には赤字になるわけですが、財調はなくなるわけですけれども、ただ私は170億円という数字についてはこれまでもずっと確認をしてきていて、やはり液晶効果によって税収が膨らんだ中で、多くの事業を一気にやり遂げたというんですか、耐震も含めて学校をつくったりとか、通常10年ぐらいかかるものを一気に形ができたんだと思うんです。ただ、そのことが肥大化をしたまま、結局は着膨れになっていないかということで、自分たちの財政規模の高さというものは認知しておくべきではないかということで、ずっと言ってきました。

そんな中で170億を示されたのは、そういう見方があるかなということで、非常にいい見方だなと思った中が、今の答弁だとそういうものはなくても十分担保できると。やっぱりスタンダードですよ。要するにどれだけの規模が要るんだということのスタンダードになったのが、一気にこれで外されてきたと。そうすると、先ほども言いましたが28年度には6億6,000万の財源不足になるんだということが明記されております、ここにはきっちり。そうすると、財政改革の基本方針、基本理念、目標、方針では、これも前の23年度版では先ほどもおっしゃいましたが、26年度における財政収支の均衡として20億円財源不足になるんだと。だから、毎年5億円ずつ歳出カットというか、やらなきゃだめなんだということがうたわれてきたと。この部分が今回どうなったかということで見直しますと、頭の部分は一緒なんですけど、20億円の財源不足というところが行財政体質の革新という言葉に変わったんですね。数字から文言に変わってしまったと。これも先ほどの170億円という一つの亀山の予算の高さというものを削り、さらに不足財源、少なくとも6億は不足するわけですので、そのことがあってでもそのことを書かずに革新という言葉でそれを対処しようとするんですが、なぜ基本方針の目標から、20億円は要らないにしても少なくとも6億は要りますよね。そういう数字目標をなくしたこと。2つ数字目標がなくなりましたが、なぜこの部分からも行財政体質の革新という言葉に変えてしまったのか、これについても確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現行の行財政改革大綱では、平成26年度に財源不足となります約20億円につきまして、23年度から26年度までの4カ年で除しました5億円を各年度における削減目標としております。先

ほどもご答弁を申し上げましたとおり、見直しました中期財政見通しでは、第1次実施計画期間中の平成26年度までの財源は確保できる見通しとなったことから、今回具体的な削減の数値目標は記述しなかったところでございますが、27年、28年度への財源の確保を図るといった意味からも、歳入歳出両面から財源不足の圧縮に努めるとしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

3月の定例会でも数値目標は必要じゃないかということを質問させていただきました。

今回、行財政体質の革新という言葉だけで財源の不足を圧縮するというふうなことになるわけですね。文字で圧縮をすると。改革の取り組み視点を見ても職員の意識改革、選択と集中、参画・共同、新しい時代の公の構築をもって取り組むとする、これも一緒なんです。全く変えてない。私が気にするのは、全く目標なしに意識改革だけで、例えば28年度には約7億不足すると。さらには27、28年度の第2次実施計画には一切反映されていないんで、もっとお金が要るんですよ、そのタイミングでは。そのことを全く触れずに、これは入れてないということは触れてはいますが、要るとは書いていない。入れてないという触れ方をして、部長は達成したんだと、26年度までとおっしゃるけど、27、28年度は真っ暗闇ですよ、今の状況では。それが数値目標も持たずに、亀山市の財政の高さも消し、削減目標も消した中で数値目標なしに財政改革、要するに財源確保をできるのかどうか。どこからその確信が出てくるのか、教えてほしいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをいたします。

これもご案内のとおりでございますが、消費増税を主といたします社会保障と税の一体改革の関連8法案が先月成立をいたしました。今後、この社会保障や税構造などの制度動向については不透明な部分も多々ございます。そのような中で、今後の国の急激な変化にも対応できるような、議員ご指摘をいただいております強靱な行財政構造の構築というのは、本市にとりまして急務であるというふうに考えております。

ただ、一昨日も申し上げましたが、180億と当時身の丈とあって今日まで進めてきたわけでございますけれども、例えば国で新たな制度、子ども手当の制度が創設されると。本市でおきますと12億ぐらいの国費がぼんと上へ乗っていくということになりますと、その総額を追いかけていくというよりも、むしろ今回の行財政改革大綱の見直し案におきましては、経常収支比率85%以下、それから公債費負担比率15%以下の維持、財政調整基金残高20億円以上の維持の3つを行財政運営の数値目標として設定をさせていただいております。これは3月に議決いただきました後期基本計画にもこの数値目標は明記をさせていただいております。この中で、とりわけ経常収支比率なんです、平成21年度が76.4%でございました。22年度85.2、昨年度88.6%と上昇しておりまして、ご案内のように経常収支比率が高まるということになりますと、財政構造の硬直化で政策的なものが展開できないという状況に陥ってしまうということで、大変今の88.6%という状況を強い危機感を持っておるところでございます。

そういう中で、中期財政見通しにおいて実施計画額といったより現実的な事業費を計上し、見直した結果、厳しい内容となっておりますことから、22年の見通しにもまして財政が危機的な状況を迎えつつあるということを改めて強く認識するところから始まっております。こういったことから、まずはこの3つの数値目標、これを大きな死守をしていくという目標といたしまして、職員一人一人に限られた財源の有効活用の意識をもう一度徹底させるなど、職員の意識改革を初め選択と集中、参画・共同の視点を意識しながら、今後危機感を持って行財政改革大綱後期実施計画に掲げます55の具体的事業を着実に推進してまいりたいと考えておるところでございます。数値目標といたしましてこの3つの数値目標を完遂していくということ。それから職員の意識の積み上げの中で、具体的にこれをやり遂げていくという思いを込めて、170億、180億という数値は掲げておりませんが、より一歩突っ込んで、これを追いかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

少し議論が分かれると思うんです。やっぱり職員に対してどこに向かって走るんだということを示さない限りは、意識を変えよ意識を変えよって何の意識を変えるんだと。それにやはり数字か何かが出ないことには、どのベクトルに向かっていくんだと。突き刺さる方向もわからないんじゃないかと思うんです。

そういう意味からいくと、2点目の行財政体質の革新ということで触れさせていただきますが、今市長からもご答弁ございましたが、経常収支比率、23年度の部分は70%台から今回に85%以下に変更されました。今、市長もご答弁いただきましたが、ここはきっちり守るんだということです。これも議案質疑でもお聞きしましたが、経常収支比率が悪くなるということは、経常経費に充てる一般財源が減るか、それを使う事業が高くなれば、当然どちらかですから、そうすると税収がどんどん減るということを予測されております。そうすると、経常経費を減らさない限りは減らないんですね、88.幾つ。それだって数字を指し示すには、経常経費の何を減らすんだぐらいまでは入らないと、ただ85を死守せよだけでは本当にいくんだらうか。そういう意味からいきますと、ちょっと時間が押していますけれども、行財政体質の革新というその言葉だけで今市長の思いというものが届くのかどうか。それを本当に職員自身が自分のものとしてやらなきゃだめなんだというふうに行くのだらうかというすごい懸念がありますけれども、そのことともう1点、新規の項目に公共施設の統廃合の問題が書いてございます。これは6月にも公共施設の白書をつくって中長期的な視点を持つべきだというふうにお話をさせていただきました。私どもの会派で秦野市というところへ行ってまいりました。後で行って知りましたが、相当ここは有名な市だったみたいで、いろんところが視察に来ておられました。ここのポイントとしては中長期的な視点で財政への負担をどう減らすんだ。だから、それぞれの施設の目的や性質、コストを全部調べた上で順番を決めていく。きのうの質疑でもある溶融炉の長寿命化なんかはまさしくその中に入るわけですね。だから、個々に議論を進めるのではなくて、こういうものを含めながらその視点を持ち込むということがないと、本当に行財政体質の革新や意識改革ができるんだらうか、そういう気がするんです。改めて本当に革新だけで収支構造や歳出構造が革新できるのかどうか、もう一度確認をしたいと思

ます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の行財政改革大綱につきましては、数値目標も含めましてさまざまな取り組み内容を掲げておるところでございますが、まずは職員が財政の危機感といったことを認識するとともに共有をすることで、標準的経費については削減が図れるものというふうに考えております。それが行財政体質の革新につながるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

また、これから始まりますので、議案質疑でも申しましたが、やはり差異をどんどん見ながら変化点を我々もチェックしなければならないし、職員お一人お一人が行財政体質の革新に向けて意識改革をすると、何か示さないことには動かないんじゃないんですかね。日々一生懸命仕事をしている中から、どうやって減らしていく、どうやってそれを圧縮するんだという議論は別物ですのでね。仕事をしながらこのことも進めていくとなると、やはり私は言葉だけで本当に動くんだらうかという疑問は持ちます。

3点目に、事業見直しの基準となる事務事業評価の拡大ということでお尋ねをしたいと思います。

これも8月の全員協議会のときに企画部長から少し見直しをしたいというふうなお話がありました。現在の事務事業評価については、主要事業が中心になっておりますが、以前からやはり既存事業であっても額の大きいもの、継続的にやっているものの評価もすべきだというふうに言っていました。まさしく今、部長の答弁にもありましたが、意識を変え、さまざまな見直しをするツールとしてはこれが一番適切ではないかというふうに言っておられましたが、この辺の考え方、主要事業以外でもそういうような拡大を進めていくお考えがあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

事務事業評価の考え方でございますが、現在、主要事業についてのみ実施しておるところでございますが、議員申されたとおり、今回の大綱の中の見直し案で新たな実施事業といたしまして、事務事業評価の範囲の拡大を追加いたしております。主要事業以外の標準事業にまで対象を広げるといふような考え方でございます。目的といたしましては、事業の効果性、効率性の向上、経費の削減及び説明責任を果たすことなどでありまして、さらに事業を構成する施策の評価への活用、予算編成への反映などについて、現在庁内において検討しております。

検討の中身を少し申し上げますと、対象事業につきましては主に一般会計というふうに考えておりますが、一般会計における中事業を基本として、市に裁量のない事務的経費や一般的な事務経費などは除外をいたしたいというふうに考えております。開始時期につきましては、24年度実施事業の評価を行います25年度からといたしたいと考えております。なお、事務量の増加も考慮いた

しまして、対象事業が三百数十というふうになると思いますので、この評価につきましては複数年で評価をいたしたいというふうなことで検討いたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。やはり見直しをするには道具が要るし、そのためには自分自身が見直す気持ちを持たないと、周りから幾ら言われても変わらないと思う。それが意識改革になってくるんで、担当の中でこの事業の必然性や将来の方向性なんかを議論しながら削っていくなり、追加するなり、大変重要な評価手法だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

ただ、1点、この見直しの中で1つだけ確認しておきたいのが、第2次実施計画の反映がされていないということになると、27、28年度の投資計画、当然今後立てられていくと。そうすると第1次実施計画が3カ年で、これ資料が出ておりますが、170億円ぐらいの投資があつて、一般財源が120億円ぐらい使っていると。ちょっと大きな事業もありますんで、単純に40億となりませんが、それでも27、28年、数十億のお金が一般財源として必要になってくると。それは起債になるのかは別にしましても。これは本当に、28年度、6億円の財調不足だけでは済まない。さらに数十億円の財源不足というふうになってまいりますけど、この辺間違いないのかどうか。第2次実施計画における一般財源の確保というのは、これから議論されるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しでは、平成27、28年度においては継続するソフト事業のみを計上いたしまして、政策的経費のうち投資的経費については現状では第2次実施計画の事業費は把握できませんので未計上としておりますが、基金は枯渇し、財政運営は極めて困難なことになることが予想されております。したがって、現状においては27、28年度に政策的な投資的経費を計上すると、この見通し以上に財源不足が生じることとなりまして、財源手当てができず予算化は困難であると認識をいたしております。

こういったことから、今回行財政改革大綱を見直しまして、平成26年度までの第1次実施計画期間においてこの改革にしっかりと取り組みまして、持続可能な健全財政といったものの確立を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一般財源がなければ起債になりますので、市長がさっきおっしゃった公債費負担比率15%、またこれも一つの問題になってくる。それをクリアしながら財源をどう確保するのか、非常に難しい方程式を解くようなこととなりますので、やはりきちっとした目標を立てるべきだということを申し述べて、次に入らせていただきます。

次に、いじめ問題の対応について3点お尋ねいたします。

これは午前中、尾崎議員からもご質問がございました。1点目の亀山市の現況についてもご説明がございましたが、1つだけ。平成22年、23年、24年の件数が、5件、5件、3件というふうにご報告ございましたが、小学校・中学校に分けて数字があればご報告を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

小学校は平成22年度に1件でございまして、それ以外は全て中学校で起こっている事案でございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

件数は確認させていただきましたので、次に入らせていただきます。

次、2点目に、いじめ問題対応マニュアルについてお尋ねをいたします。

今定例会の教育行政現況報告で8月20日にいじめ問題対応マニュアルを作成し、各学校での活用を図るというふうなご報告がございました。具体的にはどのように展開されていくのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

大津の事件を受けまして、さらに今まで取り組んできたことをまとめ、再確認、再認識ということで、亀山市いじめ問題対応マニュアルというのを8月に作成させていただきました。そして、これは全教職員に配付し、周知徹底を図らせていただいているところでございます。これまでもいじめ問題に対しまして、それぞれ各校適切な取り組み、対応を行ってきたところでございますけれども、このマニュアルを活用するということにより、より組織的な対応ができるようにというふうに考えております。

マニュアルの中身は、いじめの未然防止の視点、いじめの早期発見のポイントを示しております。いじめが起こらない学級指導のあり方、早期発見のための児童・生徒へのかかわり方や見方などについて、全教職員で再確認をすることを指示したところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今回のいじめ問題対応マニュアルが私のほうにも配付されておりましたので、少し見させていただきました。その中で、いじめの未然防止、今もご答弁ありましたが、未然防止の視点に家庭との連携という項がございます。その中では家庭との共通理解、相談体制の充実が取り上げてございますが、情報の提供という部分から見ると余り触れていないような気もいたします。やはり家庭への情報の提供の視点も非常に重要だし、新聞等でいけばいじめ問題が起きた市での教育委員会等の隠蔽体質みたいなこともよく書かれております。やはりどう情報を伝え、どう情報を公開していくか、このことが非常に重要なことだろうと思いますし、私はこれが一番基本と考えておりますが、この

辺の情報の関係についての考え方について、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

情報提供の件でございますが、いじめの被害を受けた子供の心がさらに傷つくことのないように、全ての情報を一般的に家庭や地域に提供することについては慎重に行う必要があるかと考えております。

一方で、いじめを許さない学校づくり、よりよい仲間づくりの取り組み等を、学校、学年通信等を通して紹介することが必要でございます。また、子供のサインや変化に気づき、いじめを早期に発見できるように家庭にも協力をお願いする等、家庭との連携にも力を入れてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

いじめがあることの中身をどうこう、それは確かに言われるように子供の声もあるんで非常に慎重に取り扱う必要がございますが、起きてから初めて騒ぐということではなくて、今何が起きているんだ、どんなことが今学校で起きているんだと、そういうことは私は適切に丁寧に家庭や地域にもお示しをすべきではないかな。今回こういう質問をして何件というのが出ますけれども、これが例えば毎回出るわけでもない。事が起きて、騒動になって、それから初めて中身を知るのではなくて、やはり適切な時期に適切なものを提供していただく。それは何もいじめがあったことの意味ではなくて、未然に防止するという視点でも非常に重要なんで、ぜひその辺は、特に余り触れてないが共通理解は当然、相談に対する充実ということには、そういう情報を流しながらやっていかなきゃまずいんで、ぜひその辺の視点はこれからもやってほしいことと、もう1つ、いじめの対応の中に生徒指導対策委員会というのもしっかり明記されてございます。ただ、私も教員ではありませんし、よくわかりませんが、実際にそういう問題が起きたときに、やはり当然最初は担任の先生が対応するんでしょうし、それが学校全体の問題であったり、またひいては教育委員会全体と連携をとっていかれるんだろうというふうに思うんです。その辺がしっかり今でもされているんだろうかと。朝日新聞の記事でしたけれども、いじめ問題が起きたときに担任が抱えてしまって、その先生自体が自殺をされたみたいなことも載っている。やっぱり学校全体、地域全体でつかまえるときはつかまえてやる必要があるというふうに思うんですが、この生徒指導対策委員会の委員会をつかってやる対応は非常に重要ですけども、担任だけではない、学校や教育委員会と連携してしっかりとそういうシステムができ上がっていくものなのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

これまでもいじめの問題に限らず、生徒指導に関する問題行動が発生した場合には、学校体制の中で組織的に対応するように各学校に指示してまいりました。担任1人だけで対応するのではなく、管理職を含む生徒指導対策委員会を組織し、丁寧な情報収集と組織的で迅速な対応を行うようにし

てきているところでございます。必要に応じては教育委員会の担当者もその中に入れていただきながら対応に当たってきたこともございます。

それから、子ども総合センター、子ども支援室、あるいは警察等の関係機関とも連携し、専門家の助言等もいただき、取り組みを進めていくということにしております。

**○議長（小坂直親君）**

竹井議員。

**○20番（竹井道男君登壇）**

たまたま新聞でそういう記事をちょっと見ましたので、そういうことはないと思いますけれども、担任がまず抱えてしまって、それがなかなかうまくいかない。そのことで大変悲惨なことになりますので、ぜひ学校全体でまずはきっちり受け皿をつくって対応できるようをお願いをしたいと思います。

それから3点目に、今、教育長からもお話がございました子ども総合センターの支援についてお尋ねをしたいと思います。

いじめ対応のフローチャートには、子ども総合支援室の連携もきっちりうたっております。子ども総合センター自体は、平成14年度に校内暴力や不登校、こういうものの心のケアの対応を行う生徒サポート事業がスタートだと思っております。その後、市単事業となって、16年度には臨床心理士の配置を行い、17年度より子ども総合支援室として、22年度には子ども総合センターというふうに拡充されてまいりました。改めてこのいじめ問題等での子供の心のケアが必要なときに、子ども総合センターの役割は大変重要なものと考えますが、この支援体制についてどのように考えておられるのか、確認をしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

いじめ問題は発見が困難であり、子ども総合センター、子ども支援室に相談に来られる事例でも、いじめそのものというよりも、例えば児童・生徒の不登校やリストカットあるいは鬱症状など、ほかの適応障害として相談をしているうちに、背景にいじめが大きくかかわっていたということが少なくありません。また、いじめと認識されること自体が難しく、多くの場合はけんかやふざけの延長として捉えられているのが現実で、その間に被害児童・生徒のダメージが大きくなり、場合によっては自殺を図るような悲劇に至ることもあるものと考えられております。いじめ問題が起きたときには、まずはいじめられた児童・生徒の保護と安全を最優先にした上で、守られている安心感を第一に当事者に示してあげる必要がございます。子ども総合センターでは、子ども支援室の相談体制の中で、いじめられた児童・生徒の安全を守るため、学校を初めとして教育委員会の各機関との確かな情報交換をしながら、いじめられた児童・生徒がもういじめられる心配はないと安心できるよう、保護者や児童・生徒本人と面接を行い、丁寧に話を聞いたり心理テストを実施したりして、本人の心のケアに努めております。また、いじめを受けた子供は心身にダメージを受けている状況になっている児童・生徒も少なくありませんので、全中学校や小学校に配置されているスクールカウンセラーとともに共同で心の安定を取り戻す援助を行い、さらには適応指導教室や青少年総合支援センターを初め専門機関とも協働して安心できる場所の確保と心のケアに努め、通常の学校生活を

送れるよう支援をしてまいります。

なお、子ども総合センターでは、平成23年度に専門監を講師に市内の全教職員を対象とした研修会を行っており、今後はいじめ問題にかかわる大人向けに意識を高める研修等を開催したいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

子ども総合センターを軸に、14年度から始まった心のケアというのがスタートで、今はただそういうのをどんどん進めていくと、発達障害、DVまでも対応が随分広がってきたと。ただ、原点とすればやっぱり心のケアというのがスタートであり、今まさにここは何をおいても優先すべき課題である。部長からいろいろご答弁いただきました心のケアということでは、この部分が私は中心になってくるんじゃないだろうかというふうに思います。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置も国では進めるというふうにしてはありますが、亀山市でも随分早くから取り組みをされておられますし、特に臨床心理士を配置してある子ども総合センターだと、特質的な組織を持っておられる。そういうことからいけば十二分な体制はできておりますので、やはりそこをうまく活用した取り組みというのが重要ではないか。そういう意味からいきますと、まだ組織といえば福祉と教育と別々の組織でございますので、さらにこの連携が非常に重要と考えておりますが、その辺の見解について確認をしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

これは私がこの職につきましてから非常に感じていることでございますけれども、子供たちのさまざまな課題に対して、それを適切に導くために福祉と教育の連携が非常に重要かと感じております。いろいろと情報交換等も含めて、今後とも連携を強化し、子供たちの支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

縦割れにならないように、子供は一緒ですので、対応についてお願いをしたいと思います。

次に、亀山市地域医療再構築プランについて、大きく2点をお尋ねいたします。

最初に、基本戦略2として市立医療センターの経営健全化と救急医療体制というのがございます。ここから3点、お尋ねをいたします。

1点目に、自治体病院のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

5月に機会がありまして、医療センターの現状と課題という学習会があつて参加をいたしました。改めてその話を聞きながら、自治体病院のあり方について研修を聞きました。平成22年度に策定をされました地域医療再構築プランのこの部分は今も頭で言いましたが、健全経営化が主目的であるような感じを持ってまいりました。ただ、医療センターは自治体病院としての役割というものをやっぱり私はきちんと認知した上で、医療センターの経営健全化というものの取り組みも重要な

視点じゃないかなと思ひ、改めて医療センターの自治体病院としての役割、使命はどんなものなのかについて確認をしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

自治体病院であります医療センターの使命は、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することであると考へておりまして、特に不採算部門と言われております救急医療に積極的に取り組むことであると考へておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今ご答弁いただきましたが、確かにまずは地域住民の健康医療を守るという、これが一番重大な使命というふうに考へます。そういうことを軸に再構築プランを読ませていただきましたら、医療センターが地域における医療、保健、福祉のネットワークの中核的な役割を果たすということが書いてございます。当然今おっしゃいましたように、自治体病院というのは市民の命と健康を守る、そのことを軸に当然活動を続けていくわけですね。そうなりますと、基本認識で書いてございます医療、保健、福祉のネットワークの中核的な役割というのは、ちょっとここもわかりづらい表現なので、もう一度この役割の考へ方について、確認をしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医療センターは、外来、入院、透析機能を備えた救急告示病院として、医師、看護師、技師等のスタッフによる診療体制を整えておりますほか、MR装置やCT等の高度医療機器を備え、24時間365日地域の医療機関と連携することによりまして、体制的にも施設的にも市民の健康寿命を支えていくという上で、重要な役割を担っているものとして考へておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

もうちょっと広がりがあるものなのかなと思ひましたが、ちょっと時間の関係があるんで、とりあえずは医療センターの自治体病院としての役割というのは非常に大きいということは確認ができたと思ひます。特に市民の医療や健康を守っていく。それから、地域医療の中核的な役割を示しているんだということで確認をさせていただきました。

次に2点目に、看護師の確保についてお尋ねをしたいと思ひます。

戦略2では、医師とともに看護師の確保も重要なテーマとして扱っております。現在の医療センターにおける看護師の配置状況について、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

看護師の配置状況につきましては、外来等の中央看護室に11名、透析療法看護室に9名、西・東病棟看護室に25名、診療部の地域連携室に4名の計49名で、ここに育児休業中の4名、看護部長を合わせて正規職員54名となっております。さらに非常勤職員としまして、看護師13名、ヘルパー14名、看護助手2名の合わせて29名を配置しております。この配置によりまして入院、外来対応をいたしておりますが、先ほども申し上げましたように24時間365日稼働する病棟におきましては、育児部分休業あるいは夜勤制限者もおり、夜勤の編成に非常に苦慮をしておるところでございます。なお、今申し上げました育児部分休業制度等につきましては、職場環境の向上には欠かせないものであり、今後も看護師の定着化につなげていけるものと考えて頑張っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

看護師の確保が重要だということは書いてあったのを見つけたのと、一つはたまたま朝日新聞に看護師の確保というのが載っておりました。看護体制を充実するというので、募集をかけたんだけれども、応募はゼロだったと。亀山市の医療センターにおける待遇については、全く見劣りもないところなのに、なぜ来ないんだろうかというようなことがあって、やはり私は看護師不足という問題は医療の質も絡みまして、当然入院にも絡んでくるということで、今49名とおっしゃいましたが、実際の定員は何名なのか。今49人ですけど、実際に何人が本来なのか。退職されたと聞いておりますけれども、その確認もしたいと思います。

それから、定着に関して今何か課題があるというふうにお考えなのかどうか。新聞記事がそういうふうになっておりましたので、現場としてのお声があれば確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

定員ということで、医療センターの定数枠というのはもう少し大きいものがございますが、実際には人数だけでは何人ということではなしに、夜勤ができる者が何人というふうなことになりますので、明確に何人おればよいということではないので、ちょっと申し上げにくいということがございます。

さらに朝日新聞の記事のことでございますが、募集いたしましたがお応募はございませんでした。そこら辺の原因につきましていろいろ検討しておりますが、まず定着に関しての課題でございますが、三重県下の看護師数、これがそもそも全国的に見て少ない状況でございます。さらには一般的に看護師の大病院志向というのもございます。ですから、100床規模の当センターにとってはなかなか厳しい状況がございます。こんな中でも看護師の安定的な確保には、やはり看護学校の強力な連携による新卒確保、ここら辺が重要と考えて努めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今おっしゃいましたように、夜勤で何人か、これは看護師さんが退職されれば当然勤務条件も変えざるを得ないと。充足しておればもっといた、例えば前ですと9対1の看護とか、看護師さんが要は多かったわけですね。手厚い看護だというふうなことも言われていました。多分それは全くできなくなっている状況。そう思いますと、やはり看護師さんがやめられれば勤務条件の変更も強いられる。さらにそれによって負担も増加する。またそこが引き金となって下手するとまた退職もふえたりする。だから、悪循環になっていなければいいわけですが、そういう悪循環がひょっとして生んだ場合に気になるのは、もともと経営健全化というのが一つの体制になっております。そうなりますと、昨年12月にも同様の質問をしたときに、今おっしゃいましたようにヘルパーやいろんな人をつけて対応しているんだということでもございましたが、60から70床への運用も少し目指したいみたいなこともあって、60床を超えていたと。ところが、看護師さんが減ればこれは当然落ちますよね、運用自体が。そうすると、さらに60床運用も厳しくなれば、今回も23年収益は純損失を出したわけですが、そのことが引き金となってまた影響を及ぼすんじゃないかなという懸念も持つわけですね。そうなりますと、やはり看護師さんをどう確保していくのかというのは今の局長のご答弁だと、新卒確保だということしかないのか、もう一度確認をしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

看護師の確保につきましては、先ほども申し上げましたが看護学校新規卒業生の人材確保策といたしまして、県内看護学校と協力連携関係を築いて、その中で実習の受け入れや、さらには学生に対する修学資金制度の利用促進を図るなどによりまして、当センターを身近に感じ、理解いただくことにより、それを就職につなげていきたいと考えております。また、柔軟な勤務形態あるいは研修支援制度、また本年1月に開園いたしました院内保育所の活用など、生き生きと働き続けることができる職場環境の整備についてもあわせて行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

看護師の確保というのは、収益的に非常に影響が大きいものですので、やはりこれは十分研究をされてぜひお願いをいたしたいと思っております。

次に3点目に、これも載っておりますが、地方公営企業法全部適用の検討というのがございます。少し時間が差し迫りましたので、簡単に質問させていただきますが、まず今は一部適用ということで当然経営のトップは市長ということになっております。今回の地方公営企業法全部適用というふうな検討がありますが、地方公営企業法全部適用するという意味ですね、これはどういう意味なのかということと、それから現在、ここに書いてありますので、そういう検討を進めているのかどうか。特に今は医師不足ということで非常に経営の厳しさがあるわけですね。寄附講座も23年から行いましたが、決算状況から見るとまだ完全には改善にはなっていないと。ですから、全部適用したからといって全てが解決するということではありませんけれども、やはり今の一部適用の市長というところから病院事業管理者に移すということで、もう少し柔軟な対応ができるということも物

のほうには書いてあると。そうなりますと、私は全部適用をやれという議論ではなくて、今のままの経営形態の中で本当にやり切れるのかどうか。そうすると、違う経営形態についてももう少し研究し始めていいんじゃないかなと、そんな印象を持っております。これは研修会でもそういうふうなご指摘もある。そういう視点からいくと、ここにも全部適用を検討するというふうに書いてあるので、どれぐらい検討が進んでいるものなのかどうか、あわせて確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

地方公営企業法の全部適用をいたしますと、病院事業管理者を設置することになり、経営責任の明確化と自立性の拡大が図れるということでございます。これによりまして病院事業の運営権限が管理者に移り、先ほど言われた市長から管理者に移り、運営の機動性が図れること、さらには幹部職員の経営意識が向上すること、企業体の職員としての自覚が促され、コスト意識と経営参画意識が醸成されること、経営実績に応じた評価、報酬等事業管理者によりフレキシブルな対応が可能となり、職員の意識高揚と職場の活性につながることなどメリットがあると考えております。

取り組み状況でございますが、再構築プランにおきましても地方公営企業法全部適用の是非を初め適用手法を含め、具体的に検討することとしており、現在具体的に検討を進めておるところでございます。また、改革プランの進捗を評価するため、毎年開催しております医療センター方向性検討委員会におきましても、経営状況を踏まえた幅広い議論をお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これをやるということではなくて、やはりさまざまな経営形態の議論はやっておいてもいいんじゃないかなと。寄附講座が思うほど経営改善にはちょっとつながり切れてないんで、少しいろんなことを研究しておく必要があるのではということで申し上げました。

最後に、基本戦略3の健康文化・亀山モデルの創造についてで、医療センターにおける検診事業のあり方についてお尋ねをいたします。

この部分にも（仮称）保健・医療政策懇談会の場などで、今後の市立医療センターにおける検診事業のあり方を検討するというふうに記載がしてございますが、具体的な検討について行ってきたのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

当センターは開院の際、医師会との協定によりまして、地域医療機関からの紹介患者を主とした2次医療を行うものとしてスタートして以来、地域住民の健康に寄与すべく努めてまいっております。現在、市が行う乳がん検診や脳ドックの実施医療機関として、また今年度からは医師会と連携して市内医療機関が行います肺がん検診の二重読影を行うなど、地域の医療機関と連携して検診等にも取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

さまざまに研修もやっていただいております。ただ、私がなぜこの質問をしたかということ、高度医療機器として22年度にMR装置を買われました。24年にはCT装置も購入されて2億円以上の投資をされていると。この購入によってMR装置では2,000万円の他会計負担金が発生し、さらにCT装置が加わるとまた2,000万円近い、要するに4,000万円近い税金がそこに入ると。他会計負担ですけれども市税ですので、そうしたらさらに市税投入を、先日の議案質疑でも質問いたしましたが、2億7,000万円で抑えよということになってしまうと、補助金が減ってしまうと。今の状況でも純損失が発生している中で、さらにこれがまたいい装置を買ったために損失が発生するということになってしまうと。そういう意味からいきますと、私は2次検診、それから例えば企業なんかの1次検診と再検診の受け入れ、それからできるかどうかわかんないですけど、市の職員さんぐらいは全部受け入れるとか、さらなる活用を模索すべきではないかということでお聞きしましたが、新たな検診事業に取り組み模索する考え方はないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほども少し申し上げましたが、市内開業医さんからの2次検診を受け入れ、さらには企業の検診や市町村職員共済組合の脳ドックの受け入れも現在っております。今後につきましては、高度医療機器を活用して、医師会と連携調整した上でございますが、そういうものの検診等にも対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時14分 休憩）

---

（午後 2時24分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

今回の一般質問は、亀山市行財政改革の大綱の見直し案について質問をさせていただきます。

まず、実施計画について質問をさせていただきます。

22年から26年までの5年間の中で、22年、23年が前期実施計画、これを終えまして、23年度に必要な見直しをし、24年から向こう3年の後期の実施計画を定めるということだったんですけども、今現在24年の9月でございます。今後パブリックコメントを経て、10月から実

施計画がスタートするわけですが、この当初の計画期間が約半年おけているのはなぜか、答弁願います。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

なぜおくれたかということでございますが、これについては見直し案を作成しておるということでおくれた理由ではございますが、この見直し案につきましては本年の2月に中期財政見直し、同3月に総合計画の後期基本計画を策定したというふうなことを踏まえまして、ことしの年明けぐらいから見直し案の検証あるいは後期実施計画の策定作業を行っておるというようなことでございまして、そういったことから現在見直し案がおくれたということに伴いまして、実施計画の策定作業もこれに伴って実施計画を策定するということからおくれたということでございます。

前期実施計画の検証につきましては平成23年度から行っておりまして、行財政改革に資する事業につきましては、こういった中でありますが継続的に取り組んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少しわかりにくかったですけど、たまたまおくれたのか、意識しておくれたのかということで、第1次総合計画の後期基本計画の策定とか中期財政見直し、この整合も図る意味からも私はおくれたんじゃないかなとも感じます。もちろんこの総合計画というのは市の最高位の計画ではございますけれども、行財政改革の性格といいますか立ち位置として、これは実は総合計画の審議会の方の中にも一つ出た意見なんですけれども、やはり市を取り巻く財政環境とか行財政改革の視点が最高位をつくる後期基本計画の中に、底辺といいますかあるいはバックボーンの中に根強く反映されて総合計画は立てるべきだという意見も記憶しております。その意味において、26年で行財政改革が終わるわけなんですけれども、今度は第2次の総合計画の中でこの行財政改革の計画の時期とか位置づけも今後しっかりしておくべきだという思いがありまして、時間がありましたら今後の行財政改革についてということで、また再度質問をさせていただきます。

それで次に、見直し案についてということで、皆さんにも資料、パネルも用意しましたけれども、3つほど用意しました。削除された事業、それから見直し案によって新たに加わった事業について、それから引き続き継続をすると、こういう整理をしたんですけれども、その前にこの項には入っていないんですけれども、私はこの行財政改革大綱の見直しのうち、既に取り組みができたから削除してもいいんじゃないかという事業を1、2、3、4つ挙げました。パネルにも書かせていただきましたので、上からごらんください。

まず、市民記者、これは22年3月より既に実施していると。それから市長への手紙も22年4月から実施していると。メールモニターも登録者が3,000人で、三、四回のアンケートも実施していると。そして、コンビニ収納もきのうも質問にありましたけれども、税とか水道、当初の予定よりもかなり大幅にご利用が多いということで、既に実施されたものについては見直し案を同じように書き込みがありますけれども、削除してもいいんじゃないかという考えについてどう考える

か、答弁願います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどの答弁でわかりにくいということでしたので、これらについては見直し案の策定作業で意識しておくらせておくということでございます。

それから、スタートアップした事業についてはというようなことですが、例えば先ほど言いました市長への手紙、メールモニターなど既にスタートしている事業も議員ご指摘のとおりでございますが、これらの事業につきましては事業そのものの評価はしているものの、今後上位の目的であります広報広聴機能の充実にどの程度寄与しているかというようなことについての検証をする必要もあるというふうに考えておまして、この部分については見直しを行わなかったということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ここについては余り大きな問題ではないと思うんですけど、やはり選択と集中とか、あるいはスクラップアンドビルドの考え方からすれば、やはり一定の事業を進んだものについての進捗とか、あるいは事業の充実については担当室に委ねて、しっかりと消して、これが問題だという、いわゆる行革の焦点をしっかりと定めるという意味からすれば、私はこれ削除してもいいのかなという考えを持ちましたので、意見として聞いておいてもらいたいと思います。

次は、行財政改革大綱の見直しにより、引き続き継続する事業のうち再考を求めるものという項目でございます。どちらかというこの項目は2年、3年、非常に検討されてきたけれども、なかなか進まない。こういうものについては、26年度に完遂を見るであろうこの事業に関してはもうそぐわないんじゃないかと。先ほど言いましたように、スクラップアンドビルドあるいは選択と集中という観点からは、むしろ思い切って外したらどうだという意見で、一つずつやりたいんですけども、時間がありませんので、丸のついたのだけやらせていただきます。

まず、イベントのあり方の見直しということでございます。これも22年、23年度、前期の取り組みの中で実施されましたけれども、今後の取り組み、課題について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

イベントのあり方の見直しというようなことですが、公的関与の度合いと効果の観点につきましては、まだまだ検証が必要ということで、引き続き見直しを行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

前期の実施計画の実績についてという項がございました。投資的な指針は策定しないと。ただし、各イベントに応じた検討を行うということでございます。イベントに応じた検討は行われたんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

それぞれの部署で検証は行っておりますが、最終的な取りまとめという段階までは至っておりません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今後の取り組みについてという項の中で、イベントの指標の一つとして来場者の数を把握する必要があるという項目がございます。2年、3年検討されて、今から来場者の数をカウントするんですか。何を言いたいかという、これはもう検討しているんです。むしろさまざまなイベントの中で実行委員会が立ち上げられ、やっている行事の中では、このことも含めて実行委員会に任せると。行革の中でも2年、3年検討してきて、今から来場者数を調べるといっても、これは進んでないですよ。そういう意味では非常に甘いと。やって結論が出ないんですしたら消さないと、何度も言うように行革の焦点がずれちゃう。わかんない。明確になっていかない。ということで、この項は終わります。

その次に、カーボンオフセットでございます。これは環境省のカーボンオフセットの認証基準が育成林であって、さらに森林施業計画に基づいて植えられたものなんです。亀山市の森林は、この条件を満たしていない。非常に認証は難しい環境の中で、22年、23年、どんな検討をされたか、お答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

失礼いたします。

さっきのお話をお伺いしたときに、個別の部分につきましてという話はしておりませんでしたので、そういった部分の中で概略の中でお答えをさせていただきたいというふうに存じておりますが、その中では後期基本計画の策定の中でもこういった考え方も整理をさせていただいておりますし、そういった中で検討中ではございますが、今後について森林整備をすることによって生まれる温室ガス効果の吸収等の企業への売却等を検討するというようなことが今までなされてきたというようなことで、担当室から聞いておりますので、これを継続したということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

カーボンオフセットについては、亀山市はなじまない。市長のマニフェストとはいえ、これは例

えば大台町あたりがされているという情報が書かれていますけど、大台町は森林組合とって、いわゆる私的な組織がそれをやっているだけで、市町の中でカーボンオフをやっているところはございません。これは確認をしましたので、マニフェストとはいえ実行不可能なもの、なおかつ26年までに完遂を見られないというものについては、しっかりと消してかかるという対応が私は必要だと思います。

3つ目に、受益者負担の適正化と。これは具体的に言うならば、白鳥の湯とか職員の有料駐車場とか保育園、幼稚園の保育料の見直し等上げられていますけれども、私何度もやっています、もう一度言わせてください。事業系の一般廃棄物の手数料の見直しについて、行革の立場でどう判断しているかということをお聞かせいただけます。いただいた資料によりますと、なかなか値上げはできないんだという環境が書いてございます。私も以前何度も言うように、いわゆる北勢地区に当たっては2万円に近い、亀山市が1万円ですけれども2万円に近い、お隣の鈴鹿市は1万6,000円と。南部へ行きますと8,000円等安いところがございますけれども、ほとんど北勢地域は1万6,000円から2万円の中で動いている中で、なぜこれができないかという質問の中で、搬入件数に至っては個人商品や農業者の割合が6割だと。それから搬入量でいきますと、中小企業から排出される廃棄物が約6割だと。ということは、事業者への経営、農業者への経営等を圧迫する懸念があるから経済状況を見据えて値上げの判断をするということなんですけれども、それでは行革の立場で他市の搬入件数とか搬入量の割合ということは当局もあるいは行革は違いを求めたんですかね。四日市はこれだけ、例えばお金がある業者が搬入しているからいいんだよならわかるんですよ。私は変わらないと思うんです。この辺の資料を行革が担当部に求めたかどうか、やはり行革を推進する室のあるいは部の責任だと思うんですが、どうでしょうか。

**○議長（小坂直親君）**

古川企画部長。

**○企画部長（古川鉄也君登壇）**

私どものほうの聞き取りをさせていただいた中で、受益者負担の考え方について行革担当のほうからというような考え方でございましたので、少し内容についての受けとめ方に差異があったんだというふうに思います。ただ、この部分についての事業系廃棄物も含めた白鳥の湯から含めた資料の提供はしておるということでございますが、実際になぜ受益者負担の適正化の中でこういった部分についても継続しておるかというようなことにつきましては、前期実施計画期間中に一定の結論を得た事業については掲げておりませんが、例えば受益者負担の適正化に関する事業などについては25年度中に結論を得るというようなことをしてございまして、これについて担当部のほうから受益者負担の適正化がまだなされているかどうかについては確認をしたいということでございましたので、こういった部分については資料の提供も求めながら、継続して事業としては掲載させていただいたということでございます。

**○議長（小坂直親君）**

鈴木議員。

**○8番（鈴木達夫君登壇）**

この項はこのぐらいにしまして、次に行きます。

次は、見直しによって削除された考え方ということで質問をさせていただきます。

たくさんありますけれども、全てやりたいんですけれども、この4番目の企画調整体制の構築の検討と、この事業が削除されました。削除された理由をお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

前期実施計画の検証の中にも書かせていただいたとおりでございますが、亀山市5万人規模の中で効果が薄いというふうな判断でございまして、部・室のマネジメントを適切に行うことにより、こういった目的は達成できるものということで判断をしたということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私は、この取り組みは非常におもしろいなというような印象を受けていました。企画担当各部に入れたり、あるいは部の中の1室の室長が企画担当として組織の活性化や横断的な執行体制の実現にはおもしろいという印象がございました。

一つ、総合計画の後期計画の策定にあたり、職員のアンケートの中に、あなたは業務に関連して総合計画を意識することがありますかという設問に対し、30%以上の職員の方が余りない、全くないという回答がございました。それからもう1つ、業務の中で総合計画を生かしたことがありますかという設問に対して、これに至っては半分以上の方が余りない、全くない。そういう意味では初めもろんだ企画担当を分散させるというのは、私は一定の効果があるように思うんですけれども、先ほど聞き逃したんですけれども、それでは初めにそういうものをやろうとしたけれども取りやめたと。先ほどちょっと言って、ちょっと聞き取りづらいんですけれども、代替をする事業なりあるいは体制について説明を願います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

企画調整体制の構築の代替ということでございますが、先ほど私が申し上げましたのは、部・室のマネジメントを適切に行うことにより、こういった目的が達成できるのではないかとということで、具体的に議員申されたとおり、室長のマネジメントの範囲の中でこういったところも考えていくということになろうかと思えます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

市単独サービスの見直しの検討、これも削除されました。どういう理由か、説明をしていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

市単独サービスにつきましては、額の大きなものについては政策予算で、あるいは額の小さな分

については標準予算でというようなことですので、こういった部分の中で標準予算と政策予算とこういったことを見直し点に書かせていただいたとおり、標準予算については一律の削減も視野に入れながら削減も考えていく。あるいはフレーム予算をということと、それから政策予算については優先順位を考えながら整理をしていくというようなところの中で整理をしていくほうがわかりやすいのではないかとということで削除させていただいたところがございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今のご答弁ですと、政策予算にかかわる事業については行革の対象としないと。標準的な費用、経費を用いるものについては対象だというお答えでよろしいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行財政改革大綱の中には政策予算についての書き込みもありまして、行財政経営の中で当然政策予算についても考えていくべきだということでございますので、そういった切り分けはしておりません。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

当然総合計画、あるいはさまざまな主要事業の中で市が判断をして政策を立てたものを行政改革で見直しを図るといふことの作業は、私はある意味無駄とは言いませんけれども、それは行政改革の対象になるべきではないと私は思うんです。その意味において、私はこの判断はよろしいかなということだけ申し添えて、次に移ります。

次は、26年度20億円財源不足に対する対応という質問でございますが、ちょっとお待ちください。この件については、先ほどの竹井議員が質問をしたと。市の答弁ですと、例えば国の税体系の変化とか社会保障等より変わっていく中で、自分の身の丈の高さを、一定の枠を決めるのは、非常に現実的ではないと。あるいは動向によりかなり変わりがあるから、そういうことを配慮したら一定の枠は定めないほうがいいであろうという等の説明で一定の理解はしましたけれども、私はここの項でちょっと別の質問を、通告はしてありますので質問させていただきます。

非常に厳しくなる財政環境の中では財政改革だ財政改革だという中で、亀山市には非常に有用な、極めて有効な財源があると思うんです。これは1つは期限が延長された合併特例債、それからもう1つは、あと5年で償還が終わるまちづくり基金。どうもこの2つの大きな有利な財源の話がなかなか出ていないといひますか話題にならない環境の中で、市長はこの2点について市長の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

今、今後の私どもが保有をいたしております2つの基金、この有効活用に対する考え方をという  
ことをごさいました。大変重要な財源というふうに考えておりますし、従来有効にこれを活用させ  
ていただくと、こういう考え方を申し上げてまいりました。この合併特例債につきましては、今後  
北東の消防の分署の整備でありますとか、白川小学校の耐震改修事業に活用することを現在予定い  
たしておるところでございますが、今まで計画してきた事業やこれらの事業を除きますと、今後約  
20億の発行可能額となるわけでございますので、大きな事業として溶融炉の長寿命化が進んでお  
りますが、この後に控えます、例えば合併前の2つのし尿処理場の統合と、これも大規模事業でご  
ざいますが、こういうものにつきまして合併特例債の活用を有効に活用すべきであると検討してま  
いりたいというふうに考えております。

それから、市民まちづくり基金の活用でございますけれども、現在基金の利息だけを活用してお  
るという状況でございますので、その償還分につきましては取り崩しも可能というふうに考えてお  
ります。今後、市民活動の支援や新たな地域コミュニティの仕組みづくりの財源として、この市民  
まちづくり基金の活用を図ってまいりたいと、このように考えておまして、これらは具体的には  
ことしの12月をめどにこの基金の活用方法について、市としての結論を出してまいりたいとい  
うふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ちょっとお聞きしたいんですけれども、白川小学校の耐震化に合併特例債を利用するというこ  
とですね。合併特例債の利用については、市長は前々から何度もとりわけ大きな事業ということで、  
議会のほうに何度も報告がございます。白川小学校の耐震はとりわけ大きい事業なんですか。ある  
いはこれ想像するに、教育委員会のほうでもほかの補助金も充当できるということが十分考えられ  
る。合併特例債を白川小学校で利用するという、なぜ利用するのか、ちょっとお答え願いたいと思  
います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

合併特例債の活用の理由でございますが、耐震改修ということにつきましては、全小学校につい  
ては耐震改修を行うというふうなことの公共施設の公平性というか、そういった統一というような  
観点からこういったことについては活用は可能だというような考え方をしておまして、最終に残  
りました白川小学校の耐震が可能だというようなことでございます。

それから、市長のほうからそういった大型の事業にということでございますが、今後財源も非常  
に厳しくなる中で、こういった活用できる事業については合併特例債については活用していくとい  
う考え方の中で、今、市長のほうで申し上げたということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

合併特例債を利用して白川小学校の耐震工事をするというアナウンスはいつしていただいたんで

しょうか。私は聞いておりません。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

実施計画において整理はさせていただいておりますが、ちょっと時期につきましてはもう一度改めてご返事させていただきます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

やはり大きな有効な財源である合併特例債の扱いについては、当局と議会も共通のコンセンサスを得ないといけないと思うんです。それから、考え方についてもたびたび変わっていただけないですよ。とりわけ大きな工事に利用するというのを何度もおっしゃっているじゃないですか。だから、私は早急に文面をもって今後の合併特例債の使い方あるいは考え方について示していただかないと、知らない間にだんだん少なくなって、私どもが主張する新庁舎の建設に対する第一歩はどうかということもまだ私は生きた議論だと思うんです。平成31年までに完了を終えれば特例債の対象になるという事業の中では、きのうも大井議員もおっしゃっていましたが、対象にするべきだという思いがありますけれども、それは別として、やはり合併特例債の使い方、考え方、もう一度整理していただきたいと思います。

新しく加わった事業や取り組みの一例ということで、たくさんございます公共施設予約システムの導入はやっていくということですね。それから復職プログラムの、今までは検討であったけれども、これからやっていくんだと。それから地域づくりの支援職員の配置、これも大きなテーマですので、別途質問はさせていただきたいと思いますが、もろもろありまして、きょうは2つ、組織機構の再編ということでございます。今回の議会の前に資料をいただきました。25年4月から組織機構改革を実施するという記載でございますが、いきなり出てきましたのでどんなイメージか、ご答弁願います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の大綱のほうに新たに記述をさせていただいておりますことと、それと今回、総務委員会資料として提出をさせていただきました25年4月、来年の4月でございますけれども、実施を予定しております組織機構改革の全体像のご質問でございますけれども、これにつきましては現在検討している段階でございますので、現状での基本的な考え方についてご答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、改革の背景でございますが、平成18年4月、現在の組織体制の基本となります部・室制を導入いたし、さらに平成22年4月には文化部を新設いたしまして現在に至っている状況でございます。この間、東日本大震災によります危機管理に対する市民意識の高揚や、市の財政状況の変化、さらには第1次総合計画の後期基本計画の策定など、市政を取り巻く状況は大きく変化をしていることから、これに対応できる組織機構とすべく改革を実施したいと考えているところでござい

ます。改革の基本方針といたしましては4項目考えておりました、1点目として組織マネジメント機能の強化でございますが、現在の組織は健康福祉部の部内局として子ども総合センターがございますが、今回部内局を増設することで部長と局長による2層管理体制をより強固にしたいという考えでございます。

2点目としましては、組織のスリム化ということでございます。現在少数で組織されております部・室が幾つかございますが、基本的にはこれらを統廃合したいというふうに考えてございます。

3つ目に、内部管理部門の再編でございますが、具体的には企画、人事、財政部門の再編といったことを検討している状況でございます。

4点目としましては、事業推進に対応した組織を目指しまして、安心・安全のまちづくりの推進、地域づくり支援部門の強化、市民生活に直結する施策、事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでもございます。

こうした4つの基本方針のもと、組織機構改革の目標でもあります市民力で地域力を高めるまちづくりを目指しまして、スピード・コミュニケーション・透明性のある組織機構を構築してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

#### ○8番（鈴木達夫君登壇）

今お聞きするに、部内局の増設による2層管理体制の強化、これは多分想像するに健康福祉部と子ども総合センターのあたりのあれかなということは想像できます。それから統廃合、これも室員が少ない室の統廃合があるのかなというふうに感じさせていただきました。いずれにしても、議会は人事については触れることはできませんけれども、組織とか機構に対する監督、チェックについては重要な役割を持っているというふうには私は思います。その意味で、25年4月から、来年度からやっていくんだというなら、早急にこの考え方について議会に、特に総務委員会にお示しをいただきたいという思いがします。よろしくお願いします。

その次に、新たな公共領域についてということでございます。

今までの行財政改革の中での書き込みというのは、ちょっと第三者的説明文だったなど。その意味において、多少はわかりやすい説明文をいただいたと思います。合併後、亀山市、関町が一応一体感を醸成できた。これからは地域を舞台としてまちをつくっていくんだと、地域を舞台にしていくんだと。そして、地域コミュニティを中心に新たな公共領域を担ってもらおうと、推進していく。そういうような内容でございますけれども、この見直し案の中には具体的な展開が見えていないんです。非常に重要な政策と考えていますが、今後どういうふうに展開をしていくつもりなのか、市長に答弁を願いたいと思います。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

この新たな公共領域ということの今後の展開の方針でございますけれども、市の考え方自体は総合計画の基本構想に示させていただいておりましたり、前期の基本計画や行財政改革大綱の中ではしっかりと定着をさせようということで、積極的に取り組んでまいりました。ことし3月に策定い

たしました後期基本計画の中の基本施策でございますが、この中に地域コミュニティの活性化と市民参画協働と交流の場の創造を掲げさせていただきました。これらの施策の推進を図る一方で、4つの戦略プロジェクトを推進するために、この推進力を上げるという意味合いで多様な主体が参画、協働によりまちづくりに取り組むことが可能なそういう仕組みづくりについてもアプローチをしていこうと、こういう考え方を示させていただいておるところでございます。

一方で、行財政改革大綱の中で施策として位置づけておりますが、役割分担に基づく市民協働の推進と、市民参画の機会の拡充を一方で掲げさせていただいております。今回の見直しに当たりまして、新たな公共領域について後期の基本計画と、もう一方で行財政改革大綱においてその役割を明確にさせていただいて、それぞれの計画に基づいて役割に応じて施策展開をしっかりと図ってまいりたいと思っておりますし、新たな公共領域という考え方、取り組みにつきまして、一層の市民の皆さんのご理解、ご協力をいただけるような周知、そしてそれがしっかり浸透してまいるような環境づくりというのは大変重要というふうにも考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

新たな公共領域の考え方とか、あるいはそれについての理解とか周知をしていくとおっしゃいましたけれども、私は大変難しいカテゴリの中でも市民の方、あるいは市民団体、あるいは地域の方、何らかの形でほぼ理解されている方が多いと思うんです。マスコミがさまざまな取り組み、全国の成功例を報道の中で、公と個がどういうふうにかかわりを持っていくかという考えは、ある程度イメージの中で育ってきている。私はそう思うんです。今足りないのは、初めに質問したように具体的な展開がわからない。市民の方は困るんです。だから、例えばいろいろ今市民の方が活躍されて、具体的な展開を市民の方からボトムアップを待つだけでなく、市が率先して、その財源も含めてですよ、こういう形でやりましょうという提案をする、この時代に入ってきたと思うんです。いつまでも総論的なことをやっても進まない。各論になると足踏みをすると。こういう世界から、やはり行政は行政の責任として新たな公共の領域を具体的な展開として示す時代だと私は思うんです。市長、その準備が今のところあるんですか、ないんですか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど新たな公共領域について市長からご答弁申し上げましたが、具体的な展開につきましては行政の役割を果たすための事業展開については行財政改革大綱の中で行ってまいりますが、実際に市民のほうに向けての部分につきましては、後期基本計画の中で行ってまいりたいというふうにご考えておまして、こういった切り分けをしたというふうなことでございまして、35の施策のうち地域コミュニティの活性化、さらには市民参画協働と交流の場の創造といったところの中で、施策の方針を掲げさせていただいておりますし、先ほど市長が申しました4つのプロジェクトというようなことにつきましても、新たな公共領域の具現化というようなことで進めてまいっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

やはり何度も言いますけれども、もう動くときだと私は思います。地域福祉計画の行動計画の中にもさまざまなことがございます。これを仕組みとして、制度として、なおかつ財源も含めて1つ2つ積み上げていく。サクセスストーリーをしっかりとつくっていくということを実行に取り組んでいただきたいという思いを伝えます。

最後にまとめとして、今後の行財政改革についてということでございますが、今回行財政改革の見直し案を読んで、職員が検討してボトムアップで積み上げられた見直し案だということにも見えます。一方で行政改革を行うには、私は市長のトップダウンが非常に大事であり、リーダーシップの下で改革が行えること、これが必要なことと思います。市長はこの見直し案に当たって、的確な指示を出していただいたのか。具体的な指示、どんな指示を与えたのか、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の大綱の見直しにつきましては、今、議員トップダウン、そしてボトムアップ。どちらかという職員が検討し、ボトムアップで作成がされたのではないかとこの感触を持っていただいているようでございまして、ある意味この見直しに当たって、まさに行財政改革は市の根幹の重要な原点と。そして、終わりなき行政改革、財政改革を統合させて前へ進めていこうということで行財政改革を今日進めてまいったところでございますし、状況の変化に合わせてこれを見直そうという考え方に基づいて、今回の見直しの作業を指示し積み上げてきたということでございます。私自身、行財政改革大綱に掲げる目標や、この中で示した2つの基本方針は最も重要な事項であると考えておりますし、具体的に幾つか示せということでございましたけれども、いずれにいたしましても行革の統括管理の委員会のトップとして、私はこの行財政改革をしっかりと前へ進めて、重層的な取り組みでございまして、きょうご指摘いただいたことも踏まえながら、しっかりとこれを全体として機能させていくという責任が私自身にあらうかと思っております。トップダウンかボトムアップか、これは両方が必要な案件でございますので、しっかりと前進をさせていくという思いで臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

リーダーシップ、トップダウンが必要だということで、最後に意見を申したいと思っております。

先ほども紹介した市のアンケートの中で、総合計画をより業務の中で生かすためにはどのような改善が必要かと、こういう質問の中で、断トツに多いのは優先すべき施策の明確化なんです。市の職員への総合計画をより業務の中に生かしていくのは何ですかという問いかけで、職員の方、断トツに優先すべき施策の明確化。やはり市長のリーダーシップが問われるアンケート結果だということ伝えて、私の質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。  
質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 3時14分 休憩)

---

(午後 3時24分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、一般質問は河川整備についてと中学校給食に関するアンケート調査結果についての2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目の、市内にある河川整備についてです。

最近の天気は一体どうなっているんだという声があちこちで聞かれます。雨の降り方が尋常ではありません。ゲリラ豪雨、熱帯のスクールとも言えるような激しい降り方、これがもっとももっと長時間にわたり降り続いたら川はどうなるんだろうと心配になります。昨年9月、激しい雨で市内の河川が急激に増水して、特に椋川が避難判断水位を超して避難勧告が発令されました。避難のあり方や避難所の問題点など、議会でも取り上げたところですが、何より肝心の河川の整備が進んでいないのが問題だとの声には大きくうなずかずにはいられませんでした。また、河川が近い地域での市政懇談会では、河川整備に対する声が寄せられます。昔は川はこんなではなかった、砂がたまって河床が上がっている、木まで生えておって鹿が草をはんでいる、以前のように掘削してもらえなくなったなどです。国・県・市など河川により管理責任はさまざまではあるでしょうが、川があふれ、被害をこうむるのは亀山市民です。今回この問題を取り上げることにより、河川という視点から市民の安心・安全を考える第一歩としたいと思います。

河川の整備といいましても、その考え方は時代とともに大きく変化しているようです。そこで、現在の河川の維持管理はどのような方向性、考え方なのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

河川整備の管理の考え方ということでございます。

亀山市内の河川には、国が管理する鈴鹿川、それから三重県が管理をいたします安楽川など34の河川、そのほか亀山市が準用河川として管理する竜川など18の河川がございます。市内河川の整備及び管理に際しましては、洪水被害を軽減させる治水機能と、水を上手に使うための利水機能を向上及び保全することに加え、河川の自然生態系の保全や河川空間の多様な利用についても配慮をしまして、市管理河川の整備、管理を行うとともに、国・県の管理河川につきましては各河川管理者に働きかけを行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

治水や利水の役割を担うだけではなく、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を生かした川づくりが求められているということだと思います。市政懇談会でももっと川に親しめるよう考えた整備をしてほしいとか、鈴鹿川をあるいは河川敷のように市民が集まって花火なども楽しめる場として整備してほしいとの声があります。しかし、そこは大切に理解しながら、今回の質問といたしましては、安心・安全という観点から範囲を狭めた中での質問としたいと思います。

皆さん、異口同音におっしゃいます、以前はもっと河川の整備がなされていたということなんですけれども、実際のところはどうか、お伺いしたいんです。わかりやすいように、維持管理の回数であるとか、かかる費用などを挙げて、経年的に見てどうなっているのかという形でお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、河川維持管理の状況でございますけれども、河川の堆積土砂の除去でございますけれども、市管理河川につきましては毎年1河川程度を実施しておりまして、今年度は北山川の土砂除去を計画いたしております。また、三重県におきましては毎年2河川程度を実施していただいております。今年度につきましても安楽川などにおいて実施をしていただく計画で、現在調整を進めていただいております。

市・県ともに年度ごとで多少のばらつきはありますが、近年はおおむね同規模程度の事業を行っております。

また、河川の草刈りににつきましては、各河川管理者が委託業務で実施をしているほか、市は直営でも対応をしておると、そのような状態でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

毎年同規模程度の維持管理の費用、回数も含めて整備がされているという答弁があったんですけども、私は市についてはそうであるということは伺ったことがあるんですけども、県の河川と国についても同じなのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず、県ですけれども、県も金額的なものというのはございましたけど、例えば平成21年度からどのようなところをやっておるかということだけちょっとご紹介をさせていただきますが、21年度につきましては安楽川、それから22年度につきましては喜和田川、アマタノ川、それから中ノ川を行っております。それから23年度は平子川、小野川をやっておることですのでございます。市のほうは、21年度竜川、22年度は北山川、23年度北山川というふうな形でしゅんせつをさ

せていただいております。

あと、草刈り等をさせていただいておりますのは、これも先ほども申し上げたように大体毎年同じ程度やっておるといってございますが、国の管理しております鈴鹿川におきましては5年前と比べまして予算が草刈りに関しましては15%程度は減少しておる、そのようなふうに向っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

多分ここ数年ということであると、予算的にも県にも私も確認しましたが、一生懸命予算が減らないように、あるいはもう少し微増ですけどもふやせるようにということ而努力されていることは伺いました。しかしながら、長いスパンで見ますと、例えば10年前とか物すごく予算が国からも組まれたときがあったりとか、そういう長い流れで見ますと、そこに今行きついているのかどうかということ考えると、多分今のご答弁ではちょっとあらわし切れていない今の維持管理の状況なんだと思います。

後でまたそのことには触れるといたしまして、次の質問に移りたいと思います。

いろいろしゅんせつ工事、いろんな維持管理をしていただいているわけなんですけれども、これの優先順位というのをどのようにして決めておられるのか。どんな管理をして、どういうふうになったからまずはここをやるというふうな基準というものがあれば、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

優先順位というか、点検とかそういうものの基準ということでお伺いをさせていただきました。

河川の堆積土砂の点検という意味合いからちょっとお話をさせていただきますと、河川の堆積の状況とか草木の繁茂、その状況については各河川管理者が定期的な実施をしておりますパトロールにおきまして把握をしております、国交省ではおおむね5年に1度河川の断面を測量して経時的な監視を行っていただいております。堆積土砂の撤去につきましては、堆砂の状況、河川の流下能力、周辺の土地利用状況及び地域要望などを総合的に判断して行っているというふうに向っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今すらすらと言われたお話を伺いしても、例えば市民が川を見ていて、ちょっとひどいよなということを感じましても、それが工事していただける基準にあるのかどうかというのは、素人にはわかりにくいお話だったんだと思います。今まで伺った中で、予算的に狭めるようなことはしていないし、パトロールであるとかわかりにくい基準でありますけれども、点検もしているんだという言い方ではありましたけれども、それを聞かされて、ああそうですか、安心しましたというふうにはならないわけです。私も聞いていても、多分市民の方が見てもそう思われると思います。最近、本当にすごい雨が降っていますけれども、そういう激しい雨に耐えられるんだろうかという市

民の声が本当にたくさんあるわけですが、そういう不安の声にはどうお答えになるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

河川の構造とか、それから排水能力というのは、河川に流れ込む流域の面積や周辺の土地状況などに基づいて決定をされております。鈴鹿川は150年に1度発生する規模の洪水に対して河川整備を行う計画となっておりますし、市内の県管理河川及び市管理河川につきましては、30年に1度発生する洪水に対して設計された河川というのを行っております。

先ほどゲリラ豪雨に対して河川の安全性はというようなことでございましたが、時間雨量を100ミリというようなものが降っておるわけですが、それが降り続きますと現在の河川の整備状況におきましては、計画規模を上回る洪水や整備状況段階での施設能力以上の洪水の発生も危惧をされます。したがって、平常時から被害をできるだけ軽減できるよう、関係機関や地域の住民の方と連携したソフト対策を推進するとともに、防災意識の向上を図ることが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今の大雨に対しては安全ですとは言いきれないと。その部分は防災対策でカバーをするというようなおっしゃり方だったんですけれども、聞いても聞いてもかえって不安なんです。要するに今の河川の維持管理の状況をよしとしていらっしゃるのか。それとも本当はもっともっとやらなくちゃいけないんですけれども、それが残念ながら予算とかそういうものの問題で実は不十分であるという認識なのかどちらか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今の状態について不満かどうかというのは、間違いなく非常に危機感を持っておるところでございます。今少し触れていただきました前段で国・県におけます河川費自体が15年前と比べたら、ほぼ3分の1ぐらいまで下がってきておるとい状況が現実の流れであろうというふうに思っております。亀山に限らず全国自治体が非常に苦慮しておるとい局面の中にございます。したがって、自然環境の状況等々で先ほど部長が答弁しましたけれども、関係機関への、もちろん市管理河川につきまして最善の努力をいたしてまいります、34の国・県管理の河川がございますので、しっかりと関係機関、大変厳しい状況ではあるかと思っておりますけれども、要望し調整をしていきたい。同時にハード、ソフト両面からの対策が必要というふうにも捉えておりました、そういう視点からもさまざまな工夫をしてみたいというふうに考えております。

一方で、椋川のことについて触れていただきました。これも北勢地区では新規の河川改修事業を平成9年、10年から、約15年ぐらいかかっておりますけれども、そういう意味では椋川につき

まして、現在県を主体に改修事業を進めていただいております状況にあるということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

国保であるとか学童であるとか、いろいろなことで国や県にきちっと要望してほしいということ言うわけなんですけれども、今回の件に関しましては人の命がかかわる非常に重要な案件だと思ひます。私もまた再びこの質問をしましたときに、きょうのようなご答弁では安心して暮らすことができないと思ひますんで、頻回に真剣に国に要望していただく、県に要望していただく。それから、もう少しわかりやすい形で政治というのは示していただくことが大事なんじゃないかなと思ひます。この川がやっぱりおかしい、長いこと暮らしてきてその川を見続けてきた、特にご高齢の方がおかしいと、前はこうではなかったとおっしゃるのは、やっぱりそれは私はおかしいんだと思ひますね。確かにここまでは砂は来ていなかったとおっしゃる。それはたくさんの方が言ってみるので、そこは重要に捉えるべきだと思ひます。ですから、市民の方からも聞きながら、県の管理であろうが国の管理であろうが、市民が大変な思いをするわけですから、市なりにもここが危ないということはきちんと把握していただいて、一体何年ぐらいかけてここはきちんとせなあかんとかわかりやすい形で示していただきたいと思ひますんで、私もまた次のときにこういう質問をしたときに、市長も要望していただいて、こういうことがあらわれたんだなということがきつとわかるようになってることを求めまして、今回この質問は終わらせていただきたいと思ひます。

次の質問に入ります。

中学校給食のアンケート調査結果についてです。

今回、中学校1年生の親子にアンケートをされたということなんですけれども、簡単にその内容と結果、評価などをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

中学校給食に関するアンケートにつきましては、今年度7月に現在の中学校給食の実施検証並びに今後の中学校給食の運営の参考とすることを目的に、市内公立中学校1年生の生徒とその保護者を対象に行いました。調査の内容につきましては、まず亀山中学校と中部中学校についてはデリバリー給食、関中学校についてはセンター方式の給食となりますが、それぞれ味や量、好きなメニューなどについて生徒の意識や感想を把握する質問といたしました。デリバリー給食については、さらに注文し食した後の感想を尋ねる一方で、注文していない理由などについても尋ねております。また、今後の方向性に関しましては、生徒と保護者それぞれに給食の提供方法についてどの方法がよいと思うかを尋ねました。さらに保護者には市内3中学校の給食提供方法が異なることについての感想も尋ねたところであります。

調査結果の評価というか、市としてどう考えているのかということですが、まず味や量、メニュー等については生徒の要望の数値のみに左右され、表面的な改善に取り組むことにはならないと考えております。したがって、家庭のご協力も得ながら、食育の指導や健康増進の取り組みを

一層推進していくとともに、学校給食摂取基準等に照らし合わせながら、学年や季節等にも配慮した栄養バランスや量の加減調整を行っていく必要があると考えているところであります。また、残食につきましても、食べ物の好き嫌いを減らしていく手だての工夫にも努めていきたいと考えています。

次に、デリバリー給食利用者についてであります。生徒についてはメニューの選択、栄養バランス、適温給食などの面で高い評価が得られ、保護者については栄養バランスに加えて、朝の弁当づくりの困難さや価格の面でも評価を受けていると認識をいたしております。また、デリバリー給食を利用していない方の理由といたしましては、生徒は家族が弁当をつくっているからが8割程度で最も多く、保護者についても他の家族の分をつくるときにあわせて子供の分もつくっているからが6割程度という理由が最も多いという結果から、おおむね弁当持参とデリバリー給食とを必要に応じて選択できているものと認識をいたしております。総じてデリバリー給食導入時の方針の一つでもあります弁当を持参することが難しい家庭がある実態を解消したり、自分の食事を自分で管理する主体性を育んだりすることなどについて、一定の成果を上げていると考えております。

一方、今後の中学校給食としてのあり方については、3中学校とも保護者は小学校のようにみんなが同じものを食べる方法がよいとする意見が最も多いことがわかりました。しかし、亀山中学校と中部中学校の生徒の意見は、デリバリー給食の支持率が過半数に達していることもわかりました。市といたしましては、平成19年6月に答申された亀山市学校給食検討委員会からの亀山市における中学校給食実施に関する意見書を尊重しながら、継続的な実態把握や意識調査を重ねるとともに、多角的な分析を行っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回のアンケートは初めてではなくて数回目だと思うんですけども、今までのアンケートの流れ、今回何か目的が違うのか、どういう扱いをするのか、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今までのアンケートにつきましては、平成21年にデリバリー給食を本格的に実施した中部中学校において、平成21年と22年にそれぞれ1回ずつアンケート調査を行ってきました。今回の調査と対象学年や回答指標段階が異なるため、直接比較は難しいところではありますが、味や量についてはそれぞれアンケート実施後の改善した内容が反映されていることがうかがえます。一方で、中部中学校の喫食率はやや下がっておりますが、デリバリー給食を利用していない理由として、家族が弁当をつくってくれるからという回答がふえていることがうかがえます。今回の調査から亀山中学校も対象にしているところでありますが、喫食率の高さを初め学校間での差があらわれる内容があることもわかったところであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

親御さんと子供さんにはアンケートをとられたわけですが、教員に対するアンケートはどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教職員を対象とした調査であります。調査は今まで行っておりません。口頭にて感想や意見を聞き、可能な限りの改善に努めたところであります。次回の調査の際には、教職員も対象とした調査を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

給食は教育ですから、親御さん、子供さんだけではなくて、学校の先生にもきちんと意識を持っていただくことが大事です。以前私も質問で聞きましたが、学校の先生が60%ぐらいしか給食をお食べになっていないという結果でありましたので、食べていない中でのアンケートはどうか分かりませんが、ぜひともそれは給食が教育であるということを示すためにもしていただきたいなと思います。

アンケートの結果、それから数値の読み取りを伺いましたが、私ちょっと違和感を感じました。数字の読み取り方ですね。現在の満足度のことについて触れられましたけれども、中部中学校と亀山中学校の現在の方式に満足していますかという設問に対して、半分ぐらいが満足しているということで、その満足している理由を答えた記述欄がありますけれども、それを見ますと満足しているながらもここに書いてある言葉は自校方式やセンター方式のほうが好ましいが、デリバリー弁当以外の選択肢があるからいいという。これはデリバリー以外を選べるからいいということなんです。あとは、自校方式やセンター方式のほうがいいと思うとか、自校方式のほうが好ましいが弁当以外の選択肢があるのは便利であるとか、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられる、これらもお弁当と比べてデリバリーはどうですかというものであるとか、そういう答えです。本当の意味で自校方式の給食とセンター方式の給食とお弁当とデリバリーとということを総合的に判断した上でどうですかという満足度には残念ながらないんだらうなと思いましたが、どのようにお考えでしょうか。

また、先ほど好き嫌いを減らしていくというお話がありましたけれども、デリバリー方式の給食では好き嫌いを減らすのは大変ですね。嫌いのものを選ばないんですから。嫌いな食事のときには選ばないという自由があります。自校方式だと先生方が丁寧に指導されていて、配膳のときに減らしてあげても前よりはちょっと食べられるようにという働きかけを丁寧にされていますし、下膳のときにもチェックもされています。でも、このお弁当箱というのはぱっとふたをしたら見えませんし、わかりません。それぞれしまっしまえばわからないという状況です。そこについて忙しい中学校の生活の中で指導というのはどうなされているのか、難しいんだらうなと思います。また、いつも評価のときにおっしゃる選択できるという教育効果なんですけれども、家庭の事情でお母さんやお父さんがお弁当をつくってくださった結果、デリバリーを食べるとか、きょうはお弁当がないからデリバリーとか、そういう事情によって、結果どっちかを食べるということが自分の食事を

自主的に管理するという教育効果かどうか、それについてはまだまだ何遍聞いても疑問があるところ。それらについての解釈について、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

たくさん質問をいただきましたので、一つずつお答えをさせていただきたいというふうに思います。

1点は、デリバリー給食は食の選択ができないんじゃないかという話でございます。デリバリー給食はAとBと選択できるようになっておるんですけれども、その中にも野菜やそういうものがきちんと同じように両方とも入っているとかいう形で、食育的な要素があることでもございます。そして、先ほど議員おっしゃったように、デリバリー給食の理解が少しこのアンケートのことが違うんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、これを見ても、少しデリバリー給食としても当初の目的をきちんと確保できているんじゃないかと。お弁当を持ってこれない家庭もありましたが、そういう面では一つのそれができるという形の中で、少し効果があるんだろうと。それにまた、いろんな家庭ができてきていますので、それに対応することができたんだろうというふうに思っています。それと、まずこのデリバリー給食を始めたのが中部中学校では平成21年1月から試行で始めましたが、亀山中学校は昨年の4月からであります。そういうことでまだ亀山中学校では1年ちょっとしかたっていないという現状もありまして、全ての評価を1年ちょっとでするのはまだいかなものかという考え方も教育委員会では持っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

データの読み取り方には見解の相違がありますけれども、このデリバリー給食を導入するときの当時の教育長の言葉としては、やっぱり弁当を持ってこられない子がいる、用意できない子がいる、その子たちを助けるための当座の施策であって、学校給食法に照らしてこれが一番いい給食とは思わないけれども、とりあえずさせてほしいというおっしゃりようでした。これはだから、ずっと5年も10年もこれがいいのかどうかということをずっと検討するというのがどうなのかなと、私は疑問に思います。

今後についてですけれども、この今後についてということもアンケートで皆さんに伺っておられますけれども、これから2年間も現状を把握し続ける必要があるのかどうか、教育委員会としての給食が教育であると、学校給食法から照らして給食は何かという視点というのがこのアンケートの内容からとか考察からうかがえないんですけれども、今後についてどうなさるおつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今後につきましては、教育委員会事務局職員も継続的にデリバリー給食を食し、日々改善や工夫を重ねてまいりたいと存じております。また、後期基本計画期間中に財政的側面等も加味した幅広

い視野で有識者等も交えた検討を行い、中学校給食としてのあり方、提供方法について方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

後期基本計画ということですのでけれども、3月の予算決算委員会で服部孝規議員も質問しましたけれども、26年度末でデリバリーの契約が切れる。翌27年からも更新するということになると、合併してから10年を超えても、まだなおデリバリーがええのかどうなのかということを検討しながら、デリバリー、そしてセンター給食という違いのある給食を亀山市は行っていかなければならないということになります。

このアンケートを見ましても、98%の関中の方が今の給食に満足しておられます。私はこのアンケート結果で方向性を全て決めるものではないと思いますが、この内容を見てみますと、みんなが食べる手ごさしい給食がどうしていいのかということがよくわかります。ちょっと読ませていただきます。関中の98%の方が今の給食に満足をしておられる。栄養バランスなど考えられており安心である、給食があるので助かる、みんなと同じ食事ができる、いつも給食をおいしいと言っていて満足している、好き嫌いなく食べられるから今のままの給食がよい、いろいろな食材を温かく食べられる、かめやまっ子給食など地元の新鮮な食材を食べることができる、小・中学校で同じメニューなので兄弟での給食の話ができてよい、給食をこのまま継続してほしい、給食センターが近くにあるので給食が傷む心配も少なく安心して食べることができる。これは本当にぶれがない。先ほどの亀山中、中部中の満足している方にも反対意見があったようなことではなくて、本当にみんな満足しているという内容のご意見ばかりです。

アンケートだけで今後の方向性を決めるものではないと私も先ほど言いましたけれども、こういう合併後、今7年経過したのかな、このように経過した中でも、今文科省の調査結果が22年度のが出ていますね。実施状況調査というんですか、出ていますけれども、これらで全国の1校1校の学校に調査がかかっておりますが、完全給食の割合はやはりどんどんふえていっております。給食実施率の低い三重県でさえ、給食の方向に向いていっております。亀山市の3つの中学校は、給食をやっていますかというところでは、イエスのところに該当するんだと思います。85.4%に該当すると思いますが、その給食が完全給食ですか、補食給食ですか、ミルク給食ですかと尋ねられたこのアンケート調査の中で、同じ亀山市の中で亀中と中部中は残念ながらミルク給食に該当するんだと思います。そして、関中だけが完全給食に該当するんだと思います。こういう状況をいつまでも続けていいのかどうか。2年もかかって状況を調べ続ける必要があるのかどうか、私は非常に疑問に思います。後期基本計画が出たときに、27年度から新しい方法が立ち上げられるように早急に調査するべきだということを服部議員も質問しましたし、私たちからも出したと思います。それに対して、真摯な対応をしていただきたいと思うんですが、もう一度ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

先ほど関中学校では九十何%がと言われましたけれども、今回のデリバリー給食の亀中の生徒と中部中の生徒、男子は7割以上がおいしいとか、どちらかといえばおいしいという答えも出ております。

もう1点は、当初このデリバリー給食をしたときに、先ほど言われました平成26年3月までにシステム代だけで5,000万ほど初期投資をいたしております。今の話を聞きますと、まだ亀中で1年半たった段階でもう新たなことを考えてはどうかというご質問をいただきましたが、教育委員会としてはシステムのお金とか、いろんなデリバリー給食を始めるに当たりまして投資をいたしております。そのことも考えますと、やはり今後どうしていくのかというのは、さっき申しましたように後期基本計画の期間中でもう少しいろんな状況も見て、確かに中学校の完全給食は全国的にはふえています。この前も大阪のほうからデリバリー給食の視察に来ていただきました。そのときも、こんないい方法もあるんだという形で帰られたところでもあります。そんなことも踏まえて教育委員会では後期の27年度までに今後どうしていくのかということも考えていく必要があるんだろうということを言わせていただいたところでありまして、それがすぐということ言われますけれども、26年度末までは機械とのリース契約がしてあるということも考えますと、後期の中で考えることが一番いいのかなというふうに考えておるところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

福沢議員。

#### ○6番（福沢美由紀君登壇）

この全国の調査の中で、それぞれの学校がどういう給食の方式かという調査も出ていますが、今のところ自校方式が43.1%、センター方式が54.8%、その他の調理方式というところにデリバリーなんかは入るんだと思うんですけどもそれが2.1%です。先ほど大阪の例も言われたんですけども、大阪というのは三重県と同じぐらい給食後進県です。どべから5番目ぐらいに入っていました。実施率が本当に低いところでした。そういうところを見習う必要も何もないと思います。子供たちがご飯を食べるのは365食掛ける3で、1,095食あります。1,095食のうち180食から190食、たった17%、これを教育として預かって、きちんと子供たちに給食という教育をするということを責任を持って、教育委員会が意思を持ってなすということを主体的に出していかないと、親御さんどうですか、子供さんどうですか、こうやって給食の方法が違うのをよしとしますかということ聞いたところで、おいしい、みんなで食べている給食に満足している関中は、そんな亀山でデリバリー給食にまとめられたらかないませんやんか。

コストのこともおっしゃいましたけど、児童福祉法にもいわれていますように、子供がいかにか、子供の一番いいことをまず子供に添う人は考えるべきです。コストを無視してということは言いませんけれども、そこはやはり関中だってあんなすてきな校舎を建てたんですから、やっぱりその勢いが、それはお財布という意味ではないですよ。本当に子供たちのためにしたいと思ったら、何とでもなると思います。別に市単で給食センターだって給食室だって全部しなければならぬわけではありませんし、デリバリーを始めるときも学校給食法に照らしたら自校方式がいいのはわかっているということをお断言されましたんですから、そっちに常に思いを持って、どういう食の教育をしたいかということをおぜひとも前向きに考えていただきたい。学校の先生にも、今総務省が出している食育推進基本計画、自校方式の給食というのをきちんと大事にするようにということがうた

われています。そういうことも含めて早期の検討をしていただくことを求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時09分 散会）

平成24年9月13日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成24年9月13日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

選挙管理委員会  
事務局 長

井上友市君

---

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 松村 大  
書 記 山川美香

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

おはようございます。

一般質問も最終日のトップバッターということで、いささか緊張しておりますが、頑張っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

一昨日で東日本大震災から1年と半年余りたちまして、いま一度立ちどまってこの亀山市の防災、亀山市の避難はどうするんだと。東海地震、南海地震、東南海地震が来たときに、この教訓を受けて、亀山市の対応ということで通告に従い質問させていただきます。

第1点目として、防災について。

亀山市防災マップについて、お伺いさせていただきたいと思います。

現在、各家庭に配布されております防災マップですが、平成19年に発行をされたと思います。昨年3月、東日本大震災が発生し、多くの犠牲者の方、避難者の方、死亡された方が出ました。この大震災の中で、幾つか教訓になった事例が多々あるかと思っております。今後、この東海地方でも大震災が発生するであろうということが想定されています。この大震災に備え、防災マップの発行等々は以前からほかの議員の方がご質問なりされておりましたが、今現在、亀山市においてその発行、来年されるという予定は聞き及んでおりますが、何月に発行するのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

1番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災マップにつきましては、19年発行ということでかなりの時間が経過しております。防災マップに登載する情報なんかを整理させていただきまして、来年ということで予定をさせていただいておりますが、その月につきましては、なるだけ情報収集を早めまして、定かな月をまだ決めては

おりませんが来年度中の中で発行していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

早い時期にということ、できるだけ早くお願いしたいということが1点と、それと制作発行に当たり、まずこの中で教訓になったことは、自助・共助・公助であります。

その中で、地域の皆さんの自助をまず行政として託すために、防災マップに関して地域の皆様のいろいろな意見があると思います。自分たちの地域はこうやって逃げて、避難経路をこうやってしようとかあると思います。ここから逃げたら、ここが地元の人しか知り得ない避難経路、この壁が危ないよと、この土手は危ないんだというところは、行政のほうもある程度は把握はされておると思いますけれども、自主防災制度も今現在発足しておりますので、そちらの方にまずつくってもら。意見を出してもら。そして地元の方がつくり上げた避難経路、避難箇所において、自助を託すという意味で、行政側としてこのマップの制作方法、行政が主体となって書かれるんじゃない、まず地元住民の自主防災の皆さん、いろいろと防災コーディネーターの皆さんがこの亀山にはようけ見えると思います。その中の意見を蓄えて、まず真っ白な地図をお渡しして、そこで自分たちの地域だったらどうするこうするというのを、地域の課題として取り上げていただいて制作に着手するという考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

防災マップを地域で作成されてはどうかということでご質問をいただきました。

防災マップの作成につきましては、山腹崩壊危険地区、急傾斜地危険区域や洪水ハザードマップに示しますような浸水地域など、さまざまな危険箇所が市内に存在しますことから、これらの危険情報や防災拠点施設など、防災マップとしてのベースとなる情報は市として市民の方々に提供してまいりたいというふうに思っております。

議員ご提案の地域において防災マップを作成させてはということの中で、市が作成する防災マップを活用していただきまして、地域が地域の特性に応じて避難経路等の検討を行っていただきたいと考えております。

このように地域が主体となって防災活動を行っていただくことは、その地域のお一人お一人の防災意識の高揚にもつながります。防災コーディネーターなどの人材育成を図りながら、地域の防災力がさらに高まることが大きく期待でき、市も協働して進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

今局長が言われました活用じゃなくて、作成をまずしてもら。そして、行政が作成に当たりそういう危険情報、危険箇所などなどの情報を提供して制作をお願いすると。そうすれば活用じゃなくて、自分らでつくった道は、自分らで線引いた道はその何か災害があったときに頭にたたき込ん

であるのではないかと思います。その中で、地震に対する避難の仕方、台風や風水害があったときの避難の仕方はまた別だと思えます。その中で色分けもしていかなければなりません。

今回、中日新聞さんが保存版で出されました大地震防災マニュアルというのが出ておまして、ここの中にもいろいろな、いいことばかりだと思いますけれども、書いてあります。それで企業とタイアップとして広告を入れたりして、できるだけ出費を減らして最大限の効果を生むと、そういう活用もあるのかなあと考えておりますけれども、鈴鹿市さんは地域ごとにその避難経路をつくって、地域の方にお渡しして全体としてつくっているんですけども、亀山市として26地区ありますけれども、そこを個別に網羅するというお考えはないのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

26地区を網羅して個別にということですが、先ほどご答弁申し上げましたように、危険情報を市のほうでいろいろ情報を持っておりまして、これらの情報を、先ほどの答弁と重なりまますけれども、防災マップにおさめて、地域には、各個人というか世帯には配布をしていきたいというふうに思っています。

ただ先ほど、地域の特性は地域が一番よく知ってみえるということの中で、防災マップは防災マップとして配布をさせていただく中で、白地図等々を用意させていただきながら地域と一緒に入って避難経路等の検討をさせていただきたいというふうに思っております。これは全地域、かなり時間のかかる部分もあるかと思いますが、地域全域に渡ってそういうような検討を地域と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

やはり地域の方が地域でつくり上げて、地域の方が一体となって自助を行使できるようなマップの制作に行政として情報を提供し、それで集約をします。それで自助を促すという方法をとっていただきたいと思えます。

次、2点目でございますが、冊子だけではございません。

例えば非常食ですが、今現在、全国的にも去年からですかね、展開を見せております。白い小箱運動というのがございまして、去年、四日市、鈴鹿、桑名、津、松阪、三重県としてもこの締結のほうをしたと聞いておりますが、きょう、私ちょっと手元にいただきましたので持ってきました。

白い小箱運動というのがありまして、非常食として公共とか各家庭に配るものでございます。中にはドライカレーとかシソワカメ御飯とかエビフライ、食べましたが非常においしいです。ブドウ糖とか水とか入っているんですけども、これを企業と一体として広めていこうという運動がこの白い小箱運動でございまして、それとこの箱が、使い終わるなり、新しいやつはビニールに入ってトイレにもなるという、最新鋭かなあと私も見えておりましたけれども、それが企業と一体となって取り組むということが去年からテレビとかラジオとかでずうっと言うておりましたが、亀山はこれに締結をするというお考えはないのでしょうかね。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

日本非常食推進機構が展開しております、議員ご紹介の白い小箱運動に参加すべきとのご質問でございますが、本年初めに同機構の担当者とお会いさせていただきまして、当運動の目的や仕組みなどご紹介いただいたところがございます。多くの市民が自助として非常食を備える、市民の意識づけになるなど、その目的等に賛同できるものと考えております。

今後、協定の締結に向けて前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

前向きに検討されるということですので、担当者の方に聞きますと、亀山は鈴鹿、四日市、桑名の動向を見てさせてもらうということで、動向を見ておるのやけど一向に進めませんなあという話もお聞きしておりますので、ローリスク・ハイリターンという面から考えても、得か損かということは一概には言えませんが、帰宅困難者とか何かで遭われたとき、公共施設におったときに、置いてあればある程度の非常食としても持ちこたえられますし、またこの亀山市においてこういうことの運動は防災意識の位置づけとしてももっともってしていただきたいと思います。

そこでその非常食、非常時における関連になりますが、愛知県の武豊町では旗を、カラー布を各世帯にお配りいたしまして、もし災害があれば、黄色の旗を玄関先、軒先に置いておくと、そうしたら家族全員異常なしという目印、赤の旗が上がっていれば避難所にみんな避難をしておるといいう取り組みもされております。

そこで、やはり確認するのも結構早いですし、消防団の方が消防の方がこの世帯はどうなっているんだろうなあ、ここはけが人が見えるのかなあ、旗が上がっていないところはけが人がおるで、中に誰かおるかわからへんという感じで確認をするのも結構いい方法なのかなあと思っておりますが、この小箱とあわせてそういう取り組みはされていくおつもりはあるのかなあのか、お聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

ご紹介いただきました黄色い旗の導入でございますが、非常時においてもいち早く住民の安否が確認できる方法として注目をいたしているところがございます。

発災初期の安否確認については、共助として自主防災組織等が担っていただくものとしております。この導入に当たっては、地域全住民の協力が必要と思われため、このような先進地の事例をまずは自主防災組織に紹介をさせていただきまして、相談をしてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

まず地域の方と相談をして、問題提起を投げかけて、こういうことはどうですかねえということがまず自助に対する第一歩かなあと思っておりますので、積極的に自主防、ボランティアの方、防災コー

ディネーターの方に投げかけていてもらいたいと思います。

そして第3目めに移りますけれども、備蓄倉庫について、亀山市は大きい備蓄倉庫、それと自主防災の倉庫があります。

そこで、震災のとき、皆さんが言われるのはけが人とか負傷者の方、運ぶこと、そして食料などを運ぶことが非常に困難であった、瓦れきの中を突き進むのは困難であったというお話を聞きます。阪神・淡路大震災のときには、戸板を使って負傷者の方を運ばれた映像も出てきております。

そこで、防災倉庫、自主防災倉庫の中に一番何がいいんですかとお聞きしましたら、やはり一番いいのはリヤカーじゃあないかと。一輪車ではちょっと安定が悪いし物もようけ積めないということですので、備蓄品の中に、自主防災倉庫の中にリヤカー1台、これは自治会の方が選ばれて出されておるものなのですからけれども、これは行政指導のもとこのリヤカーを1台持ってくださいと。それと、非常食においても何食分は確保してくださいというご指導をするつもりはあるのかなのか、お聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

まずリヤカーの利便性については、非常時において徒歩での避難ができない方、また給水等にも役立つ有効な機材であると思っております。

市内150の自主防災組織には、補助制度を活用いただき必要な資機材の購入をしていただいておりますが、一部の組織では既にリヤカーの配備をしてみえるところがございます。当市につきましては、これまでどおり自主防災組織に対する補助金制度を活用いただきまして、その充実を図っていただければというふうに考えております。

非常食のほうもご質問いただきましたが、やはり先ほどのように、各自助の中で3日分の食料のほうを備えていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

どうもありがとうございました。

次に、白鳥の湯についてお伺いさせていただきたいと思います。

これも防災時、災害時についての話なのですが、災害に遭われて、落ちついてお風呂に入りたいなあという方も、大変東日本では、僕がボランティアに行ったときに自衛隊さんのお風呂に入らせてもらいました。そこでお風呂はいいもんやなあをつくづく思うんですけれども、お隣の津市さんにおきましては、災害が発生したら銭湯組合がタイアップして、市民の皆様にお風呂を無料開放するといった制度を市と銭湯組合が結んでおります。こういうタイアップもできるってすばらしいなあと思っておりますが、いかんせん、この亀山市には銭湯というものはございません。

そこで、あいあいのお風呂等々が無料開放されると思っておりますけれども、津の銭湯組合さんのお話を伺っておりますと、燃料が、ふだんは重油でたかれていますけれども、災害時、重油はとまる。幾ら提携を結んでいても入ってこないという状況が多々考えられるということで、津市内の銭湯さんではまきでも沸かせるお風呂の設備を整えているといったところでございます。

白鳥の湯に関して、今燃料は重油やと思いますけれども、まきでたかれる設備に変更されていく意思はあるのか、まずお聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

おはようございます。

大規模災害が発生して停電となった場合には、あいあいでは施設内の電気につきましては自家発電に自動的に切りかえられまして、約1時間稼働しますが、これは温泉施設の関連まで自家発電による対応ができるものではございません。停電により源泉からくみ上げる温泉用水中ポンプが稼働しなくなるため、温泉の利用はできなくなるものでございます。

議員ご紹介のまきでの取り組みでございますが、これは昨年度県内において台風による洪水の発生により大量に流木が漂着したことから、三重河川国道事務所が資源の有効活用や循環型社会の推進、処理コストの削減の観点から組合の会員に無料配布し、各銭湯で、専用の釜でその対応をしていたものと伺っているところでございます。

そこで、あいあいの亀山温泉白鳥の湯でございますが、そのような流木を利用しての燃料として活用できる釜は今現在設置されておりませんので、この事業には取り組むことはできませんし、また今後そういった釜を備えるよう変更の予定はあるかということでございますが、はっきり申しまして、そういう検討を今までしたことがございません。どういった内容、構造になるのか、またどれほど経費がかかるのか、そういったことは今現在白紙の状態でございますので、今後の研究課題ということになるかというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

部長、ありがとうございます。

部長、先ほど言われました。まきに関しては流木だから、流木の処理するためだから銭湯は流木でするんだ。そうしたら津市の銭湯組合は流木をずうっと持つておるわけですか。違うでしょう。災害時に起こったときに、まきでたかれるような、ごみの処理のためにまきを使っておるんじゃないんですよ。ちょっとおかしいんじゃないかなあ。

津市の銭湯組合は、ごみ処理のために県に言われてまき制度を入れたんじゃない。その辺の認識がちょっと違うんじゃないんですか、お伺いしますけど。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

どうも失礼しました。ちょっと私の勘違いでございまして、津市の例をご紹介いただきましたが、また別の場所でもそういった流木を活用した例が頭にありましたもので、そういった面からご答弁をさせていただきます。

津市のほうでは、そういったまきを活用しての釜を設置しているというお話でございましたので、その辺を研究課題として今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

僕もそう思いますよ。ごみ処理のためだけに、流木がよく流れてきたから、それで風呂で釜をたけ、そういう単純な短絡的な考えで津市の銭湯組合はやったんと違うと思いますよ。余りにもちょっと軽率的なことかなあと、発言と思いますけどね。決してそれがために銭湯組合はやったんと違う。災害時のために、皆さんにいかにお風呂に入ってもらおうか、それを考えてやったと思いますよ。三重県から、流木が流れてきたから、ごみ処理のためだけに木を燃やしてください、だからそれで釜にしましょうって、ちゃんちゃらおかしい話やと思いますよ。その認識はまず改めてもらいたいと思います。

それで、まああんまり言うておってもののしり合うだけですからあれですけれども、今後、白鳥の展望についてお伺いさせていただきます。

去年の12月、私は白鳥の湯の回数券及びポイント制度のことで質問させていただきました。そのときに部長の答弁から、18万7,798人のうち、65歳以上の方が後期高齢者10万2,123人に対して54%の方のご利用があったと。

この議会でも受益者負担という言葉が多々聞いております。受益者負担という益を受けておる人が負担しなさいという話でございます。私はいろんな先輩議員からお話を伺って、ここに至る過程とか等々を聞きました。

まずその中で、福祉のためにここのお風呂がある。そしてもう一つは、一般の方も利用できる施設がある。その中のまず区別をして、受益者負担を、誰がすべきか。益を受けておる者全てとは私は思えません。まず福祉の方は除いて、その中で益を受けている方、元気な方、お風呂が、お湯がいいからと入られてくる方、その方にまず受益者負担をしていただく。

そして、少なからずとも白鳥の湯には亀山市の税金が投入されています。亀山市の税金の中は亀山市の皆さんがまず益を受けるということで、お隣の鈴鹿市さん、四日市市さん、津市さんから白鳥のお湯はいいお湯だといってこられる方のためと、亀山市の福祉として利用されている皆さん、そして若い方の、僕の中では、受益者負担という方のすみ分けを今後するつもりはあるのかないのか、お聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

亀山温泉白鳥の湯でございますが、この施設は住民福祉の向上のための施設として開設をいたしております。その中で、市内のご高齢者を初め市外の方にもたくさんご利用いただいているところでございます。

県内の公立7カ所の温泉施設を調査いたしましたところ、市内、市外の居住にかかわらず全ての施設で同額料金に設定をされておりました。この市外の温泉施設、必ずしも福祉目的の温泉ではございませんので、そういった観点では、若干亀山市とは事情が違うかというふうに思っております。

これら県内の状況も踏まえまして、市内、市外居住の料金格差の問題につきましても、今後料金見直し時の課題といたしまして検討をしまいたい、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

そうしたらもう一つ、次は市長にお伺いしたいんですけれども、その答弁の中で、私がPR等々はするつもりはないかということでお伺いしたとき、そのPRでございしますが、ホームページでさせていただくほか、障がいのお持ちの方にもやっております。

ここからです。さらにこれ以上の利用ということでPRが必要というご指摘だと思いますが、現在、去年の12月の話ですが、ゆったりと入っていただけている状況が非常にいい状況だと感じております。もうこれ以上お客さんは要らないんですかと僕はそこで聞いたと思うんですけれども、そういう状況がいいと言うておるわけですね。

そこで、利用者の方がだんだん減ってきて、受益者負担せなあかん、赤字がようけ出てますよということで赤字の転嫁を今来ておる方にするんじゃないかと、こういう状況がいいと言うておるんですから、その状況をふやしていくとかは考えなく、ゆったりと入れる状況が一番いいということなんですので、今までの、一体利用状況がどんだけ下がってきて、どんだけ赤字が膨らんでおるのか教えていただきたいと思います。市長の部下の方のご発言です。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

高島議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど平成13年度にこの白鳥の湯が開設をいただいて、今日まで本当に市内外から多くの皆さんがご利用いただいてまいりました。当初、計画段階では1日大体300名を想定した施設の運営ということでスタートいただきました。しかし、非常に評判を呼びまして、開設当初、年間約28万3,000人と、1,000名を1日当たり、そういう中でご利用いただいた流れがスタート時点でございました。現在、1日平均で約516名の利用状況というふうに認識をさせていただいておまして、年間約10万人ご利用いただいておりますという状況でございます。

亀山市の温泉施設につきましては、県下の公共的な温浴施設から見ますと、大人で150円、高齢者100円、子供50円ということで大変格安でございまして、福祉目的ということも当然ございますし、ある意味その視点から、いわゆる入湯税につきましても課税の免除を行ってきて、今日に至っておるという状況でございます。

今少し触れていただきましたその価格の設定で赤字とおっしゃられましたが、確かに受益者負担ということで、低額でございしますが料金をいただきながら、なおかつ税金としても投入をさせていただいて運営させていただいておるわけでございます。今後、その料金の問題、それから先ほど市内と市外をどう整理するのかというご指摘も含まれておったと思いますが、今回の行財政改革大綱の具体的な取り組みの中で、この問題につきましても整理をさせていただく予定をいたしておまして、適正な料金とサービスのあり方につきまして、しっかりと見直し、検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

今ゆったりとという意味は、非常にあの施設のキャパシティーに対してどれぐらいが本当に快適

でご入浴いただけるのか、気持ちよくご利用いただけるのかという意味では、現在の平均1日516名、年間10万人というご利用というのは非常に適切な範囲ではないのかなという趣旨を担当部はお答えさせていただいたものというふうに考えておるものでございまして、今後もあの施設を本当に多くの方がご利用いただくことを我々も望んでおるころでございまして。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

先ほど、料金とかそういう市外、市内の区別をしていくということもおっしゃられました。

単純に言えば受益者負担、料金が上げざるを得ない、そういう結論に達したときは、まず上げるありきじゃなくてサービスをよくする、施設を充実する、そういうのを念頭に置いてからしていくと。五字熟語じゃないですけども、何でも受益者負担にかこつけて持っていくんじゃないで、まず普通だったらサービスをよくして、この分よくするからこの分値段を上げてくれというお願いをするのが僕は普通の人間の考え方だと思います。

次、行かせていただきます。

市の奨学金制度のあり方について、お伺いします。

今この亀山市にはどのような奨学金制度があって、どのような使われ方をしているのか、市長にお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市の修学資金、どのようなものがあるということで、全体的なことを今触れていただいて、お聞きかけいただいたようでございまして、通告いただいております医療センターの修学資金につきまして少し考え方を申し上げたいと思います。

その医療センターにつきまして、看護師、医師もそうなんですが、これを安定的に確保する観点から修学資金貸与制度を設けております。とりわけ看護師の修学資金制度につきましては、看護学校に在学する学生で将来当医療センターに就業しようとする者に対して修学費用の貸与を行いまし、看護師免許取得後、当センターで就業いただいて、貸与した期間を勤務することにより返還を免除するという制度でございまして。これまで26名の方がこの貸与を受けていただいておまして、現在も4名の方が貸与中という状況にございまして。

平成23年の4月に、これは再構築プランにも明示をいたしておりましたが、亀山市看護師等修学資金貸与規則を改正いたしまして、貸与額を従来の月額3万円から月額最大6万円まで拡大をさせていただきました。これによりまして、月額6万円の貸与を現在2名の学生がご利用いただいておりますという状況でございまして。

この制度の利用につきましては、看護師の将来的な就職につながりまして、さらには早期離職を防ぐという意味合いもございまして、非常に効果的な制度であるというふうに考えておまして、今後につきましてもしっかりとPRをして活用いただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

2名の方がご利用されて、看護師さんの雇用確保に、人材確保に努めるということでございますが、確かに、医療センターにおきまして看護師の人材不足とかいろいろとお聞きすることもございます。

そこで、看護師さんもそうです。今、人が足りておるんでいいのやと言われたらそれまでなんですけれども、レントゲン技師さんもそこの中に入ってくる。薬剤師さんもそこに入ってくる。

市長もマニフェストの中でいろいろと言われて、書いてあると思いますが、いろんなところに分野を広げて、病院じゃなく亀山市の一般のほうは、三重県しかないと思います、一般大学で活用できるのは。亀山市のそういういろいろなりをつくって、修学金制度の充実を図るつもりは、マニフェストに書かれておる以上あると思いますけれども、いま一度お伺いさせていただきます。修学金制度をいろんな面で作っていくのか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

医療センターについては、やっぱりマンパワーが大変重要だと認識をいたしております。

ドクターしかり、看護師しかり、今少し触れていただいた例えばレントゲン技師、放射線技師、あるいは薬剤師など、こういう他職種につきましても、やっぱりマンパワーをしっかり確保できるような仕組みというのがさらに充実していかななくてはならないと、こう認識をいたしております。今議員お触れいただきました、提案いただいた薬剤師とか放射線技師など他職種へのこの制度の拡充につきましても、今後の採用計画とあわせて検討をしてみたいというふうに考えておるものであります。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

そういうことでしていただける、検討していただけるということで、お願いしたいと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

現時点の市長マニフェストについて、市長の書かれたやつをきのうの夜またずうっと読んでおりました。何ができて何がとか、何割できたのかといろいろ考えておりましたが、もう細かく聞くつもりもございません。

市長がご就任をされて、まずマニフェストを掲げられて選挙で当選された。一番できて、これをやったんやと自慢できること、これができなかった、悔しいということも2つ上げていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

就任前にお示しをさせていただいたマニフェスト、68項目がこの中にいろんなレベルで掲げさせていただいたところでございます。

その中で1つということをおっしゃられました。ある意味、当時の本当に理念として、環境変化にしっかり適応できるように政策の優先順位を変えると、このことを申し上げてまいったつもりでございます。その意味では、大規模事業を見直して、最優先して地域医療を何とか再構築していこうと、こういう思いを実行してきたつもりでございまして、まだまだ課題はございますけれども、ある意味非常に思い入れとしてはやってきたという思いがございまして。

あと悔しいという思いの中では、今回、68項目の中で実は7項目につきましては非常に実務的な、制度的な内容も入っておるんですが、7つにつきましては残念ながら現在未着手というものが組み込まれております。

これにつきましては、後期基本計画の中でしっかり努力をしてみたいと、このように考えております。

(発言する者あり)

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

できなかった悔しいもの、何と言われても、もうどうしようもないことですからあれですけども、私、1年生でここに立たせていただきました。

それで1年生の僕が率直に、真面目に、素直に、一遍聞かせてください。

この2月に市長選挙があると思います。そこで、市長は出るのか出ないのか、まず素直に、真面目に聞いておるんですから、素直に、真面目に、はぐらかすことなく、市長は一遍お答えください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私も素直にお答えをさせていただきたいと思っておりますし、今までも当然素直にお答えをさせていただいてまいっておるものでございますけれども、大きな環境変化の中で、一昨日も答弁をさせていただきましたが、やっぱり亀山市は分権時代にふさわしい強靱な行財政の体制に確立をしていくということとか、あるいはこの3月にお認めをいただきました後期基本計画を着実に前進させていくと、こういう思いにつきましてしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

まだちょっと時間ありますので、その取り組みというのは出ると受けとめていいのか、取り組んだけどあかんのやで出ないと受けとめていいのか、僕はわからない。正直わからない。

またあしたの新聞にでも「市長 出馬をはぐらかす」とか、そういう議題で載る。本当に僕はこの場をかりて真剣に聞きたい。出るのか出やんのか、あと23秒しかないのをお願い、もうその一言で。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

残された5カ月の任期の中で、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、今後につきましてもしっかりとその前へ進めていくと、こういう思いを持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

もう時間ありませんので、イエスカノーかでお答えしていただけなかったというのは非常に寂しくて、憤りを覚えることだと思います。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 高島議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、高島 真議員の質問に対しまして、市長の答弁に訂正がございますので、許可します。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの高島議員の、ご答弁の中で、白鳥の湯の現在の利用者10万人と申し上げましたけれども、正確に現在の利用者数は18万7,000人ということで、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

○議長（小坂直親君）

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従いまして、本日は障がい者の自立支援について、1件だけお聞きしたいというふうに思います。

第3期の亀山市障がい福祉計画というものをいただきました。この計画は、平成18年から1期、2期、3期ということで、平成24年から26年の3カ年の福祉計画が策定されたということでございます。

この計画は、身体障がい者の方、知的障がいをお持ちの方、精神障がい者の方、そしてまた難病患者の方とか、新たに加えられました発達障がいというような方の日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として策定されたということでございます。

その中で、将来の身体障害者手帳、療育手帳、そして精神障害者保健福祉手帳の各所持者数がこの計画の中で推計をされております。その推計をされておる、私もちょっとこれ読ませてもらいましたが、根拠となるのが第1次総合計画の最終年度の平成28年度の推定人口を5万2,000

0人というふうに推定されておるということを前提として、5万2,000人になったらどれだけの障がいをお持ちの方が増加していくかという推計でございます。それを見させていただきますと、平成24年には2,399人、そして平成26年には2,566人、そして平成28年には2,733人というふうに増加をしていくということが推計されておるわけでございます。

そして、子どもが大きくなるにしたがい親は衰える、これは自然の摂理でありまして、どうしようもないわけでございます。障がいのある人のご両親、ご家族を初めとする介護をされている方が高齢になるにしたがい、この障がいのある人たちが本当にきちっとこの社会の中で生活していけるだろうか。障がいのある人たちが本当に大丈夫なのか、この社会でということが、この将来への不安、それに伴う心労、これはご両親初め本当にはかり知れないものがあると私は思うんです。

そして、今も推計されておりますこの障がいのある人たちが、だんだん亀山市の人口がふえていく中でふえていく。そういう中で、障がいがある人が将来に向かって安心して生活できるよう、施設の拡充、日常生活の支援により一層の充実は、今後の行政運営の中で本当にしっかりと力を入れていく最重要課題ではないかということは私が言うまでもございません。

そして、今ちょっと資料をもらったんでございますが、平成18年の4月1日に障害者自立支援法が施行されました。福祉サービスの新体系への移行が示されたものでございますが、これには平成24年3月31日までに完全に自立支援法に基づいた施設に移行をするということでございます。そして、本市におきましても2つの施設、つくしの家、なかまの部屋が三重県障害者小規模作業所設置運営要綱に基づき事業を実施していたんですが、その要綱の中で小規模作業所は障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所へ移行を目指すということが書いてございまして、平成24年4月1日から移行をしたわけでございます。この4月1日に障害者自立支援法に基づく指定事業所として認可をされたということでございます。

そこで質問に入らせていただきたいんですが、この障害者自立支援法に基づく施設への移行に伴い、制度は一体今までとどう変わったのか、そしてまた施設現場に何らかの変化は生じたのか、その辺の確認をお願いしたいというふうに思います。

#### ○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

平成18年に施行されました障害者自立支援法では、障がいのある方が利用されている入所施設や通所事業所など県に認可されている事業所を初め、無認可の小規模作業所におきましても平成24年3月末までに法に基づく事業所への移行が求められてきました。

市内の小規模作業所におきましても、ご紹介がありましたつくしの家、それからなかまの部屋につきましても、本年24年4月から市社会福祉協議会の運営のもと新体系の事業所に移行されたところでございます。

制度の変更としまして、その運営形態が変わってくるわけでございますが、この4月に障害者自立支援法に基づく指定事業所として認可をされましたので、今年度からは新体系サービスに基づき報酬の算定をしまして、毎月国保団体連合会へ請求をいただいて、報酬を得て事業を運営していただくということになります。

また、本年4月から移行をいたしました社会福祉協議会が運営する事業所につきましては、多機能型として就労継続支援B型及び生活介護事業所となりましたが、移行前と職員体制も変わらず、報酬による収入も確保していただいております、順調な滑り出しであるとのことでした。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

そして、私ちょっと耳に入ったわけですが、そういうふうに移行して、今も部長のお答えもありましたですけども、障害者自立支援法に基づく施設の移行に伴って、これは4月以前の話なんですけれども、福祉サービスが低下しないだろうかとこの懸念もちょっと耳にしたわけですが、もうこれ亀山市の施設は自立支援法に基づく施設に移行を全部してやるわけですが、4月1日に移行した2つの施設があるわけですが、そういう施設でも今5カ月、6カ月たつわけですが、そのあたりは、福祉のサービスの低下とこの懸念の声に対して、どういうふうな今現在、行政として認識をされているのか、あればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

社会福祉協議会が運営をいたしますこの事業所につきましては、移行前には、サービスの低下が心配されるということで保護者の皆さんからのご意見等もございましたが、この4月に実際に移行をいただきまして、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、職員体制も変わらずということで、収入も確保されているということで低下はなかったというふうに思います。

こういう施設につきましては、やはり人的支援といえますか、そこに配置する職員の人数、それから質、そういったものが障がいをお持ちの方に与える影響、こういったものが大変大きいというふうに考えておりますので、その辺では移行前と同様の体制でということで、サービスの低下はなかったというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁で、サービスの低下はなかったということでお聞きをいたしましたので、次の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問でございますが、障がい者の一般就労に向けてどのような取り組みをしてきたのかということで質問をさせていただくわけですが、この福祉の冊子の中に一般就労に向けた基本的な考え方というのが記載をされておまして、この中で、ちょっと読ませていただきますと、障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、一人一人のニーズに応じて働くことができるような支援をする体制が必要であると。こういう就労の場を確保することと、そのためには障がいのある人も就労の機会が得られるように市民の理解の促進を図っていく。地域における福祉関係の機関と労働関係の機関が一体となってこの就労支援を行う仕組みをつくらせと。そして就労機会の拡大を図っていきますということが書かれておる。

また、市を初めとした公的機関が率先して障がいがある人の雇用受け入れを進めていく。そしてまた障がいがある人のための業務の発注等もあわせて進めていくというふうなことがこの計画の基本方針の中の一般就労に向けた基本的な考え方ということで書かれております。

そしてこれは私も読ませていただいたんですが、計画ですから一応抽象的な表現になるというのはしょうがないかなあというふうにも思うわけですが、この障がいを持っている方の一般就労に向けて、今までは具体的にどのような取り組みをされてきたのか。そしてまた、今まで就労に向けて取り組んでいただいた方策といたしますか、そういうことを踏まえて今後新たな取り組み、今まで取り組んできたけど、いやこれも今後はこういうことをしていかないかんあというふうな新たな取り組みを考えていらっしゃるのか、この2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（小坂直親君）**

山崎健康福祉部長。

**○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）**

まずどのような取り組みをしてきたかということでございますが、障がいのある方が住みなれた地域で生活が継続できるよう、暮らしの場や日中活動の場を確保していくことが大変重要であると認識しております。

今後は、特別支援学校を卒業する生徒は増加することも見込まれておりまして、進路懇談会やパートナーシップ会議などを通じて、一般就労あるいはその他の進路を含めて連携を図っているところでございます。

また、障がいのある方の就労を支援するため設置されました鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センターあいとも連携を図りながら、就労相談や職場への定着支援を行っております。さらには、鈴鹿市・亀山市障がい者自立支援協議会の就労部会におきまして、一般就労を希望される方にできる限り一般就労していただけるよう、企業へのアンケート調査、企業訪問、また障がい者就労事業所の見学会の開催などを行ってきております。

次に、今後新たな取り組みをとということでございます。

企業訪問などを通じまして、企業の雇用意欲はあるもののどういった作業をしていただけるのか、また通勤や送迎など障がいのある方についての理解不足や環境整備の課題も出されております。また、ハローワークにおける最近の傾向としては、精神障がい者の求職の増加が目立っているとのことでもあります。まずは障がいに対する理解をしていただくために、昨年度に引き続き鈴鹿市・亀山市障がい者自立支援協議会の就労部会におきまして企業訪問を行い、各種制度を利用した訓練、実習機会の提供の働きかけを行うほか、学園祭へのブース参加も予定しております。

なお、亀山市地域自立支援協議会におきましても、本年度のテーマの一つに就労支援を取り上げておりますので、この中のワーキンググループでの研究も行っていくことといたしております。

**○議長（小坂直親君）**

中崎議員。

**○4番（中崎孝彦君登壇）**

今いろんな今まで取り組んでいただいた経緯とか今後の取り組みということをお聞きしたわけですが、私この冊子ですね。障がい福祉計画を見させていただいておりまして、この雇用の中

で市職員の障がいのある人の雇用状況の推移というのが表にまとめられております。

これは市長部局と教育委員会の部局に分かれて表になっておるわけでございますけれども、この表を見させていただいたときに、例えば市長部局ですね。身体障がい者の方が、平成23年度まで表になっておるわけで、もちろんそうですが、9名ということですね。そして、知的障がい者の方はゼロですね。教育委員会の部局のほうでは、身体障がい者の方はゼロ、知的障がい者の方が1名というふうになっておるわけですけど、今部長も答弁していただいたんですが、いろんな協議会を通じて雇用の促進を図っておると。一般就労に向けて一生懸命やってもらっておるのはよくわかるんですけど、例えば、市内の事業者の方にお問い合わせに行くのは行ってもらうということでは理解するんですけど、今の市の組織の中で、障がい者の雇用というものがこれで十分なのかどうか。こういう状況の中で、今言う亀山市としてお問い合わせに行ったときに、事業者の理解が得られるんだろうかなあというのを私一つ思うわけです。

例えば、市長部局では知的障がい者の方がゼロと。こういう状況で、例えば市内の事業者の方とにお問い合わせをしい行っても、そうしたら市はどうなんだということは当然思われると思うんですよ。私がこれどれだけ採用すればそれでいいとか、どうかということとはよくわかりませんし、そんなもんでもないとは思うんですけど、私は思うんですけど、市の組織、行政組織の中で今までも検討はされておると思うんですけど、もう一度こういう障がいのある方々の雇用をして仕事していただくという、どんな仕事があるんだろうかというようなことを掘り起こしていただいて、もっと私は障がいのある人の雇用を促進といいますか、ふやしていただかないと、亀山市内の事業者の方はもちろんですが、一般市民の方の理解も得られやんのではないかというふうなことを思うんですが、その辺の考えといいますか、思っておることをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず市におけます本年度の障がい者の雇用状況でございますけれども、市長部局につきましては法定雇用障がい者数の8人でございますけれども、重度の場合は2人というふうにカウントされますので、3人増の11人でございます。それから、教育委員会部局につきましては、法定雇用障がい者数1人でございますけれども、お1人に対して、先ほどおっしゃられましたように1名を雇用いたしております。両部局とも法定雇用障がい者数は満たしているといった状況でございます。

しかしながら、来年度、25年度より障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、さらなる障がい者雇用の促進を図っていかなければならないということを強く認識しているところでもございます。

ご質問の中で、市行政として全ての障がいをお持ちの方にさまざまな就労の場を提供することができないかということでございますけど、まず市行政のいろんな職種におきまして、どのような業務が適しているのか、常に適材適所を意識しながら、慎重に検討していく必要があるというふうに考えてございます。

そういった検討を行った上で、現在、県庁だとか出先機関のほうで実施をされておりますけれども、職場実習事業等の就労支援事業、こういったものを参考にしながら市独自の就労支援制度の研究といったことを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、部長の答弁をいただきましたですけれども、条例とか法令に違反することは絶対これはできません。

しかし、今部長が言われた法定の人数というのは満足しておるということでございまして、法上は満足しておる。しかし、この法上満足しておるということを、亀山市独自でもっとたくさんあれば雇用してもいいわけですから、そういうことで私は言うておるわけで、例えば一般市民の方、いろんな方が、この雇用状況を見て私のような懸念を持って質問されたときに、いや法定のあれはクリアしていますといっても、その法定そのものが一般的に知られていないということと、漠然として市民の理解を得られないということがあると思うんですわ。

ですから、こういう障がいのある人の雇用ということを考えた場合は、法定でクリアをしておるということはもちろん結構なことなんですけど、そういうこと以外に、今も申しましたようにもっと法定以上に雇用できるということで、亀山市が先進的な市としてそういうふうなことに取り組んでいくということも大事なことだというふうに思いますんで、ひとつ今後ともこの取り組みに関しては本当に意を持っていただいて、積極的に取り組んでいただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

次に、3番の質問に入りたいと思います。

この障がい者福祉の推進体制の機能強化ということも計画の中に書かれておるわけでございますけれども、今も申しましたけど、計画ですから実施するというような計画でもないと思うんですが、具体的にどうのこうの細かいことは書かれぬ。これは当たり前のことだと思うんですが、障がい者福祉の推進体制の機能強化をしていく、これはもちろんのことなんですけど、それは具体的にどのような推進体制といいますか、体制、支援の方法とか、そういうものを考えていらっしゃるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障がいのある方の就労につきましては、ご自身でハローワークなどに求職申し込みを行い、企業面接等を通じて就労される方もおられますが、訓練や実習など段階を経た支援を受けながら就労に至るといった場合もございます。

また、定着するまでにはなお定期的な訪問や相談支援が必要な場合があります。一般就労できたことが終点でなく、周囲の見守りや理解により定着できるまで引き続き支援を行うことが必要でございまして、就労にかかわらず、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、さまざまな関係機関や団体の連携支援が必要不可欠であります。このため、関係機関で構成いたします亀山市地域自立支援協議会におきまして取り組むべきテーマを掲げて検討を重ね、地域のさまざまな福祉サービス資源の充実を図っていきたくて考えております。

そういった推進体制ということでございまして、まず先ほどもご紹介をさせていただきました地域自立支援協議会、この協議会の中には学識経験者はもちろん関係します福祉施設の代表の方とか、

それから行政のほう、いろんな方がかかわりまして大きな組織をつくっております。その中で広域で就労部会を設置するというので、いろんな活動もやっております。その中で、特に亀山市の自立支援協議会の中ではワーキンググループも設置をしまして、就労に関してもテーマを掲げて検討を重ねていくということで取り組んでおります。そういった多くの組織が加わった中での協議会でございますので、地域を挙げて取り組んでいるということになろうかと考えております。

そういった中で、就労を希望されます障がいをお持ちの方、そういった方の個々の事情につきましてもいろいろ相談をさせていただきまして、就労につながる支援をしてみたいと、このように考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

中崎議員。

#### ○4番（中崎孝彦君登壇）

私も亀山市内の施設を訪問させていただきまして、施設長の方ともいろいろお話もさせていただき、作業をしている現場も見させていただきました。

そして、その中で本当に障がいのある人が黙々と作業をしてみえました。ちょっと施設長の方にもお伺いしたんですけど、この方たちが通所をされておりますけれども、その通所をしてくる往復の便はどうされているんですかと聞いたら、そうしたら保護者の方とかご両親の方とか家族の方が送り迎えをしておりますという話でした。

それは、前段でもお話をさせてもらいましたけれども、ご家族やご両親の方がお元気なときはそれは可能なんです。そうやけど、これもうだんだん、前段でも申し上げましたが、お年寄りになり車も運転できやんようになり、こんなこと言うたらどうかと思いますが、お亡くなりになる方も見えるというような状況が来るわけでございますから、そうしたときにこの障がいのある人、若い人もたくさん見えましたんですけども、どういうふうな、これ本当にいいんだろうか、どうなんだろうと、本当に複雑な気持ちになったものがございますので、本当にそういう面も含めて、これ国の法律なんですけど、県があって市があって、県の指導に基づいて市にそういういろいろやるんだということが障害者自立法の中にも書いてございましたですけども、こういうことは本当に市としてもきちっと将来を見据えた対策といいますか方策といいますか、今までもやってもらっておると思うんですけども、今からそういうことをしていかないと本当にこれ、障がいがある人が取り残されていく、何かそんな懸念を持って帰ってきたわけですので、その辺の取り組みをひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、皆さんも新聞で読まれたと思うんですけど、ご存じだと思うんですけど、ことしの7月17日の中日新聞に「列島ライトアップ」と、これ連載でいろんな問題を報道しておるわけですけど、ここに障がい者の就労支援というようなことで、これは岡山県の総社市なんですけど、取り組みがある。

岡山県の総社市、人口6万6,000人、亀山市5万人。そうすると1万6,000人の差はありますけど、市の規模としてはそう変わらない。

その中で、「障がい者千人雇用推進条例」というものを制定して、本当に積極的に今から市を挙げて1,000人の雇用を推進していこうという条例も制定されて、一生懸命今からこの支援を強化していこうというような条例をつくってみえます。そして、障がい者千人雇用センターという組

織も立ち上げてやっていこうということで、障がい者一人一人の生活から就職まで丁寧に相談を聞いて、そして仕事を続けられるように地道に支援していくというのが総社市の1,000人の雇用の条例なんです。

こういうことも、また亀山市がすぐどうのこうのというわけやないんですけど、まあ一遍こういうことも参考にして、今後の障がいのある人の支援に役立てられるところがあれば、そういうことも考えていったらどうかなあというふうに思います。

最後に、障がいのある人にあらゆる面で日が当たっていないということは、もちろん私は思っています。今まででも一生懸命、あらゆるところでいろんな支援をされた。いろんなことを、今もお聞きしましたとおりにやっただいておるんですけども、この厳しい社会の情勢のもとで、この厳しい社会の情勢だからこそ、こういう障がいがある人のことを、言葉は悪いですけど、忘れるといいますか、ほかの施策もたくさんあるもんですから、そういうようなのをちょっと横に置かれるというような嫌いもあるわけでございますから、そういうことを考えて、ハード、ソフト面でもこれからの施策を、一層の充実をお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

#### ○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

冒頭に、思いを述べさせていただきたいと思います。

私も市民の皆さんから市議会議員として選出されております。議員としては3つの使命があるかと思います。市民の皆さんの要望、議員としての市政への提言、また市政のあり方に対するチェックという、それをするのが私ら議員の役割だと思っております。市民の皆さん方の代弁者として、負託を受けてこの場に立たせていただいているわけですけども、私が質問すると、よく行政をなじるので、もう少しやわらかくやれというようなご助言をこの二十五、六年間ずっといただいております。けどやっぱりいいものはいい、悪いものは悪い、たださんならんものはたださんならん。そしてそれを十分、私もそれなりに同僚議員と勉強もしてら質問させていただきますので、市長は、部長さんの答弁は私は要らんですけれども、市長は誠実な答弁をしていただきたい。その辺をまず冒頭に申し上げます。

これも同僚議員からいただいたんですけども、市長はよくダーウィンの進化論を取り上げてこういうようなことをよく言われると。力あるものが生き延びるわけではない。裕福なものが生き延びるのではない。社会情勢や環境変化の適応に対応することのできるものこそ生き延びることができる、こういうようなスピーチをよく市長が言われると。

そうすると、今の亀山市の現状、大きな環境変化が起きておるんですけども、後ほど市長の選択と集中について理念を聞かせていただくわけですけども、今回上げさせていただいたことは全て市長の選択と集中に関することですので、後段でももう少し詳しくお聞きしたいので、市長も真摯に、私に答えるだけじゃなしに、市民の皆さんに対して答えていただきたいと思います。

まず1点目に、東日本で大震災がありました。高島議員も、もう1年半たったと。その瓦れきの

処理の問題について、私はたびたびパネルも用意させてもらいまして質問もさせてもらいました。

そのときの市長の答弁、三重県、それから市長会、町村会の決定に従って考えていくと。何かよそで起こったことはよそごとのように考えるような答弁でございました。

いみじくもこの間の新聞で、知事が6日に、震災瓦れきの広域処理で割り当てられている岩手県久慈市の災害廃棄物の放射能のことを発表しました。久慈市に2,000トンの瓦れき処理を広域処理でやりたいということですが、市長は瓦れき問題は終わったと認識されているのか。また当市は選択の中で受け入れをもうしないというふうに決定されたか、イエスかノーかでお答え願いたいと思います。1点目です。

**○議長（小坂直親君）**

22番 櫻井清蔵議員質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

この問題につきまして、昨年度から何度も意見交換というか議論を重ねてまいりました。震災瓦れきの処理に伴って発生する焼却灰等の処分先につきましては、議員ご案内のとおり、現在三重県において調整が進められておるといことですが、いまだ処分先の確保には至っておりません。同時に、処理に対します安全性に対する当市としての課題につきまして、その見解を三重県に再質問いたしてまいっておりますが、現時点において整理がされておられません。などなど。

そしてこれもご案内のように、状況の変化でございますが、岩手県久慈市の震災瓦れきの受け入れについて、一部の市町で調整が進められておるところであります。被災地や被災地近隣自治体での処理が着実に進んできておるといことも含めて、総合的に考えますと受け入れの必要性も少なくなってきたものと判断いたしますし、現下の情勢の中で当市としては受け入れは難しいものというふうに考えておるところであります。

**○議長（小坂直親君）**

櫻井議員。

**○22番（櫻井清蔵君登壇）**

だから、完結に言うてください。

当市としては、受け入れはしませんということを明言したらいいんです。それでいいんですよ。それが選択と集中なんです。そういうふうに選択したと。県下で名立たる75億でつくって、今後13億で溶融炉を改修するわけです。そんな県下に名立たる施設があるのに、当亀山市はそういう瓦れきの受け入れは、受け入れないと明言してもうたらそれで済むわけです。

次に移りたいと思います。

人権条例の制定についても、これも私ここ1年ぐらいこの人権条例の制定について伺っております。これも同僚議員の鈴木議員から教えていただいたんですけども、パラリンピックがロンドンで開催されました。開催の宣言の前に世界人権宣言を述べて、そしてパラリンピックが開催されるということを知っております。やはりこの人権に対する宣言という、人権宣言の制定というのは地域の一つの必要なものではと私は思っています。

これは部長にお答え願いたいんですけども、現在の行政における協議の経過、どこまで進んで

おるのか、完結にお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

人権条例の整備に向けた具体的な取り組みといたしましては、本年3月27日に亀山市人権施策推進委員会要綱を制定いたし、15名の委員に委嘱または任命を行った後、第1回目の委員会を7月2日に開催いたしました。

委員会におきましては、昨年度実施いたしました人権に関する市民意識アンケート調査結果を参考に、人権の現状と課題について各委員からご意見をいただきました。また、担当室からは三重県及び他の自治体の条例について説明を行うとともに、学識経験者からはこれまでににかかわった条例制定過程についてご説明をいただきました。

第1回委員会終了後には、ヒューマンネットワーク、亀山高校フレンドリークラブなど人権課題に対して前向きに取り組んでおられる団体等を訪問し、ご意見を伺ってまいりました。

今月20日に第2回目の委員会を開催する予定となっており、今後も各種団体との意見交換を継続するとともに、委員会での協議を深めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

徐々に進んでおると。ぜひとも早急に人権整備をしていただきたいと思います。その15名の検討の皆さん方の英知を結集していただいて、亀山市に合う人権条例を制定していただくように切にお願いしたいと思っております。

次に移りたいと思います。

空き家対策についてでございます。

空き家対策については、関6地区の「キラリまちづくりトーク」ですか、24年7月18日、関文化交流センターで、市民参加62名で市民トークの中で出された課題だと思っております。このキラリトークの懇談会、私も参加させていただきまして、3つの議題を各ブロックでやられました。

このときの市長の答弁というんですかね、答えですか、応答にがっかりしました。この議会でよく市長がペーパーを見て読んで、担当職員のペーパーを丸読み。地域のことも何にも鑑みた返事はなされておらん。これが本当の市民との膝をつき合わせたトークやろうかと私は不思議に思いました。

その中で、私どもの町内の自治会長さんが空き家対策について質問しました。関宿の町並み保存地区を中心に話をされたんですけれども、その中で、現在関宿では35件の空き家がある。亀山市内では全体で339件の空き家があると。市長がそこで答えられておるのは、空き家問題については大きく2つに分かれておると。そして、保存地域のことを主体におっしゃられたんですけれども、後段のほうで、一般空き家の問題については公で行うという考え方を持っておる市町もありますけれども、公がやってはあかんと思っておるといようなことを言うてみえるのね。

私は、特に町並み保存事業の中でも、昔江戸時代のときに、江戸時代は火事がよくあったと。瓦屋根じゃないですからな。だから火よけ地というのがあったんです、ところどころ延焼しないよう

に。それで事実、空き家で一番困るのは、そのおうちが誰も住んでいない。例えば放浪者とか、火遊びをする者がそこでたばこを吸うたりして火が出たときに困るやないかと。何とか市で対応していただけんやろうかと。だけど市としては、これは個人の財産ですから勝手にいらえないというようなことで答えがなされています。

後から豊田恵理君が同じような質問をされますので、私もこれは時間がありませんので深く聞きませんけれども、やはり市長が答弁された中で、もう1人の方が質問もされています。何とかならんかと、市で。折衝もできやんのかと言うたときに、市長はこういうふうに答えています。「先ほどお話ししたしましたが、最後は市役所が何とかしてくれるというふうなことになる、対応をし出したら町並み保存はしっかりと承継できないきっかけになるのではないかと思います。町並み文化財室長より補足説明をします」、ただこんだけです。

亀山市内に339戸の空き家があった中で、何ともならん空き家があるんです。何ともならんのに行政が手放しでいいのかと。やはり何らかの手法を、他の市町ではやっておるということをここでもお答えしてみえるんですから、市長として他の市町の事例にのっとったらこういうようなことができるという思案、選択はできやんのか。ちょっと市長、手短に、わずかにもうあと半年しかないもんであれですけども、思案があったらちょっとお教え願いたい。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

空き家対策についてということで、少し先般の関地区での「キラリまちづくりトーク」でもかなり突っ込んだ議論、ああいう公の場でできた。大変意義深かったというふうに感じておりますし、議員もご参加いただいて、率直な意見もおっしゃられました。私自身は非常に、これ多分ご参加いただいた皆様方にとりましても、本当にある意味突っ込んだ意見交換の場であったというふうに思っております。

そこで、ちょうど関宿も平成12年に、合併前の関町の時代に、これをどうしていくのかということで徹底的に調査をし、対策を立てられて今日に至りました。当時、35件ありました空き家、昨年の調査で39件という状況でございます。

この空き家の問題につきまして、過去にもご意見頂戴をいたしておりますが、例えば取り壊しなど公がかかわって行うという状況、あるいはそういうものについて他市町において一部出てきておると、そういう対応をしておるところがあるという状況も把握をいたしておりますが、基本的には私の財産を公が関与することが是か非かの根本的な議論もございまして、大変難しい問題であると感じておるところであります。

つまり、公費において公有化をしたり、あるいは取り壊し等の措置を行うということは、逆にモラルハザードが外れてしまって、ほったらかしにした者勝ちという状況を認めることとなりまして、今日まで長年にわたって良心的な対応をいただいていた多くの地区住民の皆様方との信頼関係を損なうこともあり得るといふ懸念がございます。

しかし、本来管理責任を持ちます所有者、管理者の皆様と行政は粘り強くお話をさせていただき、対応を今日まで重ねてきておるといふ状況でございます。これは過去にも少しお示しをさせていただきましたが、現下の市町が県の呼びかけによりまして、現在、私の財産に公がどのようにかかわ

るべきなのか、そういう研究会が立ち上がっておりますので、本市といたしましてもそれに参画をさせていただいて、調査・研究を通じて次に活かしていきたいという思いを持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私、日本人やもんで、モラルハザードってわからんのやわ。わしは英語が苦手やもんでね、モラルハザード、これは一遍伊藤議員に聞いてみますけどね。

同じような答弁繰り返すわけね。空き家対策については、ほんまに今後の対策の中で、他の市町はそういうような事例もあるということは研究して、やっぱりきちっと取り組んでいくというような、その答弁だけでよかったんですよ。何かわけのわからんことをぐちゃぐちゃ言わんと、取り組むか取り組まんか、これイエスかノーですよ。これも選択と集中ですよ。これはもうまた後日の課題とします。わしもまだもうちょっとここにおれるでね。

固定資産税の納付通知書について通告してあります。

平成24年度納税通知書に対する市民からの異議申し立てというか問い合わせがあったと。そして問い合わせの中、いろいろ私の知るところによりますと、1名の方からちょっとおかしいんちゃうかという問い合わせがあったと。それでその結果、精査したら13件あったと。そしてそのうちに還付されたんが4件であったと。

ちなみに、資料として、Aさんには平成9年から平成23年、年税額差額が75万2,500円、還付加算金が22万4,700円、合計97万7,200円の還付金を交付しています。B氏には平成12年から平成23年、年税額90万2,900円、還付金18万8,400円、還付金合計109万1,300円、それからCさんには、平成15年から23年で還付金が1,700円、Dさんにおいては、平成15年から平成23年まで3万4,700円というふうな還付で、トータル還付合計が平成9年から平成23年までに210万4,900円の還付が行われております。

時間の都合上、返還については、担当から聞きましたら5月末に処理をしておるということですが、この税は固定資産税の家屋税の見直しと。評価見直しは各年度3年ごとに、直近では平成18年、平成21年、平成24年、本年度ですな。改正が行われて、平成24年度において今日の返還事業がなされた。

こういうようなことが起こっておって、市民に櫻井義之市長の名前で納税通知書が交付されておる。こういうような事態が起こったときに、市民の皆さんに再度確認していただきたいということを広報等を通じて、またケーブルテレビ等を通じて通知して、そして再度確認をしていただくという指示を市長はなぜ出さなかったんか、それを市長にお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この市税につきましては、市の自主財源の根幹をなす極めて重要な財源であるというふうに考えております。中でも市税の役割、6割を占めます固定資産税につきましては、公平・公正で適正な課税に努めてまいったところでございます。

今ご指摘いただきましたことにつきまして、固定資産税の3年に1回の再評価の時期でございますので、報告を受けました後、直ちに適正な課税に見直すよう指示をいたしたところでございます。納税者の方には大変ご迷惑をおかけいたしました。申しわけなかったというふうに思っておりますが、十分な説明を行った上でご理解を得たところでございます。

この固定資産税の課税見直しの時期というのは、やっぱりさまざまなお質問やご意見が寄せられる時期でもございまして、そういう中で今回、広報等における周知につきまして、実は本年の3月に3年に1回の評価がえであることから、納税者の皆さんに課税内容を知っていただくとともに課税誤りを防止するために、本年3月16日の市広報において固定資産税の評価や課税の仕組みにつきまして特集を掲載いたしましたところでございます。さらに毎年、納税通知書には納税者の所有物件の課税内容をご確認いただくための課税明細書を添付いたしてまいったところでございます。

今後につきまして、市広報等で市税に関する周知を図ってまいりますとともに、今回の一件、もう15年前のそのスタートからボタンのかけ違いがあったかというふうに想定はできますけれども、再発防止策につきまして、チェック機能の強化を図って信頼される税務行政に努めていくと、こういう思いを新たにいたしております。

ただ本当に4名の皆様に対しましては、大変ご迷惑をおかけいたしましたことを本当に申しわけないというふうに感じております。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

#### ○2番（櫻井清蔵君登壇）

市長、勘違いしてもうたら困る。

あなたは24年3月16日の広報で特集組んで、そういうのは出しておると。だから、そうすると今私の感じたことは、その特集を見た人はいいいけれども、見てないって気がつかん者はあかんのやなど。だけど、さっきも還付の事例を見てますと、平成9年からこれですよ。そうすると、平成9年、この24年3月16日に初めてこの特集を組まれたんかな。恐らくこれは21年にも特集、18年にも、過去にも各3年ごとにこの特集は組んでおるはず。見直しがありましたで見直してくださいと。そうすると、見やんだ者があかなんだんやと。言うてきた人は、まことに申しわけない。だけど知らんだ人はしゃあないなと済ませておったんかな。そうすると、この平成9年のAさん、平成12年Bさん、この方は今まで知らんだで、これを市の納税通知書が市長名で来ておるで信頼して納付しておったんですよ。

あなたが言うことは、ちょっとあかんですやんか。市広報、だからこういうような事案が発生したときには、速やかに市民に周知をするのが市長としての責務ではないかと私は思う。3月16日にこれは言うたんでいいんやと。見やんだ者が悪いと。この間の議会もそうですな。櫻井清蔵議員は予算内示会に出やんだもんでおまえは知らんのやと、それでとまったことがある。それと一緒にことですやん、これ。見やんだ者が悪い、見た市民はいいのやと。そして、申し立てしたら考えますと。その人に迷惑かけました、済みませんでした。

そうすると、市民の人はどうなるんですかな。市民の皆さん方が粛々と納税をしていただいておりますということについては、私は今の市長の答弁では納得いきません。

次の質問に移らせてもよろしいやろうか。

○議長（小坂直親君）

質問の途中ですが、午後1時まで休憩をさせていただきます。

（午後 0時02分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

22番 櫻井清蔵議員につきましては、引き続き質問を続けてください。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、午前中に引き続き質問させていただきたいと思います。

選択と集中についての理念を知りたいということですが、先ほど市長が言われたモラルハザード、調べていただきました。

モラルハザードとは、倫理の欠如、倫理観や道徳的秩序がなくなり社会的な責任を果たせないことということらしい。私も一生懸命このことを肝に銘じて物事を進めたいですな。

この選択と集中についての理念を教えていただきたいんですけども、市長は就任当初から選択と集中という言葉をお使いになっております。それによって市政を進められてきたと思います。そして、いろんな形で市政のために選択をされ、本日まで市民の皆さんのために市政に携わってみたいと思います。だけど私は、市長に求めるのは、選択と集中もしかりですけども、よくここでも申し上げたように、社会情勢の変化に即応できる決断と実行ではないかと私は言うてまいりました。

選択と集中の理念について、ちょっとですけども、一遍市長の理念を簡潔にお教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の選択と集中の理念をというお尋ねでございまして、私自身、平成21年2月に就任をさせていただきました。その最初の、就任後の施政方針を申し上げたわけですが、ご案内のように中央集権から地方分権への加速、さらには世界的な経済不況などにより景気の低迷など、就任当時、亀山市は大きな転換点の中に差しかかっておったというふうに思いました。

そういう中で、私自身はこれらの環境変化に対応した分権時代にふさわしい自治体経営や持続可能なまちづくりを進めていくという思いから、3つの基本理念をお示しさせていただきました。

1つには市民に開かれた市政、2つには政策の優先度の転換、3つには協働する力を掲げたところでございます。この3つの理念を実現するために、選択と集中を基本方針に行政経営に努めてまいったところでございますが、その選択と集中という概念自体は、当市が得意といたします政策分野を明確にして、そこの分野に対して限りのある経営資源、人、それから財源、そしてサービスの中身を集中的に投下していこうと、こういう考え方でございまして、全体を見きわめた上で事業全体をどのようにバランスよく再構築して強弱をつけていくのか。あれもこれもできる時代ではない中で、あれかこれかやっぱり政策分野をしっかりと見きわめて、そこに集中し実現していくという考え方で申し上げてまいったところでございます。理念ということで少し述べさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

それなら、お尋ねしたいと思います。そういうようなご立派な理念のもとで、市民のためにいろいろの市政を携わってみえた。

一つの例を挙げてその理念を聞いていきたいんですけども、市長は市長選挙に、公約で庁舎建設の凍結を言われて市長になりました。そのときに、庁舎建設の合併特例債25億円の行方について多くの議員から質問し、いろんな提言もしてきたことはご承知と思います。

私もその中で公立保育園の新改築に活用していけば、どうやというようなことを提案させていただいたこともあります。その中で、新市まちづくり計画の中にそのことが記載されてないで、活用には難しいという答弁であったと思います。

いみじくも今年3月の第1次総合計画後期基本計画策定の中で、4つの戦略プロジェクトがあります。この中の1つに「子ども輝きプロジェクト」の中に、子育ての主要な推進施策として、民間保育所整備事業として、主要な事業として選択をされてるように承っております。

先般、伊藤議員がこの施設のことについていろいろ質問されました。市長の答弁の中で気になることがありましたもんでちょっとお尋ねしたいんですけども、かなり伊藤議員が突っ込まれたんですけども、この民間保育所設備、確かに子育てのためには必要な施設であるということは十分私も理解しております。だけど、その施設の選定に当たって選定委員会が開かれ、選定委員会の経過も山崎部長から逐一報告されております。

そして、ここに亀山市民間保育所整備事業予定者決定通知書、「亀子家第1298号」平成24年6月15日、福祉法人里和設立発起人会の方に通知書が出されております。あなたが最適であったというふうな評価で通知を出されました。

その中の下のところに、記として4項目あります。その中で、第2、整備事業予定者において、募集要項及び提案書に記載された事項について虚偽もしくは重大な違反行為があったと認めるとき、またはその他の事情により適切な保育事業の実施が困難とみなしたときは決定を取り消す場合があります。この場合、整備事業予定者及びその関係者は既に要した費用の弁償を市に求めることはできないものとする。3、当該手続及び保育所の設置運営において、不正または不誠実な行為があった場合は適切な措置を講じるものとするという項目があります。

伊藤議員がいろいろ質問をされました。その中に、地域住民との説明会、これは関係地権者の同意等々がないにもかかわらずこういうような決定書を出された。市長は伊藤議員の質問に対してこういうふうに答えておりますけれども、民間への公募をかけ、社会福祉法人を選定し、当該目的を達成する事業云々と書いてありますというような答弁をされております。ぜひこの事業が達成していただけるよう期待しているところでもありますというような答弁をされています。したがって、この時点で伊藤議員がおっしゃられる助成を取り消せということは、現時点で考えておりませんというふうな答弁をされております。間違いありません、確認したいと思います。間違いはないか、そのとおりか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、伊藤議員のご質問にそのように答えさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今回の民間保育所の施設について、三重県が8,000万、市が6,000万、1億4,000万の補助金で出します。その場合に、この選定基準に明らかに虚偽はなかったという認識を市長は持ってみえるかどうかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当日もお答えをさせていただきましたが、適正に、厳粛にこの選定のプロセスを、その事務を果たしたというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おかしいですよんか。

その前に伊藤議員が尋ねられたときに、こういうふうに言うているんですよ。地域の地権者の皆さんに説明してあるのかという質問したときに、「現在、地域の皆さん方、あるいは地域の皆さん方の意見の合意に向けて事業予定者の法人が努力いただいております。いずれにいたしましても、当初の目的を達成するために、この社会福祉法人は事業主体者として誠意を持った協議や対応を積み重ねていただく必要があるかと思っておりますし、この保育所が地域の皆さん方のコンセンサスを得て順調に、さまざまなプロセスがございますので、施設整備につきましては法的なもの、あるいはコンセンサスの問題などさまざまな案件がございますけれども、当初の目的を全うされ、私どもは見守っていきたい」、こういうふうに答弁しておるんですよ。

だから、まだ何も熟知してみえませんか。5月24日にこの選定委員会をやりましたやろう。5月24日に選定されるべき書類は、全て書類が整っておる中で選定されたものと。それがなされておらな、この審査の結果が、15日に決定通知が出せないはずですよ。それもきのうの答弁では、後からうまいことやりゃあよろしいやんかというふうな言い回しで、おとついの伊藤議員の答弁をしておるんです。

そうするとこの6月15日に出された決定通知の2項、3項にこれは明らかに違反しておるのじゃないかと。地元合意から、というのはここに市民の方から市長宛てに手紙があります。今回の事業については撤回していただきたいというような手紙がある。市長のその方に対する、こういうふうに回答しています。

さて、本市は本年3月に第1次総合計画後期基本計画を策定しました。その中で4つの基本プロジェクト云々で、「子ども輝きプロジェクト」では子育て支援の重要な推進施策として保育を必要

とすべき全ての子供が保育を受けることができるよう、仕事と子育ての両立ができる環境整備を図ることといたしております。

今回ご指摘の民間保育施設は、当該プロジェクトの主要な事業の一つであり、社会福祉法人の民間保育所創設に対して施設整備費の一部を助成することで子育ての支援の拠点施設として整備を支援するものでございます。

お手紙の内容を拝見いたしますと、地域の住民の皆様方のご心配につきましては、心中をお察し申し上げるところでございますが、保育所の整備主体はあくまでも社会福祉法人の事業であり、市はそれに対して必要な助成を行うものでございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

わしは知らんと。これは社会福祉法人がやることやというふうな回答をされています。これも事実ですな。イエスカノーか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、触れていただきましたように、あるお一人の市民の方から市長への手紙という形で頂戴いたしましたので、今紹介いただいたように答弁というか、お答えをさせていただきました。それ以外のことも含まれております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

モラルハザードって市長言わはったけれども、一連のこの審査会の、おとついても伊藤議員が言ったように、この結果の表の中で、地域活動と保育所の設置運営に当たって、地域住民への説明をされているが、また意見・要望等があった場合、対応に解決する見込みであるか。これのことが、こういうふうな手紙が来ておる。そして市長はこういうふうな回答しておる。ということは、地域住民の理解が得てないのにこういうふうな配点行為が行われておる、そうでしょう。

そして、あなたはこの審査結果の通知書を6月15日に出させておる。その中で、やはり皆さんも、それは子供の環境整備は何とかしたいという思いは一緒やと思う。だけどやはり行政は、議会もそうですけども予算は認めた。だけど、行政というのはやはり手続等をきちっとやらんことには進まんと思う。それが虚偽の書類で審査をされた審査会の方も大変気の毒やと思います。そういうふうな思われませんか、市長。審査をしていただいた皆さん方に、大変ご迷惑をかけた。それを、ご迷惑かけたということを感じませんか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般の伊藤議員のお答えもさせていただきましたが、今回、事業者の公募に当たって、選定委員の皆様方を選任いたしまして委員会としての答申を求めました。

その過程で、今少し冒頭触れられましたが、決定通知留意事項の4点触れられましたけれども、その中には提案書に記載された事項について虚偽もしくは重大な違反行為があったと認められると

き、またはその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは決定を取り消す場合がありますと、そういう記載はございます。

しかしながら、先般ご指摘いただいたこと、今おっしゃられる選定の過程で計画地の土地の地権者の方の確約書も含め、それを総合的に選定委員は判断いたしておりまして、現実にも地権者のご理解をいただいて提案されたというふうに理解をいたしておりまして、現在、当該事業予定者に今議員がおっしゃるような虚偽もしくは重大な違反行為があったと、そういうものを記載して提出したと、このようには私どもは考えておりません。そういう状況でございます。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

#### ○22番（櫻井清蔵君登壇）

もう一つ資料があります。

「なのはな保育園地元説明会ご案内」という文書が私の手元にあります。期日は24年6月30日午後7時。Iという方からいただいています。

説明者、社会福祉法人里和という形で説明者の記載がしてあります。そうするとこの里和さんは社会福祉法人資格は、取得は聞くところによりますと9月3日に社会福祉法人として認められております。説明会の折には、伊藤議員が情報公開してくれたんですけども、社会福祉法人里和設立準備会ですか、その名前で審査会に出たんです。違いますかな。

そうすると、審査は5月24日に書類が出され、通知が6月15日に決定通知、まだいまだに社会福祉法人でない。9月3日に認定された社会福祉法人が、ここに説明者社会福祉法人里和設立準備会という名前呼びかけるんやったら僕は問題ないと思う。だけど、明らかに社会福祉法人里和という形で地元で6月30日に招集かけています、地域説明会。それを市長はどう思われますかな。これは6月15日以降に地元説明会をやっておるでしょう。それから、今読み上げた地元からの市長への手紙が出てきておるわけです。市長はこういうふうに回答された。

もうあんまり時間ないですから、こういういろんな地域の方はやっぱり説明が十分されていないで、市長としてもう少しその施設を建設する事業者の説明をしてくれという切なる気持ちでこの手紙を書かれたと、そういうふうに私は思います。そういうふうに私は理解したい。

だから、そういうようなことを踏まえたときに、この決定通知についてももう少し考慮すべきものであると私は思います。仮に、今こういういろんなことで準備やっておって、まだ書類審査も通ってないらしいです。書類も出てないらしいです。もしこれが4月開園ができなかったとき、誰が責任とるんですか。そこら辺をひとつ明確にしてください。誰が責任をとって、当然決定通知を出した市長がこれは責任をとられると私は思うんですけども、もし4月開園を目指して、あなたの言う後期基本計画のプロジェクト、「子ども輝きプロジェクト」ができないとき、どう思われますかな。教えてください。

#### ○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

現在、この社会福祉法人が事業の完遂に向けて努力をいただいておりますのでございまして、当然、この事業は民間社会福祉法人がその責において全うしていただく、そのことを期待いたしておるも

のでございます。

当然、亀山市としましても適切な助言、指導、そういうこともさせていただく中で、この当初の目的を達成していただくということを期待いたしておりますし、事業が順調に展開いただくことを本当に希望いたしておるところであります。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

できなかつたら、誰が責任とりますか。それ教えてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

仮定のお話でございますけれども、現在、そういう中で努力を法人としていただいておりますということでございますし、市としてもその事業の年度末の完遂に向けて指導なり助言はしっかりさせていただくということに尽きようかと、現時点では思っております。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

次に、17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

緑風会の前田 稔でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず亀山市の行財政改革大綱の見直し案が出ておまして、そこから質問をさせていただきたいと思えます。

この行財政改革については、22年ごろから、市長、執行部の方と行財政運営についていろいろと議論をさせていただいて、今度はこれが平成23年の2月に策定されてわずか1年半余りで見直しをしなければならないのかと。

その大綱というものはもっと重みのあるものだと思うんですね。ある事柄の根本となるもの、大もととなるもの、それが22年から26年で示されておるものが、いとも簡単に見直しをすること、これ自体が私は納得がいけないんですが、なぜ今この時期に改訂をするのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

なぜ今改訂するかということでございますが、さきに策定しました行財政改革大綱には、実施計画の期間は平成22年度から2年間を前期実施計画とし、前期実施計画に関する必要な見直しを平成23年度に行った上で平成24年度からの3年間の後期実施計画を定めるというふうに書いてありまして、その後段でございますが、状況に応じて大綱の一部についても見直すこととしておるといようなことでございます。

理由につきましては、今回の亀山市の行財政改革大綱の見直し案につきましては、平成23年2月に策定しました同大綱について、ことし2月の中期財政見直し及び3月の亀山市第1次総合計画後期基本計画の策定によりまして、これらを踏まえて行財政改革の施策、取り組みが有効に機能しているかの観点から検証、見直しを行ったところでございます。

その結果としまして、さらなる行財政運営の強化の必要があることから、現在の取り組みについては実効性を高め、また新たな取り組みを取り入れるなどの改訂をすることといたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今の説明ですけれども、後期基本計画が最上位の計画であるということはわかるんですけれども、その後期基本計画はことしの3月に策定されたわけですよ。これに関してもずれてはいますよね、今回の大綱の見直しというの。

23年の2月に策定されたのに、作成されて5年間を見通しておるわけなんですけれども、この方針とかそういうものが、中期的、長期的につくられた大綱がこう簡単にならなくなっていくというのは、私はやっぱり理解ができません。

22年の3月に中期財政見通しがつくられて、そのときに私が5年間で毎年5億ずつ削減できるのかということを知りたいと市長に聞きました。それと、合併特例債についても使うのか使わないのかと、こういう質問をさせてもらいました。

そのとき、市長はこう答えておるわけですよ。5カ年で財源不足は80億が想定されるものということ、そして大変厳しい状況であるということですね。平成26年には財源が20億円不足するということで、毎年5億ずつ削減していくということ。今回、それが消えているわけですね。合併特例債については、市長は次世代に大きな負担をさせたくないということで、余分な起債は避けたいと。だから合併特例債はなるべく使わないでいきたいということをおっしゃるんですね。あと基金の活用とか公債の残高とか、そういうのを見ながらこの持続可能な財政運営をしていきたいというふうには言っておられます。

ところが、22年の9月にもう一度私が質問させていただきました。合併特例債のことについて質問させていただいて、そのとき広森総務部長はこう答えておるんですよ。

現在、斎場建設、和賀白川線、野村布気線、関中学校の改築事業に活用しておりますと、特例債をね。22年度以降も含めまして、現在のところ68億円の活用を見込んでおります。差し引き約28億円ほどの特例債の枠が残っておるといった状況でございます。

この28億円について、確かに借入された特例債ですけれども、借入された償還の特例債は23年度からは交付団体になるということで70%が交付税に参入されるということで、非常に有利な起債でございます。これからも合併特例債が活用できる事業があれば市債の残高とか公債費、財政状況を見きわめながら、特例債の活用といったものは検討させていただきたいなというふうに思っておりますというふうに言っております。具体的に28億円を何に使うということは現在ございませんということですね。

22年の9月に方向性がちょっと変わってきておるんですよ。起債はなるべく抑えたいという市長のことに、執行部は特例債を使おうという判断に踏み切ったと私は思っている。ここで少しベクトルが変わってきた。だから、歳入構造が変わってくると思うんですね。でも、歳出構造については、毎年5億円を削減していくということは不可能だというふうになってきていると思います。

だから、今回、中期財政見通しでもそういった記述が消えている。やっぱりこれは方針をいとも簡単に変えてしまうという市長の姿勢、そこら辺が亀山市の行財政運営の見通しの甘さ、そこら辺を私は感じるんですけども、今回その見直しについて、前回と違った内容になったことに対しての反省というのは全然見られないと思うですよ。だからこれは執行部、あるいは市長がもっと責任を感じてもらって、反省していただかなければならない問題ではないかなあというふうに思います。

市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私が就任をさせていただいた平成20年度の最後でございましたけれども、この議会でも幾つかご議論いただきましたが、大きく亀山市の財政を含むその構造が変わりつつある、そういう潮目のときでございました。

同時に、本当にあの夕張の例を出して申しわけございませんが、そういう状況の中で、例えば今の市の財政状況や、こういうものを行政も議会も市民もやっぱり共有していく中で、まさに先ほど櫻井議員に申し上げましたが選択と集中で取り組んでいかななくてはならないときと、こういうふうに思いました。

したがいまして、就任後、9月に財政改革の基本方針をお示しさせていただいて、翌年の2月に、従来は行政改革を進めておりましたけれども、本当に行政改革と財政改革を一本化した行財政改革の方針、それから初めて中期財政見通しを議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきました。当時の状況でございますと、本当にこの24年度の予算編成を最後に基金は枯渇すると、そういう危機感の中で実は3年間積み上げてまいったところでございます。

そういう中で、いろんな要素があろうかと思っておりますが、市税収入、3年減少してまいりました。そういう中で、不確定の要素で歳入的にプラスになった面もございました。当初の財政見通しとある意味いい方向で現実が修正をされる、こういう積み上げの中で今日を迎えておるところでございます。

今回、後期基本計画の策定とあわせて新たにその修正の中での中期財政見通しをお示しさせていただいて、3年間で積み上げてまいりましたこと、さまざま教訓や反省やこういうこともあります。一層厳しい局面を迎える中で、今後行財政改革を大綱として取りまとめて進めてまいらなくてはならんと、こういう思いでございます。

したがいまして、決してその軸がぶれておるとか市長の方針がその都度変わったとか、こういうことではございませんでして、今の行財政、亀山市を取り巻く状況につきましては本当に大きな潮目の変わる流れの中で、今後の不確定要素もございましてけれども、しっかりとそれに対応したものを積み上げていかななくては持続ができないと、こういう状況、その危機感は全くぶれておりません。ぜひ皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いしたいと、このように思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

危機感はぶれてないというけれども、やっぱり中身はぶれていると思いますね。それだったら、26年に5億円削減、20億不足するというのを別に削除せんでもよかったのかなあというふうに思いますよ。

次の質問に移りますけれども、この行財政改革大綱と中期財政見通し、それから総合計画の関連と位置づけについてお聞きしたいと思うんですけれども、どうも22年の3月に策定された中期財政見通しから、この23年の2月に策定された行財政改革大綱に落とし込んでおける。今回も後期基本計画とあわせてつくった中期財政見通しから、どうも財政面では今回の行財政改革大綱にプロットしてきているというふうに私は思うんですよね。

だからその辺が、やっぱりこの3つの行財政改革大綱、中期財政見通し、総合計画ですね。これとの関連と位置づけについて、何かばらばらなんで、その辺を執行部はどのように思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

それぞれの計画、あるいは見通しの関連でございますが、まず中期財政見通しにつきましては、総合計画、これは基本計画でございますが、これを財政的視点から補完するものというふうに考えておきまして、後期基本計画の策定に当たって、平成24年度から平成28年度を対象期間として本年2月に新たに策定いたしましたということでございます。これについては、前期基本計画のときも中期財政見通しについては策定をいたしております。

それから一方、亀山市行財政改革大綱につきましては、平成22年度から平成26年度までを計画期間とし、平成23年2月に策定したことから中期財政見通しとは期間は異なっております。大綱と総合計画の期間がずれておると同じ形ですべておるといようなことでご理解をいただいたと思います。

それから、行財政改革大綱と後期基本計画の関連でございますが、後期基本計画については、市の最上位計画であり市の目指すべき将来像や行政の各分野におけます施策を示すものでありまして、中期財政見通しは先ほど言いました財政的視点から後期基本計画を補完し、実効性を高めるとともに将来の課題、問題点を捉えた健全な財政運営の基礎資料となるものでございます。

一方、行財政改革大綱につきましては、後期基本計画における基本施策の一つであると。35施策のうちの一つでありまして、自立した行政経営の推進という中に行財政改革についても記載をしております。この考え方を具現化した個別計画という位置づけでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

以下の質問がありますので、あんまりここで時間をとっておれないんですけれども、行財政って財政が入っているんでね、この大綱の中には。そうするとやっぱり中期財政見通しとあわせていかないと、どうしてもこのずれがあると思うんですね。

だから、これは本当でしたら後期基本計画ができたときに中期財政見通しもできてきて、行財政改革も今じゃなくてもうちちょっと前にきちっとスタートをあわせれば、全部整合性がとれてうまく

いったのじゃないかなあというふうに私は思わせていただきます。

次の質問に移ります。

レディネステストについてですけれども、まずこのレディネステストというものについて、私は余り理解してなかって、全国学力テストというのがありますよね。ある新聞でこの7月やったか、8月ですけど見ましたら、三重県の学力テストの平均が全国よりも全ての科目、学年かな、それで数ポイント下回っておるといふ新聞がありまして、そのときに、あれ亀山市は一体どうなんかなあというふうに思わせていただいていたんですね。

その中で、今回6月定例会で教育委員会の現況報告の中でこの話が出てきまして、その種類は違うけれどもレディネステストという中で三重県の平均点よりも低いという結果を示されまして、あれ、これはそうしたら、亀山市は全国よりも低いし、それにまた三重県の中でも亀山市は低いということですね。本当にこれでいいのかなという気もいたしまして、たまたまその結果を、1学期の終わりに通知書を渡しますんで、そのときに子供らがもらって帰ってきて、それを見てこういうことをやっておるんだなということにはわかったんですけれども、この現状をまず教えていただきたいんですが。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

文部科学省が全国の全ての学校を対象に、全国学力学習状況調査を始めたわけでございますけれども、これは小学校6年生と中学校3年生を対象にしております。平成19年度から全ての学校で実施されてまいりました。

しかし、平成22年度からは抽出ということで実施されるようになりまして、昨年は大震災の関係で中止されましたけれども、本年度も抽出という形で、亀山市では市内の6校が対象になっております。抽出になったということで、子供たち一人一人の学力の実態把握を全てに渡って行うことができなくなったという状況の中で、亀山市といたしましてはレディネステストというものを導入いたしまして、全体の結果をはかろうとしたところでございます。

これは小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、平成22年度、抽出になったときから全校で実施しております。レディネステストの実施後は、学力向上の三本柱、学習規律の徹底、授業改善、学習習慣の確立を目指すべく、毎年その結果を詳細に分析し課題や問題点について話し合い、改善に努めてまいっておるところでございます。

このような取り組みから、学習のルールを明確に示し守らせることにより、落ちついた環境の中で学習が進められつつあります。教科の研修におきましては、外部講師による模範授業を実施するなど、教員同士が学び合う機会を持てるように工夫しているところでございます。また、家庭学習を定着させるために、毎日一定量の宿題を出して、学んだことが確実に身につくように、家庭にもご協力を求めているところでございます。

この3年間のレディネステストの結果につきましては、教育民生委員会資料に掲載いたしました。昨年度は小・中学校の国語、中学校の数学が前年度と比較し、よい結果となりました。今年度につきましては、特に小学校について課題があると考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

3年間やってきたということで、先ほど言われましたけど、教育民生委員会のほうに資料をいただいています、2年目の平成23年は小学校の算数以外は上がっておるんですね。3年目は、24年、今回は全部落ちておるといことですよ、算数と数学、国語、中学校も小学校もね。

これ結果をどのように報告しておるといのか、出しておるのか、そこら辺がよくわからないんです。実は、もらってきた個々には通知を、成績とかその中の詳しい内容ですね。どこがあなたはできていませんよとか、そんなの全部これ業者委託だそうですけれども、やられておって細かく書いてあるんですけれども、ただ渡すだけで、その学年の算数の平均点が何点ですよとかですね、亀山市内でね。そういったものを全然言われないから、子供らは平均点より上なのか下なのかわからないし、下だったらもっと頑張らなあかんあとか、上やったらもっともっと伸ばそうかとかいろいろあると思うんですね。

結局、こういうテストをやっても保護者や子供らには全然伝わってないと思うんですね。現況報告のここにも書いてありますけれども、結局、先生らのために教科研修の充実や外部講師に模範授業の実施等の効果的な手法を各校に広げるとともに、落ちついた学習環境のもと、わかりやすい授業を行えるよう教職員研修のさらなる充実を図っていくということで書いてあるんですけれども、結局この現況報告を読んでおっても、亀山市内の教職員の学習指導力が足りない。だからこういうことをするんだというふうに書いてあるように思うんですけれども、それだけではないとは思っています。いろんな個々の事情や家庭の状況もあるかもわかりません。

だから、これだけじゃないと思うんですけど、何かご所見があればお伺いしたいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員のおっしゃられるように、学力の向上ということは単に短期間でできる部分、それから長期を見渡してやっていくべき部分、それから一つの理由だけ、原因だけで図れるものではないというふうに私自身も考えておりますし、教育施策全般見渡して、家庭学習の定着という点を1つ例に挙げますと、やはりご家庭でご協力いただける部分、そうではない部分、そういった要因でもたくさんございますし、さまざまな角度からその原因を究明していく必要があると思っております。もちろん教師の指導力の向上ということも当然でございます。

直接レディネステストにかかわってこの課題、問題点ということ、より細かい部分で、こちらとしてはどういうふうに分析しているかということ、を申し上げます。

基礎学力の定着という視点から見ても、やはり全国平均には届いていない結果でございます。特に応用問題の弱さが指摘されています。

さらに具体的に申し上げますと、国語においては小・中学生とも長文の読解、作文等に多く課題が見られました。また、算数、数学におきましては、数量関係、つまり分数、グラフ、百分率等といったこと、でございますが、数量関係では特に小学校において課題が顕著でありました。

こういった結果をもとに、今後、国語では長い文章を丁寧に読み取ったり、キーワードを入れて限られた文字数にまとめて文章を書いたりする等、読む、書く、こういったことに粘り強い指導を

積み重ねていくということが大切であると考えております。これはきょう言ってあすできるというものではございませんので、積み上げが必要かと思っております。また、算数、数学につきましては、学んだことを日常生活に生かすための活用力について、例えば2つの商品を割り引きして買う場合、どちらが得かなど、生活の中に生かす指導に重点を置く必要があるかというふうに考えております。

それから、これもテストの点数にあらわれない大きな結果の一因かと思いますが、子供たちは長時間のテストになれていないことから、最後まで諦めずにテストに取り組むことが難しく、テストの後半は、時間があれば回答できるのかもしれませんが、限られた時間の中で回答できずに白紙回答が多いということも課題となっております。

#### ○議長（小坂直親君）

前田議員。

#### ○17番（前田 稔君登壇）

いろいろ課題を上げていただきましたけれども、それは学力についての課題が多かったと思うんですよね。

今後、このレディネステストをどのように活用していくかということなんですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、全然公表されていない。保護者や生徒・児童に、平均点とか各学年の平均点、各科目の平均点、もちろん学校ごとの平均点というのは別に各保護者に出さんでもいいかもわかりませんが、各学校、各クラス、本来はそこまできちっと数値は分析できると思いますね。

なぜ私はこういうことを言うかという、どこか悪いところがあると思うんです。同じ学年でもどこかの学校でやっぱり何かあるかわかりません。同じ学校の学年の中でも、クラスの中でやっぱり差が出てくると思います。そこら辺もデータもはっきりつかまえていただいて、それをきちっと検証することが大事なんじゃないかなあというふうに思うんですよ。

というのは、その中には先生の指導力もあるかもわかりません。しかし、ひよっとすると、その学級クラスの中が崩壊していることもあるかわかりません、ひよっとするとね。立ち歩く子がおったり、全然授業を聞かない子もあったりするかもわかりません。その辺のことは、多分学校長とか担任の先生はある程度気づいておるかもわかりませんが、表に出ない部分があると思います。そこら辺を、やっぱりそういうデータをとることによって、ちょっとここ何でこんなにこの学年のこのクラスは点数が低いんやろうということで見つけられると思うんです。それを調査する、何か原因があれば原因を解明していく、これは学校側の話ですね。

それからやっぱり保護者や子供たちには、その学年の科目の平均点を教えてあげる。多分これ、ほかの学校でもこの結果の学年、科目の平均点というのは、保護者の方に教えてないと思いますよ。そこ調べていますか。出しているんなら、平均点を保護者や生徒に全部学校が出しているというんだったら、そうやって答えていただきたいと思いますが、私が言ったように、先生方は各クラスの平均点に差が出てきたら嫌ですよ、はっきり言って。それがどこにあるか原因がわかってくれば、教育委員会としても、これのことによってどこが悪いかというのを分析して、今の加配とかふるさと先生とか何かそんなやっていますよね。だからそういう、ちょっと指導力が1人でその先生には足りないというところには加配するなり何かするなり、サポートするなりとい

うこともできるわけですね。

そういうことのもとになる、そのデータになると思いますので、私はそういうような意見を持っておりますけれども、教育長のご見解をお聞きしたい。

**○議長（小坂直親君）**

伊藤教育長。

**○教育長（伊藤ふじ子君登壇）**

それぞれのお子様方には、今議員がおっしゃったように個票というのでその子供さん自身の点数が書かれたもの、そしてあなたはこういうところが、大人の言葉で言えば強みです、弱みはこんなところですよ、こんなことに気をつけて今後の学習に取り組みましょうとか、こういうことはすばらしいですからというふうな励みの内容が書かれておまして、観点別といいますか、国語を例に挙げますと、あなたは読む力については100%のうちの何パーセント、書く力として点数をとっています、そういうふうな個票を渡させていただいております。

ですから、子供さんについてはそういった結果をもとに、じゃあ自分は算数の分数が苦手だから分数をしっかりと一回勉強し直そうとか、そういうふうにして学習に励んでいただけるような内容の個票を渡させていただいております。

それから、学校につきましては、それぞれに平均点も含めてそれぞれの学校のデータとして知ってもらっておりますから、その学校のいわゆる教育体制、組織を挙げてどんなふうに取り組んでいくかということの研究をいただく材料については当然お渡ししてございます。

そういった今議員がおっしゃったお考えも当然大事なことでございますけれども、この結果の周知の方法につきましては、子供自身もそうですし、保護者や地域の方々にも丁寧に今のよう形で周知はさせていただいておりますけれども、不十分な面もあるかと思っておりますので、今後さらに子供の学習意欲を高めたり、当然ご家庭や地域の方々にもさまざまに協力していただくこともございますので、そういったことがご協力が願えるように、子供の学習状況につきまして学校からさらに適切に情報発信をするように今後研究を重ねてまいりたいと思っておりますし、そのように努めさせていただきたいと思っております。

**○議長（小坂直親君）**

前田議員。

**○17番（前田 稔君登壇）**

前向きな回答だったというふうに受けとめております。

やっぱりそういった数字を公表するということは大事なことだと思います。いじめの問題でもそうですけれども、何か悪いことは隠してしまおうというような、そういう体質が学校側にあるのではないかなあというところが、私は見受けられます。これも同じように、平均点が全国よりも、三重県よりも悪かったということで、やっぱり出たくないという気持ちもわかりますけれども、こういう悪いときほどきちっと公表していただきたいなど、保護者にも先生にも出していただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

小学校の校庭の芝生化についてですけれども、市長のマニフェストにも、モデル校1校ということで芝生化をされました。南小学校に芝生化ができて、私も実はこれは非常にやってほしいことの

一つの施策でございまして、鳥取のほうにも視察に行ったりとかいろいろさせていただいて、できてよかったなあというふうに思っておるんですが、その後の南小学校の芝生化されてからの評価、まだ1年ちょっとですけれども、どのように変わってきたのか、あるいはデメリットもあるのか、メリット・デメリット、あれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山南小学校の校庭の芝生化につきましては、グラウンドの砂の飛散防止、温度抑制効果や子供の屋外活動の促進などを目指して、平成22年度に約1,400万円ほどをかけて実施したものでありまして、完成後約2年が経過しようとしているところでございます。

その間の効果といたしましては、まずグラウンドの砂の飛散防止ができたこと、児童の屋外活動の促進につながったことが上げられます。子供たちは、休み時間に進んで外で遊んだり、給食を運動場で食べたりするなど、屋外活動が盛んになってきました。また、これまで屋内体育館で行っていた体育の授業を校庭の芝生の上で行うなど、授業での活用もふえてきたところであります。ほかにも、児童会で自主的に芝生の運動場を利用して何かできないかといった話し合いの場を持つなど、児童の芝生利用に対する意識が変わってまいりました。

なお、温度抑制効果につきましては、継続的にグラウンドや教室の温度測定を行っていますが、大きな変化はございません。しかし、学校からは、芝生化によりグラウンドでは涼しく感じるとのことであり、体感温度の違いを実感していただいているところでもあります。

一方、芝の管理であります。芝の根が細かく張るまでは業者に維持管理を一部委託し、草刈りや施肥等を行っています。草抜きについては、日常的に学校職員、児童等が抜いたり、奉仕作業において保護者や地域の方々にお世話になって取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

子供たちが外で遊ぶようになったとか、体感的には涼しく感じられるとか、ほとんどいいことばかり言っていただきましたんですが、それなりの評価をされているわけなんですけれども、今後第2、第3の、ほかにも小学校は幾つかありますよね。そこら辺も芝生化していこうと、そういうお考えはあるのかなのか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今後の取り組みでございまして、小学校校庭の芝生化につきましては、一定の成果が得られたものと思っております。

今後導入していくに当たっては、学校において芝のグラウンドをいかにして有効に活用していくか、学校、保護者、地域が一体となって取り組む必要があるものと考えています。また、維持管理経費の削減も課題だと考えているところでもあります。

今後の取り組みについては、学校の思いや活用方法を見ながら進める必要があるものと考えてい

るところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

上田次長からそういった話がありましたけれども、教育長としてどういうふうにお考えを持っておるのかお聞きしたい。

その後、市長にも、これマニフェストに書いてあることなんで、今後のことを、市長にもお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私は、かつて亀山南小学校の校長といたしまして、風が少し吹くとすぐく砂ぼこりが上がる運動場を目の当たりにいたしまして、これは子供たちのためにぜひ改善をしたいという強い思いを持っておりました。そして、その当時、教育委員会といろいろ話し合いを持つ中で、その前に井田川小学校の運動場が非常にすばらしく改善されていたということもありまして、そういった運動場にしたいという話を最初はさせていただいたわけですが、今後のそれこそ財政面で非常に厳しい中で、そういった予算を出していくのが厳しいという返答をいただいております、でもその中で、やはり市長のマニフェストにもございますので、芝生の運動場なら可能性があるというお話を聞かせていただきました。そういうやりとりを行いました。

私も、かつてアメリカの小学校を訪問したときに、運動場が芝生であるということに非常に深い感銘を覚えたという経験がございます。そういったこともあわせて、それから、亀山南小学校というのは以前からPTAや地域の方々が非常に学校に対してさまざまなご支援をくださる地域でございまして、学校ができた当初は一部芝が植えてあったという形跡もございましたが、そういったさまざまな事情から、ぜひこの運動場が本当に子供たちが外へ出て喜んで遊んだり学習活動ができるようにということで、芝生の運動場ということを考えさせていただきました。

というように、その学校の実態、子供たちの学習環境をどのように整えていくかという学校経営のトップの考え方が私は大きくあると思います。ですから、それぞれの学校によって、その学校がそういった運動場の状況を踏まえ、地域の方々や保護者の考え方を踏まえ、どういうふうに判断するか、先ほど次長が答弁させていただきましたように、思いはどうあるべきなのか、そのことを尊重していろいろと芝生をやっていく上では判断させていただきたいと思っております。

こちらからトップダウンで、あなたの学校を芝生にしろというふうにして指示をするつもりはございません。でないと、行く行く、1年、2年で芝生が終わってしまうというふうなことではならないと思いますし、学校の子供たち、地域の方、保護者の方々がそういう芝生の運動場を愛し大切に使っていただくということが大事になってくるかと思っておりますので、まずその思いを重視してまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

モデルで1校、実現をいたしました。教育委員会の中で、今後さまざまな検証や議論を重ねていただきたいと思いますし、全体的にはやっぱりエアーレーションとか管理の手法やコストや、こういう部分がある意味一つの課題としてございます。今後の課題として認識をさせていただいて、今後の推移を見守っていきたいというふうに思っております。

いいことはいいことやというふうには思っておりますが、課題のクリアが必要だというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

私も関小学校でほこりの砂が舞うので、以前から、合併前からのことなんですけれども、あそこも芝生にしたいなあという思いがあって、その当時のPTA会長にどうやと言ったら、やりたいと言っておったんですけれども、どうもそのときの管理職の先生は余り前向きではなかったということもあって残念だったなあという思いがしております。

こういう芝生化はいいことであるということなんで、進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の4点目の質問ですけれども、木崎鳥居周辺の整備についてお伺いをしたいと思います。

まず一括で3つ、駐車場の看板、木製案内板、道路敷を仕切っているのはなぜかということを一括で質問させていただきます。

これは実はもともとこれを質問するきっかけになったのは、ここの駐車場がありまして、余りお気づきではないと思いますけれども、そこに1つ電柱に看板が立っておりまして、その看板なんですけれども、これがもっと最初は、関町教育委員会というふうに書いてあったんですよ。この看板に書いてあったのは、「町並み見学者用駐車場につき一般の方の駐車はご遠慮ください 関町教育委員会」と。合併してから7年もたつんですけれど、今は私が指摘してから変わっておるんですけれども、最近まで関町教育委員会というふうになっておったんで、これをまず直してくださいという要望をいたしました。

その前には木製の看板がありまして、その木製の看板についても、木に墨か何かで書いてあったので、一生懸命読んでおる人がおるんですけれども、にじんで何が書いてあるのかよくわからないというので、その看板ももっとわかりやすくしてほしいというような要望を出しておりました。

この駐車場の看板を、言うただけで直ってなかったのもう一回見に行ったんですね。一度、市民から指摘があってこの看板を実は見に行ったんですけれども、私、最初見つけることができなかつたんです、この看板を。やっぱり合併してから7年間もわからないところにあるんですわ。その駐車場の中にあるんですね、この看板が、外にじゃなくて。2回目に行ったときに初めて見つけて、ここにあったんやということで、それでわかつたんですけれども、まずこの看板が駐車場の中にあるということは、これはその周辺の人にはとめやんようにしてくださいというておるような看板なんかなあということを認識しました。それから、実際見学者が来るための看板はどこにあるのかといたら、全然ないわけですね。市外から来た人が、ここに駐車場があるよということはわからないんですよ。これはやっぱりおかしいなあというふうに思っています。

話はもう一つ戻りますけれども、この教育委員会の関町教育委員会という看板を見に行ったときに、以前指摘しておいた木製の案内板はなかったんですね、2回目に行ったときに。これは私が要望して、立てかえてくれるんやなと思って関支所へ行って聞いたら、これは何か車がぶつかって壊れたもんで撤去しましたと言われて、はあっという話になって、そうこうしている間に今回、補正予算が上がってきています、木製案内看板85万円で。

ですから、今度はどういうふうな形になるかわかりませんが、きちっとにじまないような木製看板にさせていただきたいし、それからこの駐車場の中の看板は外にもちゃんと、関の町並みを来人的のためにも表にわかるところにつけてほしいというふうに思っております。

それから3番目の道路敷なんですけれども、ここの土地がどこの所有なのかよくわからないんですね。私は市の土地かなあと思っておったんですけれども、どうも違うみたいで、その真ん中にパイロンとロープが張ってあって仕切っているんですね。これもなぜかわからないので、この所有とその理由ですね。

その3点ですけれども、駐車場と木製案内板、道路敷、この3点について答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

東の追分駐車場は、関宿の東の入り口に当たるため、関宿の見学者の便宜や町筋の路上駐車をご遠慮いただくための一時駐車場として使用してきたものでございます。このため、東の追分駐車場の看板は駐車場を利用させていただく上での注意事項を記載したものでございまして、破損が認められたことや、先ほど申し上げたような不備がありましたことから、先ごろ取り外した次第でございます。

それから、東の追分駐車場の入り口に設置してありました木製の看板につきましては、関宿が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを示す目的で、昭和60年に設置された案内板でございます。この案内板は、本年7月に、先ほどもおっしゃられましたけど、何者かに破損されましたので速やかに修繕いたすべく本議会に補正予算を提案させていただいているところでございます。予算をお認めいただければ、速やかに設置いたしたいと思っております。また、駐車場の看板も、もう少し見やすいように、駐車場の入り口のあたりに設置したいと考えております。

それから、東の追分北側の道路敷の仕切りでございますが、この地点は県道四日市関線の道路用地として県が所有しているものでございます。県道四日市関線が着手されますまでの間、周辺の交通の利便やお祭り等、地域のさまざまな利用のために、地域からの要望を受けまして利用できるようにさせていただいているものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○17番（前田 稔君登壇）

わかりました。

そうすると、駐車場の看板は入り口にもつけていただくということで、これはそうすると今回の補正で上がっておる木製案内板と一緒にこの費用でつけるということによろしいですかね。

木製案内板については、何者かがということで、これは犯人はわかっていないということですかね。弁償してもらえないということで受けとめてよろしいんですかね。保険とか何か適用できないんですかね。その辺よくわかりませんが、これは当て逃げと、壊して逃げていったということで、まだ現在犯人はわかっていないということなのか、確認をしたいと思います。

それから、県道関線ということで、これは県が購入して地元の要望で仕切りがしてあるということで確認をさせていただきました。

最後ですけれども、ここの鳥居の周辺ですけれども、一里塚もあって、それから25年には式年遷宮があって、その鳥居が26年に関のほうへ移ってくるわけですよ。そういうこともあるし、それから伝建の30周年記念ですか、そういうこともあったりして、やっぱりこの辺の鳥居周辺を、もう少し整備を今後していただきたいなというふうに思っています。

それから、四日市関線ってフラワー道路になるんだろうと思いますけれども、聞くところによるとこの道路がつくということで整備をためらっておるというふうに思っているんですけれども、この道路ももう何十年ってなかなかつかないんで、先行して市のほうで、歴史的風致の維持向上計画の予算もあたりするので、先に進めたらどうかというふうに思うんですけれども、その辺のご見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

壊れました案内板ですけれども、今のところ警察へは通報はしておるんですけれども、犯人は見つかっていない状況でございます。また、保険の対象外ということでございます。

それから、東の追分は昭和57年に西の追分とともに三重県史跡に指定されております。こうしたことから、東の追分を通過することとなる県道四日市関線の整備に当たりましては、史跡としての価値を損なわないように、平成7年に県の教育委員会とも十分な協議を行ってまいったところで、県道四日市関線の整備完了後には東の追分周辺を史跡として整備することとなっております。

○17番（前田 稔君登壇）

以上で、質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時16分 休憩）

---

（午後 2時27分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

緑風会の坊野洋昭でございます。

出番待ちで、いささか疲れてまいりました。もうしばらくおつき合いをよろしくお願いいたしま

す。

早速、質問に入らせていただきます。

飛灰の再資源化事業についてということで、1点目をお願いいたします。

飛灰の再資源化事業について、その実績として平成22年度に499トン余り、平成23年度に532トン余りを処理したとされています。人件費を除く事業費として2,254万円、平成23年度は2,403万8,000円というふうに報告をされております。

そこでお伺いをいたします。

年間のごみ収集量は、持ち込みごみも含めてどのくらいの量になるのかということと、そのうち直接再資源化できるいわゆるリサイクル量はどのくらいなのか。その上で、最終的に熔融処理した量は幾らになるのかということ、その熔融処理の結果発生する飛灰の量をお聞かせいただきたい。

#### ○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

#### ○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず年間のごみ収集量でございますが、平成23年度の実績に基づきましてご答弁をさせていただきますと、総合環境センターで受け入れました収集ごみ及び搬入ごみの合計量は1万9,599トンとなっております。また、直接再資源化できるリサイクル量でございますが、集団回収分も含めると8,200トンとなっております。そのうち直接再資源化されるリサイクル量は2,656トンでございます。

次に、熔融処理をした量でございますが、環境センターで受け入れをいたしましたごみ、また旧最終処分場の掘り起こしごみ、飛灰の再熔融処理などを合わせた熔融処理量といたしまして2万2,843トンとなっております。

最後に、発生する飛灰の量でございますが、熔融処理後に発生する飛灰といたしまして、処理量の約4%から5%が飛灰となるところでありますが、平成15年3月以降は最終処分場の延命化のために発生した飛灰を再度熔融し、減容化に努めておりますことから発生量は513トンとなっているところでございます。

#### ○議長（小坂直親君）

坊野議員。

#### ○10番（坊野洋昭君登壇）

年間、平成23年度で513トンの飛灰ができたということをお聞かせいただきました。

次に、飛灰の年間発生量を今聞かせていただきましたけれども、平成22年度、平成23年度については発生した飛灰は全て再資源化されたと報告をされています。

しかし、収集ごみを熔融して発生した飛灰は、平成13年度から平成21年度分は最終処分場に保管されているとされています。この飛灰の最終処分場という言葉は正しくないと思います。飛灰を埋め立て処理したとか、その埋め立て処理場が最終処分場ですよというならば理解ができます。この飛灰の最終処分場という呼び方は、飛灰の中間処分場あるいは貯蔵所というべきではないかと思えます。こういうことだけを申し上げておきます。

呼び方の問題は別として、最終処分場で保管についてお伺いをいたします。

保管場所、保管の方法、現在の保管量をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

本市の飛灰の保管場所、最終処分場というような形で市としては取り扱っておりますが、その場所は溶融施設の東側に整備をしているところでございます。コンクリートで遮断したという形で、遮断型というふうになってございますが、容量といたしましては7,000立米という施設になってございます。

また、保管方法でございますが、平成21年度までは飛灰中の重金属が流出をしないようにキレート剤によりまして無害化処理を行い、セメント固化により粒状に成形して最終処分場に保管をしてまいりましたが、平成22年度からは再資源化を県外の業者に委託しましたことにより、毎年発生する飛灰は最終処分場に保管をする必要がなくなったところでございます。

なお、平成21年度までの10年間の保管量でございますが約6,400立米で、最終処分場の残容量は約600立米となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

事業の成果報告書の中で、幸いにも飛灰に含まれる金属類の有効利用ができ、さらに最終処分量もゼロになる。山元還元という飛灰の処理法が確立されたとされ、さらに亀山市でも平成21年度に実験的に省資源化処理を行い、平成22年度及び平成23年度には発生した飛灰を全量処理したとされ、将来的には最終処分場に保管してある飛灰も処理してその保管量をゼロにする方向であると報告をされております。

報告書の中の最終処分量がゼロになるという記述は、誤解を招く記述であろうと思います。山元還元により飛灰の再資源化を行っても、金属の有効利用は図れるが結果としてスラグが残り、このスラグがブロックやれんがとして再利用されることによって飛灰の最終処分が終わったということになるものだと思います。

先ほど申し上げました、最終処分場で保管をしてありますよと。それを飛灰の処理をやって残量はゼロになりますよという言い方は正しくない。スラグとしてそれなりの量のものが残るはずなんです。それをいかに処理したか、処理するかということが問題になるんだろうと思います。こういうことだけを申し上げておきたいと思います。

そこで、お伺いをいたします。

飛灰の処理を行って、最終的にどのくらいの量のスラグが残るのかということと、この山元還元なる再資源化処理はどこで行っているのかということ。そして、そこでの飛灰の処理は恒久的に今後も続けていけるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成23年度には、約532トンの溶融飛灰を再資源化処理委託することによりまして、その中

でスラグは約164トン生成されております。

処理をどこで行っているのかについてでございますが、福岡県大牟田市の三池製錬株式会社に業務委託をしております。またそこで処理され生成される亜鉛製錬原料などは三池製錬の関連グループ会社において製錬をして、亜鉛、鉛などの金属として製品化をされているというところでございます。

そして、今後の恒久的な委託ということでございますが、亀山市の溶融飛灰を再資源化できる事業者は、現在のところ国内に3社というふうに限定をされているところでございますが、この三池製錬におけます処理能力は年間約6万トンでありまして、現在は約4万トンを処理されているとお聞きしているところでございます。

また、この三池製錬以外の事業者におきましても、処理能力には余裕があるとのことをお聞きしておりますので、今後継続して再資源化処理を委託できるというふうと考えております。

#### ○議長（小坂直親君）

坊野議員。

#### ○10番（坊野洋昭君登壇）

ごみ処理をする。それで結果的に飛灰ができる。その飛灰を処理するために九州まで運んでおりますよと、相当な量になりますよというふうなことでした。

いろんなことを考えてみますと、最近、環境の問題もありまして、いわゆる焼却場をつくろうということになりますと候補地が全くないというのが日本の実情ですし、亀山市でもそうだと思います。それらの中で、最終処分場は結局なかなか見つからないから飛灰として保管をしておいて、そして九州へ運んでいるんですよと、金もかかりますよと。

しかし、考えてみましたら最終処理をしてもやはりスラグが残るんですよと。それを処理をどうするかということになりますと、これをどこかへ埋立処理しますよということになりますと、多分埋め立ての処分をする場所は見つからないだろうと思います。現在はブロックとかれんがにまぜ込んで、無害のものですよというふうな形でつくっておるわけですけれども、極端なことをいいますと、飛灰の処理はしてあげますよ、金も下さいよと。でき上がったブロックやれんがをあなたのところで、あなたのところが出した量分ぐらいは引き取ってくださいよというふうな話になりますと、また金かかるわけですよ。そういうことになりますと、どこかで埋め立て処理をする場所をつくらなければならないとか、いや埋め立てするわけにはいかんから、今みたいな保管場所をつくってずうっと有効な処理方法ができるまで置いておきますよと、こういうふうな処理をしなければいけない事態が起こったとしたら、やはり大変なことになるんだろうと思います。

そういうふうな意味で、必要な事業ではありますけれども、最終処分という考え方については十分な注意をして、そして市民にも十分宣伝をしていくといえますか、知らしめる必要があるんだろうと思います。

私は、特に焼却場の近くに住んでおりますので、以前からいろいろな問題があることはわかっておりますし、いろいろと申し上げてまいりました。非常に難しい問題があると。最終処分場、理屈の上では、どこかにつくれということで賛成なんですよね。亀山市の分ぐらい亀山市で処理できるようにしようやないかというのには理解を示してもらえなくても、じゃあどこの場所でやりましょうかということになりますと、俺のところへ持ってくるなど、これが亀山市に限らず全国の実情

であります。

そういう意味からいいましても、保管場所を最終処分場ですよという言い方、それから山元還元で処理をすると残量がゼロになるんですよというふうな記述が報告書の中でなされているということは大きな間違いであろうかと思しますので、今後ご一考をお願いしたいということだけを申し上げておきます。

次に、掘り起こし処分の進捗度ということでお尋ねをいたします。

熔融炉完成前の旧ごみ焼却場には、平成12年以前に埋め立て処理した収集ごみが丸々そのまま残っているわけです。この埋め立てごみを掘り起こして熔融炉で再度焼却をする、熔融をします。そしてそういうことも条件の一つとなって熔融炉を現在の場所につくったという経緯がございます。

この埋め立てごみの熔融処理ですが、三重県でのRDFの事故、それから県南部での大豪雨による被害、それらのときに困ったものを亀山市で引き受けて処理したという経緯があります。その分だけ掘り起こしごみの処理がおくれている、こういうふうなやむを得ない事情はあったわけですが、それでも、それでは掘り起こし処分はどのぐらい進んだのかと。埋め立て処理してある量のどのぐらいが残されているのかということをお聞かせいただきたい。あわせて、この掘り起こし処分はいつごろに完了できる見込みであるのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず進捗状況でございますが、旧最終処分場からの掘り起こしは年間約6,000トン程度を行っております。平成23年度までに全体の約79%に当たります約6万400トン掘り起こしております。そして、残量が現在約1万6,000トンというような形になってございます。

それから、処理のめどでございますが、現在の作業ペースで考えますと、見通しといたしましてあと3年から4年程度で完了をするというふうに見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

掘り起こし処分はあと三、四年で終わるであろうという見通しをお聞かせいただきました。できるだけ早く完了できるように頑張ってくださいということをお願いしておきます。

次に、分別収集についてお伺いをいたします。

ごみ収集地区割り当て表というのがありまして、ごみの種類ごとに大体月に、私どものところで15回程度の収集日がございます。これを自治会で割り当てして、当番をしておるわけですが、いろんな問題が生じてまいります。その中で、市民の方と色々な話をする中で、やっぱり問題になってくるのは、何でもかんでも燃やしておるんやろうと。溶かしてしまうんやでええやないかと、何を分別収集だということをやかまし言うているのやというふうな話が非常によく出てまいります。

集積場の整理や何かでご苦労されておるのは大体女性の方で、男はあんまりタッチしてないのが多いんだろうと思っておりますけれども、やっぱりいろんな問題がありますと各家庭で苦情を聞かされんたらん。そういうふうなことから、余り事情のわかっていない男性の方々は、やかましく言わんと、

一遍に燃やすんやでそんでええのやろうというふうな話になってしまいます。

そうなりますと、私どもとしても十分な説明がしにくいというふうなこともございます。分別収集はなぜ必要かということと、市民に十分周知されていると考えておられるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず分別の必要性でございますが、亀山市の熔融施設は約1,800度の高温熔融を行っておりますことから、他の焼却施設では焼却することができないごみも処理することが可能であるというところでございますが、しかしながら、限りある資源を再利用し、有効に活用いたすことで資源の枯渇を防ぎ環境負荷の低減を図ってまいるといことで、市民の、また事業者の方々に分別をお願いしているところでございます。

そのほかに、資源化されるごみの量がふえることによりまして熔融処理するごみが減量でき、燃料費や電気代などのコストの低減にもつながっていくということで、今後も分別にご理解を賜り、お願いしていくというふうに考えてございます。

そんな中で、市民への周知についてでございますが、分別につきましてはさまざまな機会を捉まえて周知を行っているところでございますが、まだまだ行き届いてないという部分もあろうかと思えます。

今後は、まず年内に熔融炉の長寿命化、またペットボトルと白色トレーの分別収集の試行実施について、広報やケーブルテレビなどを利用して周知してまいらる予定でございますので、それと同時に、この分別の必要性につきましても周知を図ってまいりたく存じ上げるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

年間500トンぐらいの飛灰が発生しておるんですよと。これをまた処理するのに金がかかっていますよというふうなこと、500トン処理するのに大体2,400万ぐらいかかっているんだろうと思います。それでも、なおかつスラグとして残ってしまいますよと。この量が幾らと言われたんかなあ、大体500トン余りの飛灰を処理すると、それでも164トンぐらいのスラグが残ると言われたのかな。

そういうことを考えてみますと、やはりこのごみの行政については頑張ってもらわなければいけないし、そのために市民に協力を求め、十分知らしめて、そして今後のことを考えていくべきだろうということを申し上げておきます。ご苦労さまです。

大きな2番目、地籍調査事業についてお伺いをいたします。

地籍調査事業は国が金を出すからやりなさいという形で進めている事業です。阪神・淡路大震災の後、地籍調査が済んでいない地域で災害復興が大幅におくれたという反省から、地籍調査の必要性が認識をされ、国が金を出すから各県、市町で地籍調査を行い、公図を正確に測量したものに改正をしよう、こういう事業でございます。登記簿を訂正し、正しいものに登記をし直す。その登記費用も国が負担するというもので、地権者には負担は一切かかりませんと、事業費そのものは国と

県が4分の3を負担するというものです。

亀山市でも、平成14年に地籍調査に着手しましてから10年が経過いたしました。先日、新聞で地籍調査の進捗度は全国平均で50%、三重県平均は8%という記事が出ました。

そこでお伺いをいたします。

亀山市の地籍調査事業の進捗度をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

地籍調査の進捗度というご質問をいただきました。

平成23年度当初の進捗状況は、調査面積0.68キロメートルで進捗率は0.37%でございました。昨年度、新たに本町1地区、中町3地区及び北裏地区の合計0.12平方キロメートルに事業着手し、さらに年度途中で市内のD I D地区全域の3.2平方キロメートルを国土交通省による都市部官民境界基本調査事業を実施いただきました結果、24年度当初の進捗状況は、調査面積4.13平方キロメートル、進捗率は2.27%となっております。

また、本年度地籍調査の促進を図るため、地籍調査予定区域の公図と航空写真とを照合し、不整合と考えられる問題点を事前にクローズアップする事業である県単独補助事業の地籍調査スタートアップ事業に採択をいただき、関駅前周辺地区0.12キロメートルで実施をいたしております。

このように、地籍調査を促進させる国、県のメニューを活用しながら、着実に事業進捗を図ってまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

地籍調査の手法を見ますと、道路や水路等を境界として約3ヘクタールの区域を設定して一つの調査区域としており、これを3年間で行うとされております。

1年目に基準点の設定と登記簿調査等を行うとされております。一般的な土地測量では、付近の移動しない堅固な建築物や電柱などに基準点を設けて、その上で土地の形状や寸法が測定されるわけですが、広範囲での地籍調査ということになりますと、このような方法では非常にふぐあいがあるものと思われま。

そこで、この地籍調査での基準点というのはどのようなところに設けられるものなのか、どのようなものなのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

土地の境界を確定し、法務局におさめる地積測量図の作成のためには、測量の基準点が必要となります。その基準点をもとに地積測量図が作成されてまいりました。

この基準点は、従来から土地家屋調査士などが任意の場所に設置をして測量が行われてきたものでございますが、これらの測量基準点は時間の経過とともに滅失し、改めて地積調査図に基づき境界を復元することが難しい状況でございました。

このことから、平成16年より国の調査で全国のD I D地区におきまして測量上必要な箇所に公共基準点の整備をしていただきました。これらの成果としまして、亀山市内におきましても138カ所に公共基準点が設置され、土地家屋調査士などが不動産登記の際に必要な測量基準点として活用をいただいているところでございます。

この公共基準点は、国土地院が管理する三角点の座標をもとにした永久測量基準点でございます。現在、市に移管され、公共基準点管理要綱によりまして滅失などが生じないよう適切管理を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

基準点についてお聞かせをいただきました。

地震その他の災害で基準点が失われても、ほかの基準点あるいは三角点をもとにして復元できるというふうなことです。安心をいたしました。

次の質問に入ります。

平成23年度から地籍調査推進委員制度の運用を開始したとありますが、地籍調査開始以来10年が経過した今ごろになって突然このような委員制度ができたのはなぜかという思いがあります。

そこでお伺いをいたします。

地籍調査推進委員制度はどのような目的を持って始められたのか、どのような方に委員を委託しているのか、またどのような効果があるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

地籍調査推進委員につきましては、昨年度、地籍調査事業の円滑な進捗を図るため、地籍調査推進委員設置要綱を設けたものでございます。

地籍調査推進委員の役割は、地籍調査事業の普及、啓発、事業実施に関する市と地権者との連絡調整、境界立ち会いで生じるトラブルなどの円満解決の助言などでございます。選任につきましては、地籍調査区域内の地権者で土地に識見を有する方のうち、自治会長から推薦をされた方に委員委嘱いたしております。

昨年度の新所6地区の境界立ち会いにつきましては、2自治会から8名の方が地籍調査推進委員として境界立ち会いにご協力いただきました結果、4日間という短い期間で全筆の土地の確定が完了したところであります。

このような成果から、今後の地籍調査の円滑な進捗のために効果的な制度として期待をするものでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

平成23年度から地籍調査推進委員という制度を活用して、非常に円滑に地籍調査が進んだということをお聞かせいただきました。10年たった今ごろ、いろんな反省の上に立って新しい方法を

考えつかれたんだろうと思います。その点については評価をするものではありませんけれども、それにしてもちょっと時間がかかり過ぎたんやなというふうな思いがあります。

ついでにもう一つ、地籍調査の年度別実績の平成23年度分に、都市部官民境界基本調査と記されています。国土交通省直轄事業として、地籍調査先行調査が実施されたというふうに記されています。

そこでお伺いをいたします。

都市部官民境界基本調査とはどのようなもので、いつごろ始められたのか、その目的と効果もあわせてお聞かせください。

#### ○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

#### ○建設部長（三谷久夫君登壇）

都市部官民境界基本調査の概要でございますが、都市部の地籍調査は土地が細分化されて筆数が多いこと、資産価値が高く権利意識が強いこと、権利関係が複雑であることなどの理由から調査に多くの期間を要しており、全国的に都市部の地籍調査の進捗率は低く、全国進捗率平均50%と比べて22%となっております。

このような現状から、国土交通省が市町村の地籍調査に先行して道路を中心とした官民境界に関する基礎的情報を整備し、市町村の地籍調査の整備を促進させるための事業でございまして、平成22年度から実施をされております。なお、都市部とは人口集中地区（D I D地区）を示すものでございます。

都市部官民境界基本調査は、地籍調査の促進という目的のほかに、将来的に災害が生じた場合において、インフラが集中する道路の復旧が迅速に行える側面的な性格を有しております。本年度、東日本大震災の被災地である仙台市を初めとする東北・関東地方の20市町村において同調査が開始をしていると聞いております。

亀山市におきましても、地籍調査の進捗に加えて東南海地震への防災対策への備えとして、昨年度市内のD I D地区の全域について、県を通じて都市部官民境界基本調査事業を要望しましたところ、幸いにも全域での事業採択をいただき、調査を実施いただいたところでございます。

調査内容は、D I D地区における道路との官民境界について、地積測量図、道路台帳図、境界立ち会い記録、境界表などを参考に現況測量を行い、道路の位置、形状並びに官民境界を標示した500分の1の詳細図面及び所有者情報などを作成しデータ化するものでございまして、地籍調査事業の基礎調査に準じた内容となっております。

現在の官民境界の復元に必要な多数の測量基準点が設置され、その座標データをもとに土地家屋調査士などが測量図を作成し法務局におさめた場合には、地籍調査で作成された図面と同精度となり、側面的に地籍調査の整備促進が図られるメリットもございます。この事業により、大規模な災害が発生した場合でも、現況の道路の官民境界データが国と市で二元管理されていますことから、道路などの早期の復旧につながるものと考えられます。

今後は、D I D地区内での通常の地籍調査では整備まで相当時間を要することから、当事業で得られましたデータをもとに道路との官民境界を確定させる作業を先行させて、地籍調査の進捗を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

庁内評価についてお伺いをいたします。

主要施策の成果報告書の中で、庁内評価という欄があります。目的の妥当性、有効性、投資効果の3項目で評価をされております。地籍調査事業の庁内評価では、事業目的の妥当性については適切であるとされております。事業の有効性と事業の投資効果については、見直しの余地ありとされております。事業開始から10年経過し、事業の進捗度は全国平均の50%、三重県平均の8%にも遠く及ばない現状を考えると、見直しの必要ありという評価は当然の評価だと思います。

しかし、外部評価ではなくて庁内の評価で見直しの必要がありなんていうのを、自分たちが今までやってきたことに対して相当な課題があつて、反省があつた上でのことだろうと思われま

そこで、お伺いをいたします。

見直しの余地ありとは、どのような点が課題になっているのか。どのように改善をすればよいと考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

地籍調査事業は、個人の境界を市が事業主体となって特定をしていきますことから、権利者間の理解を得ながら事業を進めるものであり、慎重な対応と相当な時間を要しております。

平成21年度から取り組んでおります御幸5地区につきましては、市街地ということもあり権利意識も高く、また法人用地も多く介在することから地域的なまとまりも得られにくく、境界確定の調整が進まない状況にある、そのようなことが課題というふうになっております。

このようなことから、今後の地籍調査の進捗を促進させるために、その改善方法としまして、一つには市街地周辺地区の地域的なまとまりが強いと思われる地区について、地籍調査推進委員の協力を得ながら従来どおりの全筆調査にて実施をしていきまして、またもう一つにはD I D地区などの市街地において、道路軸を中心に官民境界を確認する作業を先行させるなど、調査方法を選択して推進してまいりたいと、そういうふうにご考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

三谷建設部長の見解を聞かせていただきました。非常に真摯に考え、努力されているんだということがよくわかりました。今後できるだけ早く、三重県平均に追いつくとか全国平均に追いつくとか、そういういいかげんな目標ではなくて、できるだけ早く亀山の全域の地籍調査を終わらせてしまふんだということを考えていただきたいと思います。

例えば、今、東海地震や何かのことがやかましく言われております。亀山市は津波の被害の心配はなかるうかというふうにご考えておりますが、一番気になりますのは、いわゆる人口が密集して中の道も非常に狭いと。地震で倒壊した、火事でも起こったら大変だなという地域がたくさんあります。消防車が入ってこんやないかという心配をされますけれども、消防車が来るか来れないかとい

う心配をする前に、自分らが安全に避難できるかどうかというふうなことさえおぼつかないのではないかと、そういうふうな地域が市内にたくさんございます。

それともう一つは、三重県全体で考えてみますと、多分23号線沿いが全滅をするというふうな状況が生じたとすれば、三重県の津波等の被災地等へとどういうふうに支援をしていくのやということになりますと、まず交通の要衝である亀山が起点になるんだろうと思います。亀山で道路の復旧も進まない、よそから来てもらっても、亀山から先行けませんよと、そんな状況では非常に残念な結果が起こるんだろうと思います。

やはり交通の要衝にあつて、三重県で特に南部のほうへの交通を考えますと、亀山抜きには考えられないと、こういうふうな状況があります。そういうふうな意味での責任を果たすためにも、やはり亀山市の調査事業は必要だろろうと思いますので、頑張ってくださいと思います。

そこでお伺いしたいんですが、地籍調査が円滑に進んでいないというのには、やはり一つ問題があるんだろろうと思います。

阪神・淡路大震災で地籍調査の進んでいない地区で復旧が大変おくれた。東日本大震災では、地籍調査が進んでいないために今でも復興・復旧に手がつけられずに困っている地点があります。おまけに先日は、東日本大震災のそれぞれの首長さんにといいいますか、市町村長さんに国のほうから土地取引を一時停止してくださいと。ふらちな方が土地を買いあさって、境界も何もわからんところで居座ってしまつて権利を主張されるというふうな問題が起こる心配がありますという形で、土地取引を当分の間許可しないでほしいと、こういうふうな依頼を国がせんならんというのは、やっぱり異常な事態になっているんだろろうと思います。

そういう点からも、地籍調査は必要だと思ひます。そこでお伺いしたいのは、事業を行う地域をD I D地区というふうに固定してしまつて、とにかく必要なところ、人口の密集地から先にやつていこうということを考えられたけれども、そこでなかなか地域の住民同士のつながりがまち場ほど十分ではないと。だからなかなか進まないんですよというふうな感じも、私どもから見ますと感じ取ることができます。

そこで、考えてみますと、D I D地区を中心に先にやりましようやといつて、いつまでもひっかかつておつたんではほかの地区へ手がつけられない。そこで考えるのは、とにかく我々のところをやつてくださいと。いわゆる理解がされている地区から、そろそろ先に手をつけるというのも一つの手法ではないだろろうかという思ひがいたします。

そこでお伺いをしますけれども、事業の着手前にその地域での説明会等はどうに行われたのか、何回ぐらい行われたんだろろうかということ。その説明会をやつた上で、地域の方々に調査事業の必要性を十分理解していただいて、地域間の合意ができてから事業に着手される、そういう手法をとつてこられたものかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

#### ○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

#### ○建設部長（三谷久夫君登壇）

地籍調査事業の実施に当たりましては、事前に必ず事業説明会を開催いたしまして、地権者の方に、地籍調査で得られる効果として財産が正確に把握されること、災害に対して迅速に対応ができること、土地の取引が円滑にできること、将来の公共事業の実施に役立つことなどを十分に説明い

たしまして、事業の効果や必要性をご理解いただけてきたところでございます。

地籍調査推進委員さんの制度を活用した事例からですと、まず自治会長さんを初めとする地域の役員さんに事業の説明を行いまして、地籍調査推進委員さんを推薦していただきまして、次に自治会長さんと推進委員さんに対しましてまた事業説明も行い、その後また推進委員さんと一緒に地域の皆さん全体への事業説明を行っておると、そのようなスケジュールでやっておる状態でございます。

今後につきましては、行政のホームページの作成とか広報紙への掲載とか、広く市民の方にも地籍調査の内容の普及啓発を行いまして、自発的に自治会などから地籍調査の実施要望などをいただいて、市と自治会が協働して調査を行えるような、そのような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。

地籍調査事業についても、環境事業につきましても努力をされておられる。それで問題点があれば改善をしておられるというふうな点は十分に理解をできました。評価するものではありませんが、そこへ至るまでの過程にちょっと時間を要し過ぎているのではないか、もっと迅速にやっていただけないものかということだけを申し述べまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午後 3時20分 休憩）

---

（午後 3時30分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、答弁をよろしく願いいたします。

6月定例会では亀山市の空き家空き地対策について質問しましたが、その後、何件もの反響をいただきました。やはり空き家空き地対策について、市内の多くの方が問題意識や不安を抱え、関心を持たれているのだなと実感したところです。

今回も引き続き空き家対策についてですが、特に空き家の活用という視点で、空き家情報バンク制度についてお聞きしたいと思います。

この空き家情報バンク制度については、現在多くの自治体で導入されており、こちらの財団法人地域活性化センターが平成22年3月に提出しました空き家バンクを活用した移住・交流促進調査研究報告書によりますと、移住交流促進施策を実施している地方公共団体の中で空き家バンクを实

施している割合は、市町村で54.4%、都道府県で25.7%です。

しかしながら、移住や二地域の居住に関心のある人のうち、空き家バンクを認知している人は2割弱とされております。つまりほとんど知られていないのです。つい最近になって、ようやく新聞などで空き家バンクを利用した人の記事などが出てくるようになってまいりましたが、それでもまだこの空き家バンクという制度についての認知度は低いのが現状のようです。

さて、亀山市でも平成23年度3月から空き家情報バンク制度が導入されました。それから一年半ぐらいが経過しておりますが、この空き家情報バンク制度とはどのようなものなのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（小坂直親君）**

5番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

**○建設部長（三谷久夫君登壇）**

空き家情報バンクの概要でございます。

当市におきましては、高齢化が進むにつれ、山間部、市街地を問わず空き家が目立ち始めており、地域活力の減退につながることを懸念されております。そのような現状を踏まえ、住生活基本計画に基づく住宅政策の一つとして、平成23年3月に空き家情報バンク制度の要綱を定め、同年7月より実施運用をしております。

空き家情報バンク制度とは、Uターンや田舎暮らしを希望する方などに、当市のホームページを利用して、市内の戸建て空き家の売買または賃貸の情報を提供することにより市内の空き家の有効活用を行い、定住を促進し地域の活性化を図ることを目的として行うものでございます。

**○議長（小坂直親君）**

豊田議員。

**○5番（豊田恵理君登壇）**

空き家情報バンク制度について、詳しくお伺いしました。

先ほど、空き家情報バンク制度の目的は、空き家の有効活用により定住による地域の活性化とありましたが、前回、6月定例会でも指摘しましたとおり、亀山市でも年々空き家は増加しております。このように適正に管理されていない空き家や空き地はどんどん荒廃しますので、このように空き家を負の財産としてではなく有効活用していくという発想は大変すばらしいものだと思います。

そこで、空き家情報バンク制度のあり方について、少しわかりにくい部分がありますので、システムについて幾つか質問をしていきたいと思っております。

その前に、空き家情報バンクの概要についてですが、言葉での説明ではなかなか理解が難しいと思われるので、パネルを見ていただきたいと思っております。これは亀山市のホームページに記載されております概要図からつくりましたが、少し字が小さかったので文字を大きくして見やすくしております。

一つ一つ細かく見ていきたいと思っておりますが、この図にもありますように、この空き家情報バンク制度を利用するに当たって、空き家の提供者、そして空き家の利用希望者、亀山市の空き家情報バンク、そして三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部というふうに大きく4者がかかわっております。

まず最初に、空き家を提供したい人、空き家を探している人に対して、亀山市はどのようにかわるのかについてお聞きしたいと思います。簡潔にお答えください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンク制度の全体的な流れをちょっとご説明させていただきます。

まず市内の空き家の所有者で賃貸借もしくは売買を希望する方から物件の情報提供を求めまして、市の空き家情報バンクに登録をしていただきます。市のホームページを通じて、広く利用者に情報を提供いたします。利用者の方は、ホームページの情報を見て気に入った物件があった場合は、空き家情報バンクに利用登録を申請いたします。

市のほうは、空き家バンクを利用する要件として、亀山市へ移住もしくは定住し、自治会などにおいて地域住民と協調して生活することができる者であることを確認した上で利用登録を行い、物件の所有者、電話番号、住所などの詳細な情報を利用者に提供いたします。

物件の売買や賃貸借に関する交渉や契約に関しては、市は関与しないこととしており、所有者と利用者の当事者間で全て行ってもらおうということになっております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほど簡単にご説明していただいたんですけども、まず亀山市の空き家情報バンクというのは亀山市としては情報提供をするということで、ホームページを利用して空き家を提供したい方、そして空き家利用を希望したい方、この方を結びつけるような状況になっております。

ちょっと説明していきますけれども、まず空き家情報、空き家として亀山市に載せたい人いませんかという感じでまず募集をしまして、その後、もし空き家を提供したいという方がいましたら登録したいですという申し込みを送ります。その後、亀山市のほうは、市が現地調査に行つて空き家の提供者の空き家を見る。そして、それがよければ登録をするということで、その次に情報公開がされた後、今度は空き家利用希望者のほうはその情報を見て、もし必要だと思えば申し込みをする。その後、申し込みを見まして、もちろんこれ認めたらということですけども、登録情報を提供する。そして、購入するかどうかということをお知らせするわけなんですけれども、その後で連絡調整を亀山市と空き家の提供者がする、ここまでを今ご説明していただきました。

続いてお尋ねしたいのですが、空き家情報バンクを利用する場合に、図のように直接契約と間接契約がございます。

この図ですと、市はここから下の契約については関与しないということによいのか。

それから、最初の直接契約についてですが、もし当事者同士で直接契約をする場合は、空き家を提供したい人と空き家を借りたい方、または買いたい方が文字どおり直接契約・交渉するわけですが、ここで万が一契約の後に問題が生じた場合、市の責任はあるのか、2点お尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

所有者と利用者との間で直接交渉して契約するという場合もございますが、賃貸、売買等の不動産仲介をより安心に行うため、宅地建物取引業者、いわゆる不動産業者さんですが、に依頼をして契約に至るケースも考えられます。

そのために、市は社団法人三重県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会三重県本部の2団体と協定を結んでおりまして、団体から紹介された不動産業者の方が空き家の登録者と利用者の契約などの仲介を行うということになっておりまして、これらによってこの制度の契約とか入居が円滑に行われておるところでございます。

不動産の契約でトラブルというのは、この中で契約書を結んでやられますので、そちらのほうで解決という形になると思います。市のほうは、契約のほうにはかかわってはいけないというふうになっております。

#### ○議長（小坂直親君）

豊田議員。

#### ○5番（豊田恵理君登壇）

確かに、間接契約で不動産業者と一緒にしていくのでしたらそのような問題は起こりませんが、実際に直接契約と間接契約と2種類選ぶことができるわけです。

ですので、もし直接契約を選んだ場合というのは、もちろん個人に直接個々の提供者と希望者に対して、もし何か万が一があった場合というのは責任がかかってくるのはわかるのですが、しかしながら、私が思いますに、この空き家情報バンクを利用する方というのは市が提供している情報ということで、たとえ市が仲介しか行わないといっても、利用者としては市が関与していることでかなり大きな信頼を抱いて登録していると思います。

ここに亀山市の情報バンク制度を利用するための申請書というのがあります。こちらのほうが空き家の提供者のほうで、こちらが空き家を利用したい希望者のほうの申込書になっております。これ内容を見ると、結構少ないんですけども、申請をする内容というのはこれだけになります。ちょっとどうなんだろうと思うのは、本当にこれだけの書類で大丈夫なのかと私は思ったんですけども、例えば利用目的であったり、定住するかどうか、あと家族の構成とか、あとは希望条件とかそういったもの、それから誓約書というものが、例えばこの中には載っています。

しかしながら、例えばもし間接契約の場合のように不動産業界を通す場合というのは、借りる前に事前審査などを通すんですけども、仮に直接契約をしたいということで個人が契約を結んだ場合、直接契約になるとこういう個人情報というのは、詳細はここに書いてあるのでは全くわからない状態になっていると思います。

また仮に、万が一、借りたり買ったりした物件に後から登録情報に記載されていないようなふぐあい、例えば水漏れであったりシロアリがいたとか、いろんなことがあるかもしれませんし、もちろん万が一の話ですけども、賃貸契約した後で家賃を滞納してしまうということも考えられなくもないです。これももちろん何回も申しますが万が一の話ですけども、こうした問題が契約締結後に生じた場合、さすがに一般人の方ではこういった問題に対処するというのは困難であると思います。

そうすると、幾ら市は交渉や契約に関する仲介は一切行いませんと事前に告知しているとはいえ、情報提供をした市にも責任が追及される可能性というのが出てくるのではないのでしょうか。そのく

らい市の信用というのは大きいと私は思いますが、このあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどもその要件の中に、亀山市に移住もしくは定住し、自治会などにおいて地域住民と協調して生活することができる者というようなことも確認すると。当然、それだけの意識の高い方がお越しいただくというような前提もございますし、それから当事者間で取引をされるというのは、それだけのリスクをその方同士で確認した上でやられているというふうに考えております。

また、当然そういうことがご心配な場合のことを考えまして、この不動産の2団体の方と協定を結んでおります。ですから、それをご利用いただくということが原則になっておりますので、当然、こちらに書かれたもので何もかも無視をするということではないんですけれども、原則はそういうふうな考え方でして、当然これ契約行為でございますので、そういうふうに理解しております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

それでしたら、やっぱり直接契約を書かないほうがいいんじゃないかなとも思うんですけれども、いろいろ事情はおありだと思いますし、空き家バンク制度自体を利用していただくという意味でも余りいろいろ細かいことを書く手間がかかると利用がまた難しくなるということも考えられます。

ただ、しかしながら、やはりもう少し万が一の問題というのを未然に防ぐための対策というのは市でとっていただければなあと思います。

例えば、これは静岡市の中山間地域空き家情報バンクの協議申出書なんですけれども、同じように亀山市のように幾つか書く欄がございます。これも大体似てはいるんですけれども、ただ少し細かくなっておりまして、亀山市のほうでは利用申し込みをする際に、名前や住所、家族構成などしか個人情報を書いてありませんし、また誓約書についてもこの制度の趣旨を理解していること、それから申し込みの記載事項に偽りがなく、情報をほかの目的に使用しないことを制約するというだけの簡単なものなんですけれども、静岡市では登録申し込みをする際に、契約において一切市に迷惑をかけないこと、入居の際、自治会に入会し当該地域の住民として自覚を持つこと、情報の取り扱いの注意についてなどを誓約する旨の誓約書が1枚。そして、過去1カ月以内の住民票と固定資産税、及び市民税の納税証明書などの添付書類が必要となってきます。

直接契約をする際には、このような相手の信用を裏づけるためのものをきちんと提出する義務をつくるなどして、後々問題の発生を防ぐ対策はある程度は必要ではないかと思えます。

ぜひほかの自治体など、空き家バンク制度を導入しているところを研究していただき、万が一の問題が起こることを未然に防ぐように対策をしていただきたいと思います。

次に間接契約のほうですけれども、先ほどご意見ございました。ここでは社会法人三重県宅地建物取引業協会、社会法人全日本不動産協会三重県本部に所属する会員さんへ、交渉、契約が依頼されているとあります。こういった専門の方に依頼すれば、先ほどのような不安は確かになくなります。当然、仲介手数料が発生するということです。

さて、これらの協会と市はどのようにかかわるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市のかかわりでございます。

不動産の仲介とか契約ともなりますと複雑な手続が多く、不動産業者に交渉、契約に至る部分を依頼するということが考えられます。そのために、市で社団法人三重県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会三重県本部とこの空き家情報バンクに関する協定というのを結んでおりまして、ここに登録している業者の皆さんを利用者の方に紹介しまして、そこから紹介された方が当事人同士の中で、契約の中へ入っていくという形でございますので、紹介をさせていただいておると、そういうような形になります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

亀山市の空き家情報バンク制度の仕組み、システムについては大体これで把握ができました。

次に、この空き家情報バンク制度の亀山市での現在の利用状況はどうかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンクの現在の状況でございます。

平成23年11月に市のホームページにおいて、加太地区の木造戸建て住宅の売買物件2件と、みどり町の木造戸建て住宅の賃貸物件1件の合計3物件の登録を行い、ホームページで情報発信をいたしました。その後、物件への問い合わせが十数件ございまして、その中の2名の方から登録物件の利用申し込みがあり、みどり町の物件につきましては数カ月の交渉を経てことし5月に市外の方との賃貸借契約がまとまり、また加太中在家の1物件につきましては、8月に市内在住の方と売買契約が成立したところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

3件の物件が紹介されていて、そのうちの2件が契約に至ったということで情報をいただきました。

6月定例会でも、空き家情報バンク制度について少しだけ触れたんですけども、やはり物件数がとても少ないのですが、この原因はなぜだと思われませんか。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

登録件数が少ないのはなぜかということでございます。

空き家情報バンク制度の施行後、物件の登録を希望される方から、家屋の2階部分とかその辺は

物置として利用しておるんで、1階部分だけを貸すことはできないのかとか、水回りが老朽化しておりまして下水道に接続することができてない、そんな物件でもよろしいかとか、それから長期間空き家になっておりますけれども、仏壇を動かさないで、それでもどうでしょうかとか、そのような問い合わせをいただいておりますが、賃貸借契約の上で支障があると考えられる場合は登録をお断りした物件も多数ございます。

そのような所有者のさまざまな事情があることも、この登録物件が少ないことの一因であると、そういうふうを考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

確かにさまざまな事情があると思います。その物件を物置に使っている場合や、お仏壇のこととかをお話で聞きましたけれども、確かにどうするかというのはとても難しいことだと思います。

しかしながら、私が思いますに空き家情報バンク制度の周知についても、やはりこれも問題になっているのではないかと思います。冒頭にも申し上げましたように、空き家バンクはかなり多くの自治体で実施されてはおりますけれども、実際に住居を探している人の空き家バンクの認知度というのはかなり低いということが調査でわかっております。やはり情報発信やPRが必要なのではないのでしょうか。

そこで、亀山市の空き家情報バンク制度のPRについて幾つかお聞きしていきたいと思います。

冒頭に、空き家情報バンクの認知度が少ないと申し上げましたが、亀山市で空き家情報バンクについての情報発信はどのようにしているのか。どこで亀山市の空き家情報バンクを知ることができるのかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

空き家情報バンク制度のPR方法でございますが、物件の募集については市の広報、ホームページ、自治会との協議などを行いPRいたしております。したがって、物件を探してみえる方からは主に市のホームページを見て、その問い合わせが多く寄せられておるような状態でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

広報やホームページ、そして自治会にもいろいろお話をされているということでした。

ほかの自治体について、ほかの自治体ではどのような工夫をしているのかを調べてみましたところ、やはり多くは亀山市と同様広報を活用したりして空き家バンクの重要性や可能性などを理解してもらおうよう努めていたり、また自治会と連携したり、地域の回覧板に空き家情報を募集する自治体もありました。

やはりまず問題としては、空き家の提供数が少ないということが上げられると思います。物件数がなければホームページを改良しても、大々的に広告してもPRに力を入れるのは難しいと思うのですが、空き家の提供数、空き家を提供したいという数をふやすためのおもしろい取り組みとして

見つけた例をここで申し上げますと、例えば山梨市では、市が発送する固定資産税などの税関係の封筒に空き家情報を募集する内容を書いたスタンプを押すなどして、空き家バンクをPRしています。また同様に、呉市でも市の公用の封筒に空き家バンクに登録しませんかという文面を印刷しております。

こういったやろうと思えばすぐできる工夫というのはあると思うのですが、こういうことについてはどうお考えでしょうか、ご所見をお願いします。

○議長（小坂直親君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

確かに登録物件が少ないということで、現在、亀山市のホームページでリンク数も少ないということになってございます。

そういうことでもんで、空き家の登録数が多くなりましたら亀山市のホームページを例えば日本移住交流ナビとか、全国空き家情報サイトなどの全国版の空き家の情報バンクのほうへリンクをするというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

いろんな手法は、またこちらもご教示いただいたものがありまして、こちらでまた検討できるものがありましたら積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

先ほど情報サイト、全国空き家バンクナビみたいな、そういう情報を全国的なものを扱っているサイトも確かにございます。それもまた後で紹介したいと思うんですけども、まず先ほどは空き家の提供数について言ったんですけども、今度、空き家を探している人への情報発信、こちらも必要であると思います。

先ほど、亀山市の空き家情報は市のホームページなどで掲載されているとおっしゃいましたけれども、ほかの自治体ではホームページにもさまざまな工夫をされております。それらの多くで見受けられる工夫というのは、空き家を物件としてPRするだけでなく、地域情報も同時に掲載するという取り組みです。

空き家バンクを利用するメリットというのは、自治体などの公的機関が運営することに対する信頼性と情報量になります。その物件だけでなく、それに付随するさまざまな情報、例えばその地域の風土や気候、それから病院や学校などの生活情報や地域のルール、慣習、そういうほかでは得がたい情報というのを自治体が開知しているということで空き家バンクに成功している自治体のホームページや、物件情報にはそういったものが書かれていたり、また相談窓口でそういったきめ細かな情報提供をしたりしています。

また、静岡の空き家バンク制度を例に出すんですけども、例えば静岡の中山間地域の空き家バンク制度のページは、まず静岡市を地域ごとに分けて、その地域の特徴やイベントや売りになる部分などを、写真などを織りまぜながら掲載されております。また、中山間地域の活性化に向けた取り組みビデオや移住の実践者からのメッセージ、そして移住者ブログを載せるなどの工夫もございます。あともう1点、さまざまところにリンクが張られておりまして、例えば「オクシズ」と

いう奥静岡のほうの魅力発信サイトにリンクをさせたり、「杜の里」ブログというそこに住んでいる移住された方のブログをつけたり、あと「ゆとりすと静岡」という静岡県の交流促進課のサイト、それから「交流居住のススメ」という総務省のサイト、そして「JOIN」という、先ほどちょっとお話にありましたけれども、民間の全国空き家バンク交流サイトみたいなのがリンクとして張られています。

ここで申し上げたいのは、お金をかけてホームページをつくり直せとか、そういったことではなく、例えば最後に上げた他のサイトへのリンクなど、ほかの媒体を利用してはどうかと申し上げております。ホームページを新しく更新したりとか何かすると、とてもお金がかかるという話を以前伺ったことがあるんですけども、ほかのページにリンクさせたりするのはそれほど手間がなくていいのではないかなと思いましたが、お話を伺ったので申し上げます。

先ほどの静岡市の例のように、例えば国であったり県であったり、そしてそういう全国サイトであったり、そういったものに発信するための取り組みというのをやっていけばいいかなと思います。というのも、私が思いますに、亀山市に移住、定住を促進するという意味で空き家情報バンク制度をつくったわけなんですけれども、例えば都内に住んでいる方が亀山市をいきなり見つけてくれるということは恐らくないです。いきなり亀山市のホームページに行ってみよう、そして空き家情報バンクを探してみようというふうにはきつとなりません。その前に、まず例えばどこかに家を建てたいとか、どこかの地域に引っ越したいなというときには、空き家バンクという言葉を検索して、その後空き家バンクに対する検索のもの、リストがいろいろ並んできて、そこからどこにしようかなと選ぶ、旅行のときと一緒に思うんですけども、そういう順番になるので、まずは亀山市のホームページだけでやっていくというのはとても限界があると思いますので、そういった全国版の空き家情報サイトに載せる必要というのは考えていただければと思います。

空き家情報バンク制度については、私が何度も今までも議会で申し上げておりますふるさと納税制度と同様で、工夫とか努力次第でさまざまな可能性を生み出す制度であると思っております。ほかのサイトとリンクするだけでなく、例えばフェイスブックなどのSNSを連動することで新しい情報を随時更新していくこともできるのではないかと思います。

また、これから亀山市もシティプロモーション事業のほうで亀山市を広く動画や音楽と一緒にPRしていくと聞いておりますが、こういったものもぜひとも空き家バンク制度にも活用していただけて、多くの方に亀山市のすばらしさを知っていただければと思います。

最後に、空き家バンクの可能性ですが、空き家バンクでトップクラスの実績を誇る島根県の雲南市では、空き家バンクの開講以来、毎年100件余りの相談が寄せられ、毎年60名程度の移住につながっているそうです。これは平成17年4月から平成21年の11月までの累計では、116世帯287人が雲南市に移住し、そのうち88世帯が空き家バンクに登録されていた空き家に今も居住されているそうです。かなり多くの数だと思います。

特に、雲南市では若い世代の移住者が多く、移住者全体の約60%が20代、30代の方だそうです。もちろんこの実績の裏には空き家バンク制度だけでなく定住後のフォローなどたくさんの努力や工夫もあるんですけども、しかしながら亀山市の空き家情報バンク制度の目的というのはまさにこれなんじゃないかと私は思っております。

そこで最後に、市長に亀山市の空き家情報バンクの制度に対する思いや意気込みをお聞きして、

質問を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

きょう何点か、さまざまな角度からご提案をいただきました。これはしっかり研究をしていきたいというふうに思っておりまして、その意味で、今も島根県雲南市の事例を少しご紹介いただきましたが、やっぱりその辺、亀山市、とって情報発信を含め弱いところではないかというふうに思っておりまして、そういう意味でこの空き家情報バンク制度がまさに他市から本当に移住、定住をいただけるような、そういう仕組みとしてきっちり機能できるように改善や創意工夫をしてみたいというふうに思っております。

人口は少し外国人が減っておりますが、現在、日本人の亀山へ入ってきていただく方というのは年々ずうっと増加の傾向できておりまして、その中で今後持続的なことを考えますときに、今少し触れていただきました若い世代の皆さんや子育て世代の皆さんがやっぱりこのまちに魅力を持っていただいて、来ていただけるような総合的な質を高めていかななくてはならん。そういう意味で、この空き家情報バンク制度を本当にしっかり研究させていただいて、より魅力的な制度として構築をしていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

もう1個、最後なんですけれども、最後にこれ皆さんにお配りしました概要図があるんですけども、ちょっと追加でここに電話番号を書かせていただきました。空き家情報バンクは建設部の建築住宅室で、電話番号を書いたんですけども、これきょう傍聴にいらしていただいた方から、何でこれ電話番号を書かないと広報にもならないじゃないというふうにご助言いただきました。

私もきょういろいろ提案させていただいたんですけども、やはり市民の方からも提案いただいたりとか、それがとても役に立ったりとか、ああそうだなと私も気づくことがありましたので、最後にちょっと申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明14日から26日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明14日から26日までの13日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの27日は午前2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時10分 散会）

平成24年9月27日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成24年9月27日（木）午後2時 開議

- 第 1 議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について
- 第 2 議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について
- 第 3 議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について
- 第 4 議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 5 議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第62号 平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第63号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第64号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 18 議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 第 19 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第 20 議案第72号 財産の取得について
- 第 21 請願の審査報告
- 第 22 議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 23 常任委員会の所管事務調査の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上 友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野 光雄	書記	松村 大
書記	山川 美香		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る11日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第53号から日程第20、議案第72号までの20件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第53号	亀山市防災会議条例の一部改正について	原案可決
議案第54号	亀山市災害対策本部条例の一部改正について	原案可決
議案第55号	亀山市暴力団排除条例の一部改正について	原案可決
議案第56号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第72号	財産の取得について	原案可決

平成24年9月20日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第71号	工事請負契約の締結について	原案可決
--------	---------------	------

平成24年9月18日

産業建設委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 小坂直親様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第57号	平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第58号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第59号	平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第60号	平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第61号	平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第62号	平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第63号	平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第64号	平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第65号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第66号	平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第67号	平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第68号	平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定
議案第69号	平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について	認定
議案第70号	平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	認定

平成24年9月25日

予算決算委員会委員長 大井捷夫

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、高島 真総務委員会副委員長。

○1番（高島 真君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私からご報告いたします。

当委員会は、去る11日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、20日、委員会を開催いたしました。

まず、議案第72号財産の取得について、購入する消防ポンプ自動車の装備や性能について質疑があり、700リッターの水槽や自動巻き取り装置つきサイドプル方式吸管など、主な装備についての説明がありました。また、入札結果についての質疑があり、これは指名競争入札による結果であり、入札自体に問題はないとのことでした。

次に、議案第56号亀山市火災予防条例の一部改正について、火気設備等の対象となる電気自動車の急速充電設備の規制範囲や規制について質疑があり、対象となる充電設備は業務用として設置する20キロワットから50キロワットまでが適用となり、詳細な規則は現在改正の途中でございました。

次に、議案第53号亀山市防災会議条例の一部改正について、議案第54号亀山市災害対策本部条例の一部改正について、議案第55号亀山市暴力団排除条例の一部改正については、いずれも質疑等はなく、付託された議案の5件につきまして、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀産業建設委員会副委員長。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

当委員会は、去る11日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、18日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第71号工事請負契約の締結について、亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事の契約について、提出された資料に基づき、随意契約の理由や改良内容について質疑がありまし

た。これについては、溶融炉の耐火物の材質や形状そのものが特許であり、他の業者では施工が不可能である。また、施設の老朽化による延命化、省エネルギー化、コスト削減という目的達成のためには、施設建設時から本溶融炉を熟知する日鉄環境プラントソリューションズ株式会社が本工事を遂行できる唯一の業者であると判断するというものであります。

質疑終結後の委員間の自由討議では、ごみ処理施設は市民生活に直結するものであり、安心な市民生活のために本施設の整備・機器の老朽更新による延命化を図るため、随意契約としたことは妥当である。今後の施設の維持管理や施設更新の検討に向けて専門職員等の人材確保や育成の必要性について、また契約については今後も十分な検討を行い、慎重に行うようとの意見がありました。

採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

暫時休憩をいたします。

（午後 2時06分 休憩）

---

（午後 2時21分 再開）

#### ○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大井捷夫予算決算委員会委員長。

#### ○21番（大井捷夫君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で付託のありました議案第57号から議案第61号までの平成24年度各会計補正予算の5議案については、11日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することと決定し、18日に産業建設分科会、19日に教育民生分科会、20日に総務分科会を開催し、審査を行いました。また、議案第62号から議案第70号までの平成23年度各会計決算の9議案については、24日、25日の2日間にわたり当委員会を開催し、審査を行いました。

初めに、落合代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受けました。続いて、総務部長から健全化判断比率及び各会計資金不足比率の説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審査を尽くしました結果、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第64号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案については反対討論があり、それぞれ挙手による採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第68号平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第69号平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について及び議案第70号平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定については、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

なお、委員会として、1つ、平成23年度は行財政改革大綱2年目の取り組みの年であり、不交付団体から交付団体に転じる年でもあった。市税については、前年度より大きく減収する中で、国民健康保険税、使用料及び負担金などの滞納も前年度より増加している。財源の確保の視点からもこうした滞納の実態を分析し、過去からの経緯についてわかる資料を提出するとともに、収納体制の強化を図り、収納率の向上に取り組まれない。

2つ、予算編成時の基本的な考え方であった4年間毎年5億円の削減や、身の丈に合った予算規模等の行財政改革大綱の取り組みについても、決算との整合について必要な場で説明責任を果たされたい。

3つ、交付団体に転じたことも含め、財政力指数の低下や経常収支比率の上昇など財政が年々厳しくなっていることから、経費の削減や基金の有効な活用を図り、さらに財政の健全化に取り組まれない。

4つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、25日の決算議案の審査終了後、議案第57号から議案第61号までの平成24年度各会計補正予算の5議案について、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、その結果、議案第57号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、議案第58号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第59号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第60号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第61号平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

**○議長（小坂直親君）**

高島総務委員会副委員長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

高島議員。

**○1番（高島 真君登壇）**

先ほど、議案第56号亀山市火災予防条例の一部改正についてというところですが、「消防予防条例」と言い間違えまして申しわけございませんでした。

正式には、「議案第56号亀山市火災予防条例の一部改正について」でございます。失礼いたしました。

**○議長（小坂直親君）**

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小坂直親君）**

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第53号から議案第72号までの20件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

6番 福沢美由紀議員。

#### ○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算並びに議案第63号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び議案第64号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

まず一般会計決算です。

この予算案を審議したときに、市民の暮らしと営業を守る予算案かどうか、また限られた財源の中で徹底した無駄の削減や不要不急の事業の見直しはされたのかをただし、市民目線からそうすることが十分ではないと指摘し、予算に反対しました。平成23年度は、長引く景気低迷の中、市民の暮らしや中小企業の営業は厳しさが増した年でした。それを反映して、平成23年度決算では、市税の滞納額が22年度と比較して4,600万円増加し、9億円となりました。特に個人市民税と固定資産税が大きな比重を占めています。また、国民健康保険税はさらに深刻で、22年度と比較して4,600万円も増加し、5億8,000万円の滞納となり、収納率はさらに下がって62%にまで落ち込んでいます。保育料や市営住宅使用料の滞納額も、22年度と比較して増加しています。このように市民生活は厳しさを増す中、23年度決算は15億円という大きな黒字決算でありました。45億円もの財政調整基金も、市民のために使われることなく、ただ積み上げるだけ。

私たちがこの決算の認定に反対する第1の理由は、この厳しい市民生活を守るため、市民の負担軽減のための新たな措置が全くとられなかったことです。予算決算委員会で地方財政制度研究会の著書を引用し、幾ら黒字が大きくても、行政サービスの水準が一定レベル以下であるとすれば、その黒字の大きさは意味のないものとなると指摘しました。市民生活の困難を顧みない黒字は評価できません。その一方で、不要不急の事業であるリニア基金の積み立ては5,000万円を積み増しし、また庁舎建設基金は、建設は凍結、目標年度も示せないまま5,000万円の積み増しをしました。こうした決算を見るならば、私たちが22年度の決算を「ため込み決算」と名づけたように、23年度決算もため込み決算と言わざるを得ません。

反対する第2の理由は、個々の事業でも問題のある決算があることです。

まず不要不急の事業であるリニア基金はさらに積み増しし、23年度末には13億5,000万円にも達します。3月議会で示された中期財政見通しでは、平成28年度には財政調整基金が枯渇するという見通しを示し、歳入改革の推進を掲げ、市運行バス運賃の見直し、幼稚園・保育園の保育料の見直し、各種手数料の検討を打ち出し、さらなる市民負担を狙っています。一方で、見通しのないリニア基金に13億5,000万円まで積み増しし、もう一方では、行財政改革と称してさらなる市民負担を押しつける、このようなことは、到底市民の理解が得られるものではありません。また、正規職員と非正規職員がほぼ同数という異常な職員体制、完全給食を目指すことを示さず続けられる中学校のデリバリー給食、問題を抱える民設の学童保育所の公設化や老朽化した公立保育所の改築への取り組みがなかったこと、さらに失敗したとしか評価ができない事業仕分け事業など、問題の事業も少なくありません。

以上のとおり、市民の暮らしを守る立場から、平成23年度のため込み決算は認められません。

問題の多いこの決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。

平成21・22年度と、2年連続の国保税の大幅な値上げの後の1年間でしたが、依然として被保険者の生活は大変です。市の答弁で明らかになりましたが、国保世帯の年間所得が100万円以下の世帯が4割を占め、7割近くの世帯が200万円以下となっています。こうした所得水準では、現在の国保税は払いたくても高く払えないというのが多くの声です。3月の補正予算で議決した1億4,000万円の一般会計からの繰り入れは、国保財政の状況を考えれば、不用額とせず国保会計に入れるべきです。また、23年度の決算で生じた1億5,000万円は国保会計に残りますが、こうした財源を使って国保税を引き下げることが必要だったのにしませんでした。

当議員団は、国保税の値上げによって収納率は低下し、国保財政を悪化させ、さらなる保険税の値上げを招くという悪循環に陥る。これを断ち切るためにも、国保税の引き下げがどうしても必要だと何度も主張してきました。国保税の引き下げのなかった23年度決算では、22年度と比較して滞納額が4,600万円も増加し5億8,000万円となり、収納率はさらに下がって62%にまで落ち込み、まさに私たちの指摘どおりとなりました。保険税について、応益・応能の割合変更によって所得の低い方がより払いやすい税額になるのではないかと試算をするようにと再三私たちは議会で求めていますがいまだに示されないままです。

以上、述べたような問題のある決算の認定には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算です。

この後期高齢者医療制度は、お年寄りを大事にしない、長生きを喜ばない、問題の多い制度で、廃止すべきです。私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第62号平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第63号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第63号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第64号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第64号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第53号から議案第61号及び議案第65号から議案第72号までの17件について、一括して起立採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、

議案第53号 亀山市防災会議条例の一部改正について

議案第54号 亀山市災害対策本部条例の一部改正について

議案第55号 亀山市暴力団排除条例の一部改正について

議案第56号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第57号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第61号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第65号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第68号 平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第70号 平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第21、請願の審査報告を議題といたします。

請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成24年9月19日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

別表

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣 賛郎 外2名
紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣 賛郎 外2名
紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣 賛郎 外2名
紹介議員氏名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
委員会の意見	主旨を了とする
審査の結果	採 択

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成24年9月4日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市西丸町564 亀山市PTA連合会 会長 稲垣 賛郎 外2名
紹 介 議 員 氏 名	宮崎勝郎、中村嘉孝、鈴木達夫、福沢美由紀、竹井道男
委 員 会 の 意 見	主旨を了とする
審 査 の 結 果	採 択

○議長（小坂直親君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願4件に対する討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、請願第3号から請願第6号までの4件について、起立により採決を行います。

各請願についての委員長の報告は、いずれも採択となっております。

各請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、請願第3号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書、請願第4号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第5号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書の4件の請願については、いずれも採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択いたしました請願4件についての取り扱い及び意見書の字句の整理等については、

議長に一任願いたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま採択いたしました請願4件の取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願うことに決しました。

次に、日程第22、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の伊藤真理子氏が平成24年5月31日をもって辞任されたことにより、後任の委員として亀山市関町古厩134番地にお住まいの宮崎みつ子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成25年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意については常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第73号について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第73号について、起立採決を行います。

議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第73号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、日程第23、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題といたします。

各常任委員会委員長より、各委員会における所管事務調査の結果報告をいたしたいと申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、櫻井清蔵総務委員会委員長。

## ○22番（櫻井清蔵君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果についてご報告いたします。

平成23年3月の東日本大震災の発生から早くも1年6カ月が経過し、被災地の市町村では復興計画が策定され、復興の実現に向けて進められているところではありますが、多くの課題が山積しているため依然として進まない現状であり、一日も早い復興は十分な国の支援と地域力が必要不可欠であります。

このような中、特に近い将来において発生が予想される東海・東南海・南海等の地震が連動する大規模地震や局地的豪雨などの風水害が常に懸念される中、亀山市においても災害時における市民の安全・安心を確保するため、防災力の強化と自主防災力の向上が求められているところであります。

そこで、総務委員会では、安全・安心なまちづくりとして、特に防災体制の充実についてをテーマに設定し、亀山市の総合的な防災力の向上を図り、市民の安全・安心なまちづくりを推進するため調査・研究を行い、本年1月26日の委員会協議会に始まり、計7回の委員会を開催し協議を重ねてまいりました。

まず、現状把握のため、危機管理局から県下各市町の緊急時における情報伝達方法の取り組み状況を初め、市の一時避難場所及び指定避難所、防災倉庫の位置及び各防災倉庫に保有する備蓄品、災害時における各応援協定の概要及び災害後における主な支援体制や復興対策、また自主防災組織の結成状況などについて聞き取りを行いました。また、亀山市自主防災組織連絡協議会、かめやま防災ネットワーク、安心を備える女性の会CEF、亀山市PTA連合会の各代表者12名と、現状の市の防災体制に関しての意見交換会を実施しました。

意見交換会で出されました主な意見としては、災害などの緊急時における情報伝達方法が不十分であり、各個人の家へ周知できる方法を整備してほしい。衛星携帯電話の受信が困難であり、使用方法も周知されておらず、防災訓練等で定期的にテスト使用すべきである。地域別に指定している避難場所を見直す必要があり、指定避難所の案内表示等が十分でないところがある。毎年、防災訓練を実施する地域のみが訓練を行うだけで、それ以外の地域に居住する市民は、各自主防災組織での取り組みはあるが、特に訓練がない。防災ノートを配布しただけで活用されていないなどの意見が出されました。特に、緊急時における情報伝達については、確実な方法で周知してほしい要望や意見が大半を占めており、地域の市民は大きな不安を抱えていると改めて認識したところであります。当委員会としても、このことは重要な課題と捉え、市民ニーズに対応するための提案に向け市全体を考慮しながら議論を積み重ねてきました。

さらに、調査・研究テーマに沿った先進地の取り組みを視察し、静岡県富士市では同報系防災行政無線を設置し、現在デジタル化に向けた更新を図っており、そのほかにMCA防災無線やJアラ

ートの活用、コミュニティFMの受信装置として導入した防災ラジオの配付、また災害テレフォンサービスやメール配信など、あらゆる手段により市民に対して情報提供を行っており、また河川や海岸部に監視カメラを設置し、その映像を独自の部屋として整備されている災害対策本部室において確認ができ迅速な指令が発信できる設備が整備されていました。

静岡県藤枝市では、避難所の体制について、福祉避難所や災害時要援助者避難所も設置されており、指定避難所ごとに避難生活の方法などを定めた避難生活計画が策定され、また自主防災組織を強化するため、自主防災組織が実施する避難訓練や救出・救助訓練などの活動に対して運営補助制度の創設と指導員養成制度を導入し、地域防災力の向上に向けた取り組みが確立されていた状況を視察してまいりました。

このように、総務委員会として調査・研究テーマに掲げた安全・安心なまちづくりとしての防災体制の充実について、さまざまな意見等を集約し、検討した結果、課題・問題点は次のとおりである。

1つ、亀山市の緊急時等における情報伝達方法について、現在、旧亀山市と旧関町地域での伝達方法が異なっていることもあり、全市民に対して十分な伝達方法が構築されていない。

2つ、災害時等において災害対策本部を設置するに当たり、現状把握できる機器等や迅速な指揮命令ができる設備が整っていない。

3つ、指定避難所について、地域からの避難移動経路を含め一部効率的な避難場所として指定されていない。

4つ、全ての自治会において自主防災組織が結成されておらず、また地域防災力の強化を図るため自主防災組織への支援施策が十分でない。

よって、総務委員会として、亀山市の安全・安心なまちづくりとしての防災体制の充実について、全市民の安全・安心を確保するため、次のとおり市長に対して提言を求めるものであります。

1つ、緊急時における情報伝達方法として、全市民に対して瞬時にくまなく周知ができる情報伝達方法を早急に整備すること。

2つ、災害対策本部の場所について、災害時における迅速な対応を図るため専用の部屋を設け、現状把握及び指揮命令が的確に行える施設環境を整えること。

3つ、地域の実情に見合った避難所を指定するよう見直しを図ること。

4つ、全自治会に自主防災組織を結成させるとともに、地域防災力の向上とさらなる自主防災組織の強化を図るため十分な支援策を講じること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

#### ○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

少子・高齢化が進む中で、高齢化対策とあわせて、子育て支援施策は重要度を増してきております。また、現在の経済・社会情勢から、子供を持つ親として、特に働く女性がふえている状況であり、子育て支援施策の中でも学童保育所の存在意義はますます重要になっております。

教育民生委員会では、こうした背景を踏まえ、子育て支援施策全般を見ながら、その中での学童

保育所の位置づけについてをテーマに設定し、学童保育所の課題・問題点について調査・研究を行い、本年1月24日の委員会協議会に始まり、計9回の委員会を開催し、学童保育所の充実に向け協議を重ねてまいりました。

まず、現状把握のため、健康福祉部から、現在市が実施している全ての子育て支援策としての事業概要や概算事業費及び財源など、また児童福祉法など学童保育所の法的な位置づけや市内の学童保育所の事業形態、入所児童数、指導員数と待遇、保育料などについて聞き取りを行いました。さらに、市内の公設1カ所と問題が多いと思われる民設の3カ所の学童保育所を選び、主に建物、設備や立地環境などを視察し、特に民設の学童保育所においては、抱えている課題・問題点など現場を見るとともに聞き取りを行いました。

続いて、調査・研究テーマに沿った先進地の取り組みを視察し、長野県松本市では、放課後児童対策としては小・中・高校生を対象とした居場所づくりの施設として、27館ある児童館や児童センターを開放しておりました。公設公営の学童保育所では小学校の空き教室を利用し、1年から6年までの児童を預かり4つの教室を利用しているため、施設面や職員体制は充実しておりました。一方、民設民営の学童保育所は、建物が古く児童数からすれば窮屈であるが、公設公営にはない手づくりおやつなど、さまざまな行事を保護者とともに行うことで、家庭的な雰囲気大切にしている状況でありました。松本市の学童保育所は40年ほどの歴史があり、強い思いで運営に取り組みされており、また1小学校区に公設公営と民設民営の学童保育所がそれぞれ存在しているところもあり、さらに民設民営の学童保育所がNPOを立ち上げ、資金面や指導員の欠員対応、補助金申請などの事務処理の一元化など、共同経営を行っている状況を視察してまいりました。

次に、学童保育所を運営している亀山市学童保育所連絡協議会と、学童保育所を利用している保護者がいる団体として連合三重亀山地域協議会と亀山市PTA連合会の各代表者14名と、運営形態による問題や市の子育て支援施策について意見交換会を実施いたしました。

意見交換会で出された主な意見としては、まず運営形態での課題・問題点などについては、指定管理者制度になっているが、学童保育所はなじまない。建物を借りているため最小限しか改装ができず、トイレなど施設が不十分であり、子供が暮らす場所に向いていない。コミュニティセンターの一室を借りているため使用上の制約が出る。空き教室を利用すべき。学童保育所はできれば公設にすべきである。学童保育所は、安心して預けられる施設として公設で願いたい。学童保育所までの距離が遠く、地震のときが心配。

次に、子育て支援施策の中での学童保育所の位置づけ及び役割などについては、学童保育所があることで親が安心して働ける。異年齢の子供と過ごすことなどで子供の成長や生きる力がつく。学童保育所は学校と家庭の中間の場所で、地域での子育ての場所である。学童保育所は、保護者との話し合いの中で運営されており、保護者との協働事業でキャンプなどをやっている。保護者も子供も学ぶ場になっている。保護者にとって、安心・安全な学童保育所であることが大事である。また、保護者の勤務時間に応じた保育を望む。補助金については、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつの負担割合になっているが、市単独分としてふやすことも必要である。10人未満の学童保育所は3年たつと補助金がなくなり、運営できないなどの意見が出されました。特に、安心して子供を預けられる公設での学童保育所を望む要望や意見が大半を占めており、また民設の学童保育所において、多くの問題を抱えていることを改めて認識したところであります。

当委員会としても、このことは重要な課題として捉え、市民ニーズに対応するため、提案に向け市全体を考慮しながら議論を積み重ねてきました。

このように教育民生委員会として調査・研究テーマに掲げた子育て支援施策としての学童保育所の位置づけについて、さまざまな意見等を集約し検討した結果、課題・問題点は次のとおりです。

1つ、子育て支援施策の中での学童保育所の位置づけについては、学童保育所は親が安心して働くための事業として、また子供に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業として児童福祉法で位置づけられている。同時にこうした事業により子供の成長や生きる力を育み、親の交流や地域での子育ての場ともなっている。しかし、現状は市としてこうした位置づけが十分ではなく、施設、設備や補助金などさまざまな課題・問題点を抱えている。後期基本計画に学童保育所の充実がうたわれているが、具体的な実施計画が示されていないのもこうしたことを反映している。さらに、福祉と教育の連携も十分とは言えない。

2つ、民設の学童保育所が抱えている問題については、借用のため長期間の使用に不安があること、子供の生活の場への改造が十分にできないこと、施設の安全面で問題があっても公費で修繕等ができないこと、さらに学校との距離が遠い学童保育所があることなど、学童保育所としての施設や環境に重大な問題も存在している。

3つ、公設、民設を問わず、市内の学童保育所が抱えている問題については、小規模な学童保育所では児童数により補助金が打ち切られる不安があることや、国や県の基準による補助金だけでは十分な運営ができないという問題がある。

よって、教育民生委員会として学童保育所を充実させるため、下記のとおり市長に対して提言を求めるものであります。

1つ、子育て支援施策の中での学童保育所の位置づけを明確にし、福祉と教育との連携をより強化し、後期基本計画に掲げた学童保育所の充実の具体化を示すこと。

2つ、学童保育所の施設については公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子供が生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとすること。また、今後改築が予定される小学校には、敷地内に学童保育所のスペースを確保すること。

3つ、国・県・市の補助金の負担割合にとらわれず、市単独の負担も含め運営経費の拡充を図ること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

#### ○議長（小坂直親君）

次に、前田 稔産業建設委員会委員長。

#### ○17番（前田 稔君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

当委員会では、委員間で調査・研究テーマについて議論した結果、市民全般にかかわる問題であるごみについて、ごみ自体を減らすこと（リデュース）や再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を進め、環境に優しい取り組みについて研究すること、また市の熔融処理施設の処理コストや長寿命化に係る費用が高額であることから、他の処理方法と比較研究したいという意見が多く出されました。そこで、これからのごみ処理についてをテーマに設定し、ごみの減量、処理コストの

削減について、本年の1月25日から7回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

当委員会では、まず廃棄物対策室から亀山市のごみ処理量及び処理経費の推移、溶融処理施設に係る経費等や市のリサイクルの取り組みについて聞き取りを行い、現状把握に努めました。

次に、亀山市自治会連合会や亀山市地区コミュニティ連絡協議会、亀山市老人クラブ連合会など8団体、有限会社関清掃、有限会社井田川清掃の2業者の代表者14名と、ごみの減量・処理コストの削減について意見交換を行いました。意見交換会では、主な意見として、亀山市は溶融炉だから何でも燃やせるので分別が容易であるが、他市では分別が厳しい現状である。リサイクルについて真剣に考える時期である。ごみ処理コストのほとんどが、溶融炉のメンテナンスであり処理コストが高い。将来に向けてごみを出さないまちにするという理念を打ち出す必要があるというような意見が出されました。

さらに、調査・研究テーマに沿った先進地として徳島県吉野川市、上勝町、そして当市とは仕組みもコストの面でも異なる溶融処理施設を持つ中央広域環境センターと鳴門市クリーンセンターを視察しました。

吉野川市では、吉野川市のごみ処理を考える市民会議を設置し、吉野川市ごみ減量化緊急行動計画を策定しごみ処理対策に取り組んでおり、特に段ボールコンポストの普及のために、基材（ピートくん）の無料配布や水切り器具の普及に取り組まれておりました。

上勝町では、リデュース・リユース・リサイクルなどの実践や、焼却・埋め立てごみを限りなくゼロに近づけようとするゼロ・ウェイスト施策に取り組んでおり、生ごみは各家庭で堆肥化し、生ごみ以外のごみは34品目に分別されております。行政によるごみ収集は行っておらず、ごみステーションへ直接持ち込む、持ち込みが不可能な人には有料で回収しているということでありました。

また、鳴門市クリーンセンターは、流動床式ガス化溶融炉とリサイクルプラザをあわせ持っており、建設費は他の溶融炉施設に比べてはるかに安く、CO<sub>2</sub>排出量が低いのも特徴であり、日曜・祝日・夜間は業者委託で、それ以外は専属の職員が運営をしているということから、施設の補修・修繕は委託業者任せになることもなく、委託料や処理コストの削減に大きく寄与しているということでありました。

このように、産業建設委員会として、ごみの減量化・処理コストの削減についてさまざまな意見を集約し検討した結果、課題・問題点は次のとおりである。

1つ、当市では、ごみを直接溶融処理するため、ごみの分別は品目も少なく容易であることから、多くの市民が何でも燃やせるというイメージを持っており、ごみに対する関心が低く、1人当たりのごみの排出量が多くなっている。したがって、CO<sub>2</sub>を削減し、環境に配慮したごみ処理をするために、また溶融炉の性能水準を維持し、施設の延命化を図るためにも、ごみの減量化を進めていく取り組みや啓発は重要な課題であり、コストの削減にもつながる。さらに、事業所からの一般廃棄物の減量化についても啓発していく必要がある。これからのごみ処理を考えるならば、この点を行政と市民が協働して克服していかなければならない。

2つ、当市の溶融処理施設のイニシアルコスト、メンテナンスコスト、ランニングコストは他の溶融処理施設のコストよりも非常に高く、CO<sub>2</sub>の排出量も多い。

3つ、ごみ集積所の管理・運営は各自治会でされており、施設の規模等は地域によって異なるが、不十分な施設や設置されていない地域がある。

よって、産業建設委員会として、亀山市のこれからのごみ処理について、ごみの減量化と処理コストの削減を目指すため、次のとおり市長に提言を求めるものであります。

1つ、ごみの分別品目は少なく容易な分別であっても、ごみそのものを出さないという意識づけやごみに対する関心を持つためにリデュース・リユース・リサイクルの取り組みの啓発を行うとともに、行政と市民が協働して資源ごみの回収等を促進し、回収品の有効活用のための仕組みづくりを行うこと。また、事業者へ廃棄物の排出抑制の取り組みについて働きかけること。

2つ、溶融処理施設については、委託業者と対等の立場で技術的な議論ができるよう専門職員を養成し、今後の維持管理において、一層のコスト削減とCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めること。

3つ、ごみ集積所の施設整備については、自治会への補助金の交付はもとより、環境衛生を考慮して積極的な働きかけを行うこと。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成24年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後 3時15分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月27日

議 長 小 坂 直 親

副 議 長 片 岡 武 男

3 番 尾 崎 邦 洋

1 4 番 宮 崎 勝 郎